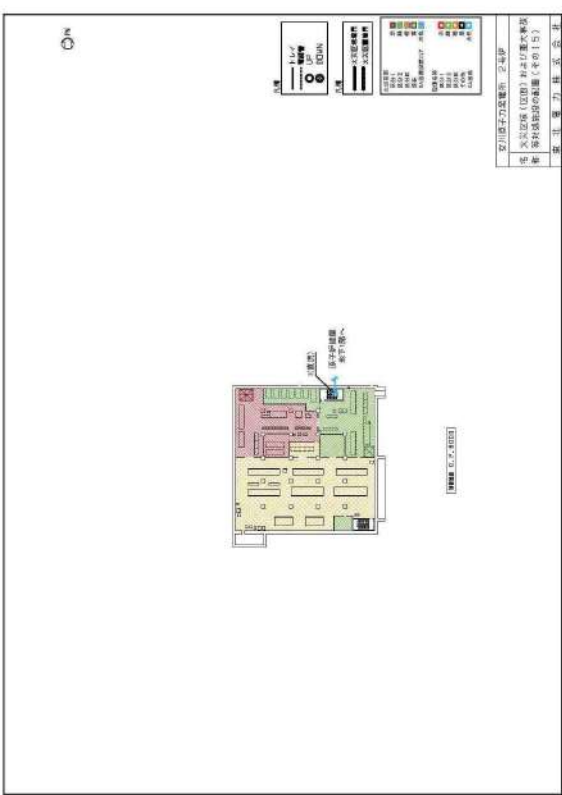
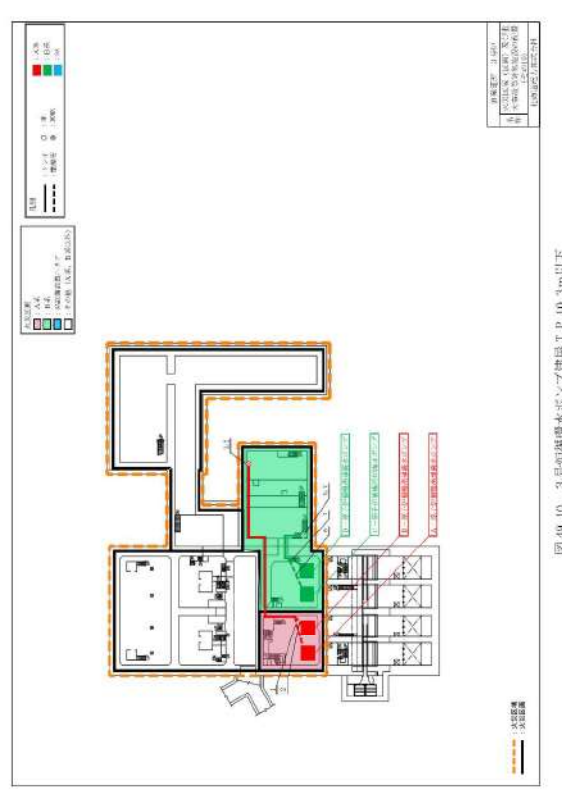


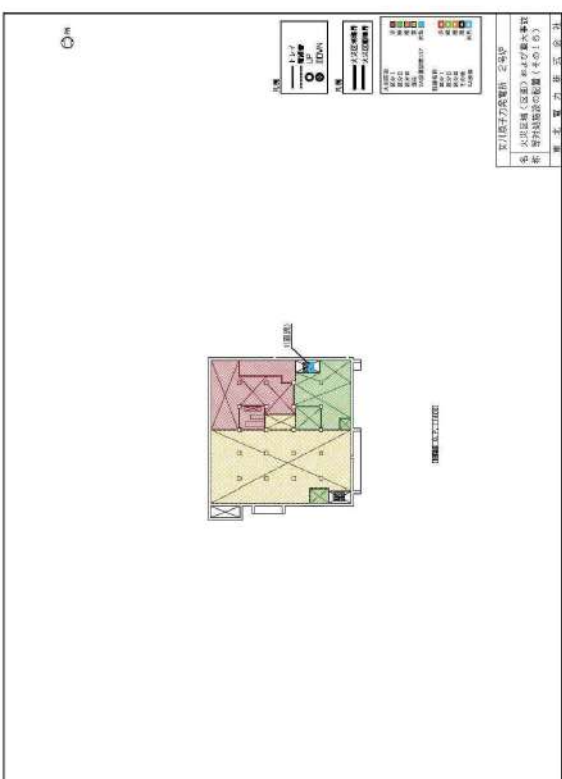
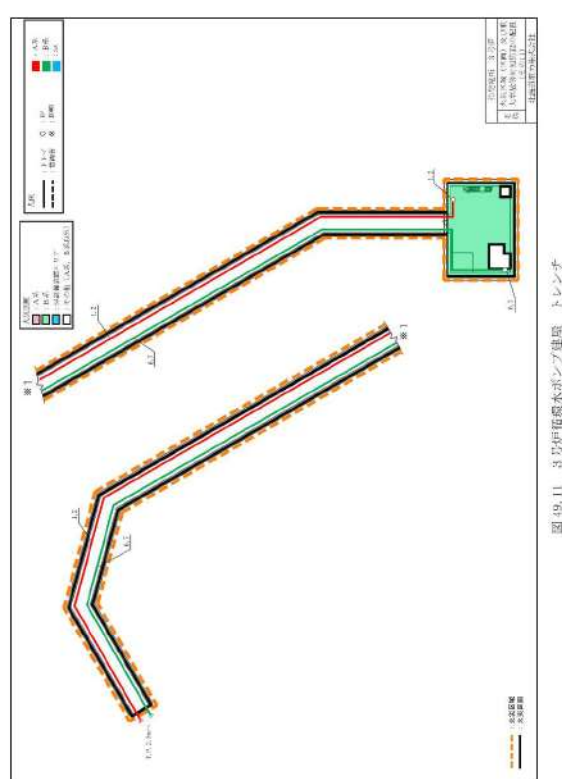
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-10 2号伊弉諾球屋 地下1階</p>	 <p>図49-10 3号伊弉諾球屋 B1P.10.3m以下</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

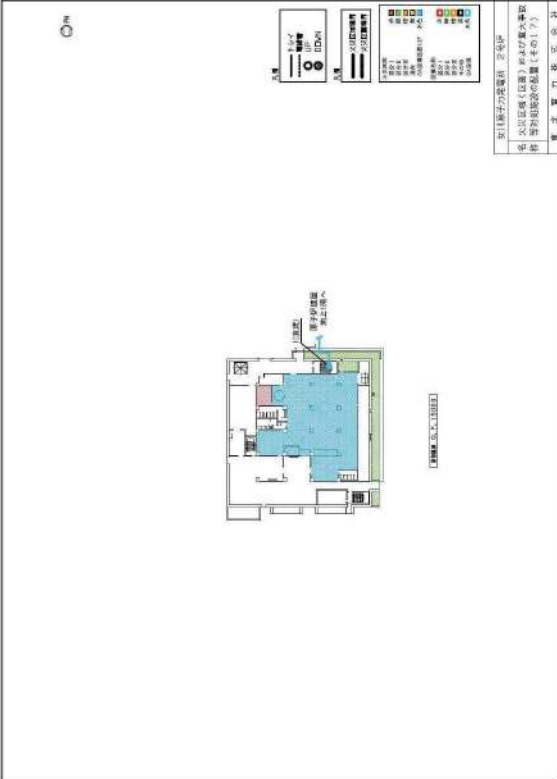
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>	 <p>図 49-11 3号炉種炭水ポンプ建屋 トレンチ</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

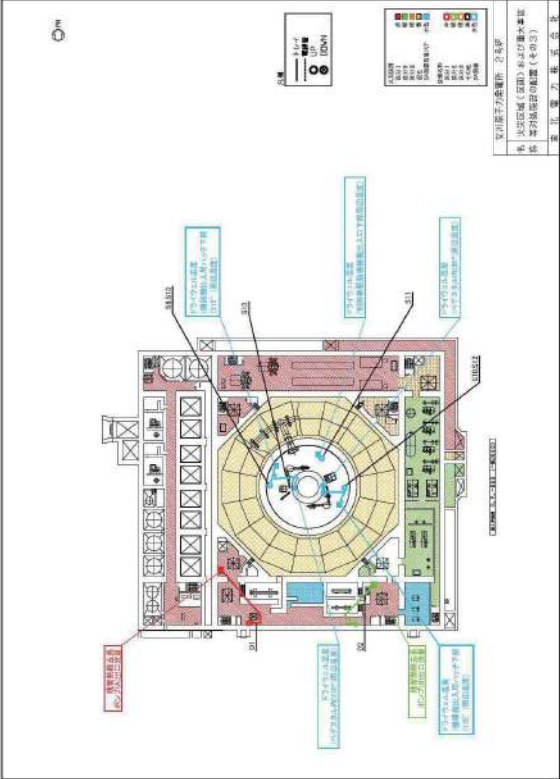
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊弉御魂屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

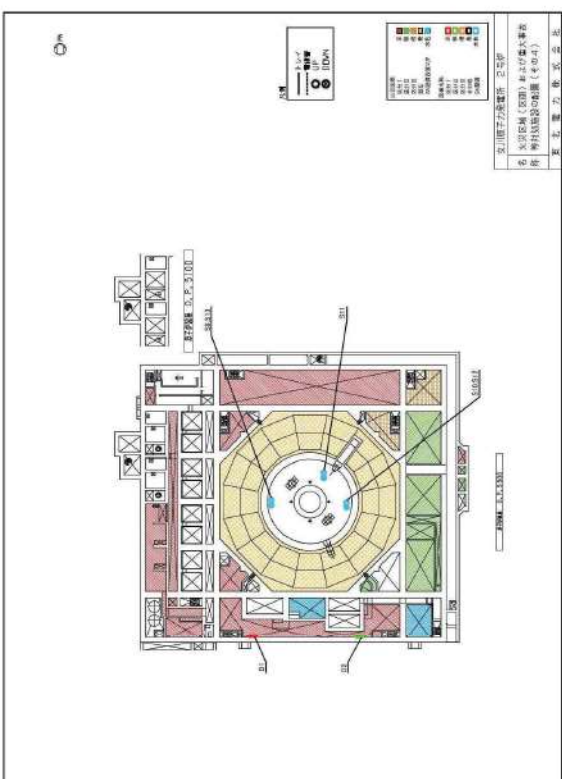
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

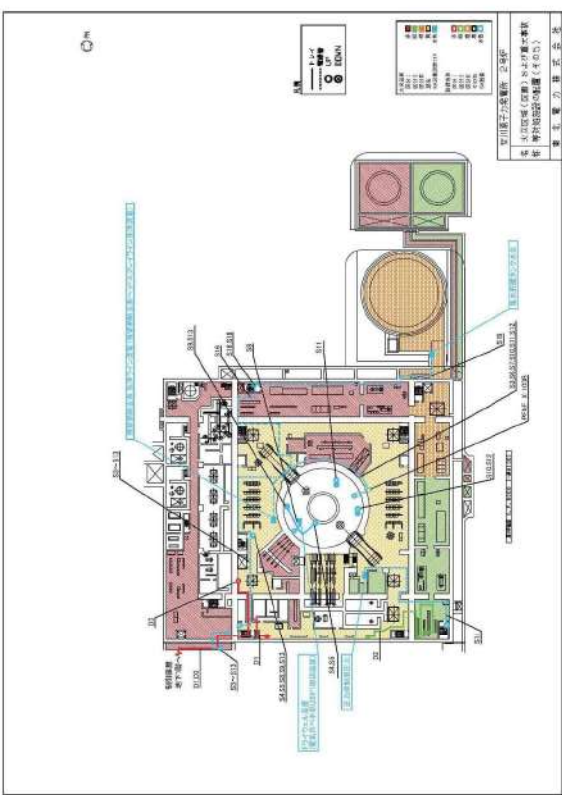
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

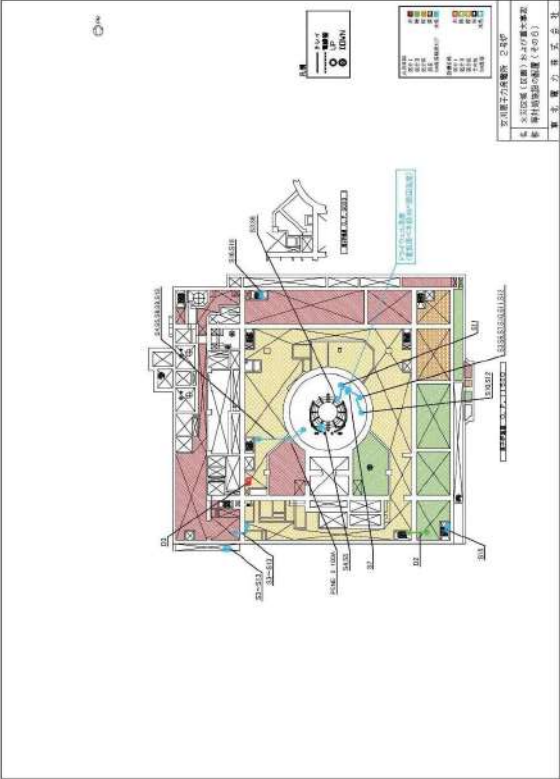
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

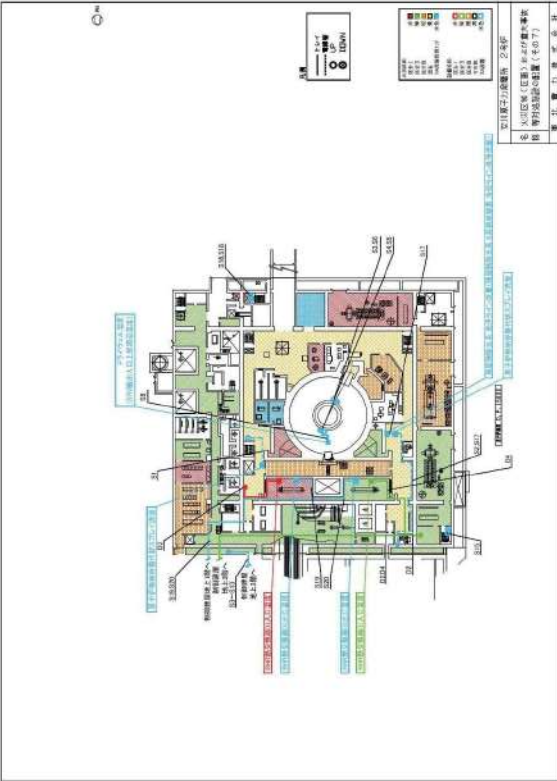
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

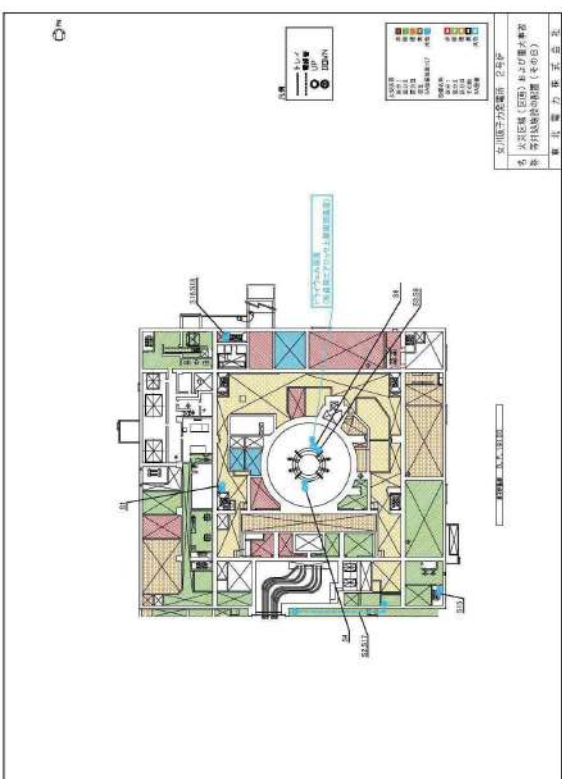
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

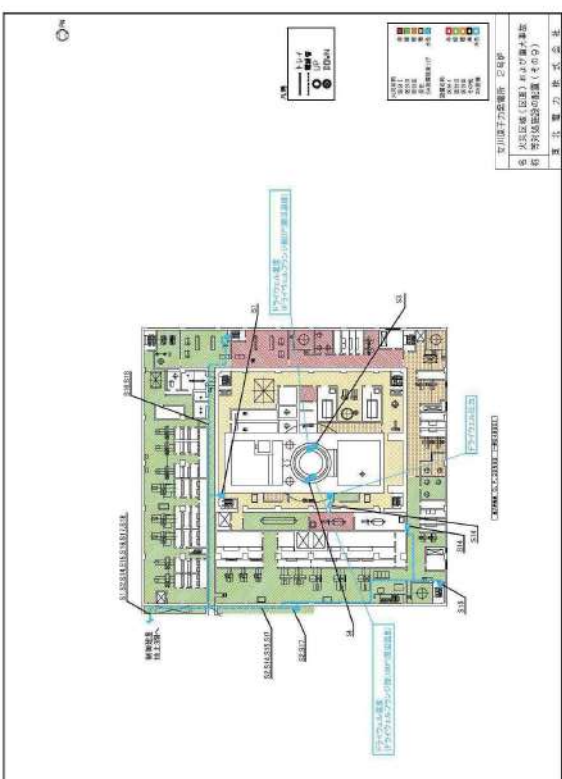
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

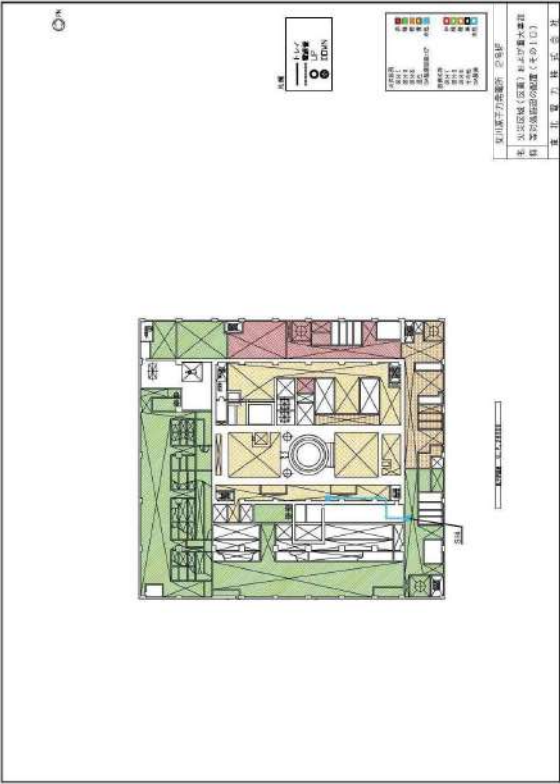
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子力建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

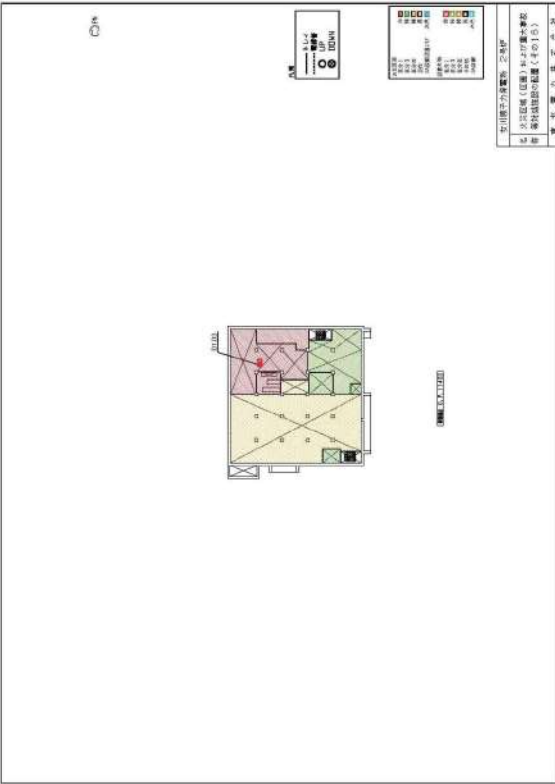
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 978">図 49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1227 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

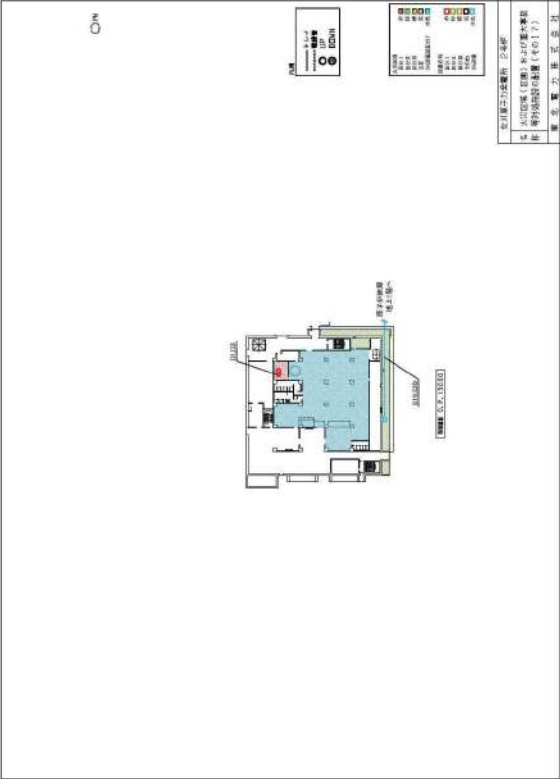
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

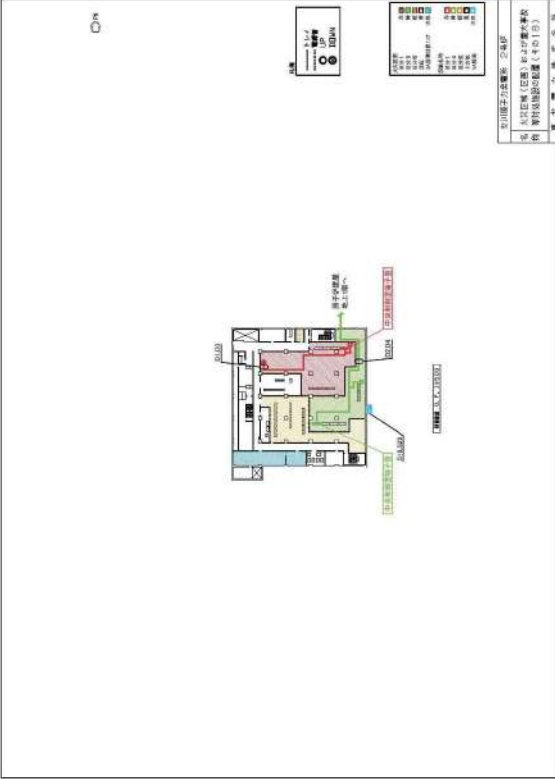
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 979">図49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

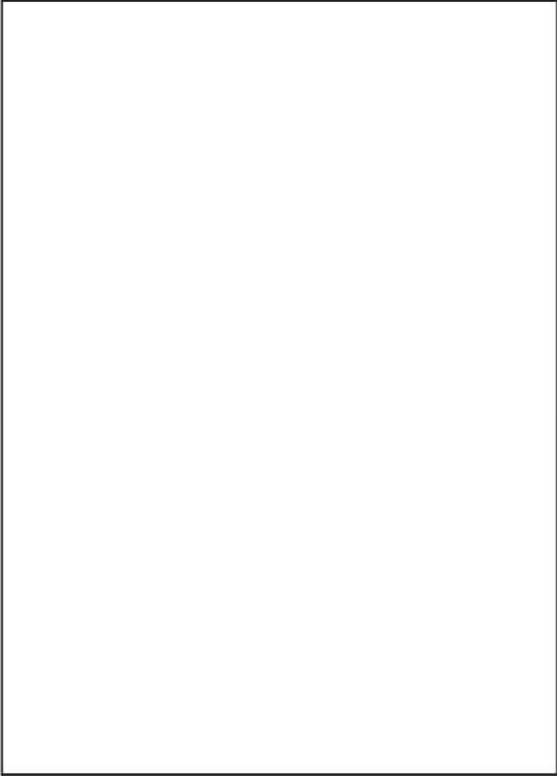
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

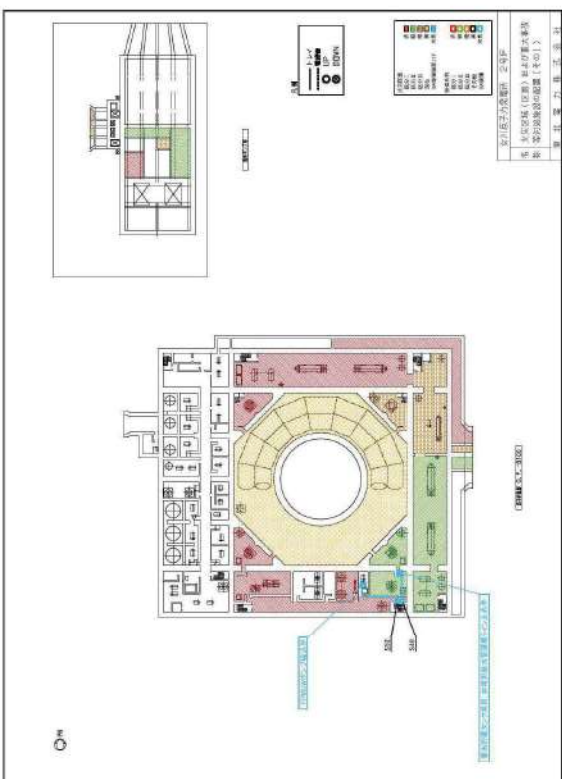
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 959 1077 976">図 49-25 2号炉測御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="904 986 1218 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

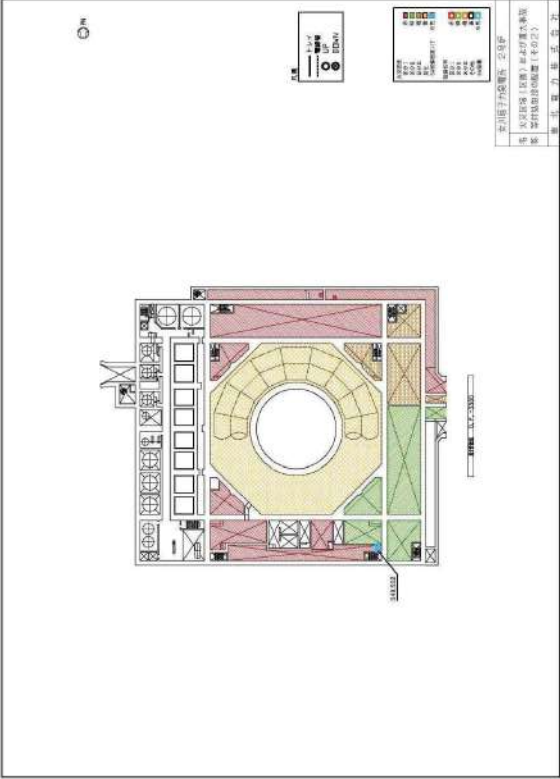
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

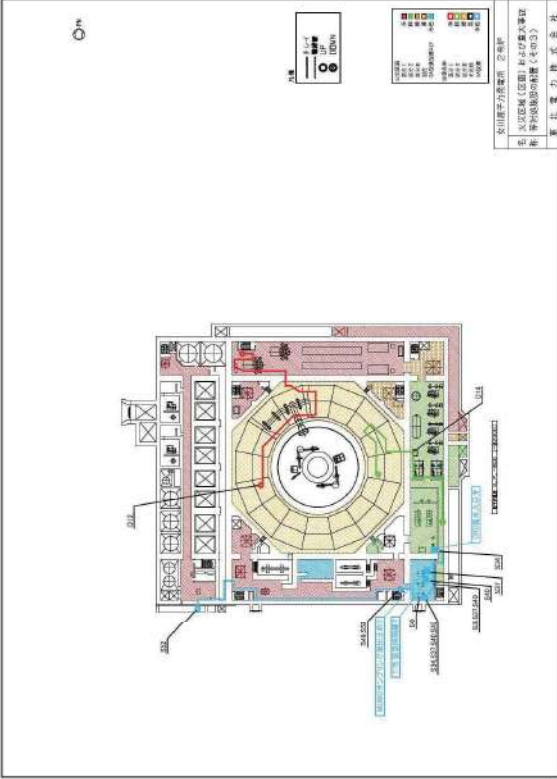
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

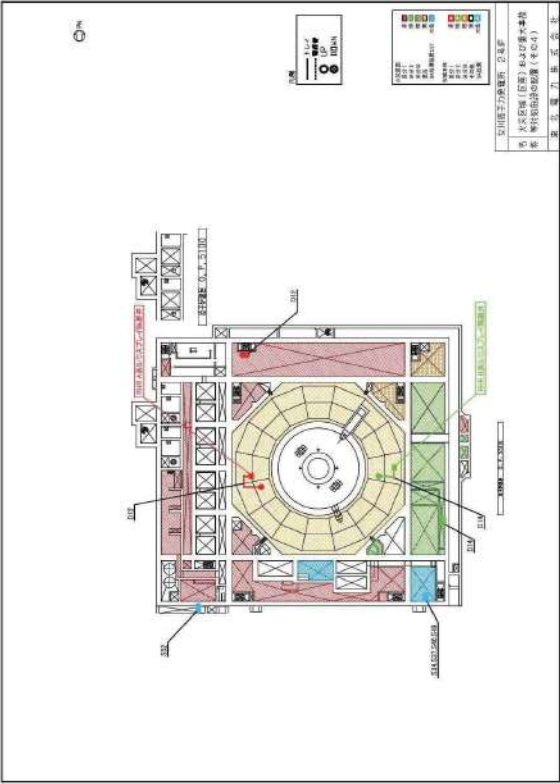
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 978">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

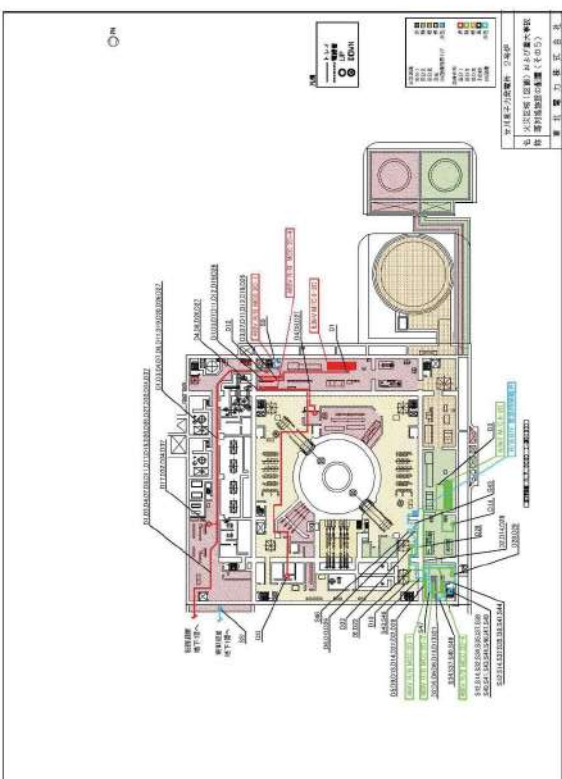
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

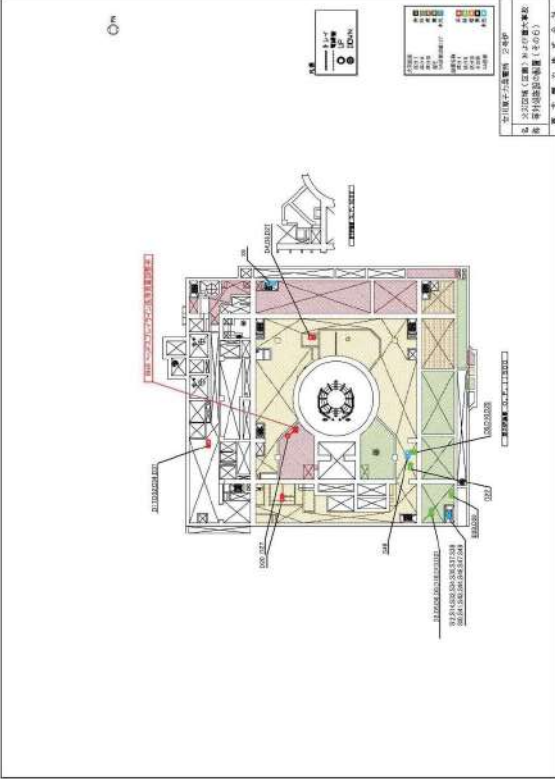
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

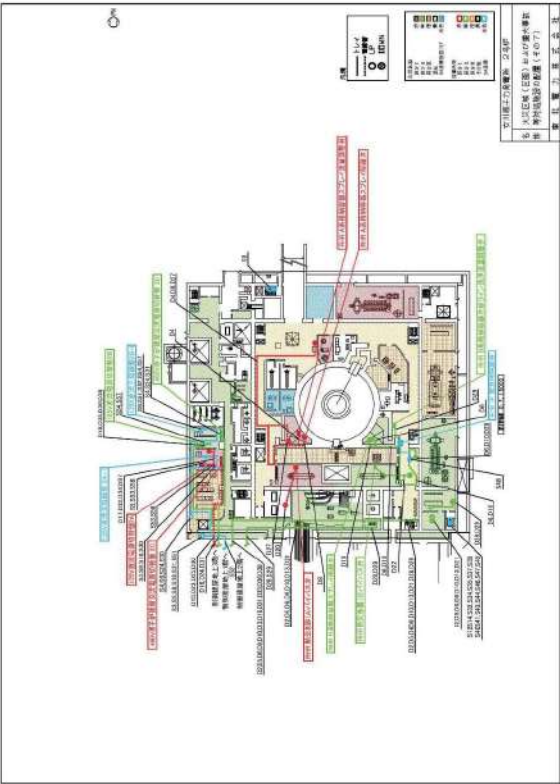
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-34 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

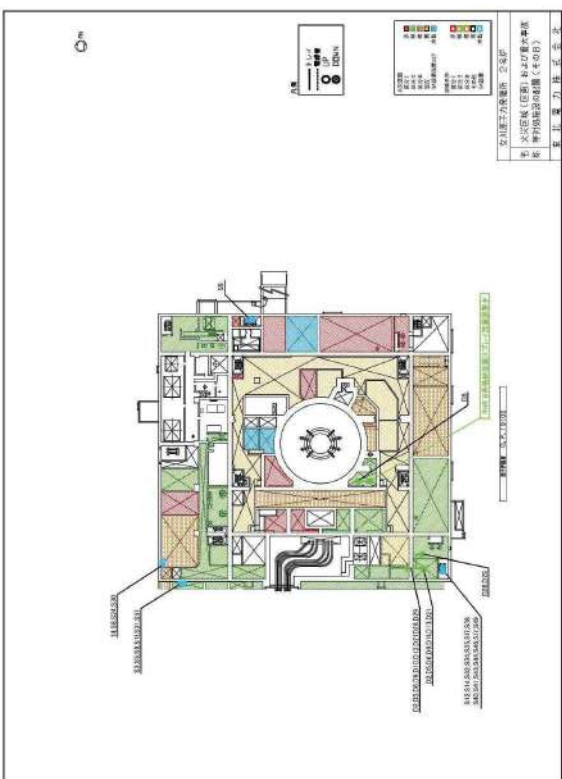
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

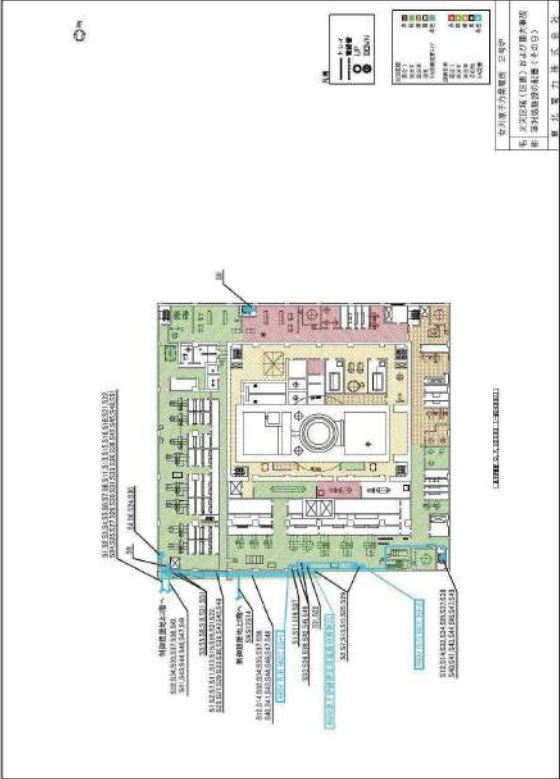
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 979">図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

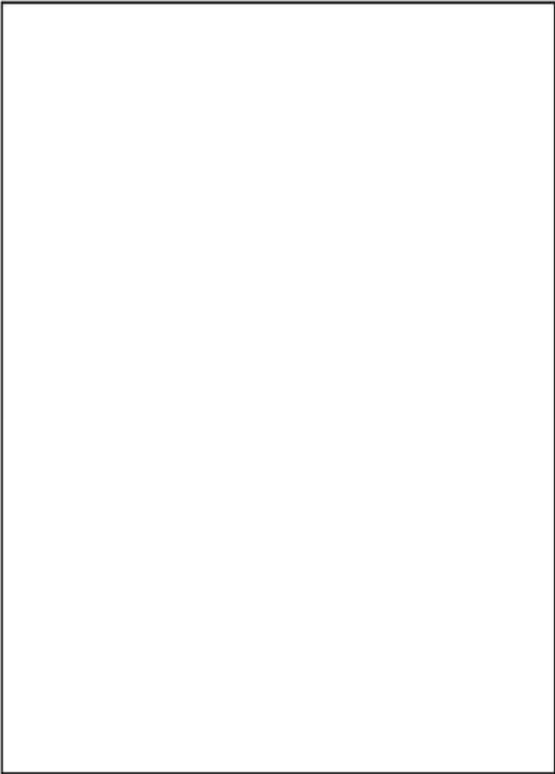
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-35 2号伊原子伊建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

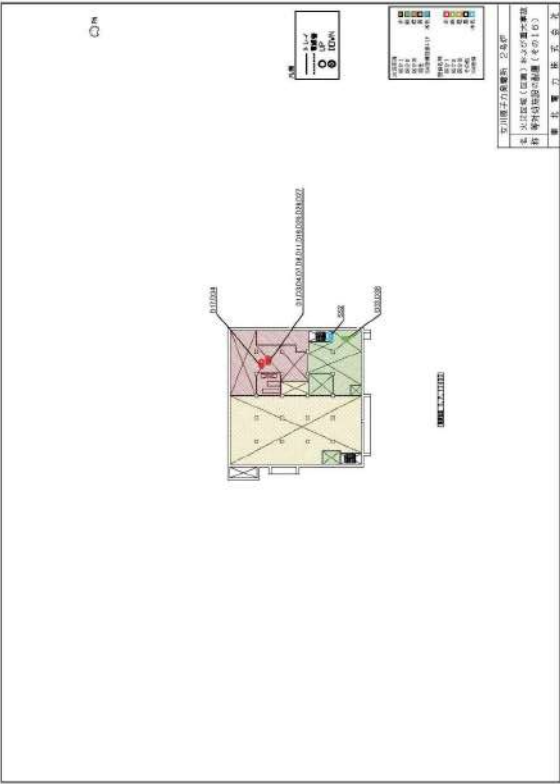
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 957 1075 973">図49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 981 1227 1005">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

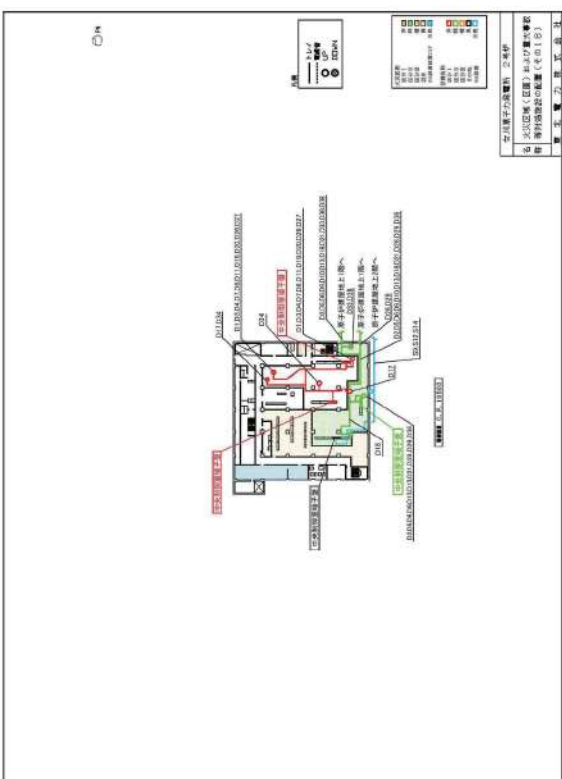
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 981">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

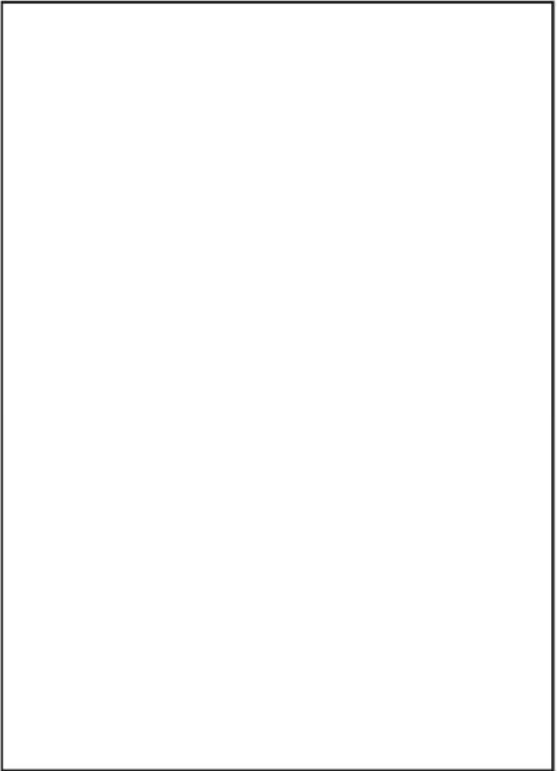
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1971 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

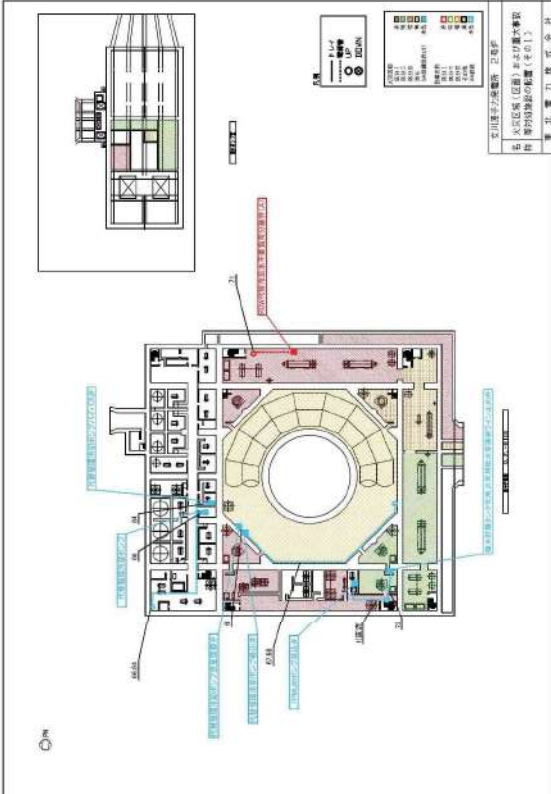
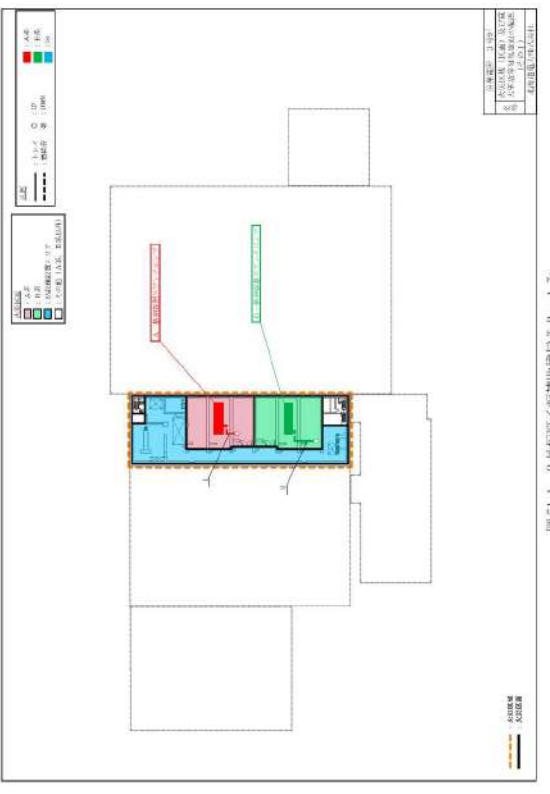
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1075 970">図 49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 979 1227 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 188">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

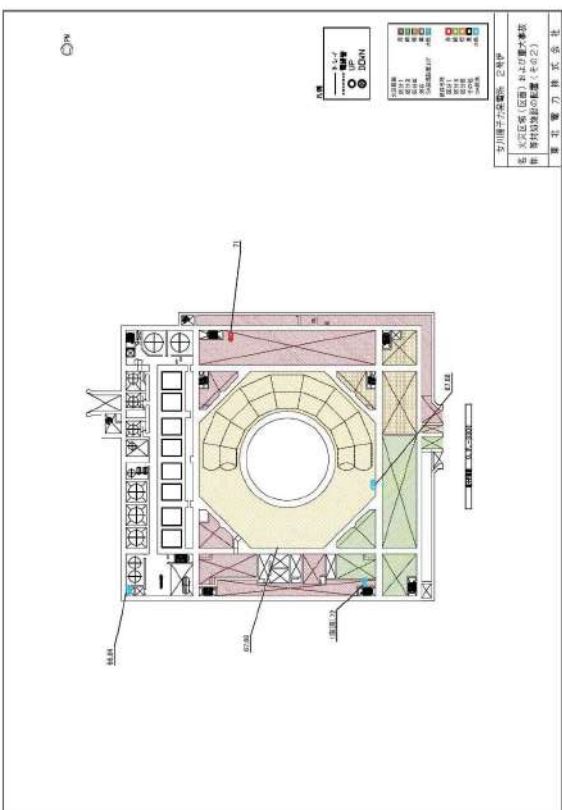
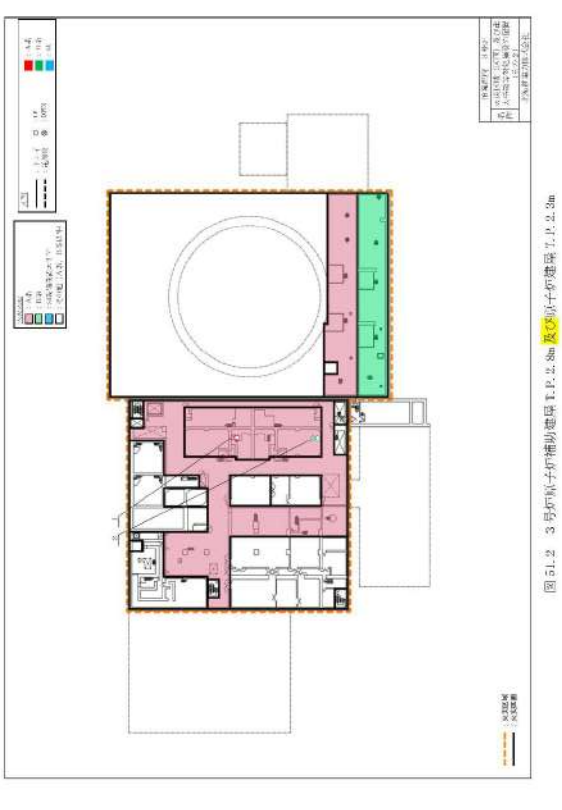
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P. -1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

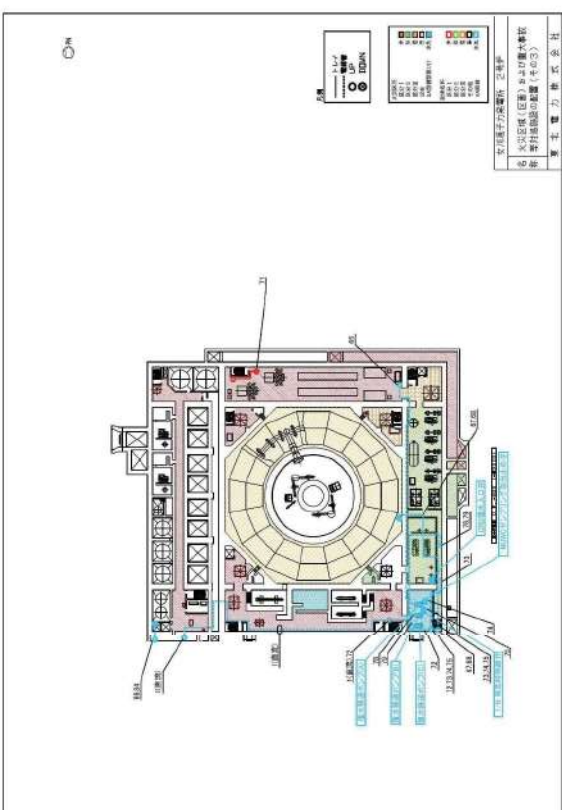
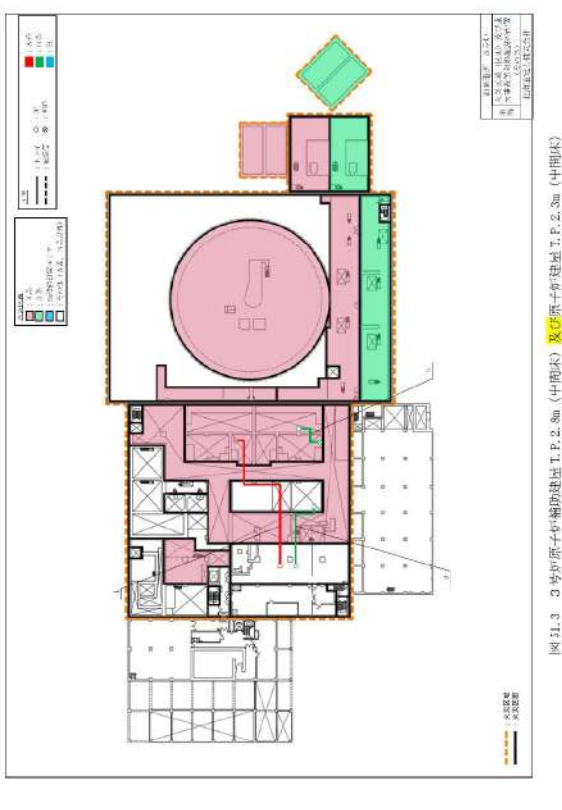
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 E.P.2.8a 及び原子炉建屋 E.P.2.8b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

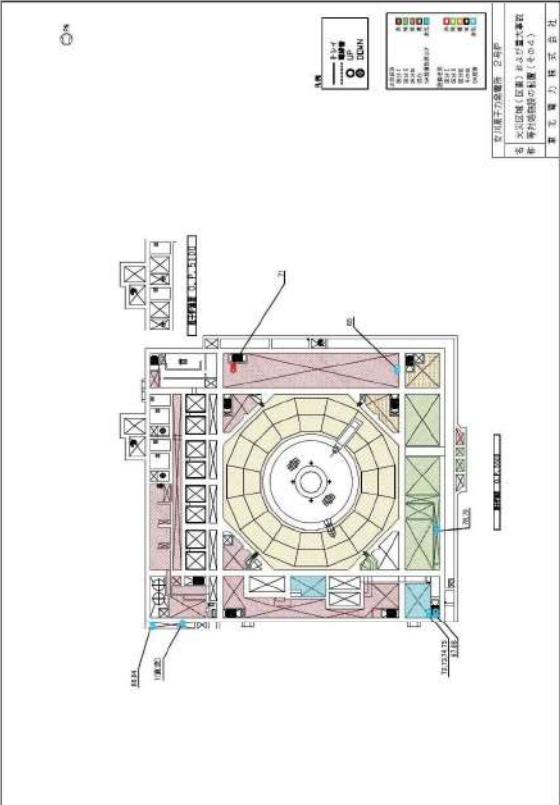
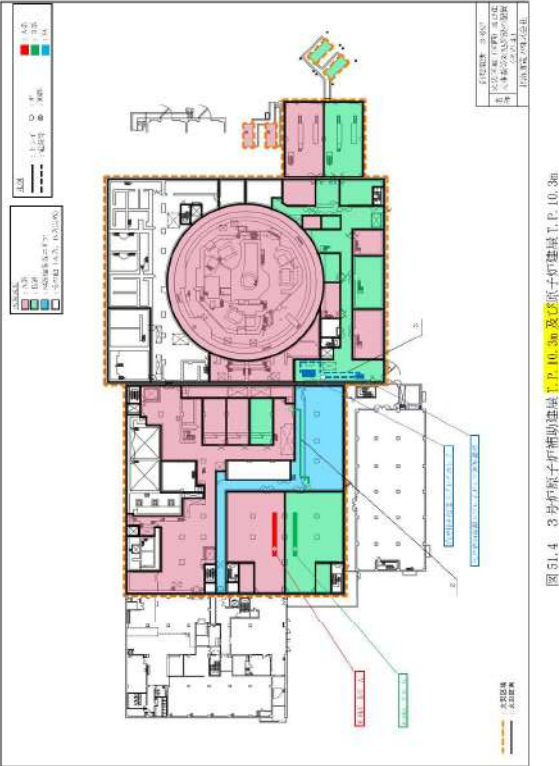
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.F.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.F.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

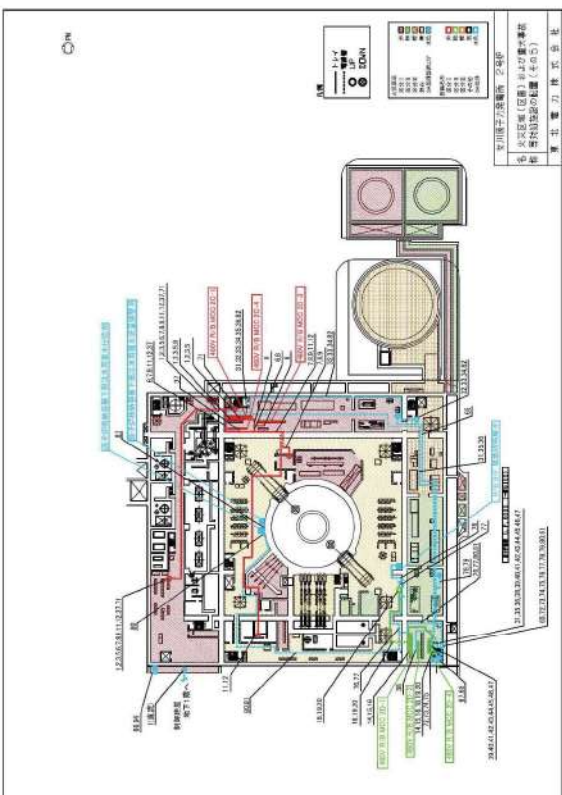
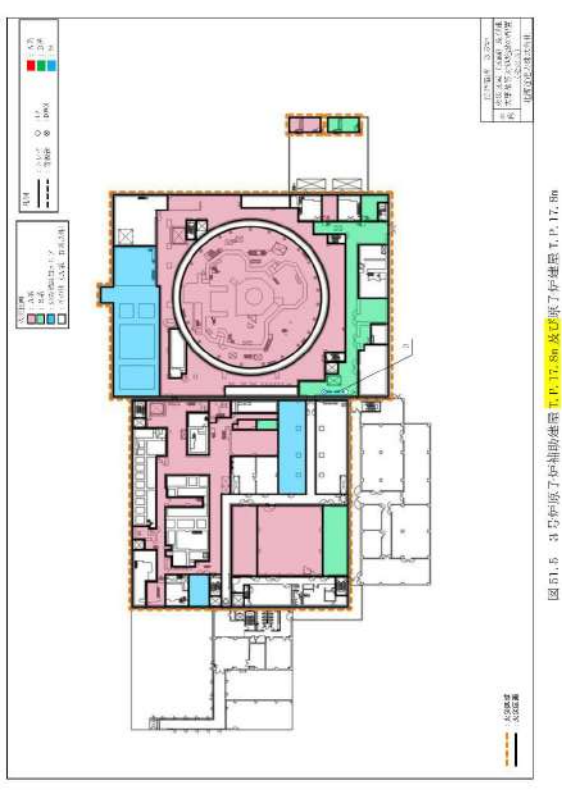
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-4 2号炉原子力建屋 地下中2階</p>	 <p>図51.4 3号炉原子力補助建屋 地下中2階及び原子力建屋T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

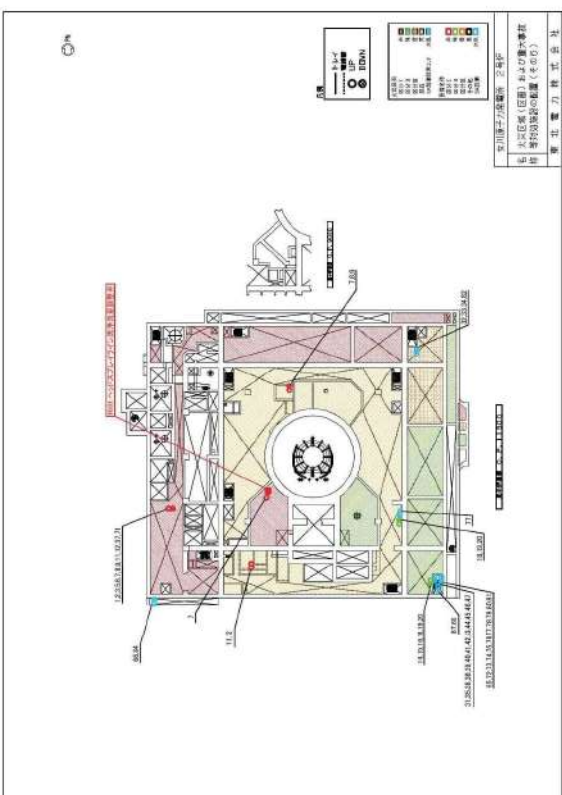
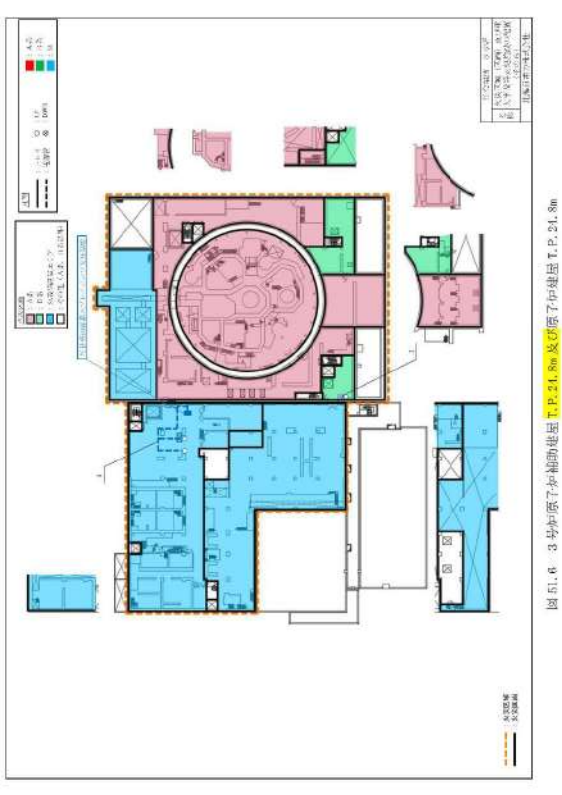
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図51.5 3号炉原子炉建屋地下1階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

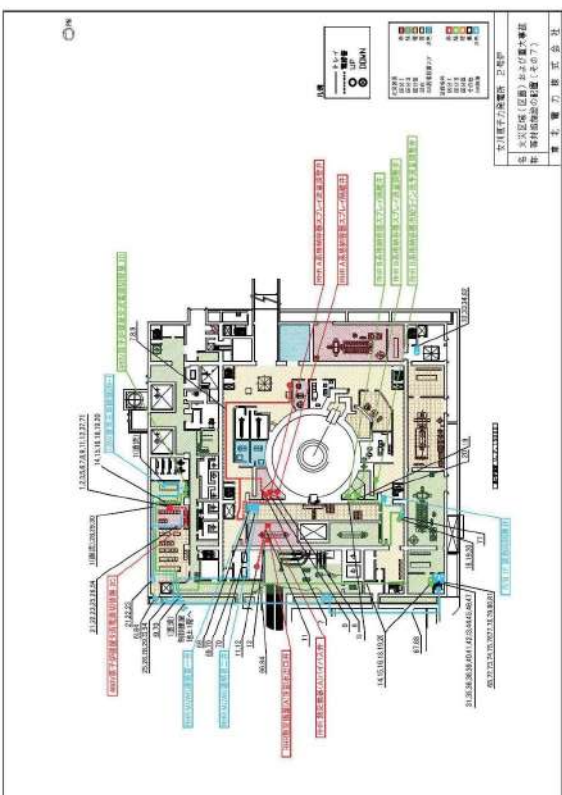
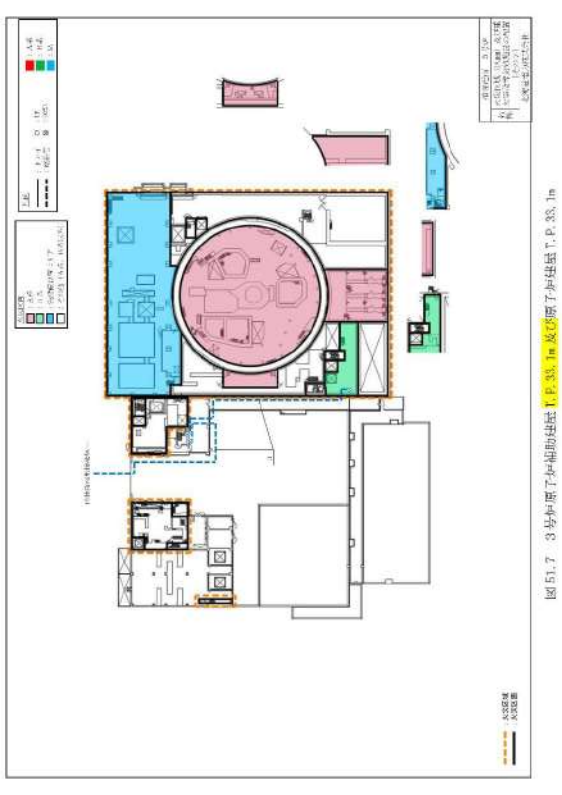
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-6 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>	 <p>図 51.6 - 3号炉原子力補助建屋 T.P.24.8m 及び原子力建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

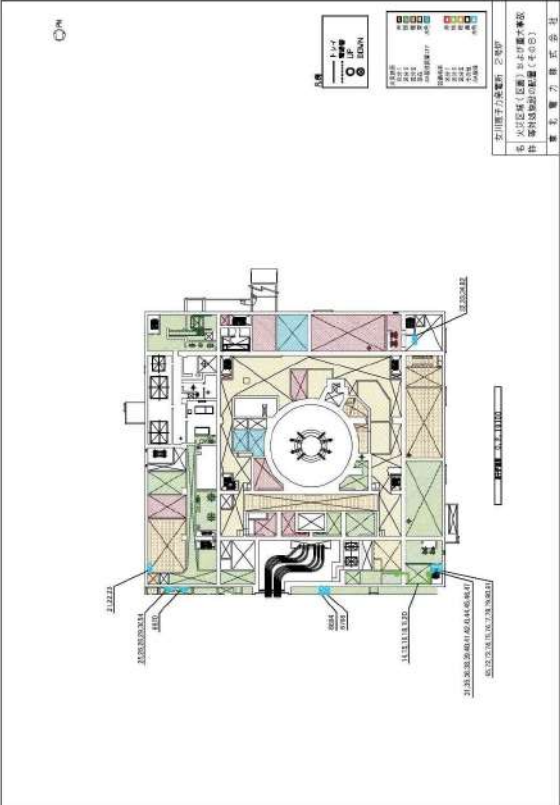
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51.7 3号炉原子炉建屋 T.P. 33.1m 及び原子炉建屋 T.P. 33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

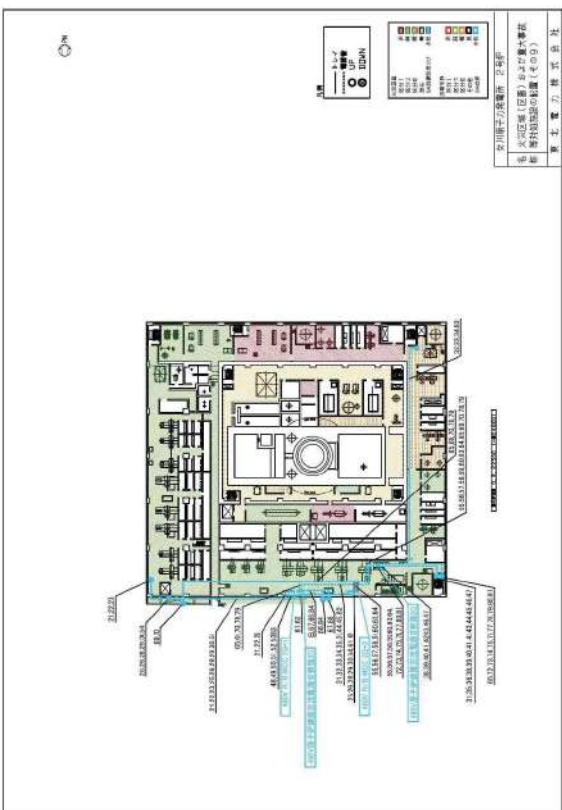
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 981 1077 1002">図51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 142 1904 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 170 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 306" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

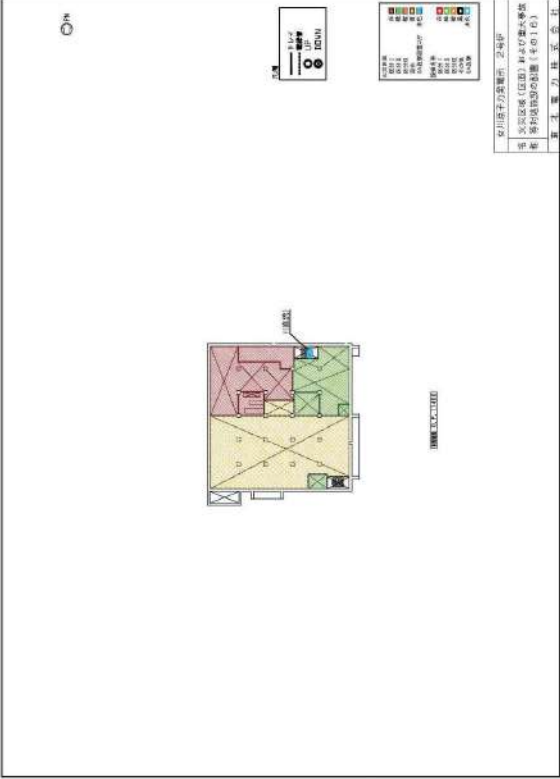
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

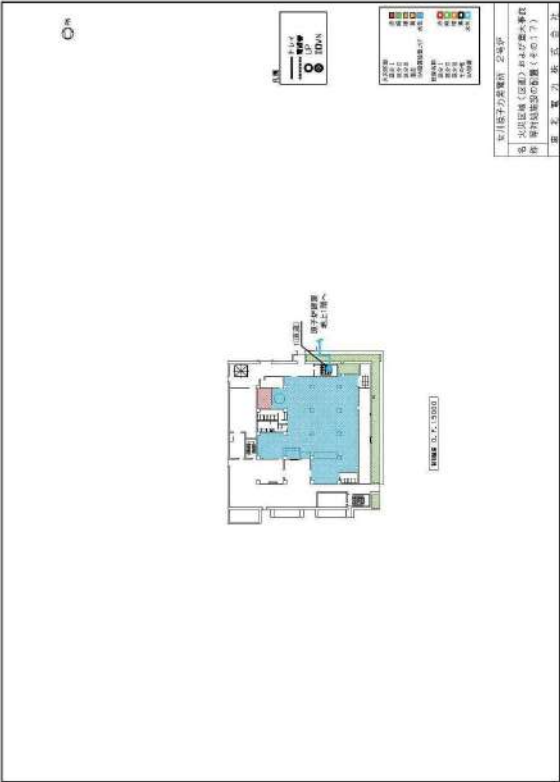
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

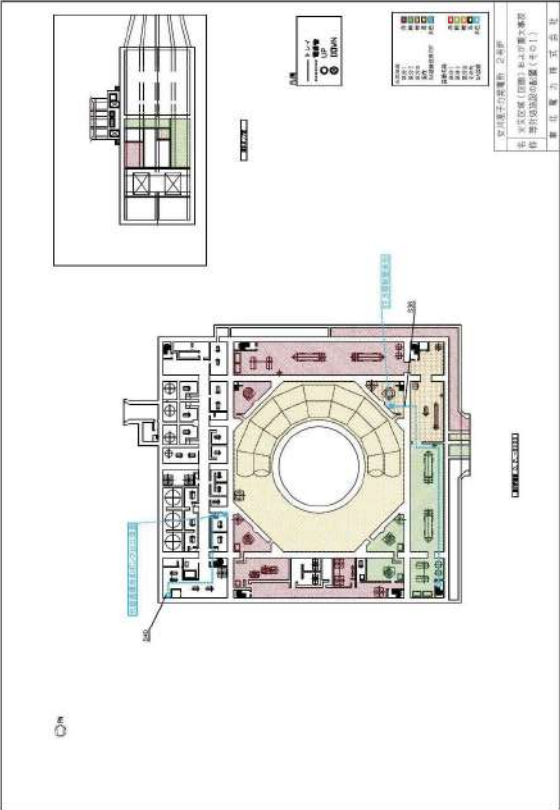
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉副設機屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

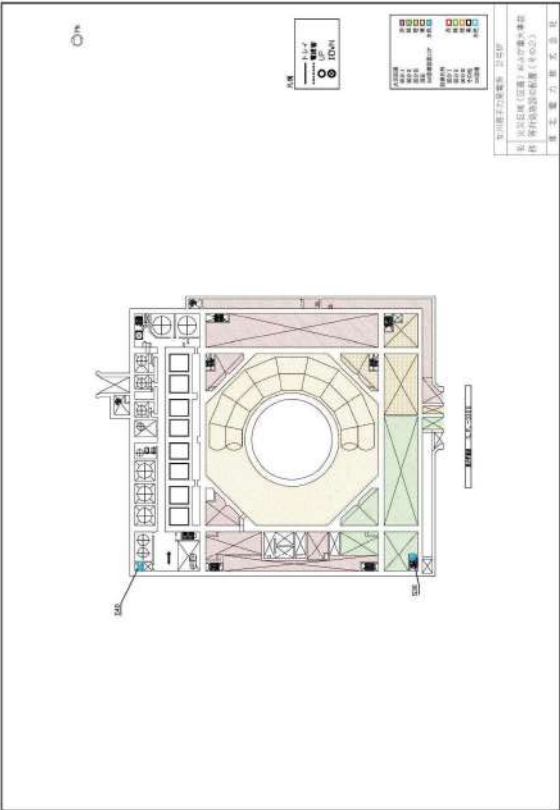
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

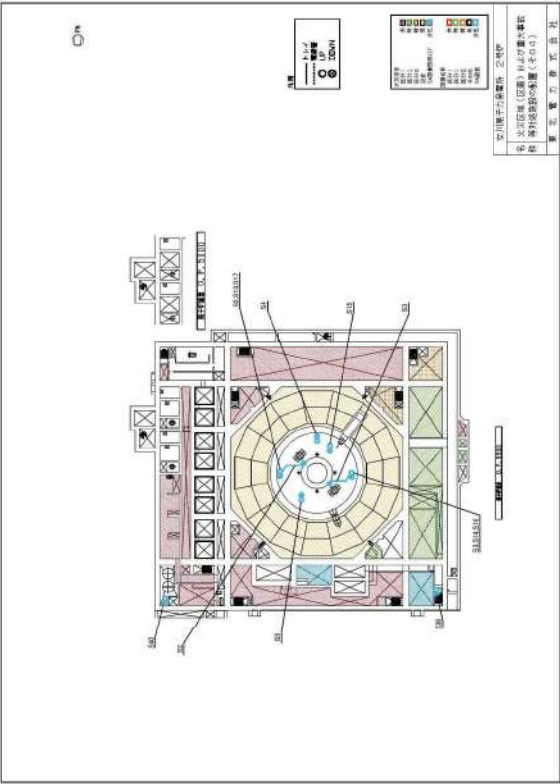
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

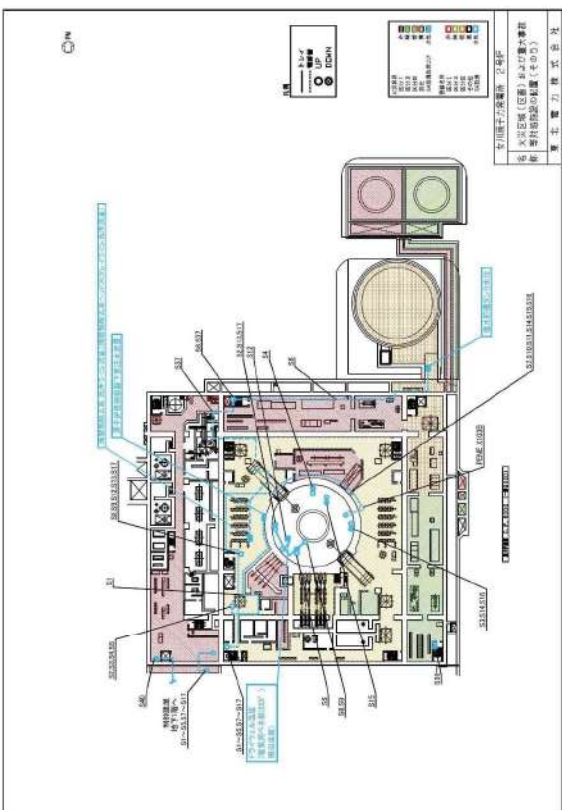
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 51-16 2号炉原子炉建屋：地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

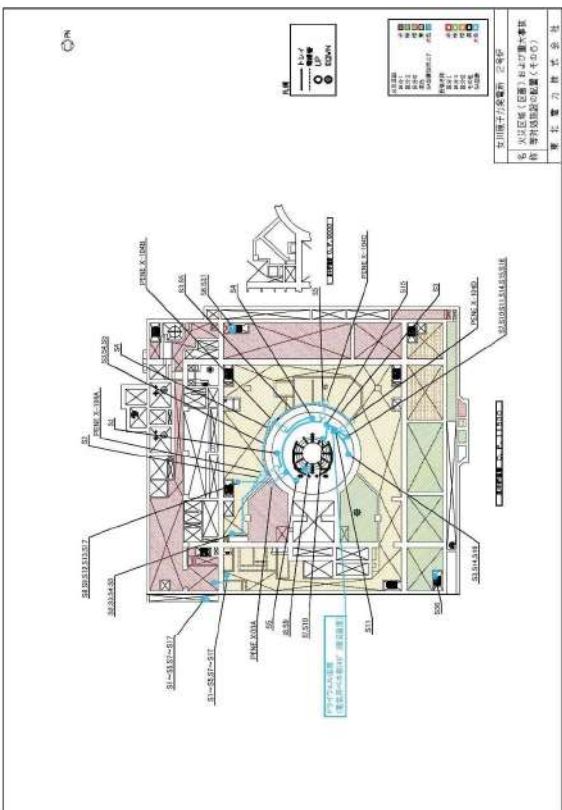
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

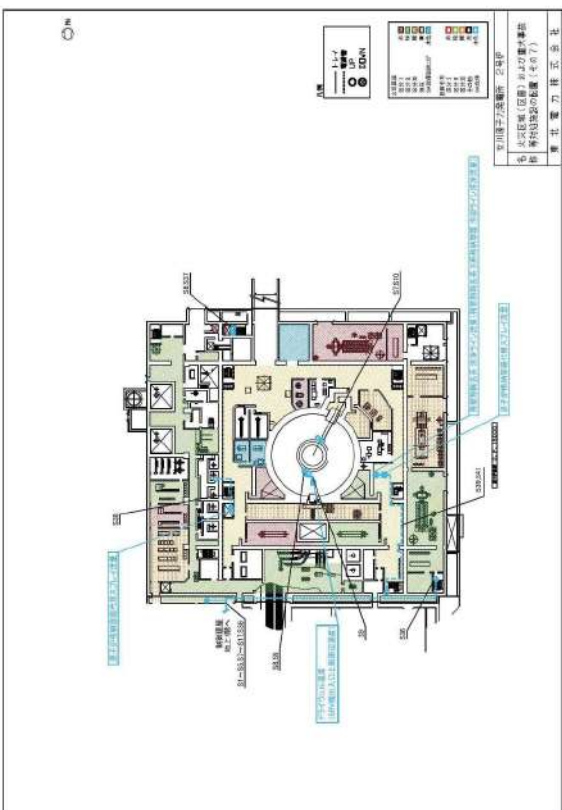
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-18 2号原子力建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

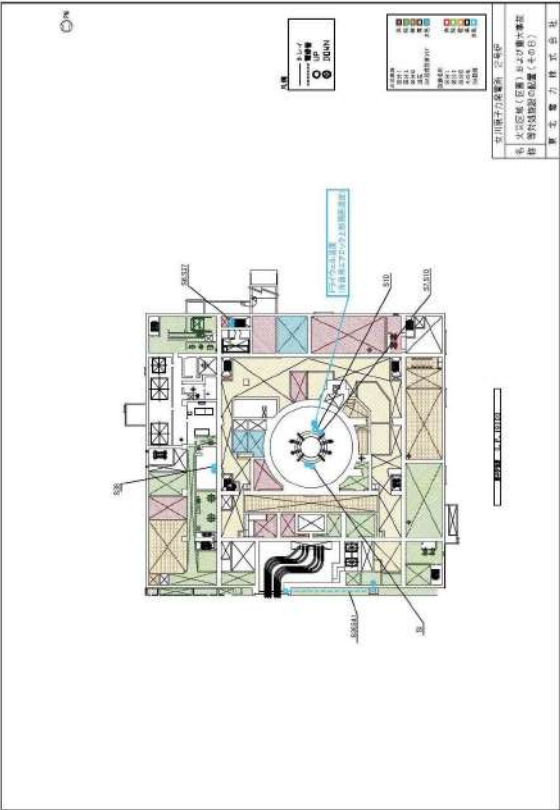
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

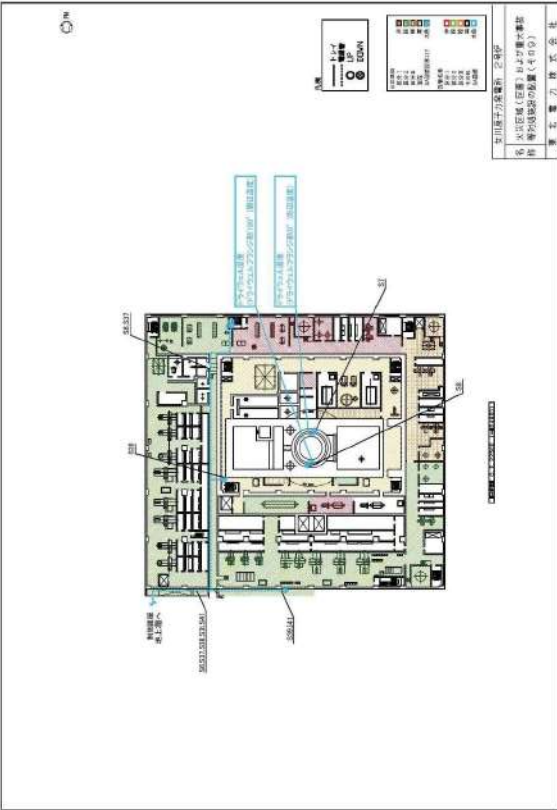
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

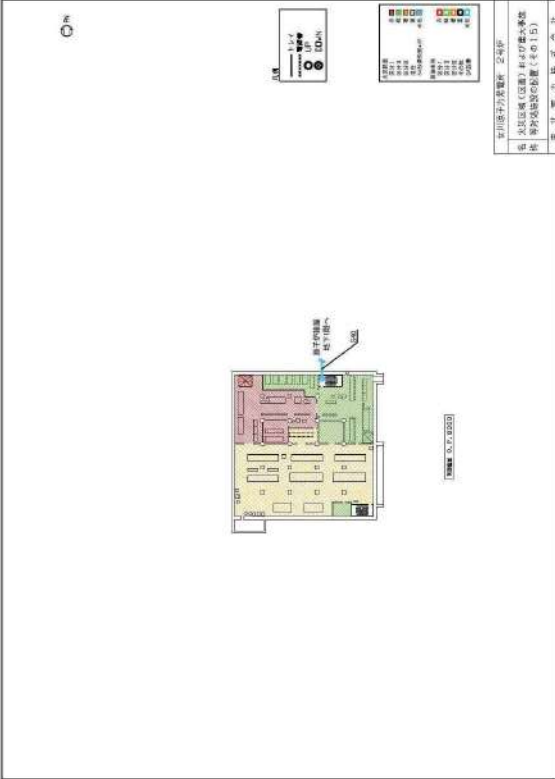
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

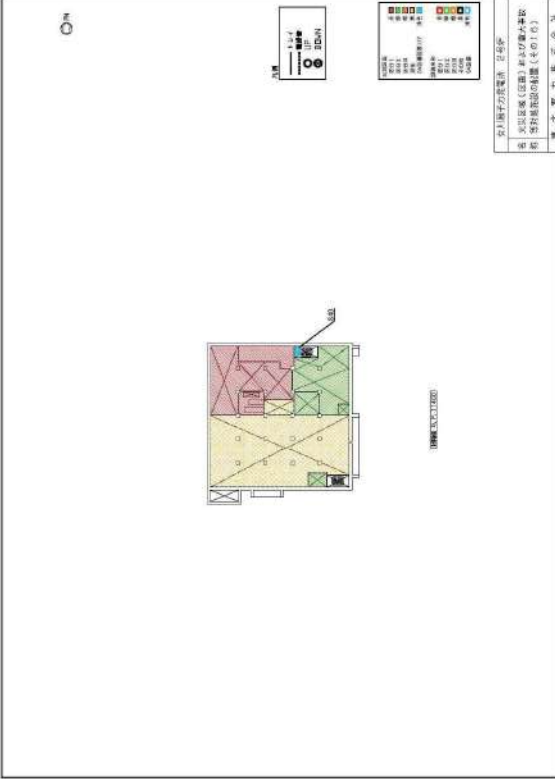
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-22 2号伊制館建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

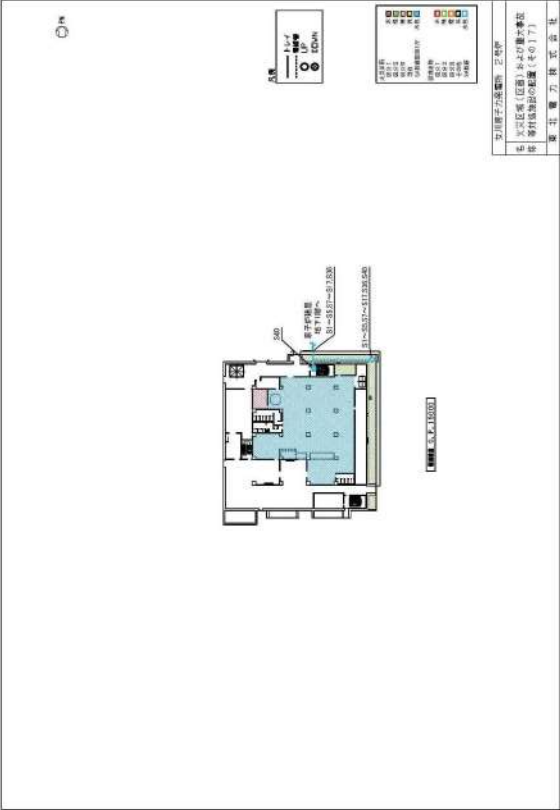
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉別棟建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

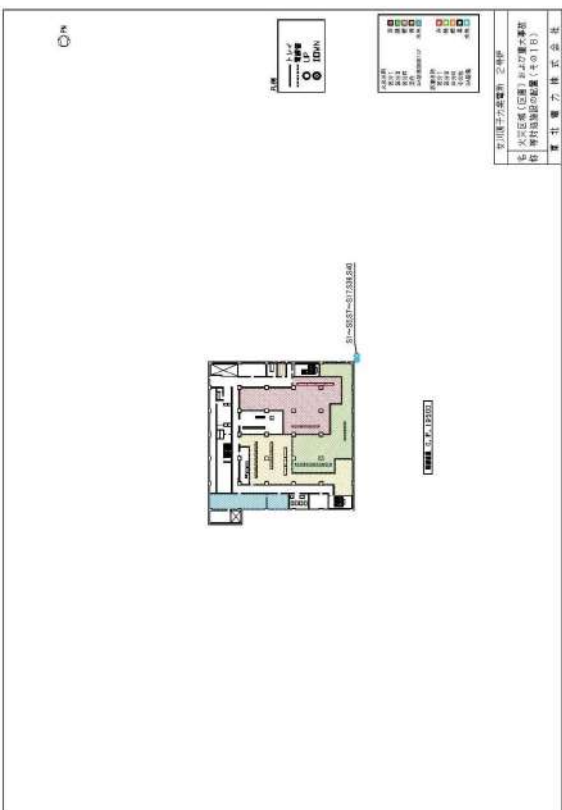
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

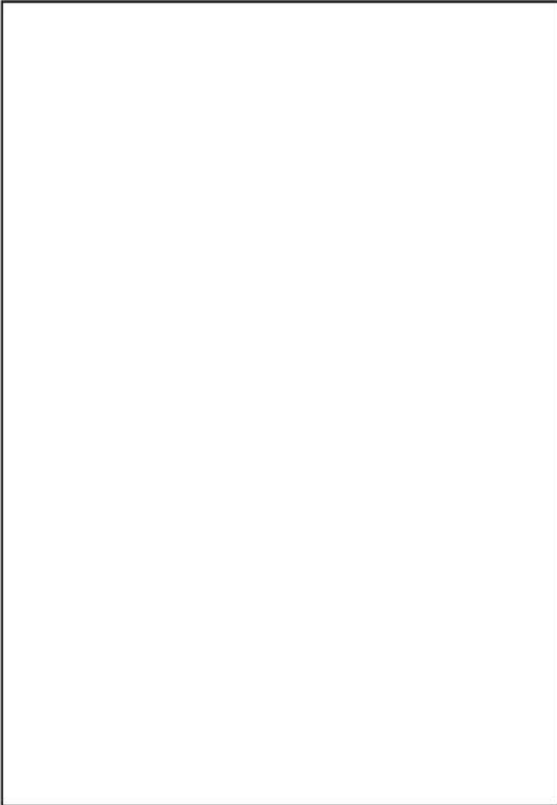
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

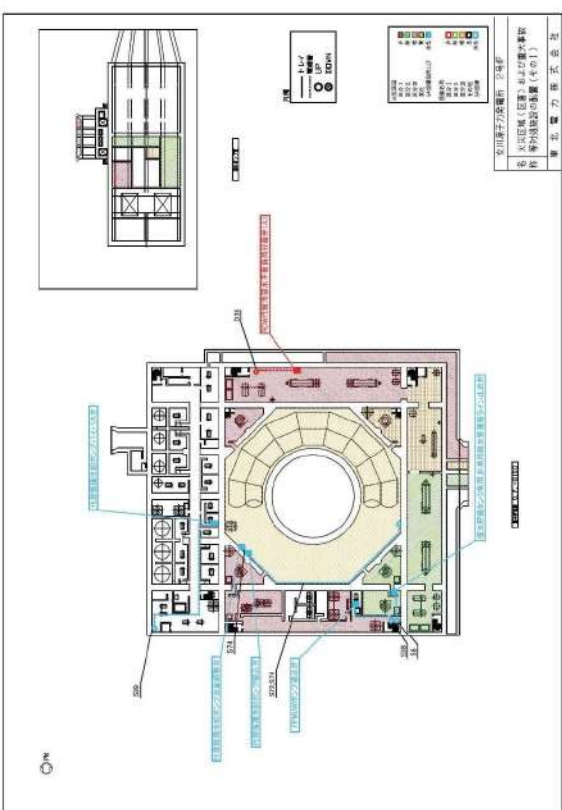
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1029">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 142 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2152 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

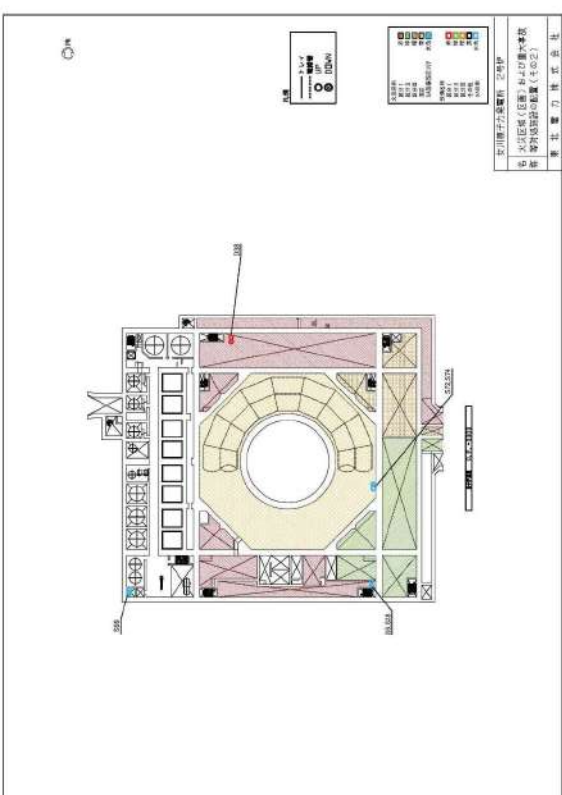
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

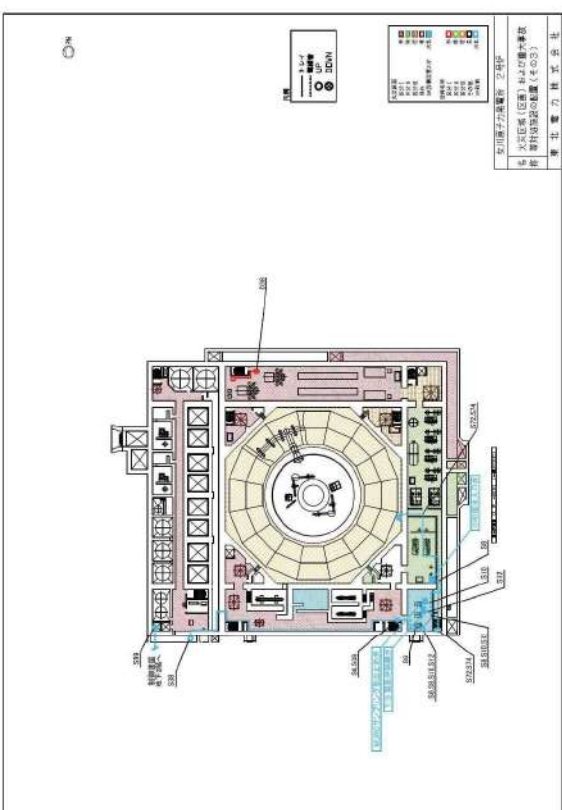
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

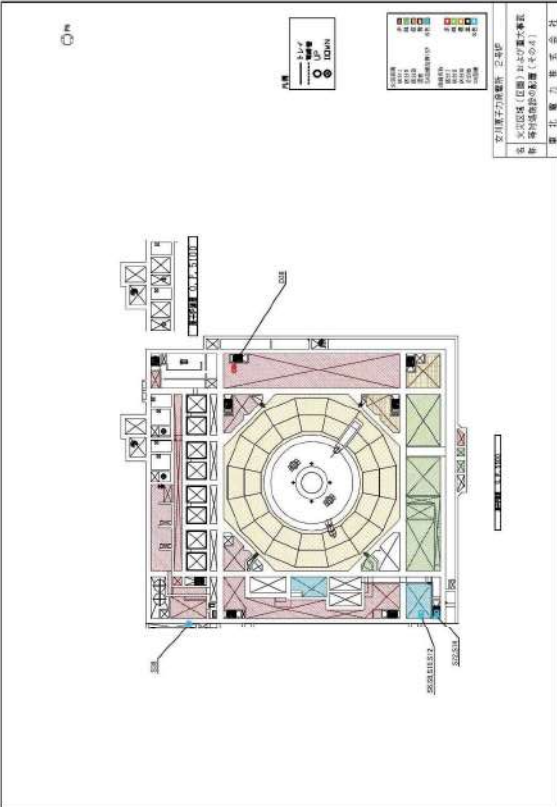
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

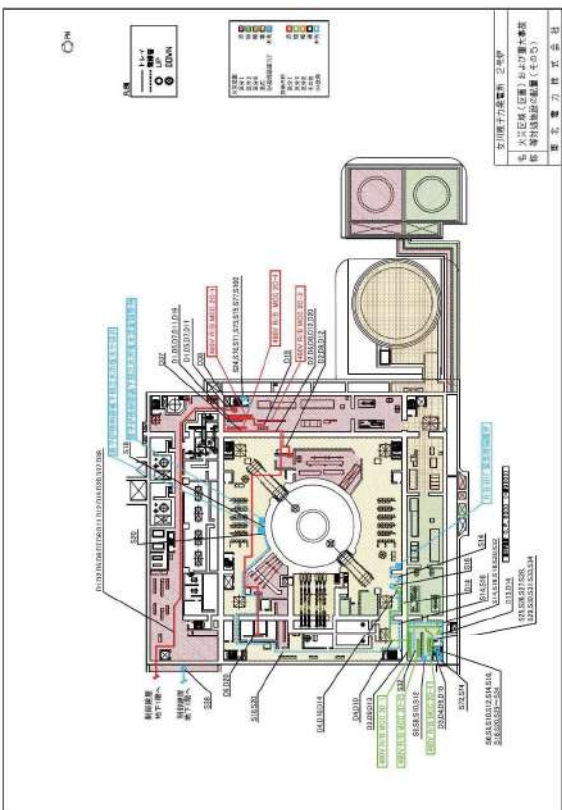
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

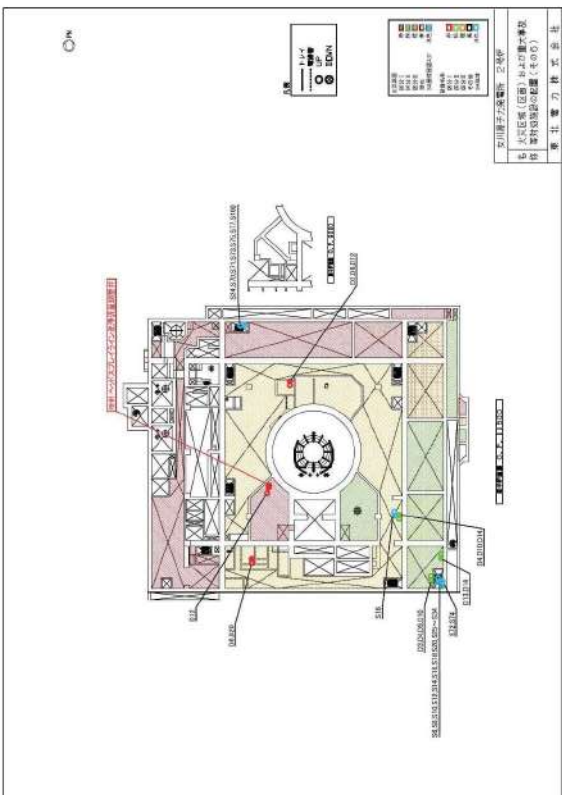
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

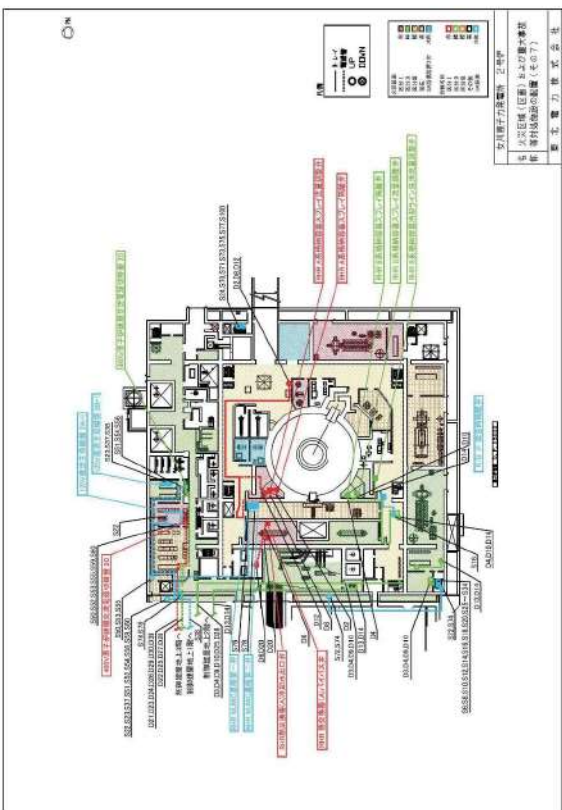
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

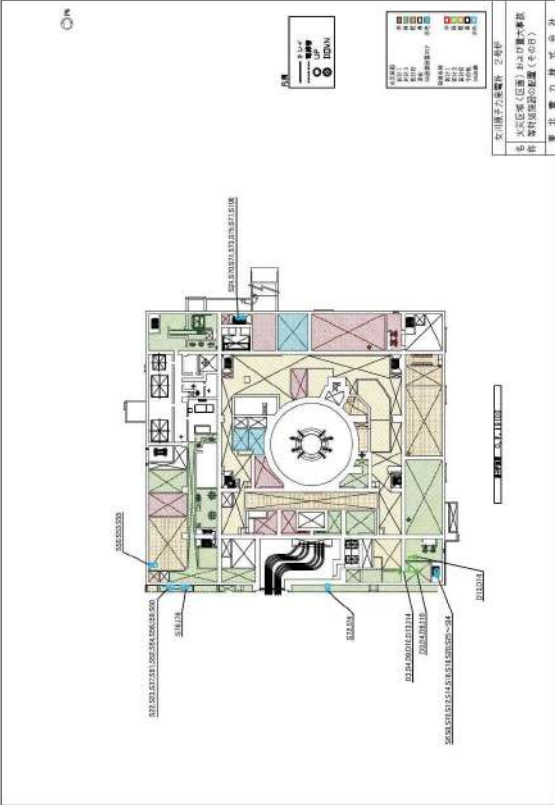
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

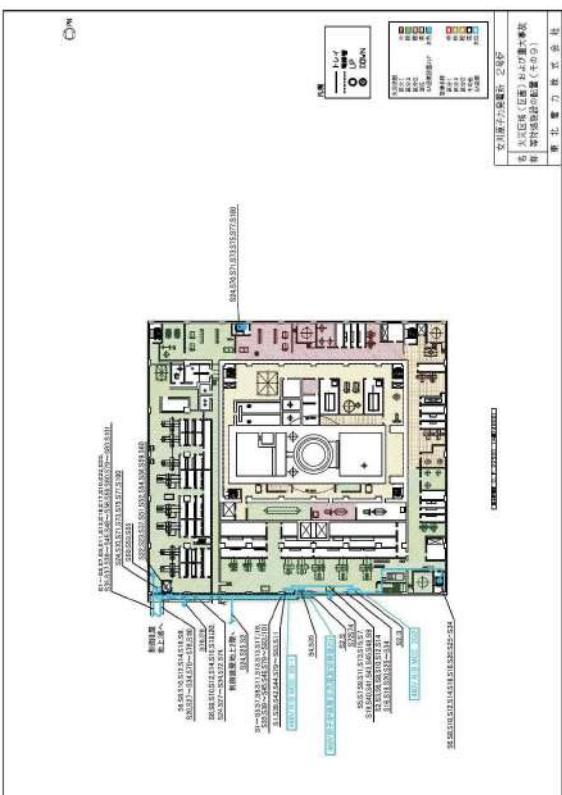
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

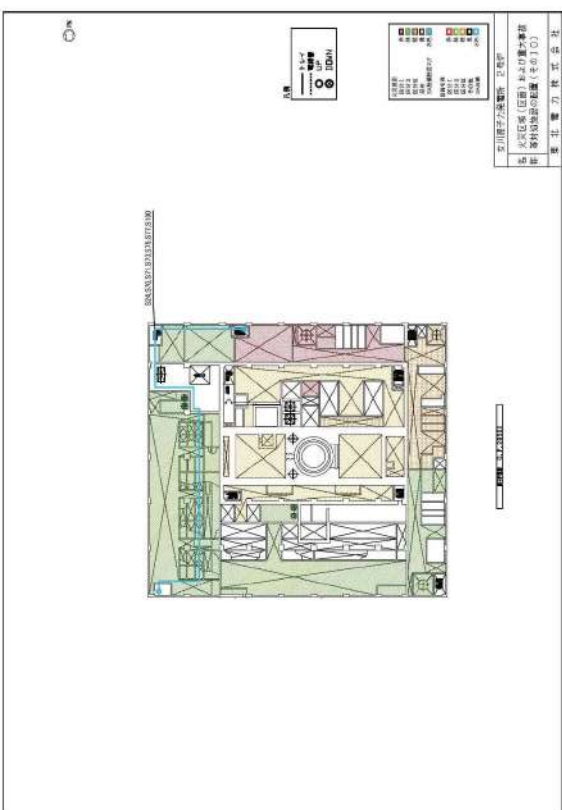
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

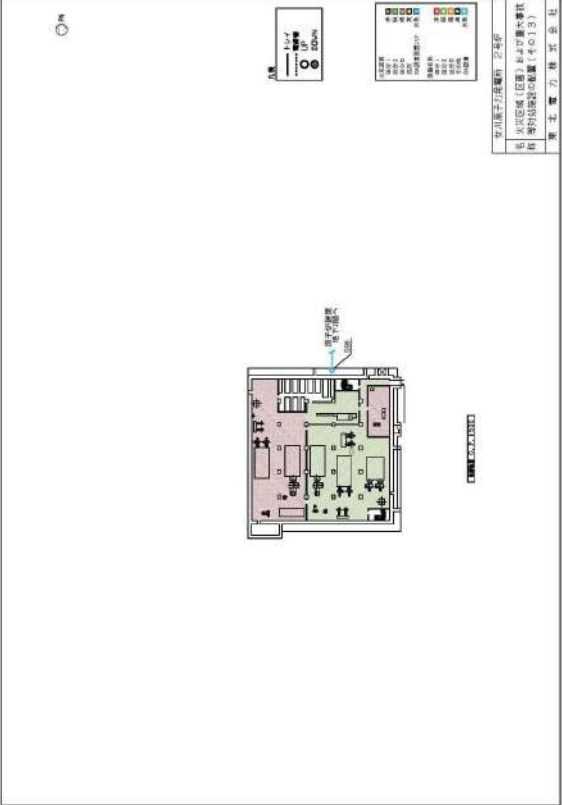
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

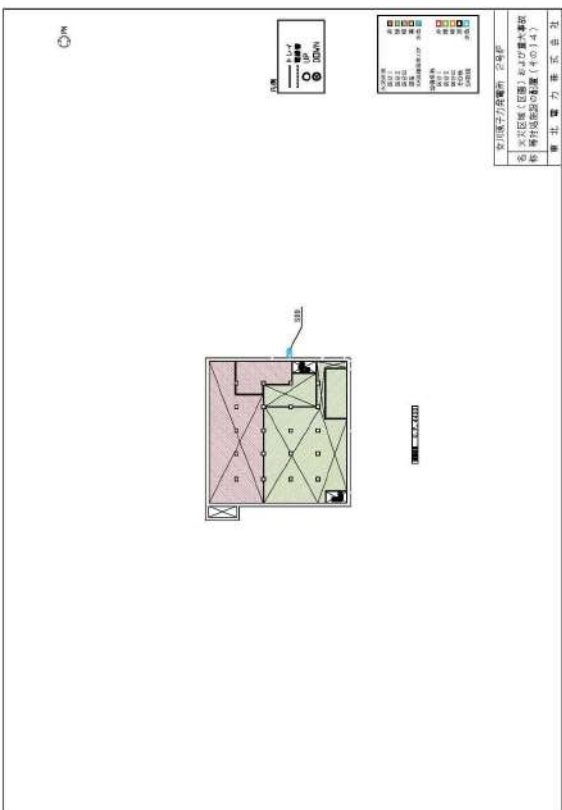
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

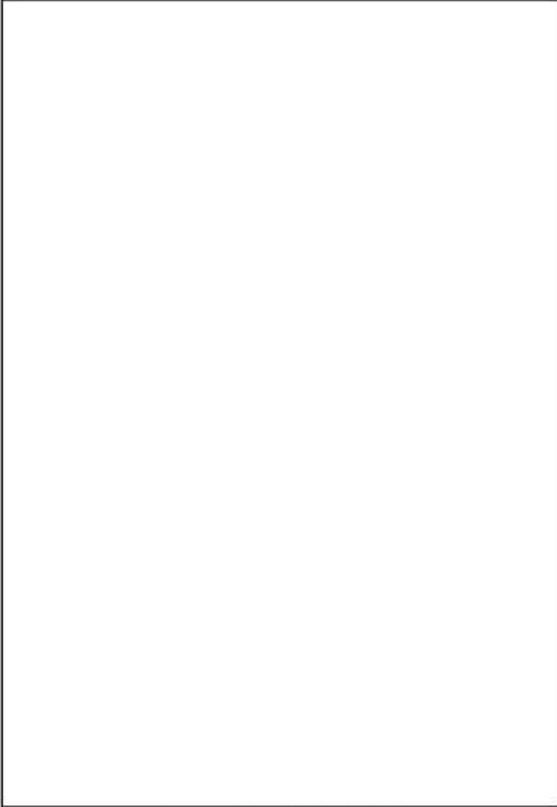
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

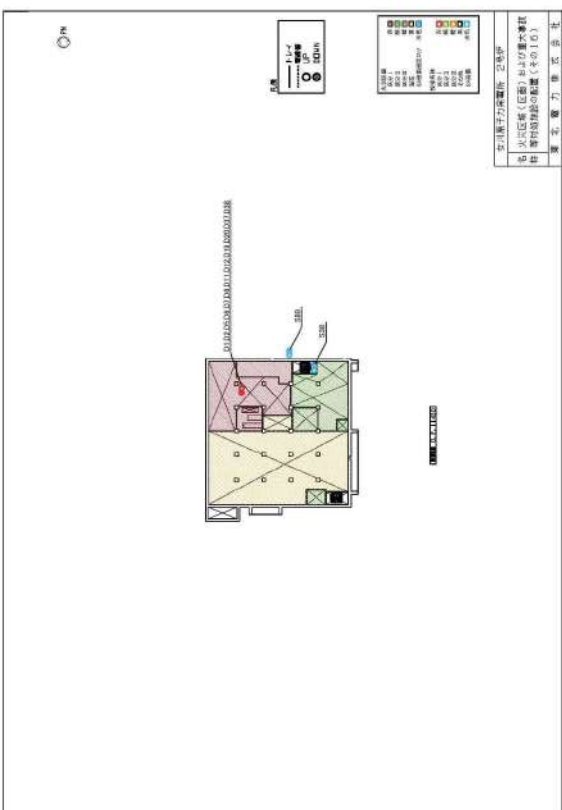
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 991 1075 1007">図51-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1026">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

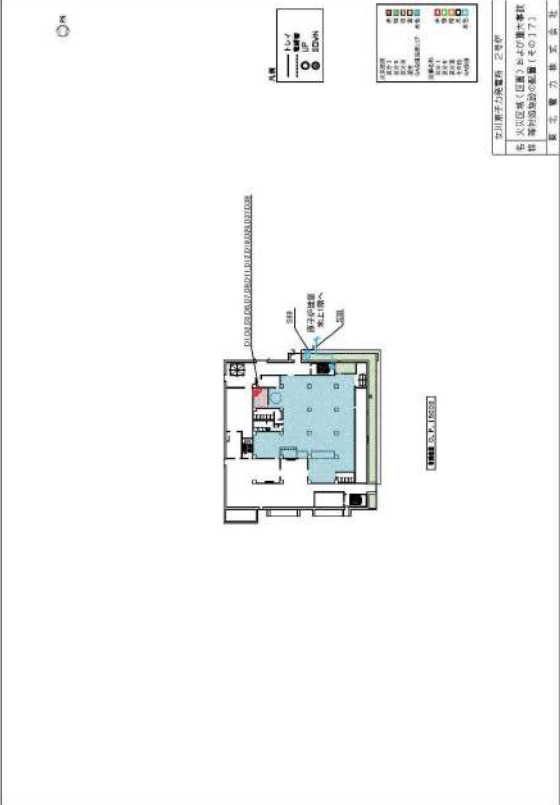
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 981 1075 1005">図 51-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

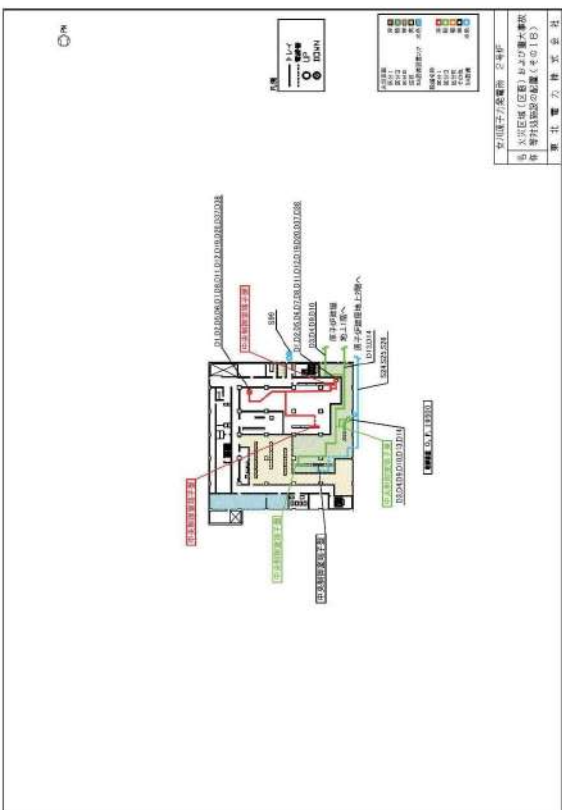
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

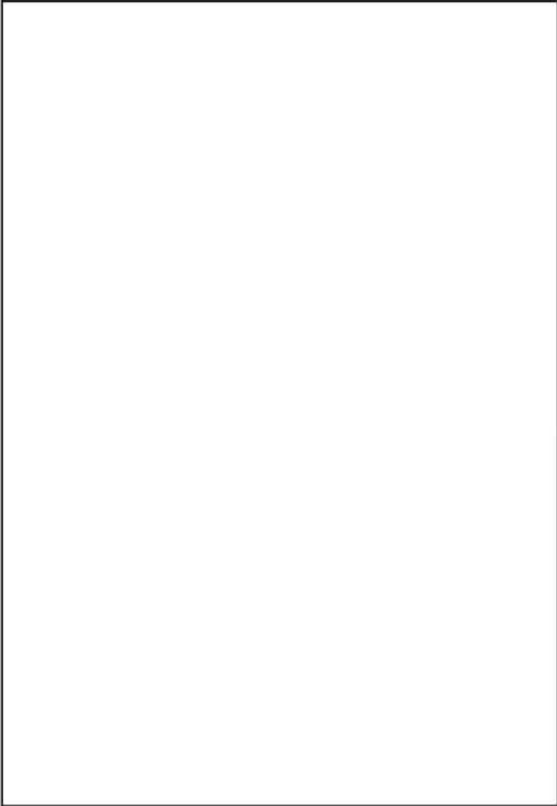
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-42 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

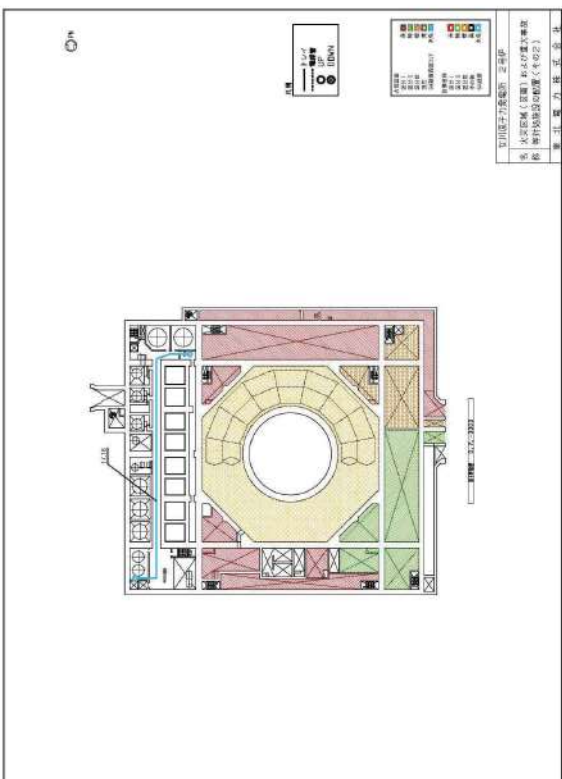

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-49 2号が削削建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 146 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

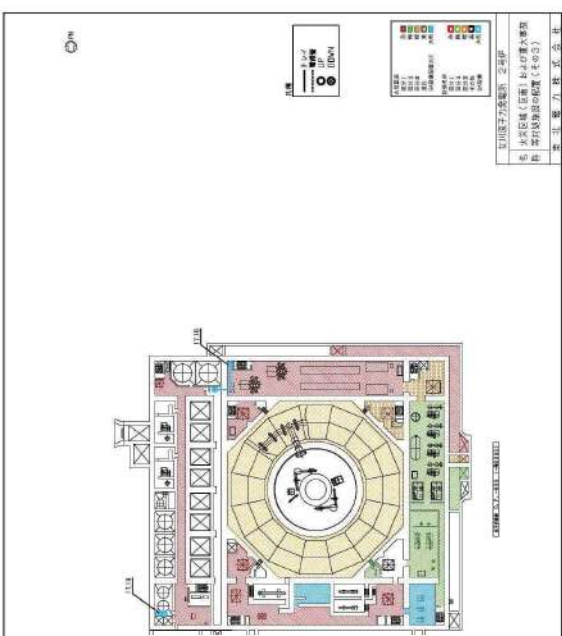
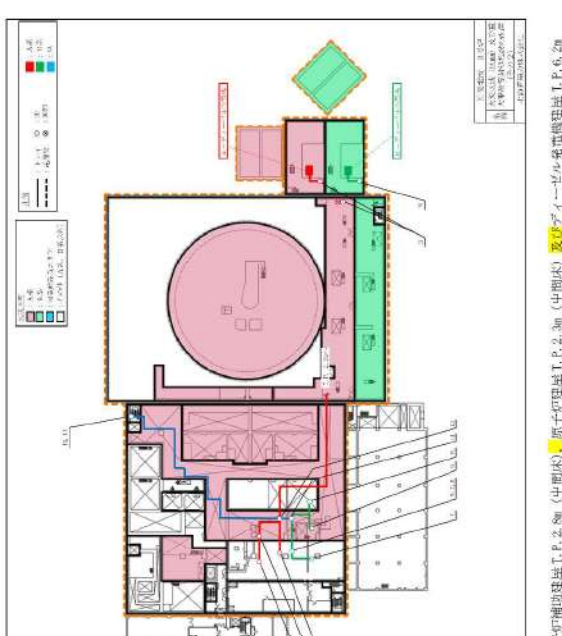
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5m 及び原子炉建屋 T.F.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

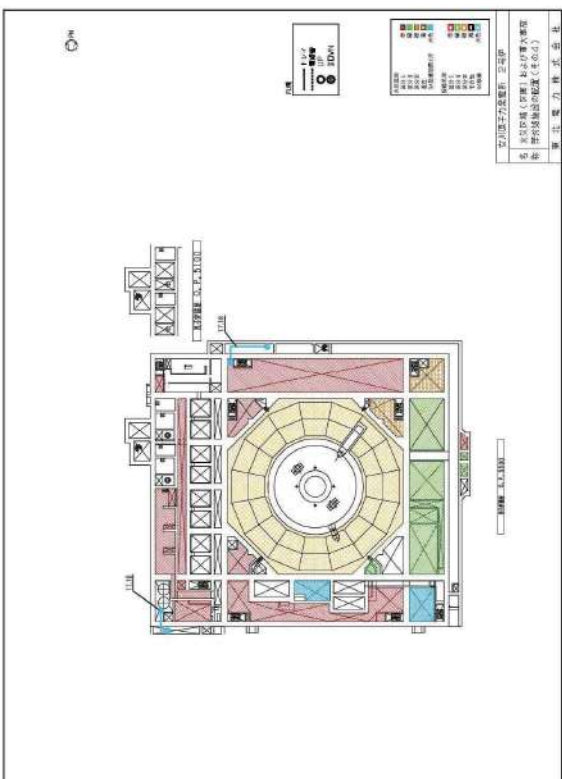
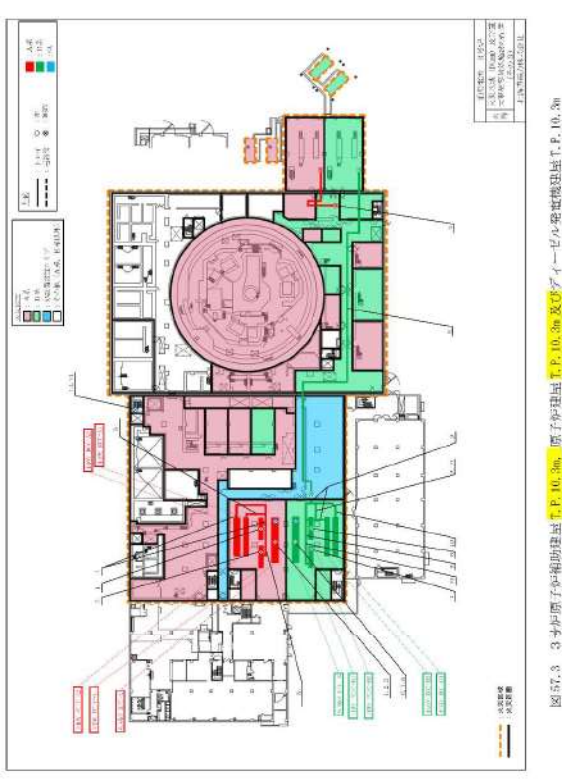
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図57.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び T.P.2.3m (中部床) 及び T.P.2.8m (下部床) 及び T.P.2.3m (下部床) 及び T.P.2.8m (下部床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

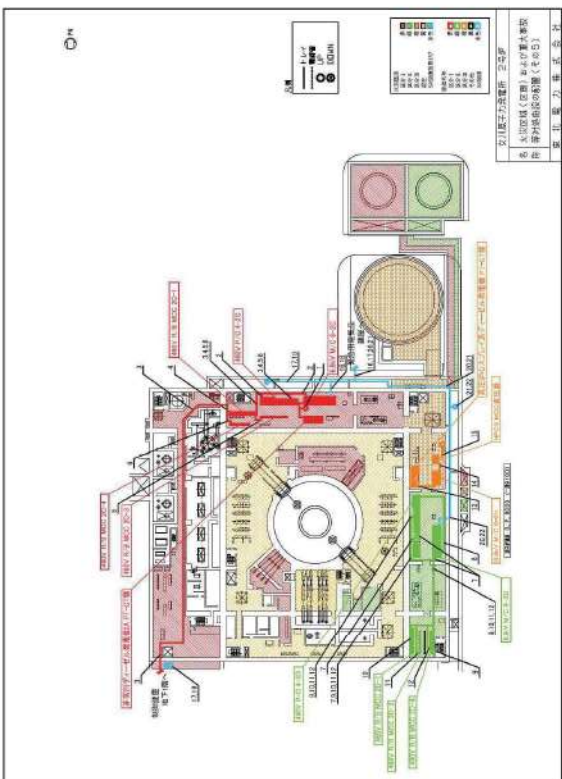
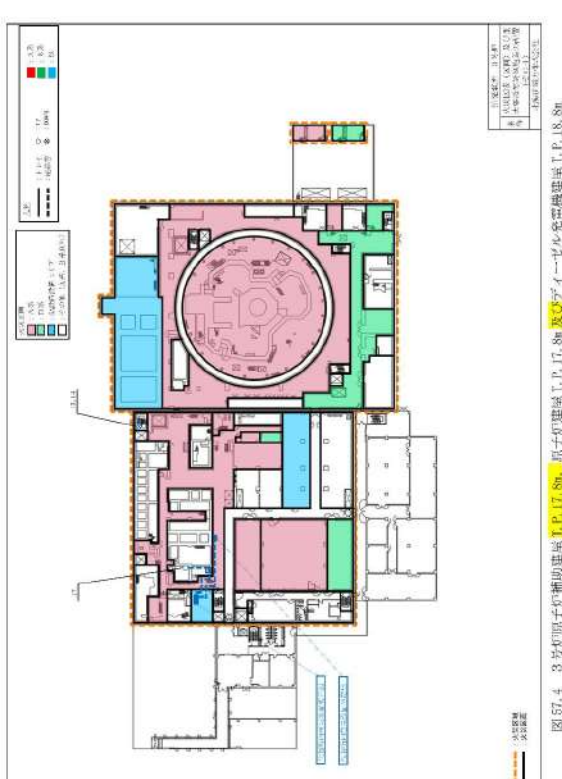
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図57.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.0m及びアイゼン発電機建屋T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

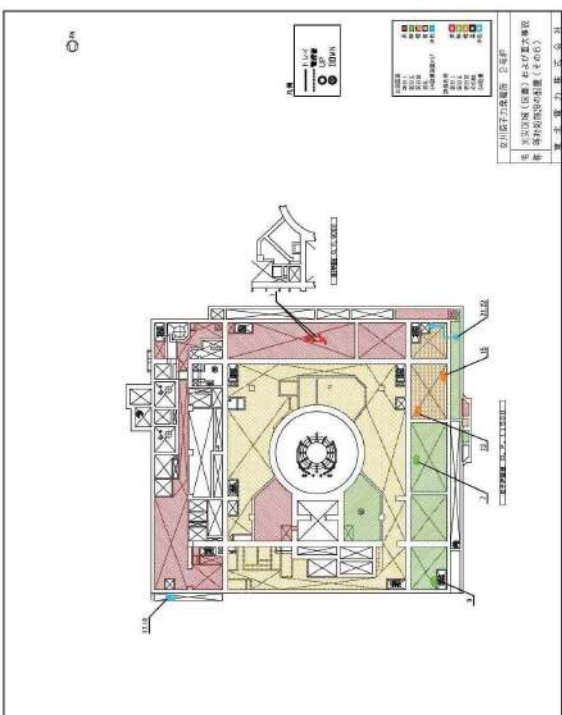

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8h 及びDブライヤーセル発電機建屋 T.P.18.8h</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

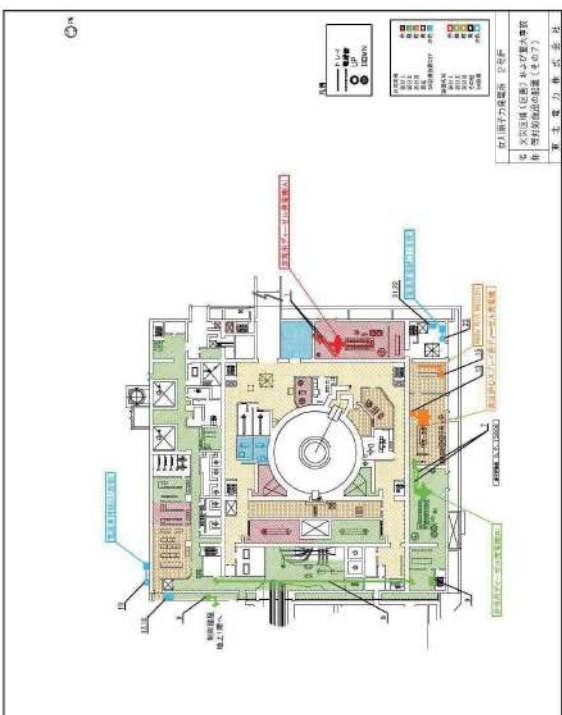
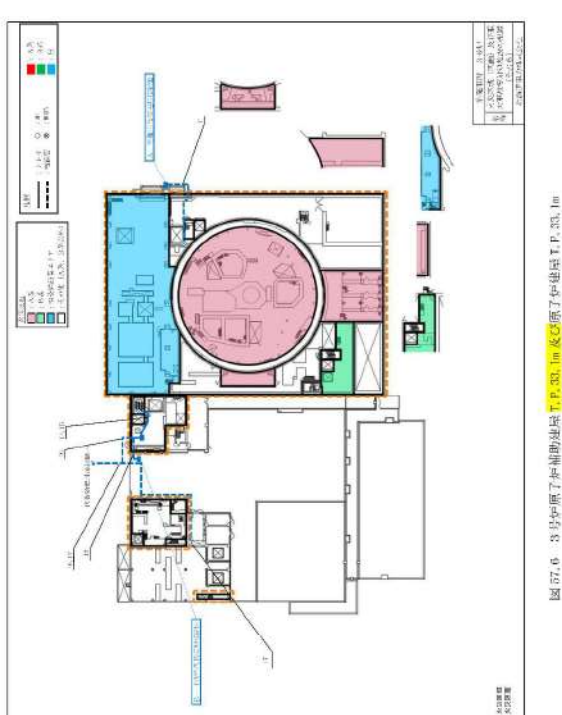
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 E.P.24.8m 及び原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

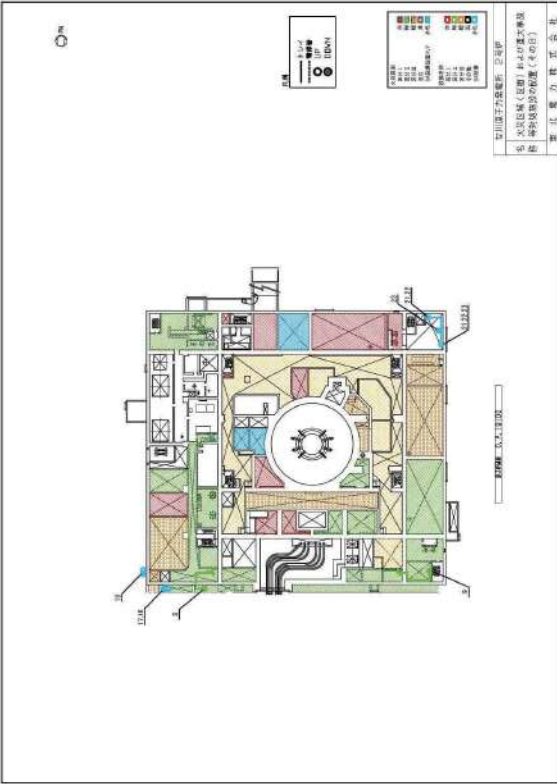
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.P.33.1m 及び T.P.33.0m 及び T.P.33.0m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

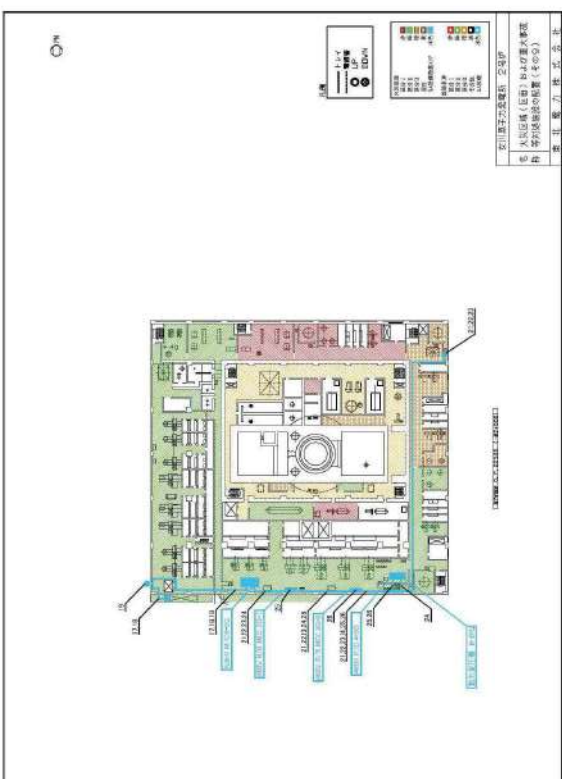
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 67-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-6 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

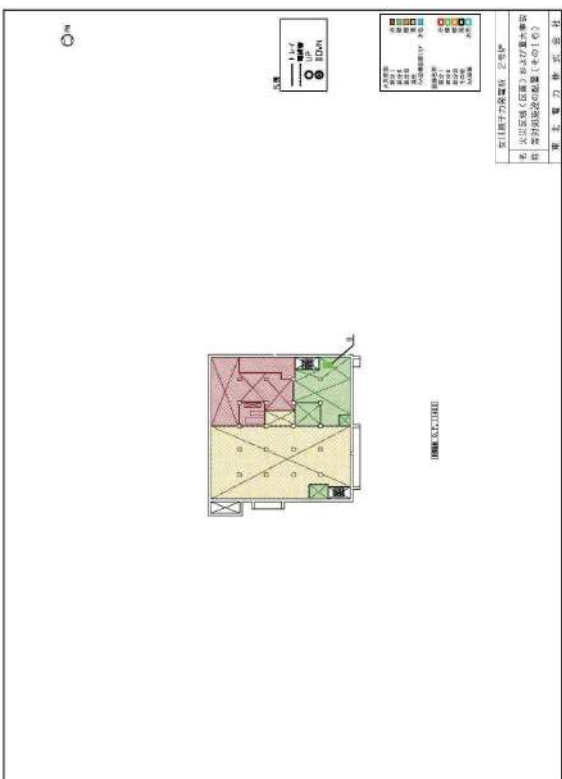
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

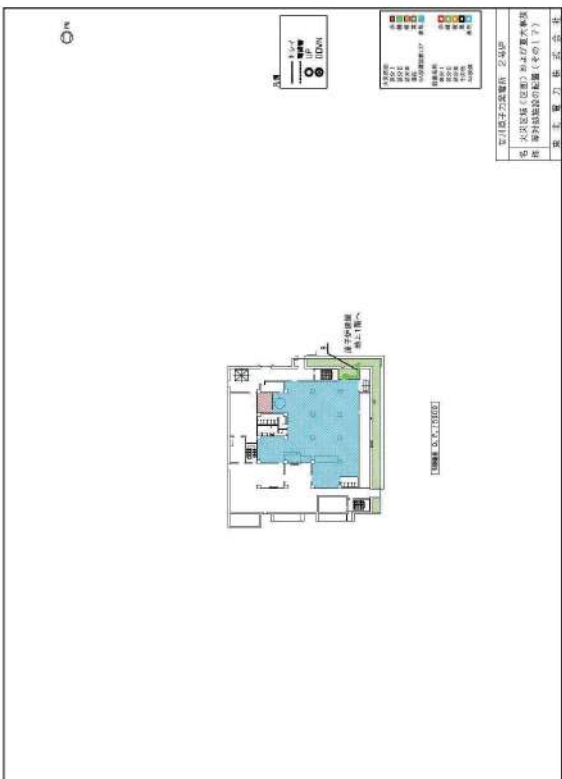
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

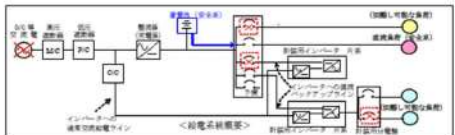
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p>  <p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

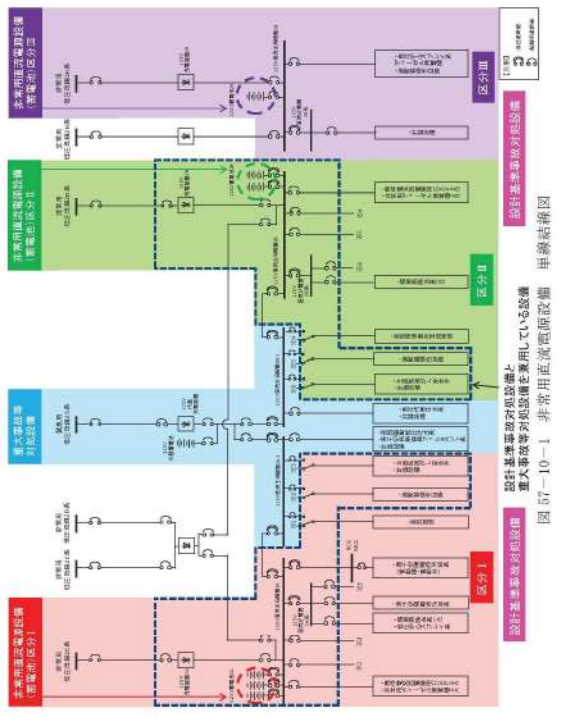
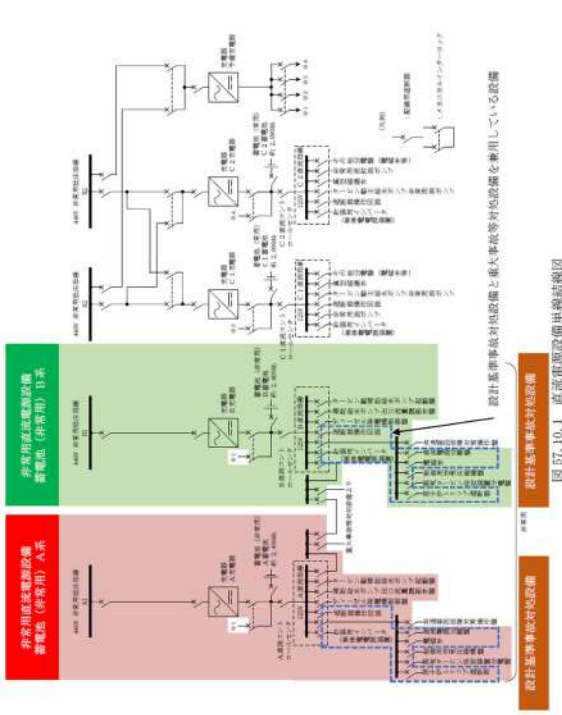
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="790 347 1171 1398"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 125V蓄電池2A (区分Ⅰ)</th> <th>設計基準事故対処設備 125V蓄電池2B (区分Ⅱ)</th> <th>設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)</th> <th>(参考) 重大事故等対処設備 125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>125V 約 8,000Ah</td> <td>125V 約 6,000Ah</td> <td>125V 約 400Ah</td> <td>125V 約 2,000Ah</td> <td>250V 約 6,000Ah</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2H用)</td> <td>1 (125V代替蓄電池用)</td> <td>1 (250V蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 125V蓄電池2A (区分Ⅰ)	設計基準事故対処設備 125V蓄電池2B (区分Ⅱ)	設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V代替蓄電池	250V蓄電池	蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah	250V 約 6,000Ah	充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="1373 355 1686 1347"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 A蓄電池</th> <th>設計基準事故対処設備 B蓄電池</th> <th>(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah</td> <td>約 130V 約 2,400Ah × 2組</td> </tr> <tr> <td>充電器 台数</td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)</td> <td></td> <td>2 (後備蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 A蓄電池	設計基準事故対処設備 B蓄電池	(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池	蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組	充電器 台数	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)		2 (後備蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 125V蓄電池2A (区分Ⅰ)	設計基準事故対処設備 125V蓄電池2B (区分Ⅱ)	設計基準事故対処設備 125V蓄電池2H (区分Ⅲ)	(参考) 重大事故等対処設備 125V代替蓄電池	250V蓄電池																																						
蓄電池 電圧 容量	125V 約 8,000Ah	125V 約 6,000Ah	125V 約 400Ah	125V 約 2,000Ah	250V 約 6,000Ah																																						
充電器 台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)	1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)																																						
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	浮動 (常時)																																						
用途	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 A蓄電池	設計基準事故対処設備 B蓄電池	(参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池																																								
蓄電池 電圧 容量	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah	約 130V 約 2,400Ah × 2組																																								
充電器 台数	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)		2 (後備蓄電池用)																																								
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)																																								

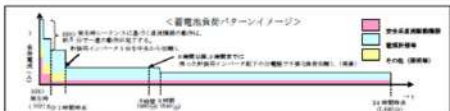
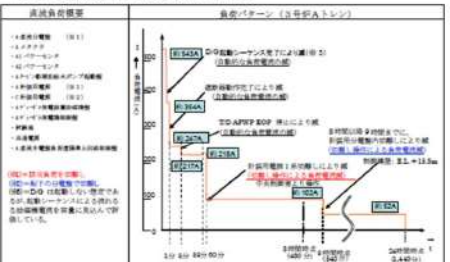
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	 <p>図 57-10.1 直流電源設備単線結線図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</p> <p>SA時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>（参考）容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例））</p> 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備</p> <p>設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。）</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針</p>	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB） 2.3.2 全交流動力電源喪失（TBU） 2.3.3 全交流動力電源喪失（TBD） 2.3.4 全交流動力電源喪失（TBP）</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失 2.4.1 取水機能が喪失した場合 2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故 3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合 3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合 3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 5.2 全交流動力電源喪失 (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定 a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備 (a) 外部電源喪失から1分まで 外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、<u>区分I～IIIの各蓄電池（非常用）</u>から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：<u>非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路</u>(表57-10-2) （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故 7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損） 7.2.1.1 格納容器過圧破損 7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 7.4.2 全交流動力電源喪失 (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定 a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備 (a) 外部電源喪失から1分まで 外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、<u>A系、B系の各蓄電池（非常用）</u>から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、<u>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁</u>に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：<u>ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁）</u> (表57.10.2) （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 （火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 （潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。）</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/(携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/(携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3}</u> (表57-10-2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>^{*1}. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要な時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンブ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンブ水位(広域), 格納容器再循環サンブ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</u> (表57.10.2) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>^{*1}. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ピット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項 b) を考慮し、中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁はATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプ水位（広域）、格納容器再循環サンプ水位（狭域）、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ピット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57-10-3、表57-10-4) については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備: 代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系 (直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニター (高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力 (S/A)、原子炉水位 (広帯域) (燃料域)、原子炉水位 (SA広帯域) (SA燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレーライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレー流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニター (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニター (S/C)、フィルタ装置出口放射線モニター、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニター、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度 (表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで</p> <p>各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57.10.3、表57.10.4) については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備: 補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度計、原子炉格納容器内水素処理装置温度計、使用済燃料ピット水位 (AM用)、使用済燃料ピット水位 (可搬型)、使用済燃料ピット温度 (AM用)、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、補助給水ピット水位、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニター (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニター (低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位 (表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: ガスタービン発電機⇔泊: 代替非常用発電機 ・女川: 区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊: A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u>（表57-10-2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離ししても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u>（表57.10.2） （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の番号	番号	電圧供給する設備	機能	炉心	燃料	燃料	燃焼	要求時間	区域I	区域II	区域III
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	津波対策カメラ	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8条	火災による損傷の防止	有	8-1	火災検知器	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	火災対策設備*2 (4-1と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
10条	悪戯作の防止	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11条	安全設備損傷等	有	11-1	風速監視	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	-	-
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置*2 (11-1と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備

第28条 (原子炉制御装置等) で抽出した設備により電圧を行う

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

〈電圧が必要な設備が要求されない〉

表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備

条文	内容	追加要求事項の番号	番号	電圧供給する設備	機能	炉心	燃料	燃料	燃焼	要求時間	区域I	区域II	区域III
3条	設計基準対象施設の状態	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4条	地震による損傷の防止	有	4-1	地下水位監視	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
5条	津波による損傷の防止	有	5-1	外の林を監視する設備*1 (貯留監視カメラ)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
6条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	5-2	外の林を監視する設備*1 (取水ポンプ水位計)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
7条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	5-3	風速監視	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
8条	火災による損傷の防止	有	8-1	火災検知器	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
9条	漏水による損傷の防止	有	8-2	火災対策設備*2 (11-1と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
10条	悪戯作の防止	有	9-1	風速監視装置*2 (11-1と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
11条	安全設備損傷等	有	11-1	風速監視	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
12条	安全施設	有	11-2	風速監視装置*2 (11-1と同一)	DB	-	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-
13条	運転時の異常な温度変化及び設計基準を超えた膨張の防止	無	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	〈電圧が必要な設備が要求されない〉	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由					
条文	内容	追加要 求事項 の相違	番号	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求される)	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	緊急 時間	緊急事態時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
15条	炉心等	無	-		-	-	-	-	-	-	
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/過 度(ワイドバルブ式) (34-3と同じ) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温度 燃料プールライナ(ドレン)漏え い FFのポンプ入口温度 燃料交換ポンプ燃料線工二タ 燃料取扱エリア放射線工二タ 原子炉運轉工二タ放射線取扱 区域工二タ	DB/ SA DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	-
17条	原子炉冷却材圧力パワングレダリ	有	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	1時間 1時間 1時間	-	
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	-	-	
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	原子炉心スプレイ系 (45-3と同じ) 原子炉心スプレイ系 (47-3と同じ) 降圧降圧装置 (47-4及48-4及49-2と同じ) 主蒸気凝縮装置弁 (49-1と同じ)	DB DB DB DB/SA	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-	
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	原子炉冷却材圧力パワングレダリ	DB	-	-	-	24時間	24時間	
21条	降圧熱を除去することができる設備	無	21-1	降圧熱を除去することができる設備	DB	-	-	-	-	-	

条文	内容	追加要 求事項 の相違	番号	電源供給する設備 (電源が必要な設備が要求される)	機能	炉心 #6	格納 #7	燃料 #8	緊急 時間	緊急事態時間 A系#8 B系#8
14条	各交流電力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	-	-
15条	炉心等	無	-		-	-	-	-	-	-
16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 17-1 17-2 17-3	使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度 使用済燃料プール放射線工二タ 燃料取扱エリア放射線取扱 区域工二タ L水冷却設備(追加)放射線工二 タ(41-6,42-6,43-6,44-6,45-3と 同じ)	DB DB DB DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要な設備が要求される)	-	-	-	-	-	-
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3	原子炉心スプレイ系 (44-2,45-1,46-1,47-3,48- 3,51-2,56-1と同じ) 原子炉心スプレイ系 (45-2,46-2,51-3と同じ) 原子炉心スプレイ系 (46-3と同じ)	DB DB DB	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	-	-
20条	一次冷却材の減少分を補給する設備	無	20-1	原子炉冷却材圧力パワングレダリ	DB	-	-	-	1時間 1時間 1時間	-
21条	降圧熱を除去することができる設備	無	21-1	降圧熱を除去することができる設備	DB	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・ 給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由						
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求 時間 #7	区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ -	供給可能時間
20条	一次冷却材の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉副冷却加圧器 (47-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	-	-
21条	換熱機を除去することができる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系	DB	-	-	-	-	-	-	-
22条	蒸気ジェネレータへの熱を輸送することができる設備	無	21-1	蒸気発生系 (47-249-4, 49-2と同し)	DB 拡張	-	-	-	-	-	-	-
			22-1	原子炉副冷却水系 (48-5と同し)	DB 拡張	-	-	-	-	-	-	-
			22-2	原子炉副冷却水圧系 (48-6と同し)	DB 拡張	-	-	-	-	-	-	-
			23-1	配管閉鎖装置 (58-27と同し)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-	1時間
			23-2	蒸気出力制限装置 (58-28と同し)	DB/ SA	○	-	-	1 時間	1時間	-	1時間
			23-3	制御棒位置	DB	-	-	-	1 時間	1時間	-	1時間
			23-4	原子炉冷却(圧縮)装置 (58-2と同し)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	-	24時間
			23-5	原子炉圧力	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	-	24時間
23条	計測制御系統置設	無	23-6	原子炉副冷却加圧器 (58-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	-	-
			23-7	原子炉副冷却加圧器 (58-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	-	-
			23-8	原子炉副冷却加圧器 (58-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	-	-
			23-9	原子炉圧力制御装置	DB	-	-	-	1 時間	-	-	1時間
			23-9	ドライウェル圧力	DB	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電圧供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求 時間 #7	供給可能時間		
										区分Ⅰ A系08	区分Ⅱ B系08	
21条	換熱機を除去することができる設備 の設置	無	21-2	補助給水設備 (運転開始給水ポンプ) (44-3, 45-3, 46-4, 47-4, 48-4と同し)	DB 拡張	○	-	-	5分	5分	5分	
			21-3	補助給水設備 (タービン駆動機給水ポンプ) (44-4, 45-4, 46-5, 47-5, 48-2と同し)	DB 拡張	○	-	-	1 時間	1時間	1時間	
			21-4	主蒸気設備 (主蒸気発生炉) (44-7, 45-6, 46-7, 47-6と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
			21-5	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (44-8, 45-8, 46-8, 47-2, 48-1と同し)	DB 拡張	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
22条	蒸気ジェネレータへの熱を輸送することができる設備	無	22-1	原子炉副冷却加圧器 (49-2, 49-3と同し)	DB 拡張	○	-	-	-	-	-	-
			22-2	原子炉副冷却加圧器 (49-2, 49-3と同し)	DB 拡張	○	-	-	-	-	-	-
			23-1	出力制限装置 (58-1と同し)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-	24時間
			23-2	出力制限装置 (58-2と同し)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-	24時間
			23-3	中性子密度検出装置 (58-3と同し)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-	24時間
23条	計測制御系統置設	無	23-4	制御棒位置	DB	○	-	-	8 時間	8時間	-	8時間
			23-5	加圧器圧力	DB	○	-	-	24 時間	24時間	-	24時間
			23-6	加圧器圧力 (58-41と同し)	DB/ SA	○	-	-	24 時間	24時間	-	24時間

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・ 給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">図印要求事項の名称</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電圧降下する設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">中心</th> <th rowspan="2">格別</th> <th rowspan="2">格別</th> <th rowspan="2">格別</th> <th rowspan="2">格別</th> <th colspan="2">供給可能時間</th> </tr> <tr> <th>A.508</th> <th>B.508</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">23-8 計測制御系統異常</td> <td rowspan="20"></td> <td rowspan="20">無</td> <td>23-7</td> <td>上冷却母管圧力 (圧縮)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-8</td> <td>上冷却母管流量 (圧縮-高温側) (58-8と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-9</td> <td>上冷却母管流量 (圧縮-低温側) (58-9と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-10</td> <td>上冷却母管流量</td> <td>06</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-11</td> <td>主蒸気圧力の圧力 (58-10と同じ)</td> <td>06 制御</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-12</td> <td>蒸気発生器流量 (圧縮)</td> <td>06 制御</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-13</td> <td>蒸気発生器流量 (圧縮)</td> <td>06 制御</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-14</td> <td>蒸気発生器流量 (圧縮)</td> <td>06/ SA</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-15</td> <td>原子炉格納容器圧力 (58-18と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-16</td> <td>高圧注入流量 (58-12と同じ)</td> <td>06 制御</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>23-17</td> <td>低圧注入流量 (58-17と同じ)</td> <td>06 制御</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>23-18</td> <td>補助蒸気流量 (58-4と同じ)</td> <td>06 制御</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-19</td> <td>補助蒸気ピストン水位 (58-3と同じ)</td> <td>06 制御</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>23-20</td> <td>圧力降下之水位 (58-28と同じ)</td> <td>06/ SA</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24時間</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	図印要求事項の名称	番号	電圧降下する設備	機能	中心	格別	格別	格別	格別	供給可能時間		A.508	B.508	23-8 計測制御系統異常		無	23-7	上冷却母管圧力 (圧縮)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-8	上冷却母管流量 (圧縮-高温側) (58-8と同じ)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-9	上冷却母管流量 (圧縮-低温側) (58-9と同じ)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-10	上冷却母管流量	06	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-11	主蒸気圧力の圧力 (58-10と同じ)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-12	蒸気発生器流量 (圧縮)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-13	蒸気発生器流量 (圧縮)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-14	蒸気発生器流量 (圧縮)	06/ SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-15	原子炉格納容器圧力 (58-18と同じ)	06/ SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	23-16	高圧注入流量 (58-12と同じ)	06 制御	-	-	-	-	-	-	-	-	23-17	低圧注入流量 (58-17と同じ)	06 制御	-	-	-	-	-	-	-	-	23-18	補助蒸気流量 (58-4と同じ)	06 制御	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間	23-19	補助蒸気ピストン水位 (58-3と同じ)	06 制御	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間	23-20	圧力降下之水位 (58-28と同じ)	06/ SA	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	図印要求事項の名称												番号	電圧降下する設備	機能	中心				格別	格別	格別	格別	供給可能時間																																																																																																																																																
			A.508	B.508																																																																																																																																																																					
23-8 計測制御系統異常		無	23-7	上冷却母管圧力 (圧縮)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-8	上冷却母管流量 (圧縮-高温側) (58-8と同じ)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-9	上冷却母管流量 (圧縮-低温側) (58-9と同じ)	06/ SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-10	上冷却母管流量	06	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-11	主蒸気圧力の圧力 (58-10と同じ)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-12	蒸気発生器流量 (圧縮)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-13	蒸気発生器流量 (圧縮)	06 制御	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-14	蒸気発生器流量 (圧縮)	06/ SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-15	原子炉格納容器圧力 (58-18と同じ)	06/ SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間																																																																																																																																																													
			23-16	高圧注入流量 (58-12と同じ)	06 制御	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																												
			23-17	低圧注入流量 (58-17と同じ)	06 制御	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																												
			23-18	補助蒸気流量 (58-4と同じ)	06 制御	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間																																																																																																																																																											
			23-19	補助蒸気ピストン水位 (58-3と同じ)	06 制御	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間																																																																																																																																																											
			23-20	圧力降下之水位 (58-28と同じ)	06/ SA	-	○	-	-	-	-	-	24時間	24時間																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
23条	計測制御系統施設	無	23-10	出力レンジコントロール装置	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-11	格納容器内常置空気冷却装置 (58-38と同一)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-12	格納容器内常置空気冷却装置 (58-39と同一)	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-13	格納容器内常置空気冷却装置 (59-D/W/56-25と同一)	DB/SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			23-14	格納容器内常置空気冷却装置 (59-D/W/56-26と同一)	DB/SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	-	24時間
			23-15	圧力調整装置	DB	-	-	-	1時間	-	-	-	1時間
			23-16	原子炉内温度測定装置 (58-9&10と同一)	DB	-	○	-	24時間	-	-	-	-
			23-17	原子炉内温度測定装置 (58-10と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-18	原子炉内温度測定装置 (56-11と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			23-19	原子炉内温度測定装置 (56-12と同一)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
24条	安全確認回路	有	24-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉停止装置	DB/SA	-	-	-	-	-	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	6時間	24時間	24時間	-	24時間
			26-2	原子炉停止装置	DB	-	-	-	6時間	24時間	24時間	-	24時間
			26-3	原子炉停止装置	DB	-	-	-	6時間	24時間	24時間	-	24時間
			26-4	原子炉停止装置	DB	-	-	-	6時間	24時間	24時間	-	24時間

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
23条	計測制御系統施設	無	23-21	格納容器内常置空気冷却装置 (58-14と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-22	格納容器内常置空気冷却装置 (58-15と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-23	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-24	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-25	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-26	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-27	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
			23-28	原子炉制御装置 (58-27と同一)	DB/SA	○	○	-	24時間	1時間	1時間	-	1時間
24条	安全確認回路	有	24-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	1時間
25条	反応度制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			25-1	原子炉停止装置	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
			25-2	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			25-3	原子炉停止装置	DB	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間
			25-4	原子炉停止装置	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	-	24時間

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #7	要求 時間 #8	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	交流電源復旧後使用
			32-2	可燃性ガス濃度制御系	DB	-	-	-	交流電源復旧後使用
33条	保安電源設備	有	33-1	M.G.P.保護装置	DB/ SA	-	-	1分	1分
			33-2	M.G.P.保護装置	DB 保護	-	-	1分	-
			33-3	D.C.制御装置	DB 保護	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給
			35-1	無給電給電機(固定/携帯)	DB/ SA	-	-	8時間	24時間
35条	通報連絡設備	有	35-2	緊急時連絡機(固定/携帯)	DB/ SA	-	-	8時間	24時間
			35-3	安全システム(安全システム(SFOS)(62-32回))	DB/ SA	-	-	8時間	24時間
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	燃料 #7	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
29条	工場等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングシステム	DB	-	-	-	-
			32-1	アノキス空気浄化設備(62-1,62-2と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-
32条	原子炉格納施設	無	32-2	原子炉格納用電源システム(47-1,50-1,51-1,56-2と同じ)	DB 保護	-	-	-	-
33条	保安電源設備	有	33-1	2バスクラック上面設置	DB/ SA	-	-	1分	1分
			33-2	パワートラック上コールドバス	DB/ SA	-	-	1分	1分
			33-3	ディーゼル発電機初期起動	DB 保護	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策	有	34-1	緊急時対策機(61-1,61-2)	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給
35条	通信連絡設備	有	35-1	通信機(62-1と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・ 給電対象設備の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	中心 #5 格納 #9 燃料 #10 要求時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-
38条	重大事故等対処施設の設置	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 火災防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	- -	交流電源復旧後に使用 専用電源からの供給
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を再起動させるための設備	有	44-1 44-2 44-3	代替制御棒挿入機能 代替原子炉再始動ポンプ トリップ機能 注水ポンプ系 (20-1と同じ) 注水ポンプ系 (20-1と同じ)	SA SA DB/ SA	24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間
45条	原子炉冷却材系/バラン/ポンプ/蒸気発生機/発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1 45-2 45-3	日動系は機能非動阻止機能 蒸気発生機系 蒸気発生機系 (20-1と同じ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ)	SA DB DB DB	24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	中心 #5 格納 #9 燃料 #7 要求時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
38条	重大事故等対処施設の種類	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
39条	地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
40条	津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-
41条	火災による損傷の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 火災防除対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	8時間 8時間	24時間 24時間
42条	特定重大事故等対処施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-
43条	重大事故等対処設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の表文にて設備の抽出を行う)	-	-	-
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を再起動させるための設備	有	44-1 44-2 44-3 44-4 44-5 44-6	化学体積制御設備 (蒸気発生機、ポンプ、注水ポンプ、蒸気発生機、注水ポンプ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ) 蒸気発生機系 (20-1と同じ)	DB SA DB DB DB DB	- - - - - -	交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用 交流電源復旧後に使用

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">追加要求事項の位置</th> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">電網供給する設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">中心</th> <th rowspan="2">格納</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th rowspan="2">稼働時間</th> <th colspan="2">運転所要時間</th> </tr> <tr> <th>入者48</th> <th>出者48</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44条</td> <td>緊急停止要時等に発電用原子炉を緊急停止するための設備</td> <td>有</td> <td>44-7 44-8 44-9</td> <td>主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気設備弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ) 蒸気注入弁 (19-1と同じ)</td> <td>00 00 00 00 00 00</td> <td>○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>1 1 24</td> <td>1 1 24</td> <td>1 1 24</td> </tr> <tr> <td>45条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ 故障時に発電用原子炉を冷却 するための設備</td> <td>有</td> <td>45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7</td> <td>蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水 ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動 ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (追加送給し 弁) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (追加送給し弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同 じ)</td> <td>00 00 00 00 00 00 00</td> <td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>5 1 1 24</td> <td>5 1 1 24</td> <td>5 1 1 24</td> </tr> <tr> <td>46条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリ を減圧するための設備</td> <td>有</td> <td>46-1 46-2 46-3</td> <td>蒸気注入弁 (19-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-3と同じ)</td> <td>00 00 00</td> <td>○ ○ ○</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電網供給する設備	機能	中心	格納	燃料	稼働時間	運転所要時間		入者48	出者48	44条	緊急停止要時等に発電用原子炉を緊急停止するための設備	有	44-7 44-8 44-9	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気設備弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ) 蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○	- - -	- - -	1 1 24	1 1 24	1 1 24	45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ 故障時に発電用原子炉を冷却 するための設備	有	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水 ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動 ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (追加送給し 弁) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (追加送給し弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同 じ)	00 00 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - -	- - -	5 1 1 24	5 1 1 24	5 1 1 24	46条	原子炉冷却材圧力バウンダリ を減圧するための設備	有	46-1 46-2 46-3	蒸気注入弁 (19-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-3と同じ)	00 00 00	○ ○ ○	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の位置											番号	電網供給する設備	機能	中心	格納	燃料	稼働時間	運転所要時間																																		
			入者48	出者48																																																		
44条	緊急停止要時等に発電用原子炉を緊急停止するための設備	有	44-7 44-8 44-9	主蒸気設備 (注蒸気送給し弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気設備弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ 出口流量調節弁) (21-5と同 じ) 蒸気注入弁 (19-1と同じ)	00 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○	- - -	- - -	1 1 24	1 1 24	1 1 24																																											
45条	原子炉冷却材圧力バウンダリ 故障時に発電用原子炉を冷却 するための設備	有	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7	蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水 ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動 ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (追加送給し 弁) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (追加送給し弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同 じ)	00 00 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - -	- - -	5 1 1 24	5 1 1 24	5 1 1 24																																											
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリ を減圧するための設備	有	46-1 46-2 46-3	蒸気注入弁 (19-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-2,21-1と同じ) 蒸気注入弁 (19-3と同じ)	00 00 00	○ ○ ○	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -																																										

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由			
条文	内容	注立項 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ 24時間	区分Ⅲ -						
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する ための設備	有	46-1	主蒸気凝結機安全弁 (1P-4と同じ)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	-						
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低下時に赤 電用断弁作を制御するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4	低圧冷却材圧力バウンダリ低下時に赤 電用断弁作を制御するための設備 低圧冷却材圧力バウンダリ低下時に赤 電用断弁作を制御するための設備 低圧冷却材圧力バウンダリ低下時に赤 電用断弁作を制御するための設備 低圧冷却材圧力バウンダリ低下時に赤 電用断弁作を制御するための設備	SA DB DB DB	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	- - - -	24 時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間	- - - -	- -						
48条	最終トランクへ熱を搬送するための設 備	有	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7 48-8	原子炉補機代替冷却水系 閉圧強化バント系 原子炉格納容器フィルタベン ト系*3*4 凝縮除去系 (1P-321-1と同じ) 原子炉補機冷却水系 (2*1と同じ) 原子炉補機冷却水系 (2*2と同じ) 原子炉補機冷却水系 (2*2と同じ) 原子炉補機冷却水系 (2*2と同じ) 原子炉補機冷却水系 (2*2と同じ)	SA SA DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	24 時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間 24時間	- - - - - - - -	- -						
49条	原子炉格納容器内の冷却器のための設 備	有	49-1 49-2	凝縮除去系 (1P-321-1と同じ)	SA DB	○ ○	○ ○	- -	24 時間 24時間	24時間 24時間	- -	- -						

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心	格納	燃料	要求 時間	供給可能時間 区分Ⅰ A区48 B区46	供給可能時間	
											区分Ⅰ 5分	区分Ⅱ 1時間
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリ を減圧するための設備	有	46-1 46-3 46-4 46-7 46-8	補助給水設備 (電熱補助給水ポン プ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動機 給水ポンプ) *3 (21-3と同じ) 1次冷却設備 (加圧器透過し 分) (117-5と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気凝結機がし 分) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同じ) 出口流量調節弁 (21-5と同 じ)	DB DB DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	5分 1時間 1時間 1時間 24時間	5分 1時間 1時間 24時間	5分 1時間	
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ 低下時に異常相原子炉を冷却 するための設備	有	47-1 47-2 47-3 47-4 47-5 47-6 47-7	化学体積制御設備 (赤電ポン プ) (201と同じ) 原子炉格納容器スプレイ設備 (1P-321-1と同じ) 高圧注入管 (1P-321-1と同じ) 補助給水設備 (電熱補助給水 ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動 機給水ポンプ) *3 (21-3と同じ) 主蒸気設備 (主蒸気凝結機がし 分) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポン プ) (21-5と同じ)	DB SA DB DB DB DB DB DB DB	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - - - -	5分 1時間 1時間 24時間 5分 1時間 1時間 24時間	5分 1時間 1時間 24時間	5分 1時間 1時間 24時間	

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・ 給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	格納 #9	燃料 #10	要緊時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	供給可能時間
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-
51条	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	50-2	代動循環冷却系#5	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	-
52条	原子炉格納容器下部の格納炉心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	-
53条	水蒸気発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベン	SA	○	○	-	24時間	-	-	-	-
53条	水蒸気発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	53-1	原子炉格納容器内水蒸気発生抑制装置	SA	-	○	-	24時間	-	-	-	-
53条	水蒸気発生による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	53-2	静電凝縮式水蒸気再蒸発装置	SA	-	○	-	24時間	-	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-2	使用済燃料プール冷却/濃度(ニートサーモ)式)	SA	-	-	○	24時間	-	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-3	使用済燃料プール冷却/濃度(パイロシムス式)	DB/SA	-	-	-	24時間	-	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-4	使用済燃料プール冷却/濃度(高濃度/高濃度)	SA	-	-	○	24時間	-	-	-	-
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却器のための設備	有	54-5	使用済燃料プール冷却/濃度(高濃度/高濃度)	SA	-	-	-	24時間	-	-	-	-
55条	工機等への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
56条	工機等への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の要求に応じて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要緊時間	供給可能時間
48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-1	補助給水設備 (最終冷却器/ポンプ) (21-2と同じ)	DB	○	-	-	5分	5分
48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-2	補助給水設備 (タービン駆動) (21-3と同じ)	DB	○	-	-	5分	5分
48条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	有	48-3	炉内注水系 (19-1と同じ)	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間
49条	原子炉格納容器内の冷却器のための設備	有	49-1	原子炉格納容器冷却設備 (22-1と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
49条	原子炉格納容器内の冷却器のための設備	有	49-2	原子炉格納容器冷却設備 (22-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (23-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-2	原子炉格納容器冷却設備 (23-1と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
50条	原子炉格納容器の過熱現象を防止するための設備	有	50-3	原子炉格納容器冷却設備 (23-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
51条	原子炉格納容器下部の冷却器を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (23-2と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間
51条	原子炉格納容器下部の冷却器を冷却するための設備	有	51-2	高圧注水 (19-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間
51条	原子炉格納容器下部の冷却器を冷却するための設備	有	51-3	低圧注水 (19-2,21-1と同じ)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間
51条	原子炉格納容器下部の冷却器を冷却するための設備	有	51-4	化学体積制御設備 (水タンク)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由												
38条 計装設備	追加要求事項の有無	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要成時間	燃料可能時間								
										58-1	原子炉圧力容器温度	SA	○	-	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	
															24時間	-	-	
															24時間	-	-	
										58-2	原子炉圧力(23-52と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-
																24時間	24時間	-
										58-3	原子炉圧力(SA)	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
																24時間	24時間	-
										58-4	原子炉水位(広帯域)(燃料減)(23-47と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-
																24時間	24時間	-
										58-5	原子炉水位(SA広帯域)(燃料減)	SA	○	○	-	24時間	24時間	-
																24時間	24時間	-
										58-6	蒸気代管注水系ポンプ出口流量	SA	○	-	-	24時間	24時間	-
																24時間	24時間	-
58-7	蒸気駆除系冷却ライン流量(蒸留熱除去系ヘッドスプレイライン冷却流量)	SA	○	○	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
58-8	蒸気駆除系冷却ライン流量(蒸留熱除去系白系特種容器冷却ライン冷却流量)	SA	○	○	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
58-9	原子炉閉鎖時冷却系ポンプ出口流量(23-16と同じ)	DB 低張	○	-	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
58-10	蒸気駆除系ポンプ出口流量(23-17と同じ)	DB 低張	○	-	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
58-11	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量(23-18と同じ)	DB 低張	○	-	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
58-12	蒸気駆除系ポンプ出口流量(23-19と同じ)	DB 低張	○	-	-	24時間	24時間	-										
						24時間	24時間	-										
交流電圧回復日稼に使用																		
交流電圧回復日稼に使用																		
交流電圧回復日稼に使用																		

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要成時間	燃料可能時間			
										区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	
52条	本体構造による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	有	52-1	格納容器冷却システム温度計	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
			52-2	原子炉格納容器内水蒸気処理装置温度計	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
			52-3	可搬型格納容器内水蒸気処理ユニット (58-31と同じ)	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	
53条	本体構造による原子炉建屋等の破損を防止するための設備	有	53-1	アニュラス空冷浄化設備	DR/SA	-	-	-	交流電圧回復日稼に使用	-	-	-	
			53-2	可搬型アニュラス水蒸気処理ユニット (58-32と同じ)	SA	-	-	-	交流電圧回復日稼に使用	-	-	-	
54条	使用済燃料建屋の冷却等のための設備	有	54-1	使用済燃料ピット水位(AM用)	SA	-	-	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
										24時間	24時間	24時間	24時間
										24時間	24時間	24時間	24時間
										24時間	24時間	24時間	24時間
										24時間	24時間	24時間	24時間
55条	上層等外への放射能物質の正散を抑制するための設備	有	55-1	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ#4	SA	-	-	○	24時間	24時間	24時間	24時間	
										24時間	24時間	24時間	
56条	重大事故等の収束に必要な水の供給設備	有	56-1	原子炉格納系スプレイ設備(52-2と同じ)	DR/SA	-	-	-	-	24時間	24時間	-	
										24時間	24時間	-	
			56-2	原子炉格納系スプレイ設備(52-2と同じ)	DR	-	-	-	-	24時間	-		
					DR	-	-	-	-	24時間	-		
					DR	-	-	-	-	24時間	-		

【大飯】
記載の充実(女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由										
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	必要時間	区分I	区分II	区分III	条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	必要時間	区分I	区分II	区分III	相違理由						
S8条 計装設備		有	5E-13	原子炉格納容器下層注水流量	SA	-	○	-	24時間	24時間	-	-	5E-13	出力調整用中性子束 (20-1と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違					
			5E-14	原子炉格納容器代替スプレイ流量	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-14	中間冷却用中性子束 (20-2と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間			
			5E-15	ドライエール温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-15	中性子源用中性子束 (20-3と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間		
			5E-16	圧力抑制室内空室温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-16	補助給水装置 (20-18と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	
			5E-17	サブプレッションプール水温度	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-17	蒸気発生器冷却 (20-12と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	
			5E-18	ドライエール圧力	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-18	蒸気発生器冷却 (20-13と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-19	圧力抑制室圧力	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-19	補助給水セット水位 (20-19と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-20	圧力抑制室水位	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-20	1次冷却回路 (20-6と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-21	原子炉格納容器下層水位	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-21	1次冷却回路 (20-7と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-22	ドライエール水位	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-22	加圧器水位 (20-6と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-23	加圧器水位 (20-6と同じ)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-24	格納容器内水素濃度(S/C)	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-24	格納容器内水素濃度(S/C)	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-25	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(D/W)(23-13と同じ))	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-25	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(D/W)(23-13と同じ))	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間
			5E-26	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(S/C)(23-14と同じ))	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	-	5E-26	格納容器内窒素濃度(制御棒二劣(S/C)(23-14と同じ))	○	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間		24時間	24時間	24時間	24時間	24時間

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉												泊発電所3号炉												相違理由					
条文	追加要求事項の仕様	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要訴時間	供給可能時間			機軸	要求時間	燃料 #7	格納 #6	炉心 #5	機軸	番号	電源供給する設備	機能	機軸	要求時間	燃料 #8	格納 #8	炉心 #8	機軸	番号	追加要求事項の仕様	内容	
										区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ																			区分Ⅰ
			58-27	起動減速モータ (22-17と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	DB/SA	24時間	-	○	-	-	24時間	24時間	DB/SA	24時間	24時間	-	○	-	-	24時間			
			58-28	平均出力増強モータ (23-2と同じ)	DB/SA	○	-	-	1時間	1時間	-	-	DB/SA	24時間	-	○	-	-	24時間	24時間	DB/SA	24時間	24時間	-	○	-	-	24時間			
			58-29	フィルタ搬出出口昇降機モータ	DB/SA	-	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	○	-	-	24時間	24時間	DB/SA	24時間	24時間	-	○	-	-	24時間			
			58-30	原子炉格納冷却水系系補強	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-	-		
			58-31	蒸気発生器系補強	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-		
			58-32	蒸気発生器系補強	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-		
			58-33	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-		
			58-34	蒸気発生器系補強	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-		
			58-35	機軸駆動タンク水位	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-36	蒸気発生器系補強	SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-37	原子炉格納冷却水系系補強	DB/SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-38	機軸駆動タンク水位	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-39	機軸駆動タンク水位	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-40	機軸駆動タンク水位	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-41	機軸駆動タンク水位	SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-12	炉心注入流量 (22-16と同じ)	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-13	炉心注入流量 (22-16と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-14	格納容器内温度 (22-21と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-15	格納容器内温度 (22-21と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-16	蒸気発生器系補強	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-17	炉心注入流量 (22-17と同じ)	DB	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-18	炉心注入流量 (22-17と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-19	格納容器内温度 (22-11と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-20	格納容器内温度 (22-27と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-21	格納容器内温度 (22-28と同じ)	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	-	-	DB/SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	DB/SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-22	原子炉格納冷却	SA	○	-	-	24時間	24時間	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-23	格納容器内温度 (22-28と同じ)	SA	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			
			58-24	格納容器内温度 (22-28と同じ)	SA	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	-	-	-	-	-	-	-	SA	24時間	24時間	-	-	-	-			

【大飯】
記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由								
表文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機能	中心	価格	格納	燃料	要込時間	供給可能時間		
												区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
												24時間	24時間	-
58条	計装設備	有	58-42	原子炉給排送基下部温度	SA	可測圧(温度)計測装置 (格納容器)	65	60	67	-	24時間	24時間	24時間	-
			58-43	圧正強化ベント系放射線モニタ	SA	可測圧(放射線)計測装置 (格納容器)					24時間	24時間	24時間	-
			58-44	蒸気発生器冷却水循環装置	SA	可測圧(温度)計測装置 (蒸気発生器)					24時間	24時間	24時間	-
			58-45	蒸気発生器冷却水循環装置	SA	可測圧(温度)計測装置 (蒸気発生器)					24時間	24時間	24時間	-
59条	原子炉制御室	有	-	(電源が必要)な設備が要求されない。	-						-	-	-	-
60条	監視測定設備	有	60-1	可搬型代替モニタリング設備	SA	可搬型代替モニタリング設備					専用電源から供給	-	-	-
			60-2	可搬型モニタリング設備	SA	可搬型モニタリング設備					専用電源から供給	-	-	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策電源 (34-1と同じ)	DB/SA	緊急時対策電源 (34-1と同じ)					専用電源から供給	8時間	24時間	-
			62-1	緊急時対策電源 (35-1と同じ)	DB/SA	緊急時対策電源 (35-1と同じ)					専用電源から供給	8時間	24時間	-
62条	通電連絡を行うために必要な設備	有	62-2	通電連絡設備 (35-2と同じ)	DB/SA	通電連絡設備 (35-2と同じ)					専用電源から供給	8時間	24時間	-
			62-3	緊急アラームータ警報システム (SPDS(35-3と同じ))	DB/SA	緊急アラームータ警報システム (SPDS(35-3と同じ))					専用電源から供給	8時間	24時間	-
-	-	無	61-1	タービン蒸気機	(警用系)						-	1時間	-	-

(凡例)
 ■：区分Ⅰの蓄電池 (125V 蓄電池 2A) から電源供給
 ■：区分Ⅱの蓄電池 (125V 蓄電池 2B) から電源供給
 ■：区分Ⅲの蓄電池 (125V 蓄電池 2H) から電源供給
 ■：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	機能	中心	価格	格納	燃料	要込時間	供給可能時間
58条	計装設備	有	58-25	可測圧(温度)計測装置 (格納容器)	SA	可測圧(温度)計測装置 (格納容器)	65	60	67	-	24時間	24時間
			58-26	可測圧(温度)計測装置 (格納容器)	SA	可測圧(温度)計測装置 (格納容器)					24時間	24時間
			58-27	原子炉補機冷却水モニタリング	DB/DB/SA	原子炉補機冷却水モニタリング					24時間	24時間
			58-28	圧力監視装置 (32-1と同じ)	SA	圧力監視装置 (32-1と同じ)					24時間	24時間
			58-29	格納容器水位	SA	格納容器水位					24時間	24時間
			58-30	原子炉下部キャビティ水位	SA	原子炉下部キャビティ水位					24時間	24時間
			58-31	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (32-3と同じ)	SA	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (32-3と同じ)					24時間	24時間
			58-32	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (32-3と同じ)	SA	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (32-3と同じ)					24時間	24時間
59条	原子炉制御室	有	59-1	中央制御室空調装置	DB/SA	中央制御室空調装置					専用電源から供給	-
			59-2	原子炉制御室空調装置	DB/SA	原子炉制御室空調装置					専用電源から供給	-
60条	監視測定設備	有	60-1	可搬型モニタリングポスト	SA	可搬型モニタリングポスト					専用電源から供給	-
			60-2	可搬型気象観測設備	SA	可搬型気象観測設備					専用電源から供給	-
61条	緊急時対策所	有	61-1	緊急時対策電源 (34-1と同じ)	DB/SA	緊急時対策電源 (34-1と同じ)					専用電源から供給	-

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<table border="1" data-bbox="1328 196 1451 1082"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の位置</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機能</th> <th>中心</th> <th>格納</th> <th>燃料</th> <th>要求時間</th> <th>供給可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62条</td> <td>潤滑運給を行うために必要な設備</td> <td>有</td> <td>62-1</td> <td>通信施設設備 (SS-1と同じ)</td> <td>DR/SA</td> <td>*5</td> <td>*6</td> <td>*7</td> <td>専用電源から供給</td> <td>A系*8 B系*8 1時間</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>蒸気タービン排気装置等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1462 363 1485 715"> □ : 交流電源が対応するまでは系統として機能しない設備 — : 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 </p> <p data-bbox="1462 810 1485 1082"> □ : 常電池 (非常用) (A系) から電源供給 □ : 常電池 (非常用) (B系) から電源供給 </p>	条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電源供給する設備	機能	中心	格納	燃料	要求時間	供給可能時間	62条	潤滑運給を行うために必要な設備	有	62-1	通信施設設備 (SS-1と同じ)	DR/SA	*5	*6	*7	専用電源から供給	A系*8 B系*8 1時間	—	—	無	—	蒸気タービン排気装置等	—	—	—	—	—	1時間	<p data-bbox="1843 140 2105 191">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 228 2011 308">【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電源供給する設備	機能	中心	格納	燃料	要求時間	供給可能時間																										
62条	潤滑運給を行うために必要な設備	有	62-1	通信施設設備 (SS-1と同じ)	DR/SA	*5	*6	*7	専用電源から供給	A系*8 B系*8 1時間																										
—	—	無	—	蒸気タービン排気装置等	—	—	—	—	—	1時間																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ビット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出入口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状態を監視する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ビット水位計、気象観測設備及び気象庁の警報情報を受信するための端末等があり、このうち津波監視カメラ及び取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>*1: 外の状態を監視する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ビット水位計、気象観測設備及び気象庁の警報情報を受信するための端末等があり、このうち津波監視カメラ及び取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：自然現象監視カメラ⇔泊：構内監視カメラ ・女川：気象情報システム⇔泊：気象庁の警報情報を受信するための端末等</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：受信器⇔泊：受信機 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																										
<p>表 57-10-4 有効性評価の各シナリオで直流電源から電源供給が必要な設備</p> <p>主要設備</p> <table border="1" data-bbox="739 159 1187 1276"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>シナリオ1</th><th>シナリオ2</th><th>シナリオ3</th><th>シナリオ4</th><th>シナリオ5</th><th>シナリオ6</th><th>シナリオ7</th><th>シナリオ8</th><th>シナリオ9</th><th>シナリオ10</th><th>シナリオ11</th><th>シナリオ12</th><th>シナリオ13</th><th>シナリオ14</th><th>シナリオ15</th><th>シナリオ16</th><th>シナリオ17</th><th>シナリオ18</th><th>シナリオ19</th><th>シナリオ20</th><th>シナリオ21</th><th>シナリオ22</th><th>シナリオ23</th><th>シナリオ24</th><th>シナリオ25</th><th>シナリオ26</th><th>シナリオ27</th><th>シナリオ28</th><th>シナリオ29</th><th>シナリオ30</th><th>シナリオ31</th><th>シナリオ32</th><th>シナリオ33</th><th>シナリオ34</th><th>シナリオ35</th><th>シナリオ36</th><th>シナリオ37</th><th>シナリオ38</th><th>シナリオ39</th><th>シナリオ40</th><th>シナリオ41</th><th>シナリオ42</th><th>シナリオ43</th><th>シナリオ44</th><th>シナリオ45</th><th>シナリオ46</th><th>シナリオ47</th><th>シナリオ48</th><th>シナリオ49</th><th>シナリオ50</th><th>シナリオ51</th><th>シナリオ52</th><th>シナリオ53</th><th>シナリオ54</th><th>シナリオ55</th><th>シナリオ56</th><th>シナリオ57</th><th>シナリオ58</th><th>シナリオ59</th><th>シナリオ60</th><th>シナリオ61</th><th>シナリオ62</th><th>シナリオ63</th><th>シナリオ64</th><th>シナリオ65</th><th>シナリオ66</th><th>シナリオ67</th><th>シナリオ68</th><th>シナリオ69</th><th>シナリオ70</th><th>シナリオ71</th><th>シナリオ72</th><th>シナリオ73</th><th>シナリオ74</th><th>シナリオ75</th><th>シナリオ76</th><th>シナリオ77</th><th>シナリオ78</th><th>シナリオ79</th><th>シナリオ80</th><th>シナリオ81</th><th>シナリオ82</th><th>シナリオ83</th><th>シナリオ84</th><th>シナリオ85</th><th>シナリオ86</th><th>シナリオ87</th><th>シナリオ88</th><th>シナリオ89</th><th>シナリオ90</th><th>シナリオ91</th><th>シナリオ92</th><th>シナリオ93</th><th>シナリオ94</th><th>シナリオ95</th><th>シナリオ96</th><th>シナリオ97</th><th>シナリオ98</th><th>シナリオ99</th><th>シナリオ100</th> </tr> </thead> </table>		設備	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5	シナリオ6	シナリオ7	シナリオ8	シナリオ9	シナリオ10	シナリオ11	シナリオ12	シナリオ13	シナリオ14	シナリオ15	シナリオ16	シナリオ17	シナリオ18	シナリオ19	シナリオ20	シナリオ21	シナリオ22	シナリオ23	シナリオ24	シナリオ25	シナリオ26	シナリオ27	シナリオ28	シナリオ29	シナリオ30	シナリオ31	シナリオ32	シナリオ33	シナリオ34	シナリオ35	シナリオ36	シナリオ37	シナリオ38	シナリオ39	シナリオ40	シナリオ41	シナリオ42	シナリオ43	シナリオ44	シナリオ45	シナリオ46	シナリオ47	シナリオ48	シナリオ49	シナリオ50	シナリオ51	シナリオ52	シナリオ53	シナリオ54	シナリオ55	シナリオ56	シナリオ57	シナリオ58	シナリオ59	シナリオ60	シナリオ61	シナリオ62	シナリオ63	シナリオ64	シナリオ65	シナリオ66	シナリオ67	シナリオ68	シナリオ69	シナリオ70	シナリオ71	シナリオ72	シナリオ73	シナリオ74	シナリオ75	シナリオ76	シナリオ77	シナリオ78	シナリオ79	シナリオ80	シナリオ81	シナリオ82	シナリオ83	シナリオ84	シナリオ85	シナリオ86	シナリオ87	シナリオ88	シナリオ89	シナリオ90	シナリオ91	シナリオ92	シナリオ93	シナリオ94	シナリオ95	シナリオ96	シナリオ97	シナリオ98	シナリオ99	シナリオ100	<p>表 57.10.4 有効性評価の各シナリオで直流電源から電源供給が必要な設備</p> <table border="1" data-bbox="1276 159 1814 1276"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>シナリオ1</th><th>シナリオ2</th><th>シナリオ3</th><th>シナリオ4</th><th>シナリオ5</th><th>シナリオ6</th><th>シナリオ7</th><th>シナリオ8</th><th>シナリオ9</th><th>シナリオ10</th><th>シナリオ11</th><th>シナリオ12</th><th>シナリオ13</th><th>シナリオ14</th><th>シナリオ15</th><th>シナリオ16</th><th>シナリオ17</th><th>シナリオ18</th><th>シナリオ19</th><th>シナリオ20</th><th>シナリオ21</th><th>シナリオ22</th><th>シナリオ23</th><th>シナリオ24</th><th>シナリオ25</th><th>シナリオ26</th><th>シナリオ27</th><th>シナリオ28</th><th>シナリオ29</th><th>シナリオ30</th><th>シナリオ31</th><th>シナリオ32</th><th>シナリオ33</th><th>シナリオ34</th><th>シナリオ35</th><th>シナリオ36</th><th>シナリオ37</th><th>シナリオ38</th><th>シナリオ39</th><th>シナリオ40</th><th>シナリオ41</th><th>シナリオ42</th><th>シナリオ43</th><th>シナリオ44</th><th>シナリオ45</th><th>シナリオ46</th><th>シナリオ47</th><th>シナリオ48</th><th>シナリオ49</th><th>シナリオ50</th><th>シナリオ51</th><th>シナリオ52</th><th>シナリオ53</th><th>シナリオ54</th><th>シナリオ55</th><th>シナリオ56</th><th>シナリオ57</th><th>シナリオ58</th><th>シナリオ59</th><th>シナリオ60</th><th>シナリオ61</th><th>シナリオ62</th><th>シナリオ63</th><th>シナリオ64</th><th>シナリオ65</th><th>シナリオ66</th><th>シナリオ67</th><th>シナリオ68</th><th>シナリオ69</th><th>シナリオ70</th><th>シナリオ71</th><th>シナリオ72</th><th>シナリオ73</th><th>シナリオ74</th><th>シナリオ75</th><th>シナリオ76</th><th>シナリオ77</th><th>シナリオ78</th><th>シナリオ79</th><th>シナリオ80</th><th>シナリオ81</th><th>シナリオ82</th><th>シナリオ83</th><th>シナリオ84</th><th>シナリオ85</th><th>シナリオ86</th><th>シナリオ87</th><th>シナリオ88</th><th>シナリオ89</th><th>シナリオ90</th><th>シナリオ91</th><th>シナリオ92</th><th>シナリオ93</th><th>シナリオ94</th><th>シナリオ95</th><th>シナリオ96</th><th>シナリオ97</th><th>シナリオ98</th><th>シナリオ99</th><th>シナリオ100</th> </tr> </thead> </table>	主要設備	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5	シナリオ6	シナリオ7	シナリオ8	シナリオ9	シナリオ10	シナリオ11	シナリオ12	シナリオ13	シナリオ14	シナリオ15	シナリオ16	シナリオ17	シナリオ18	シナリオ19	シナリオ20	シナリオ21	シナリオ22	シナリオ23	シナリオ24	シナリオ25	シナリオ26	シナリオ27	シナリオ28	シナリオ29	シナリオ30	シナリオ31	シナリオ32	シナリオ33	シナリオ34	シナリオ35	シナリオ36	シナリオ37	シナリオ38	シナリオ39	シナリオ40	シナリオ41	シナリオ42	シナリオ43	シナリオ44	シナリオ45	シナリオ46	シナリオ47	シナリオ48	シナリオ49	シナリオ50	シナリオ51	シナリオ52	シナリオ53	シナリオ54	シナリオ55	シナリオ56	シナリオ57	シナリオ58	シナリオ59	シナリオ60	シナリオ61	シナリオ62	シナリオ63	シナリオ64	シナリオ65	シナリオ66	シナリオ67	シナリオ68	シナリオ69	シナリオ70	シナリオ71	シナリオ72	シナリオ73	シナリオ74	シナリオ75	シナリオ76	シナリオ77	シナリオ78	シナリオ79	シナリオ80	シナリオ81	シナリオ82	シナリオ83	シナリオ84	シナリオ85	シナリオ86	シナリオ87	シナリオ88	シナリオ89	シナリオ90	シナリオ91	シナリオ92	シナリオ93	シナリオ94	シナリオ95	シナリオ96	シナリオ97	シナリオ98	シナリオ99	シナリオ100	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
設備	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5	シナリオ6	シナリオ7	シナリオ8	シナリオ9	シナリオ10	シナリオ11	シナリオ12	シナリオ13	シナリオ14	シナリオ15	シナリオ16	シナリオ17	シナリオ18	シナリオ19	シナリオ20	シナリオ21	シナリオ22	シナリオ23	シナリオ24	シナリオ25	シナリオ26	シナリオ27	シナリオ28	シナリオ29	シナリオ30	シナリオ31	シナリオ32	シナリオ33	シナリオ34	シナリオ35	シナリオ36	シナリオ37	シナリオ38	シナリオ39	シナリオ40	シナリオ41	シナリオ42	シナリオ43	シナリオ44	シナリオ45	シナリオ46	シナリオ47	シナリオ48	シナリオ49	シナリオ50	シナリオ51	シナリオ52	シナリオ53	シナリオ54	シナリオ55	シナリオ56	シナリオ57	シナリオ58	シナリオ59	シナリオ60	シナリオ61	シナリオ62	シナリオ63	シナリオ64	シナリオ65	シナリオ66	シナリオ67	シナリオ68	シナリオ69	シナリオ70	シナリオ71	シナリオ72	シナリオ73	シナリオ74	シナリオ75	シナリオ76	シナリオ77	シナリオ78	シナリオ79	シナリオ80	シナリオ81	シナリオ82	シナリオ83	シナリオ84	シナリオ85	シナリオ86	シナリオ87	シナリオ88	シナリオ89	シナリオ90	シナリオ91	シナリオ92	シナリオ93	シナリオ94	シナリオ95	シナリオ96	シナリオ97	シナリオ98	シナリオ99	シナリオ100																																																																																																									
主要設備	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4	シナリオ5	シナリオ6	シナリオ7	シナリオ8	シナリオ9	シナリオ10	シナリオ11	シナリオ12	シナリオ13	シナリオ14	シナリオ15	シナリオ16	シナリオ17	シナリオ18	シナリオ19	シナリオ20	シナリオ21	シナリオ22	シナリオ23	シナリオ24	シナリオ25	シナリオ26	シナリオ27	シナリオ28	シナリオ29	シナリオ30	シナリオ31	シナリオ32	シナリオ33	シナリオ34	シナリオ35	シナリオ36	シナリオ37	シナリオ38	シナリオ39	シナリオ40	シナリオ41	シナリオ42	シナリオ43	シナリオ44	シナリオ45	シナリオ46	シナリオ47	シナリオ48	シナリオ49	シナリオ50	シナリオ51	シナリオ52	シナリオ53	シナリオ54	シナリオ55	シナリオ56	シナリオ57	シナリオ58	シナリオ59	シナリオ60	シナリオ61	シナリオ62	シナリオ63	シナリオ64	シナリオ65	シナリオ66	シナリオ67	シナリオ68	シナリオ69	シナリオ70	シナリオ71	シナリオ72	シナリオ73	シナリオ74	シナリオ75	シナリオ76	シナリオ77	シナリオ78	シナリオ79	シナリオ80	シナリオ81	シナリオ82	シナリオ83	シナリオ84	シナリオ85	シナリオ86	シナリオ87	シナリオ88	シナリオ89	シナリオ90	シナリオ91	シナリオ92	シナリオ93	シナリオ94	シナリオ95	シナリオ96	シナリオ97	シナリオ98	シナリオ99	シナリオ100																																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																												
	<p>主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5.1</th><th>5.2</th><th>5.3</th><th>5.4</th><th>5.5</th><th>5.6</th><th>5.7</th><th>5.8</th><th>5.9</th><th>5.10</th><th>5.11</th><th>5.12</th><th>5.13</th><th>5.14</th><th>5.15</th><th>5.16</th><th>5.17</th><th>5.18</th><th>5.19</th><th>5.20</th><th>5.21</th><th>5.22</th><th>5.23</th><th>5.24</th><th>5.25</th><th>5.26</th><th>5.27</th><th>5.28</th><th>5.29</th><th>5.30</th><th>5.31</th><th>5.32</th><th>5.33</th><th>5.34</th><th>5.35</th><th>5.36</th><th>5.37</th><th>5.38</th><th>5.39</th><th>5.40</th><th>5.41</th><th>5.42</th><th>5.43</th><th>5.44</th><th>5.45</th><th>5.46</th><th>5.47</th><th>5.48</th><th>5.49</th><th>5.50</th> </tr> </thead> </table> <p>有効性評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>5.1</th><th>5.2</th><th>5.3</th><th>5.4</th><th>5.5</th><th>5.6</th><th>5.7</th><th>5.8</th><th>5.9</th><th>5.10</th><th>5.11</th><th>5.12</th><th>5.13</th><th>5.14</th><th>5.15</th><th>5.16</th><th>5.17</th><th>5.18</th><th>5.19</th><th>5.20</th><th>5.21</th><th>5.22</th><th>5.23</th><th>5.24</th><th>5.25</th><th>5.26</th><th>5.27</th><th>5.28</th><th>5.29</th><th>5.30</th><th>5.31</th><th>5.32</th><th>5.33</th><th>5.34</th><th>5.35</th><th>5.36</th><th>5.37</th><th>5.38</th><th>5.39</th><th>5.40</th><th>5.41</th><th>5.42</th><th>5.43</th><th>5.44</th><th>5.45</th><th>5.46</th><th>5.47</th><th>5.48</th><th>5.49</th><th>5.50</th> </tr> </thead> </table>		5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50	主要設備	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50	<p>主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5.1</th><th>5.2</th><th>5.3</th><th>5.4</th><th>5.5</th><th>5.6</th><th>5.7</th><th>5.8</th><th>5.9</th><th>5.10</th><th>5.11</th><th>5.12</th><th>5.13</th><th>5.14</th><th>5.15</th><th>5.16</th><th>5.17</th><th>5.18</th><th>5.19</th><th>5.20</th><th>5.21</th><th>5.22</th><th>5.23</th><th>5.24</th><th>5.25</th><th>5.26</th><th>5.27</th><th>5.28</th><th>5.29</th><th>5.30</th><th>5.31</th><th>5.32</th><th>5.33</th><th>5.34</th><th>5.35</th><th>5.36</th><th>5.37</th><th>5.38</th><th>5.39</th><th>5.40</th><th>5.41</th><th>5.42</th><th>5.43</th><th>5.44</th><th>5.45</th><th>5.46</th><th>5.47</th><th>5.48</th><th>5.49</th><th>5.50</th> </tr> </thead> </table> <p>有効性評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>5.1</th><th>5.2</th><th>5.3</th><th>5.4</th><th>5.5</th><th>5.6</th><th>5.7</th><th>5.8</th><th>5.9</th><th>5.10</th><th>5.11</th><th>5.12</th><th>5.13</th><th>5.14</th><th>5.15</th><th>5.16</th><th>5.17</th><th>5.18</th><th>5.19</th><th>5.20</th><th>5.21</th><th>5.22</th><th>5.23</th><th>5.24</th><th>5.25</th><th>5.26</th><th>5.27</th><th>5.28</th><th>5.29</th><th>5.30</th><th>5.31</th><th>5.32</th><th>5.33</th><th>5.34</th><th>5.35</th><th>5.36</th><th>5.37</th><th>5.38</th><th>5.39</th><th>5.40</th><th>5.41</th><th>5.42</th><th>5.43</th><th>5.44</th><th>5.45</th><th>5.46</th><th>5.47</th><th>5.48</th><th>5.49</th><th>5.50</th> </tr> </thead> </table>		5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50	主要設備	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電対象設備の相違
	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50																																																																																																																																																													
主要設備	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50																																																																																																																																																													
	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50																																																																																																																																																													
主要設備	5.1	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.7	5.8	5.9	5.10	5.11	5.12	5.13	5.14	5.15	5.16	5.17	5.18	5.19	5.20	5.21	5.22	5.23	5.24	5.25	5.26	5.27	5.28	5.29	5.30	5.31	5.32	5.33	5.34	5.35	5.36	5.37	5.38	5.39	5.40	5.41	5.42	5.43	5.44	5.45	5.46	5.47	5.48	5.49	5.50																																																																																																																																																													

□：有効性評価において全交流動力電消費損失を想定しているシナリオ
 □：交流電源復旧後に使用する設備

□：有効性評価において全交流電消費損失を想定しているシナリオ
 □：交流電源復旧後に使用する設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p> <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図57-10-4に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p> <p>図57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図57-10-5に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図57.10.2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図57.10.3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。 <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

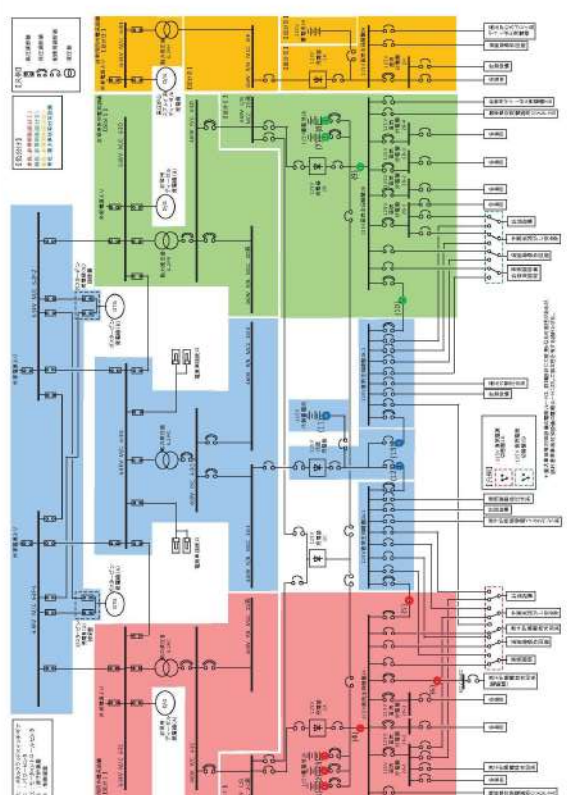
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="674 347 1227 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57条)</p> <table border="1" data-bbox="1263 347 1816 411"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>補 57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	補 57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																				
図番号	図番号	頁番号																			
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																			
単線結線図	ルート図																				
図番号	図番号	頁番号																			
図 57.10.4	図 57.10.5~6	補 57-10-32~33																			

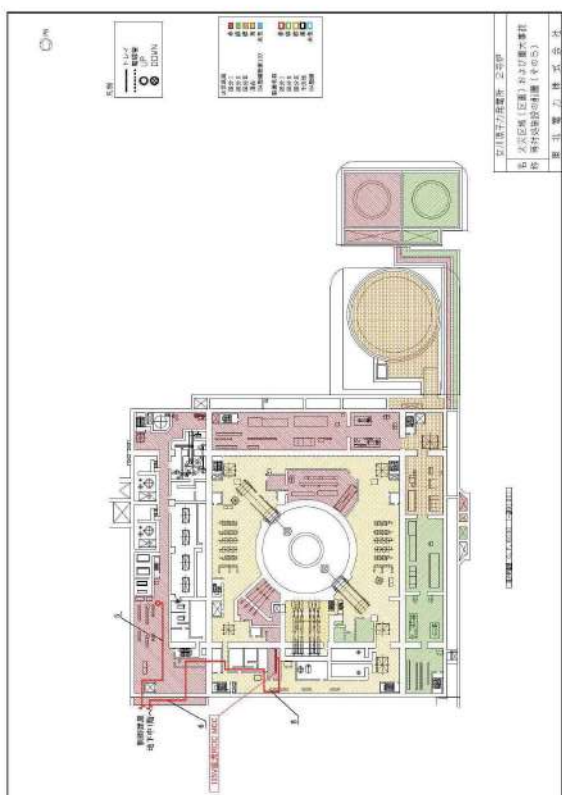
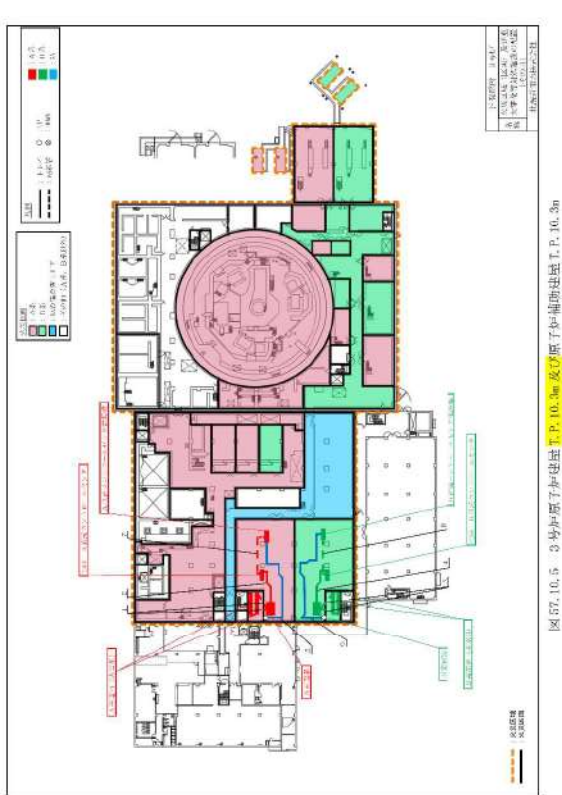
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

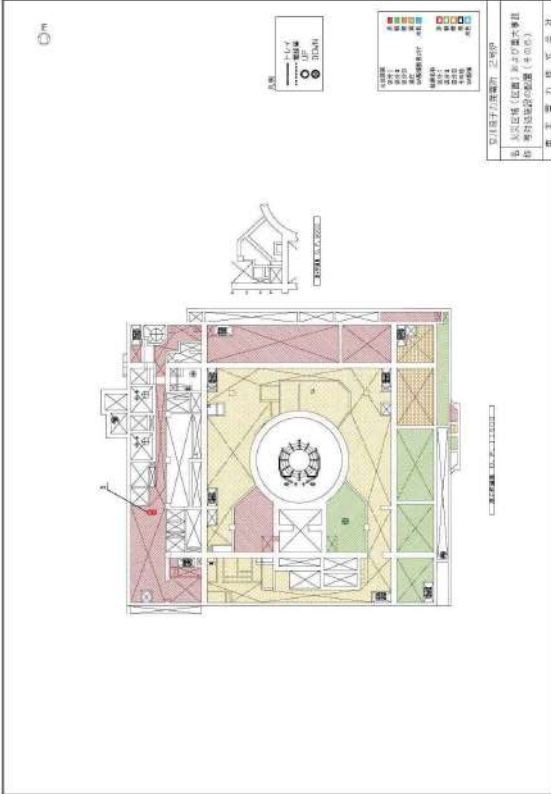
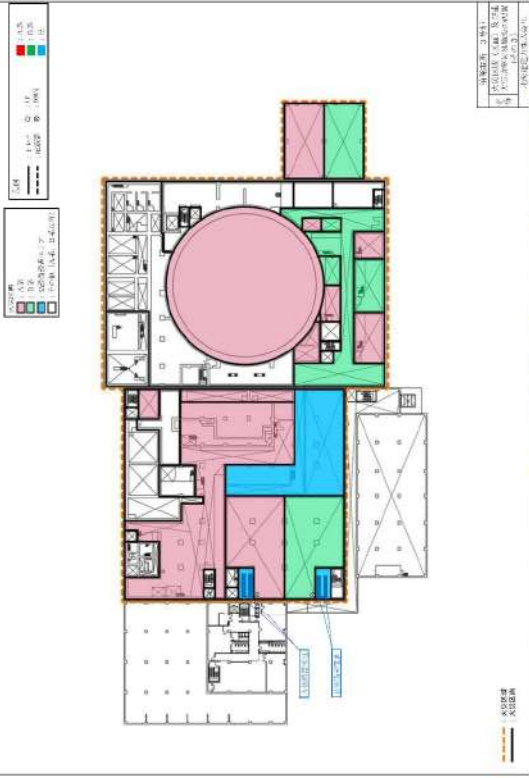
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57.10.5 3号炉原子炉建屋 T.P.10.30a 表 57.10.5-3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.30b</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

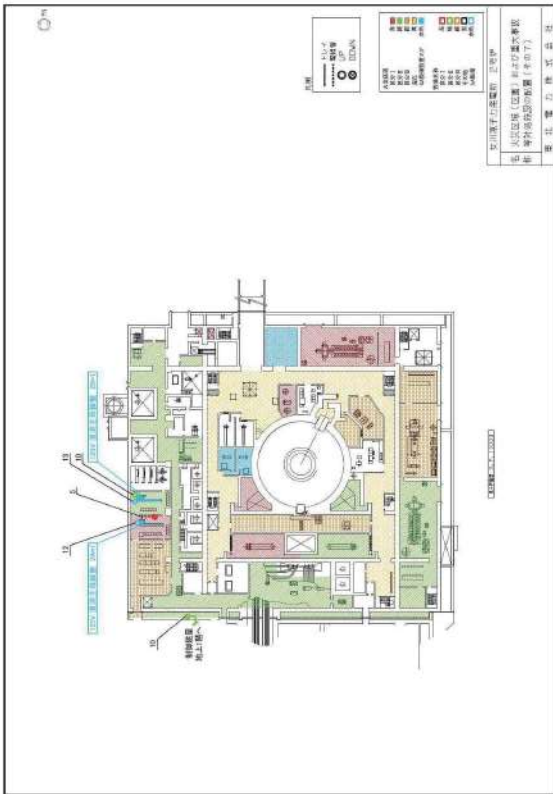
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.10.6 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m (中間床) / 及C3原子炉補助建屋 T.P.10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

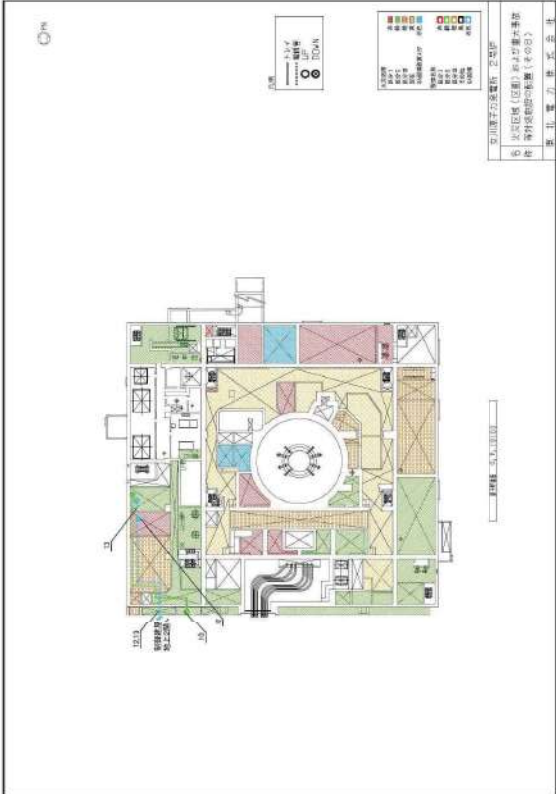
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 981 1131 1005">図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

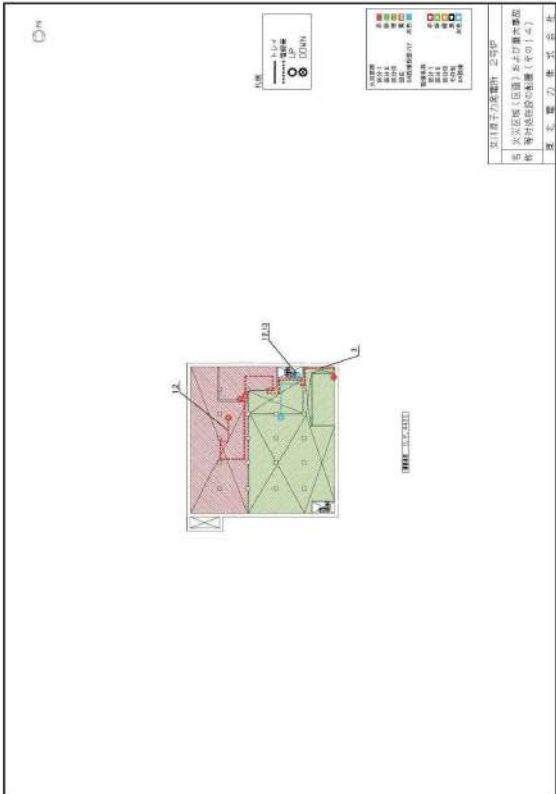
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="790 978 1120 997">図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1843 140 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1843 167 1960 186">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 194 2150 303" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

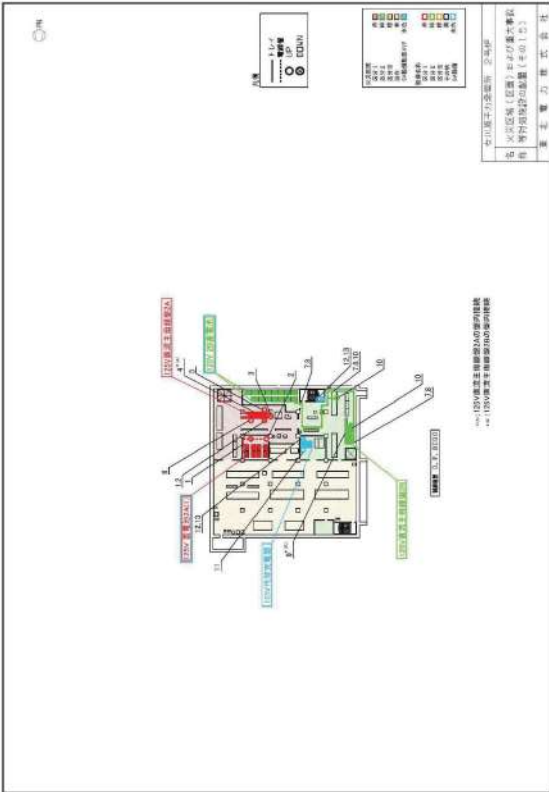
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

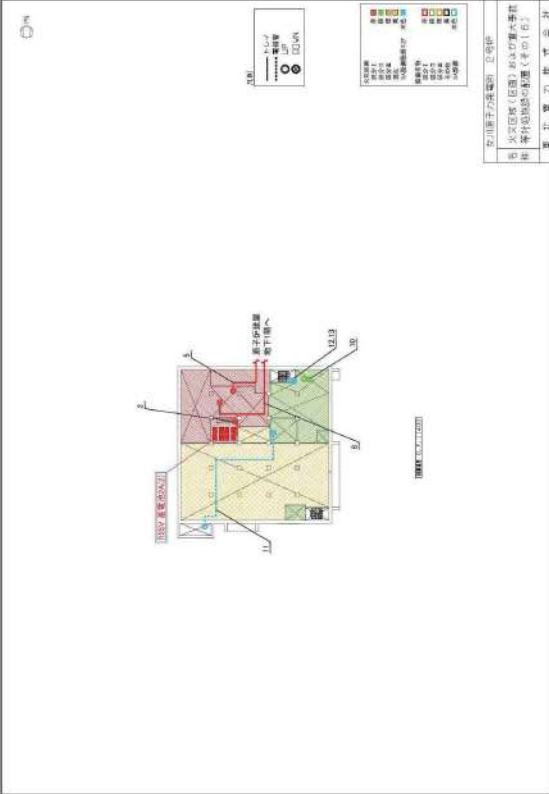
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

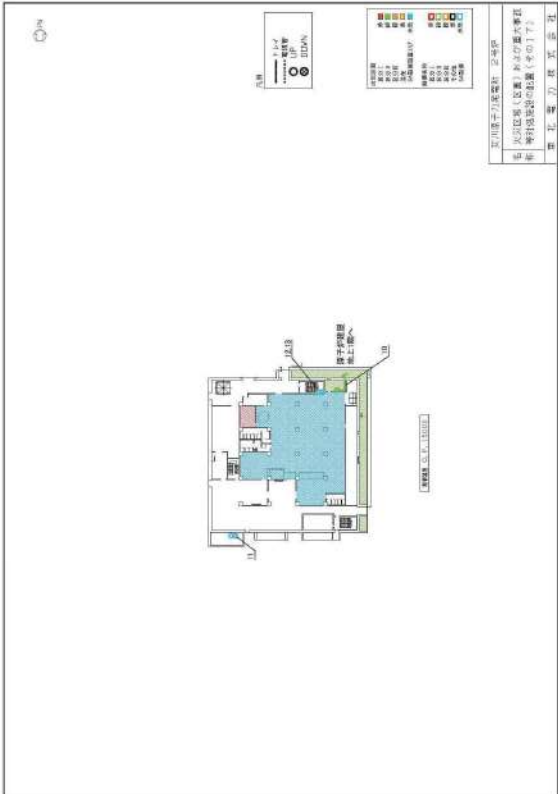
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1122 1011">図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

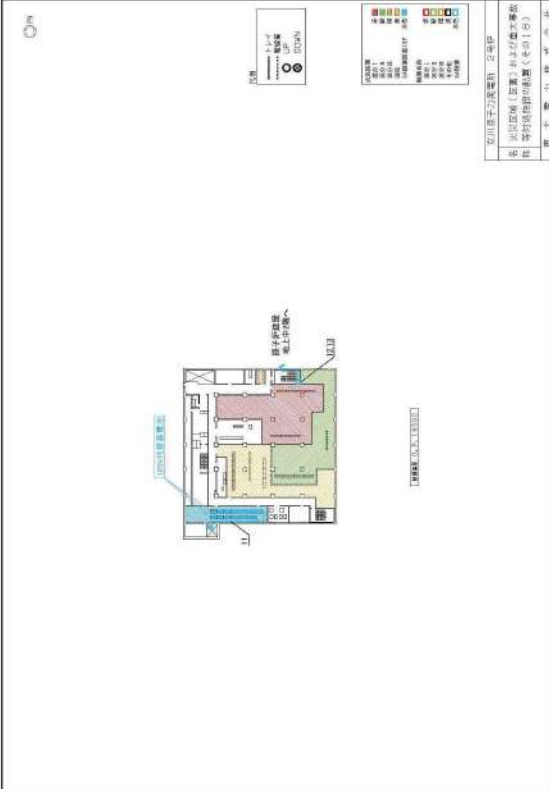
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1115 1005">図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2152 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

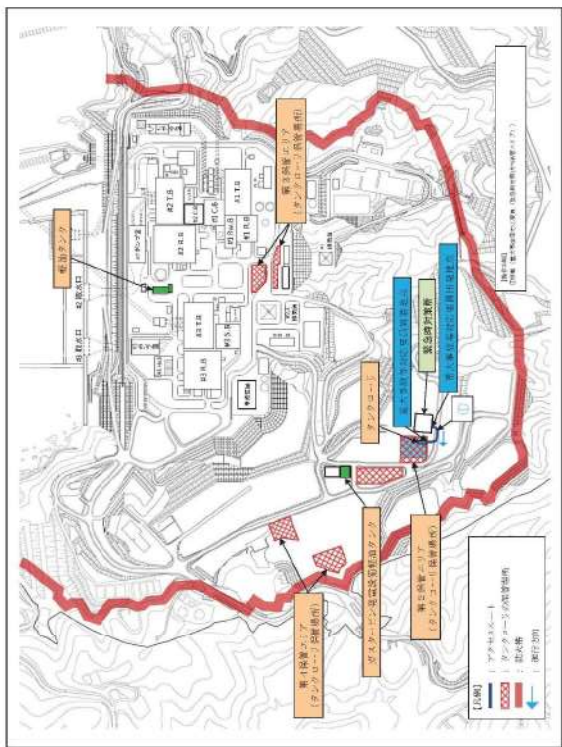
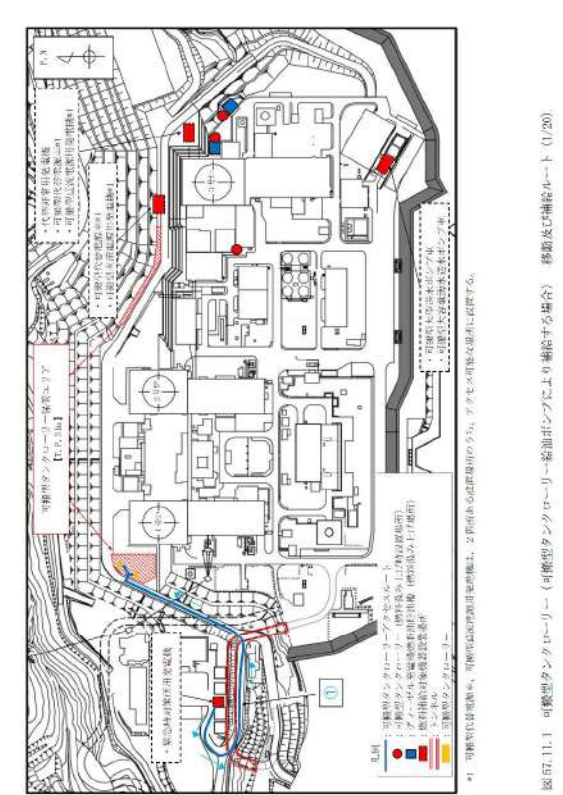
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

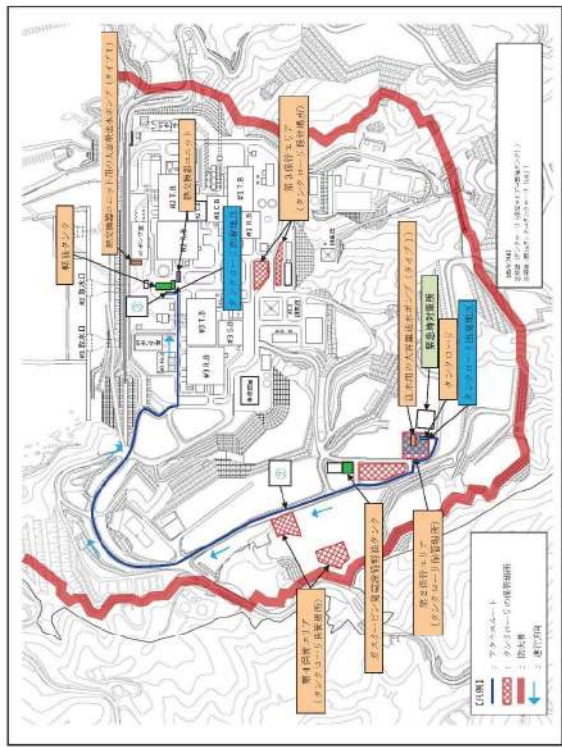
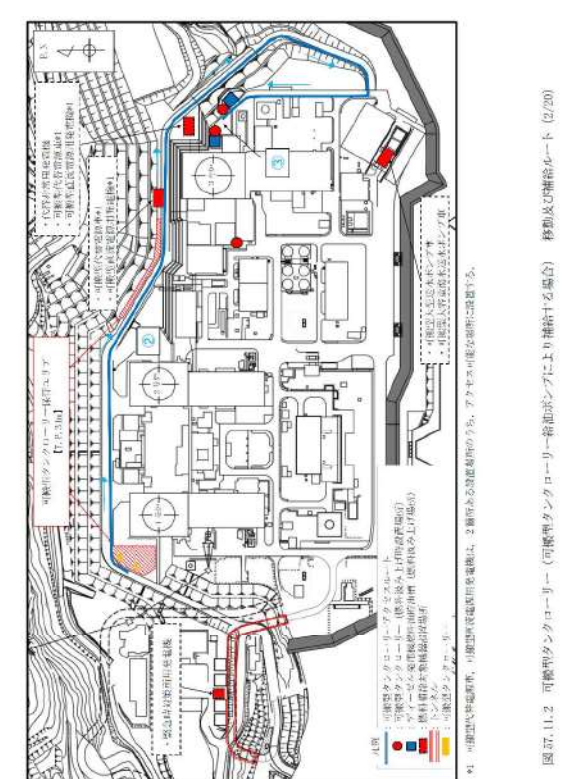
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー→給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

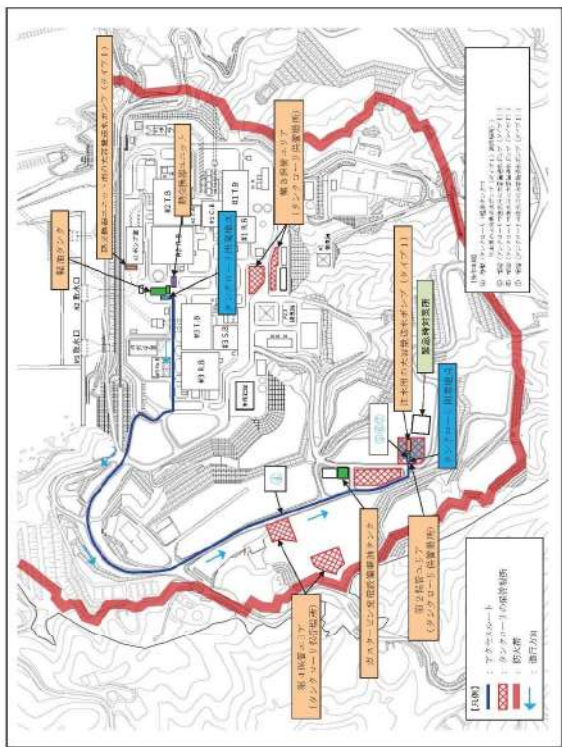
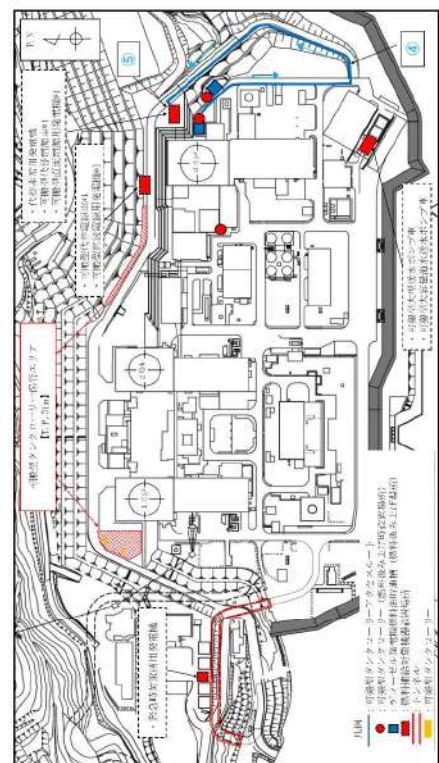
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11.2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-新設ボンプにより補給する場合) (2/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

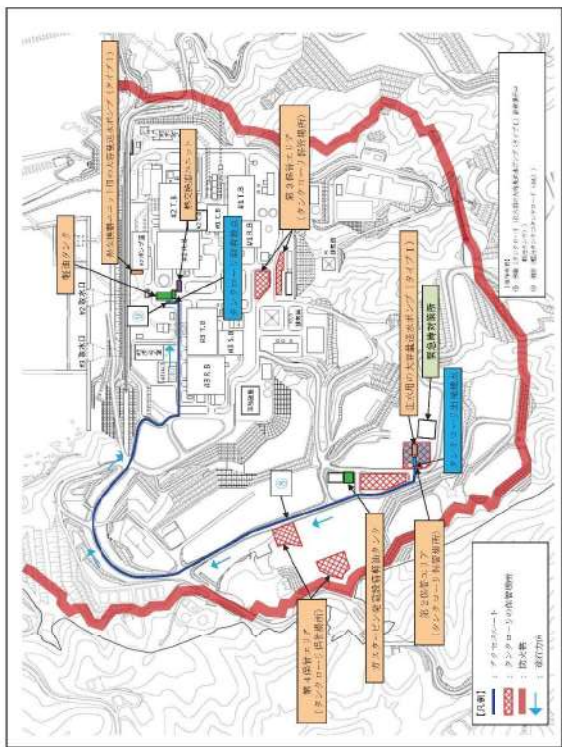
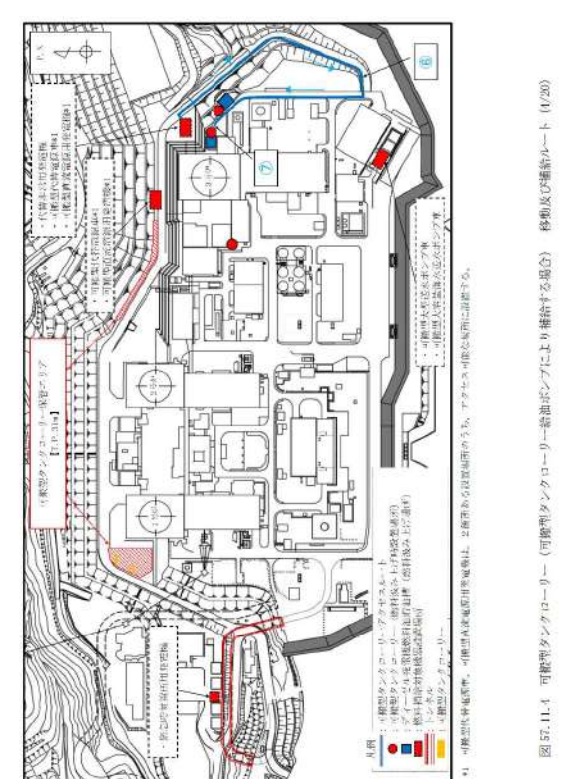
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-3 可搬型タンクローリーにより補給する場合 (移動及び補給ルート (3/20))</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

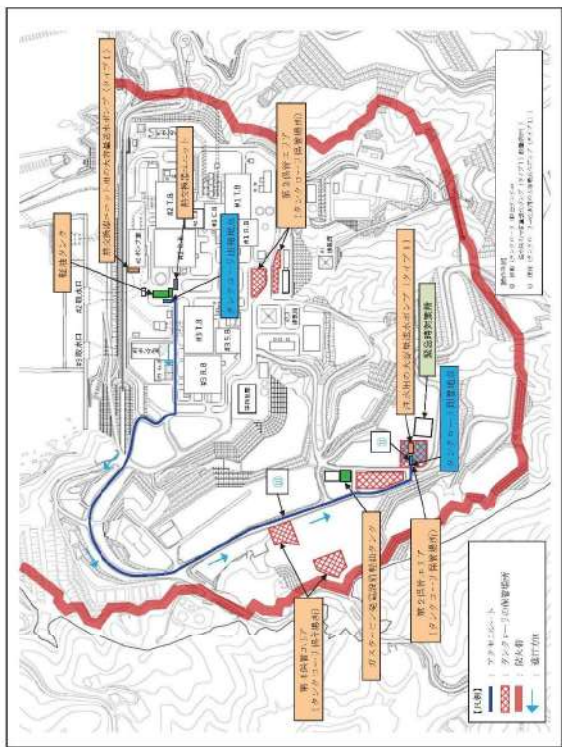
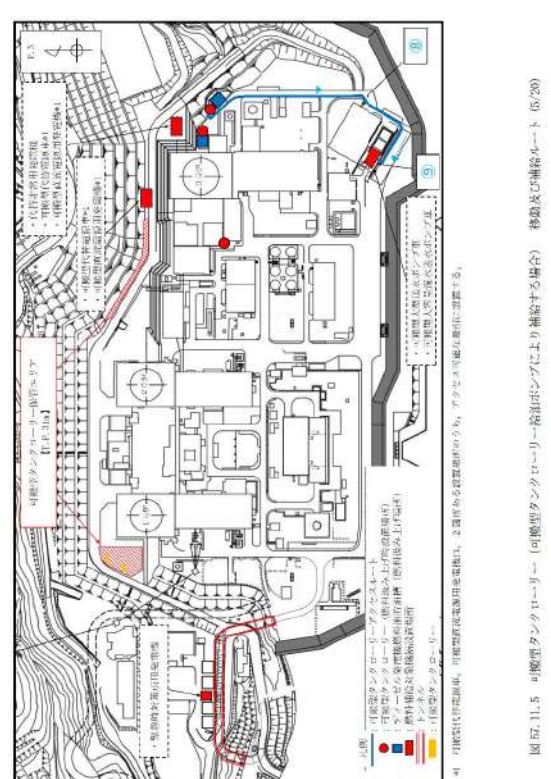
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図 57-11-4 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

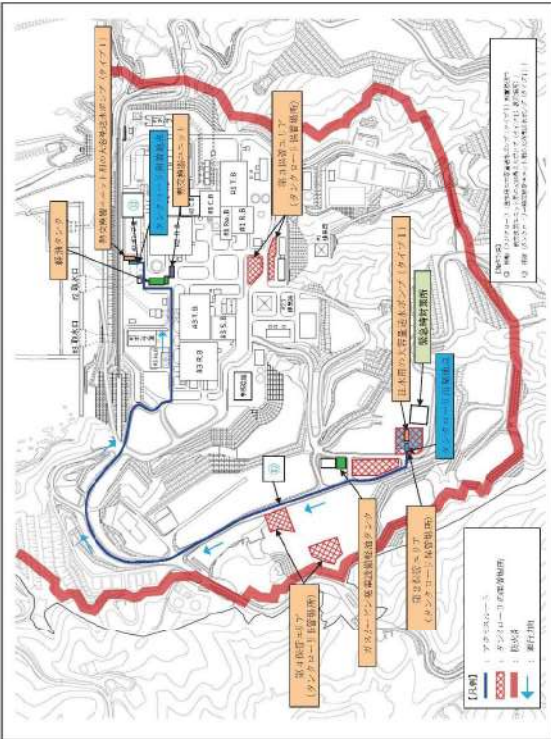
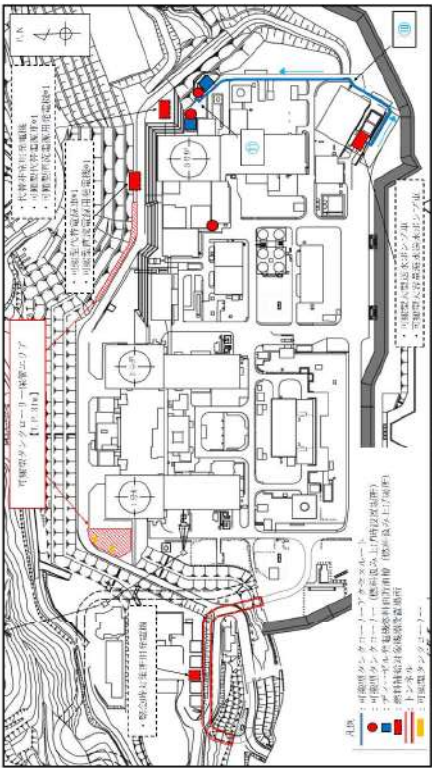
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

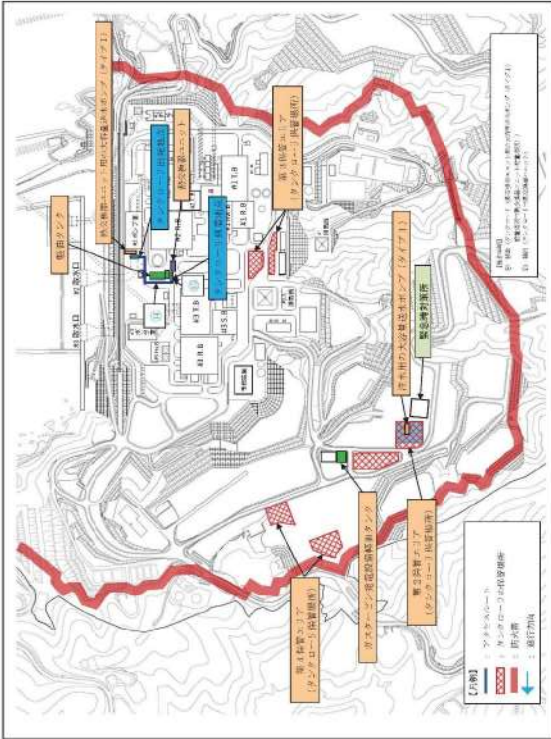
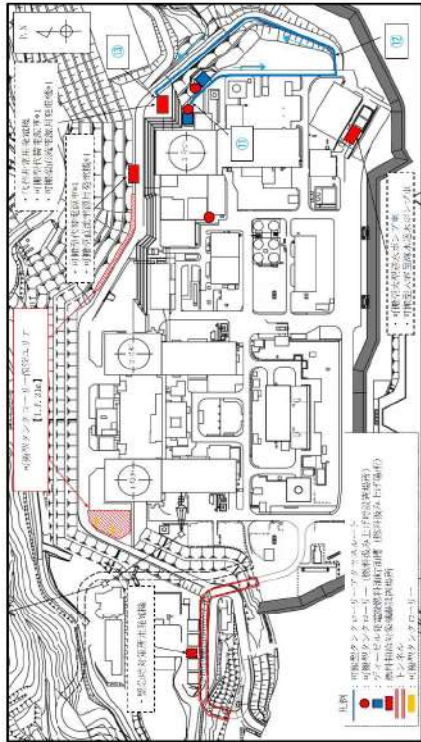
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>		<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

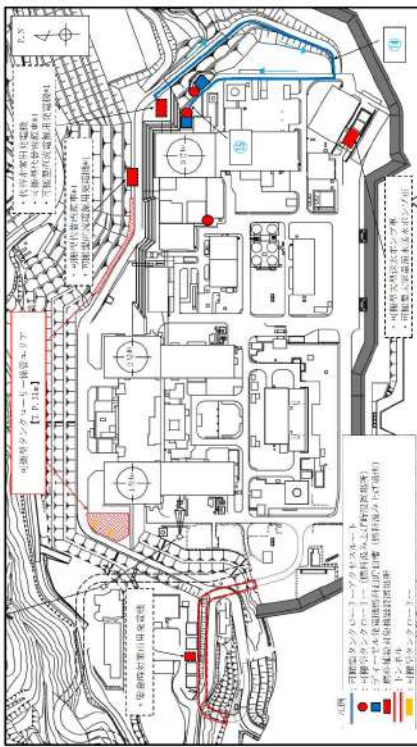
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-6 タンクローリA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-7 タンクローリーA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

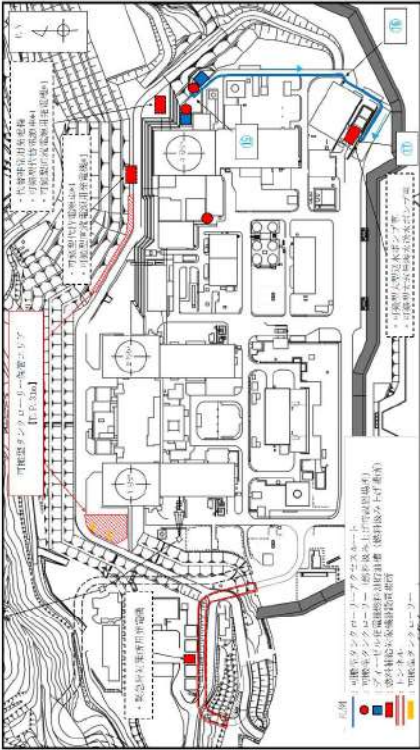
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図37.11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び給油ルート (8/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

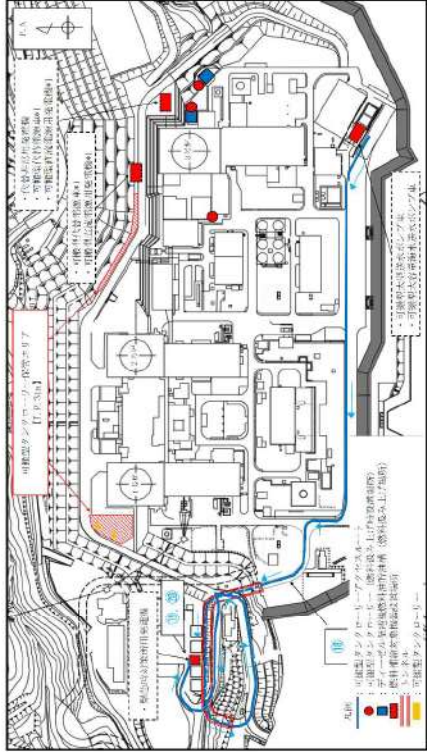
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.9 可搬型タンクローリー・給出ポンプにより供給する場合 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

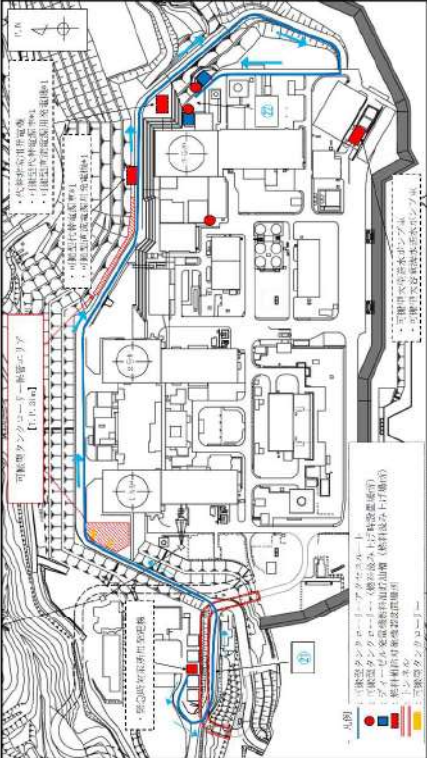
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー給油マップにより補給する場合 (10/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

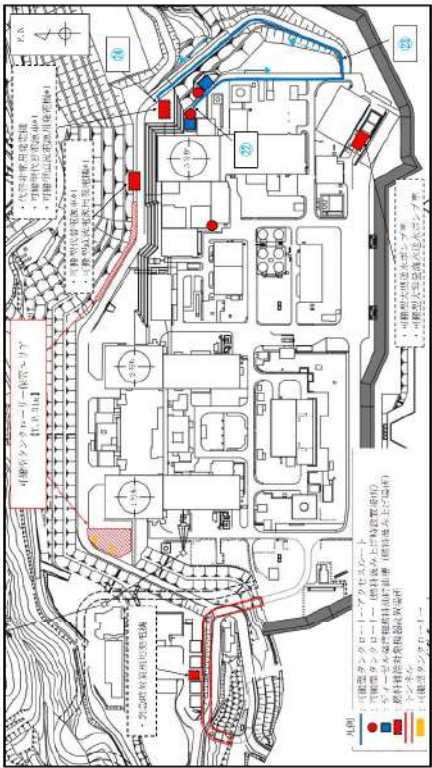
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 第 11.11 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.12 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー燃料供給) 移動及び補給ルート (12/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

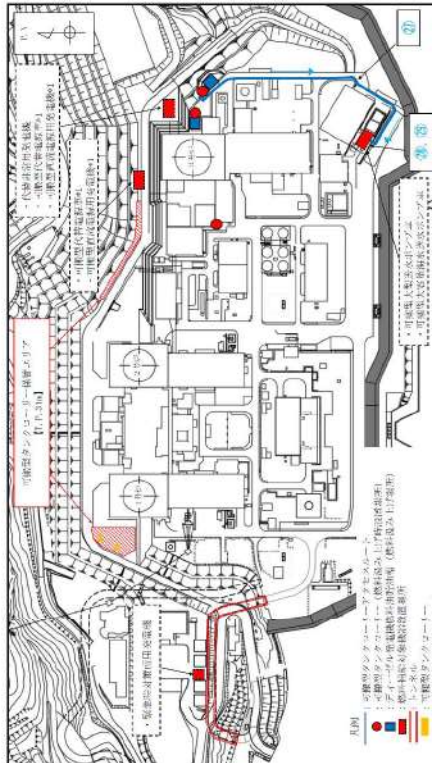
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.14 可搬型タンクローリー(可搬型タンクローリー燃料ボンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/120)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

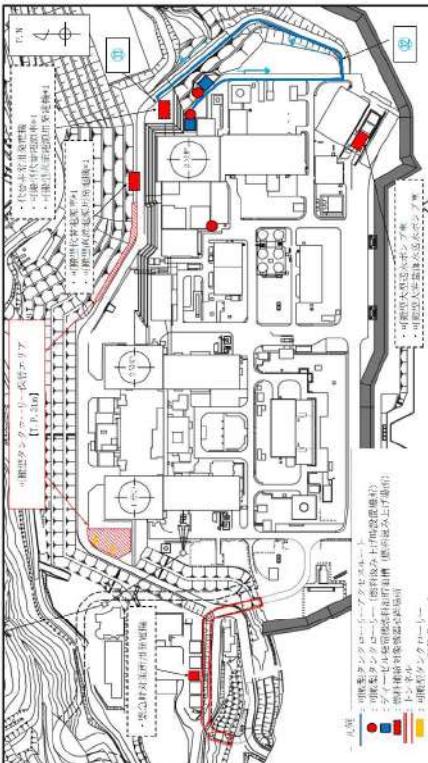
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (15/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

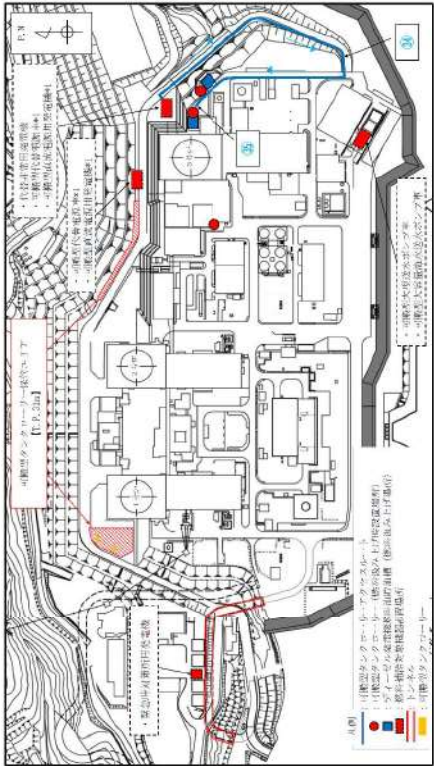
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー燃料ボンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

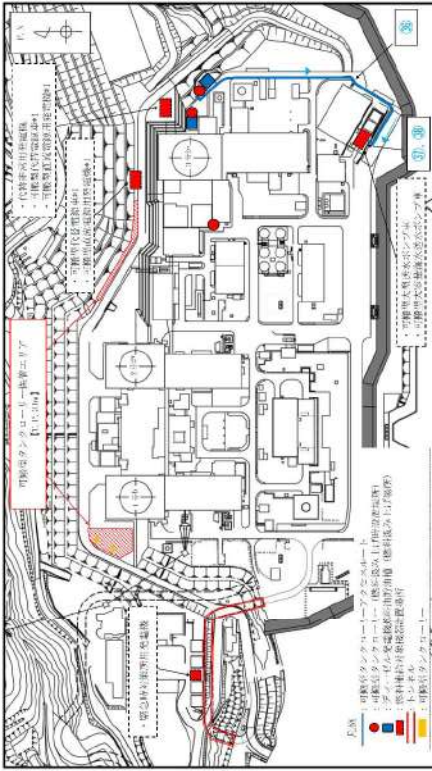
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-14.17 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリーが油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (17/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

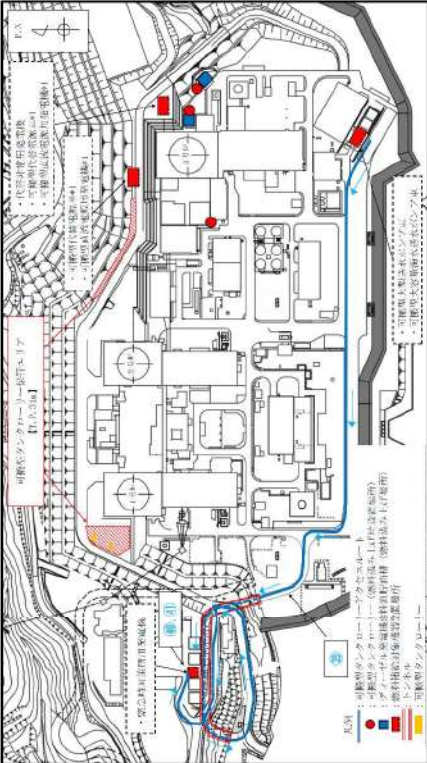
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより給油する場合) 移動及び給油ルート (18/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

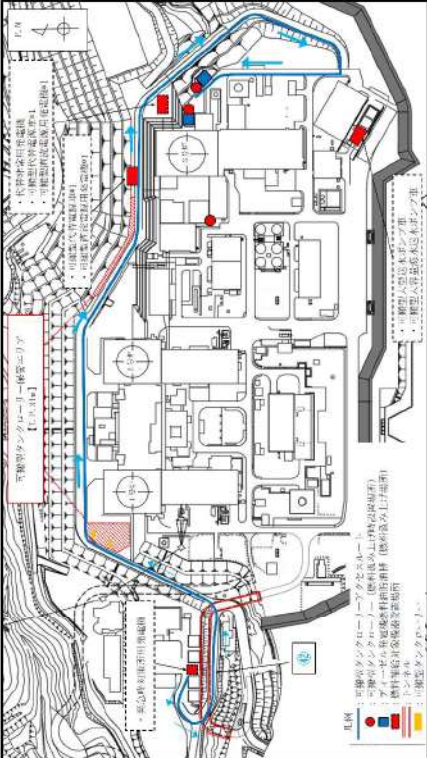
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

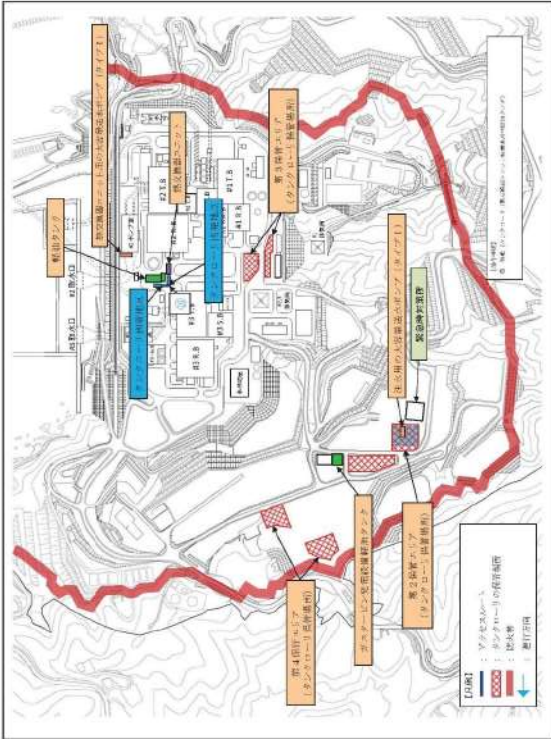
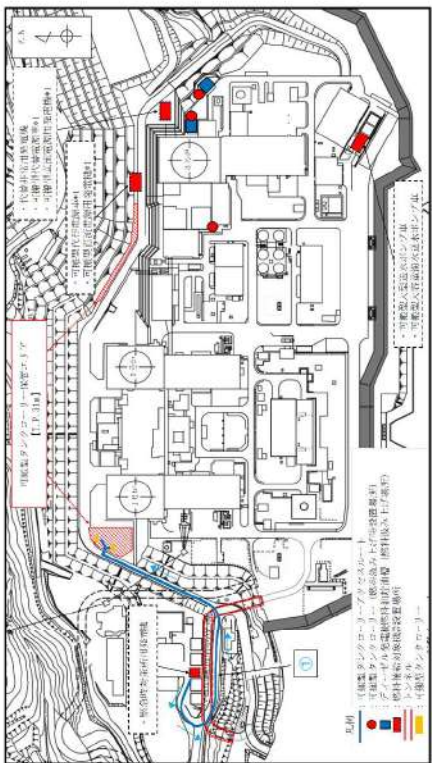
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>41. 可搬型タンクローリー専用燃料供給ルート、燃料供給対象施設、可搬型タンクローリー専用燃料供給ルート、アアクセス可搬型タンクローリー専用燃料供給ルートに設置する。</p> <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー専用燃料供給ルートにより燃料供給する様子。移動及び補給ルート。(20/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-9 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/4)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

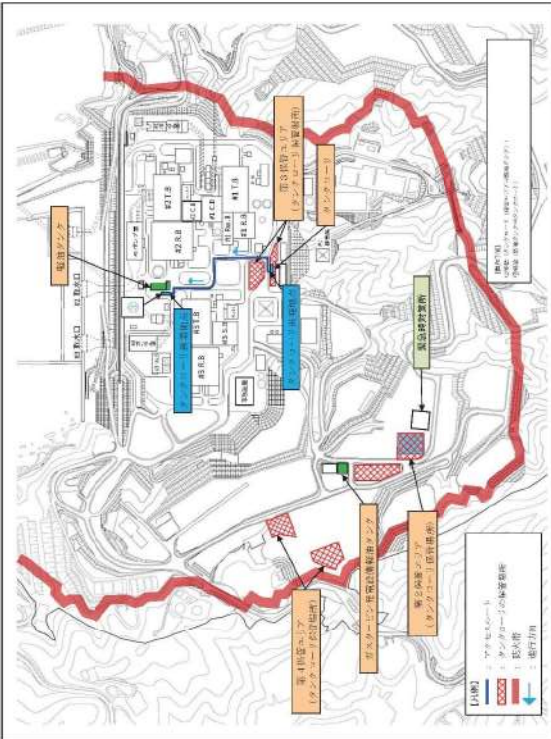
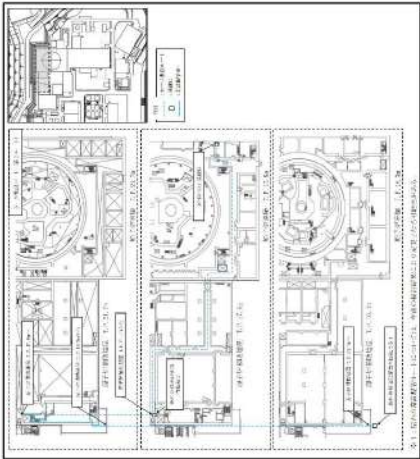
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-9 タンクローリB 移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電機補助タンク)</p>	<p>図57.11.22 可搬型タンクローリ (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

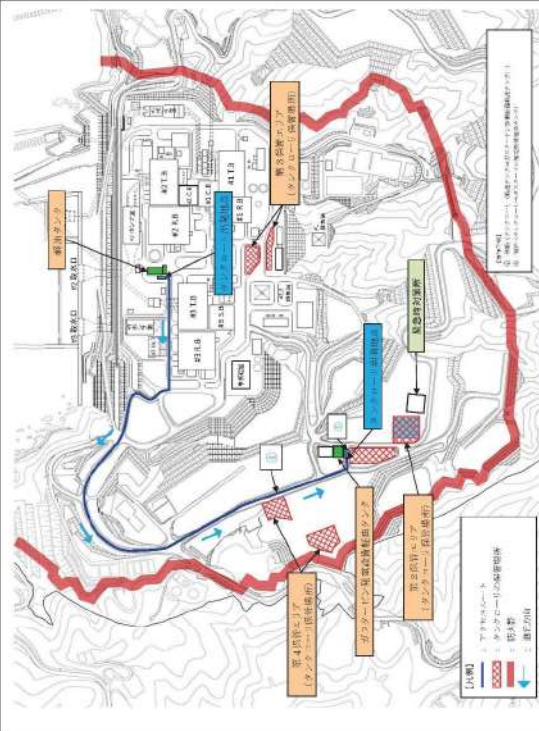
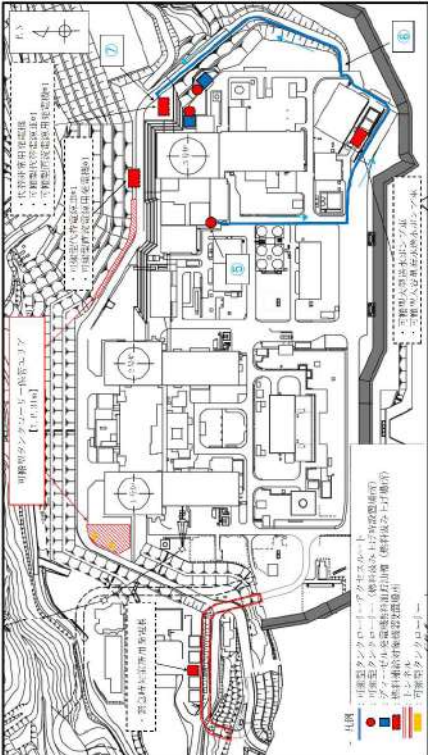
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図57.11.2 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油) 移動及び補給ルート (3/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

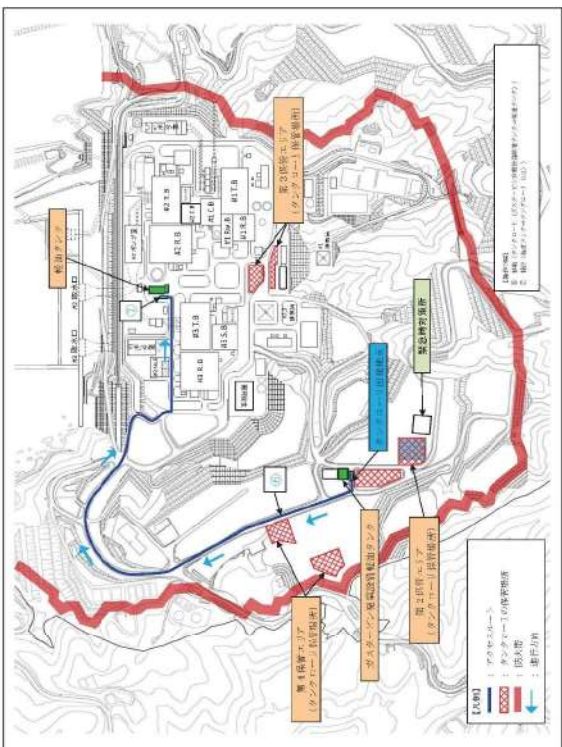
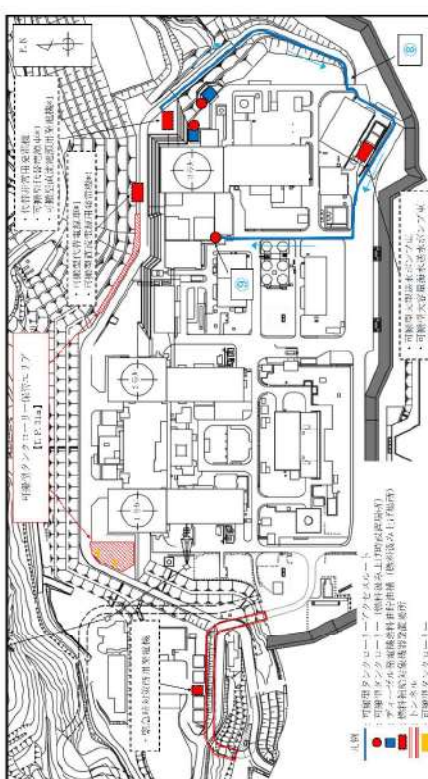
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図57.11.24 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク)により補給する場合 移動及び補給ルート (1/2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

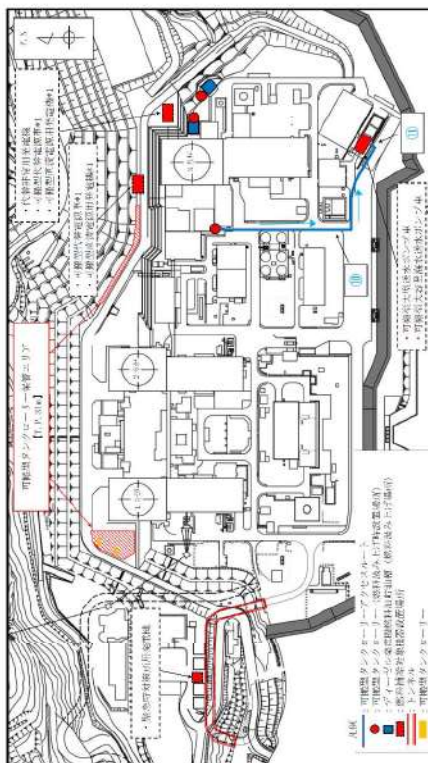
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-12 タンクローリーB 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>4) 可搬型ガスタービン発電設備、可搬型ガスタービン発電設備は、2種別からなるが、図中のうち、アークセルから補給する場合は、アークセル専用道路に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

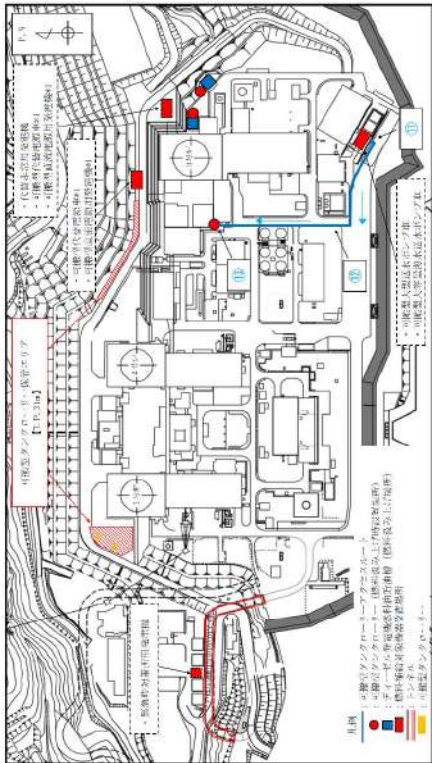
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ボンプにより補給する場合) (6/21)</p> <p>移動型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ボンプにより補給する場合) (6/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

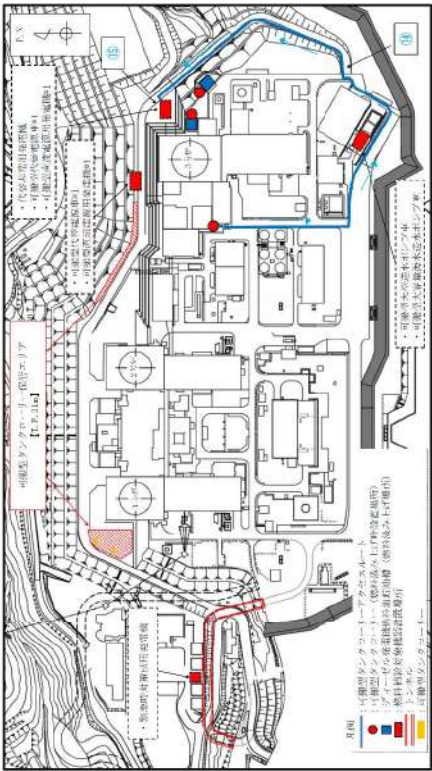
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-27 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給用)により補給する様子 移動及び補給ルート (7/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

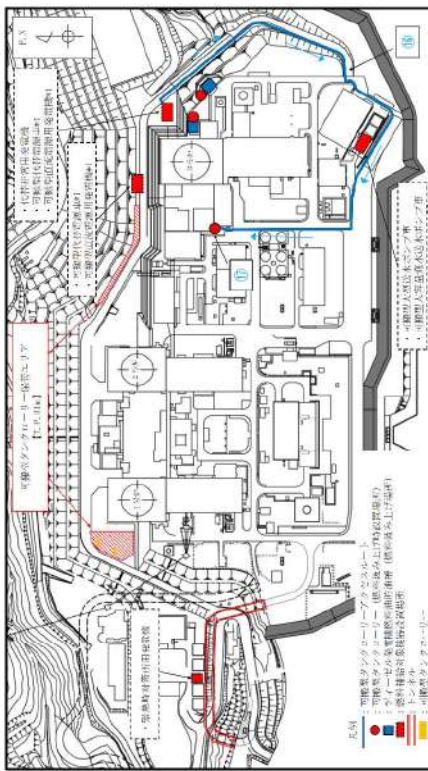
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-28 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ルート) 移動及び補給ルート (8/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

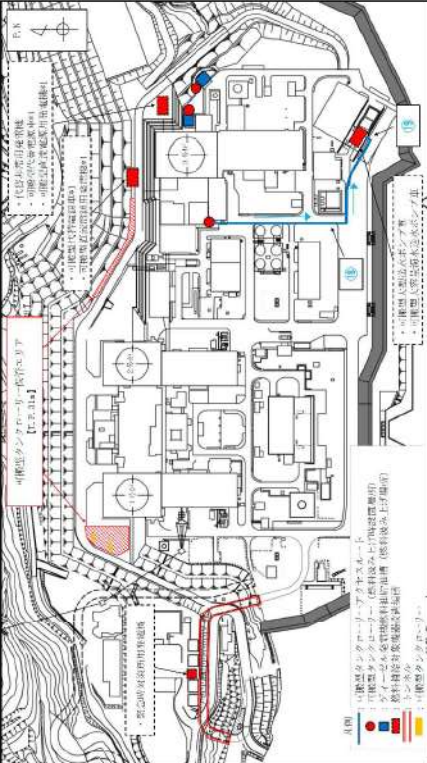
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-29 可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料)移動ポンプにより補給する場合 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

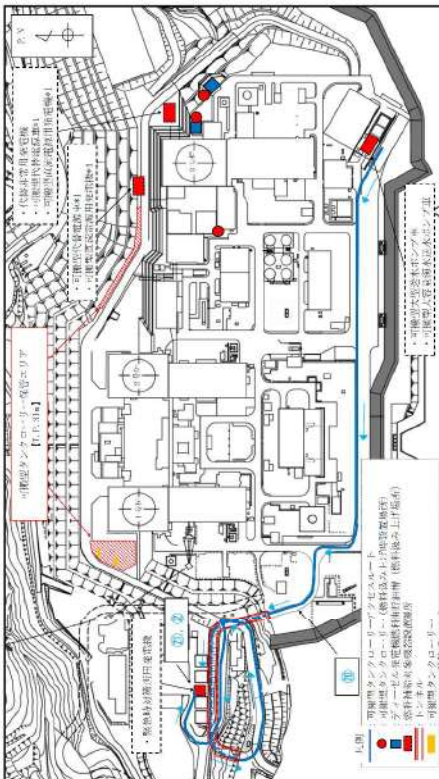
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>41. 可搬型タンクローリー-燃料受取り、燃料供給ルート、燃料供給ルート(2号炉用)、燃料供給ルート(3号炉用)、燃料供給ルート(4号炉用)の設置位置を示す。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料供給ルートを確認している点においては同等である。

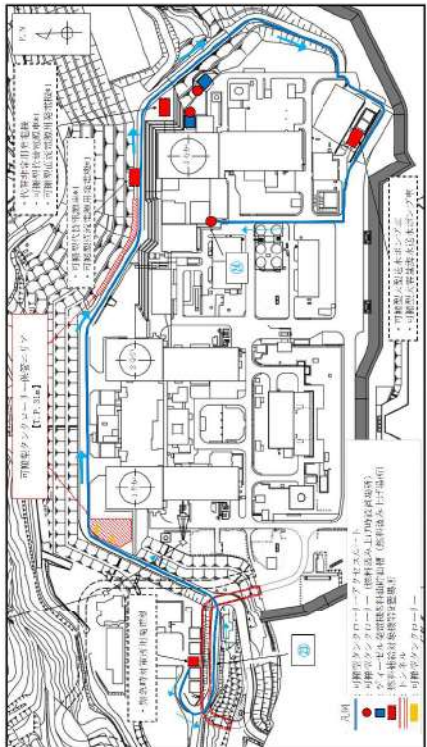
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.31 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料用移送ポンプにより補給する場合) 稼働及び補給ルート (0/2/1)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

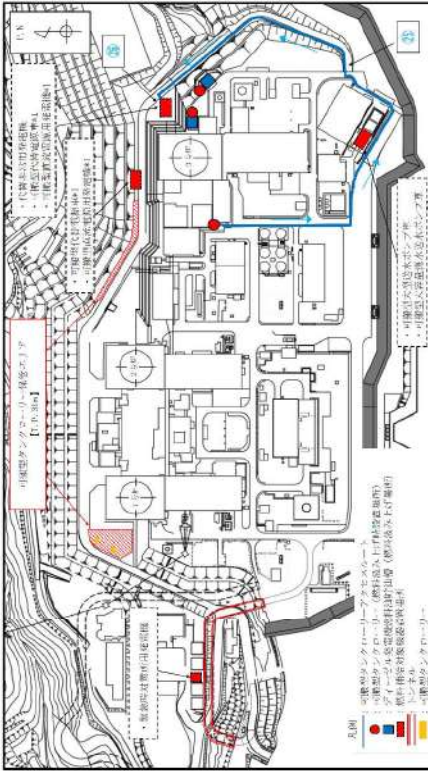
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

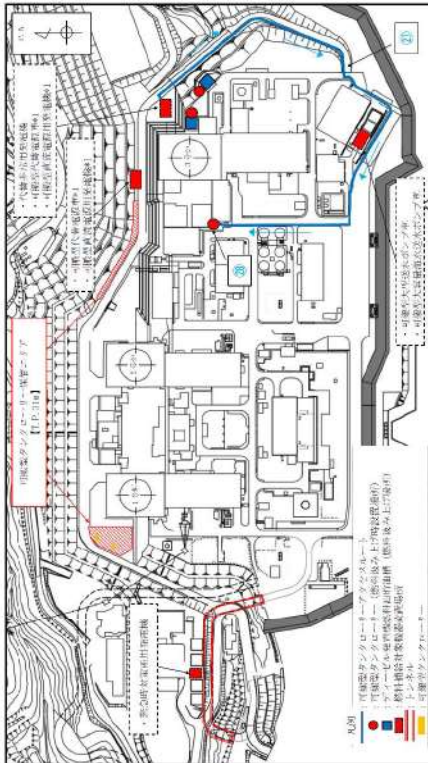
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

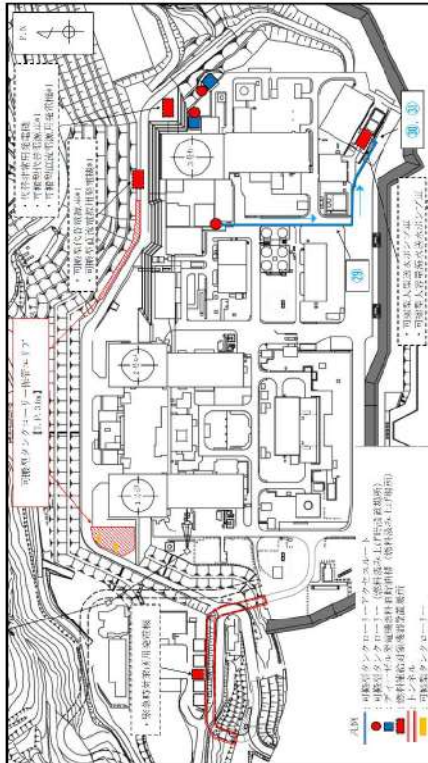
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) (13/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.31 可搬型タンクローリー (ブイヤーセル発電所燃料補給システムにより補給する場合) 移動及び補給ルート (11/24)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

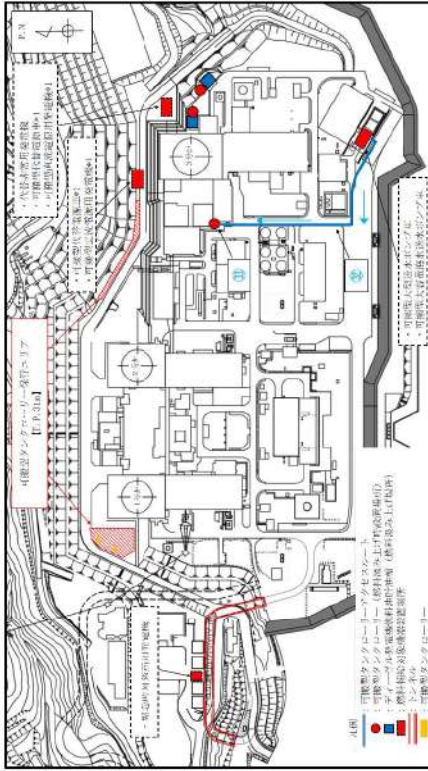
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 05.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料用) 移送ポンプにより補給する場合 (1E/2D)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

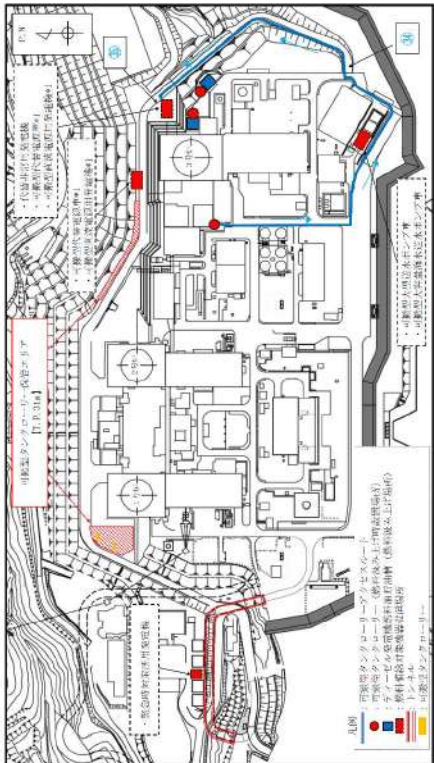
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

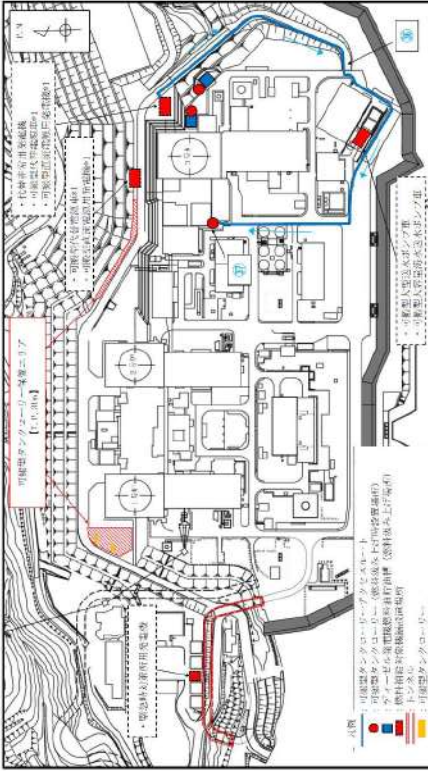
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

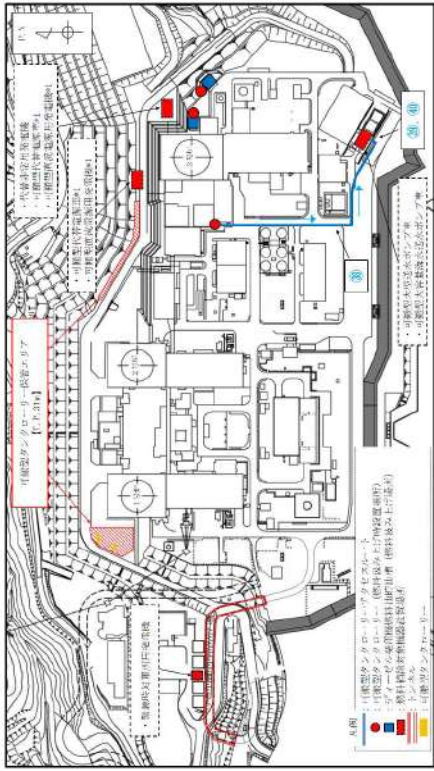
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-38 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

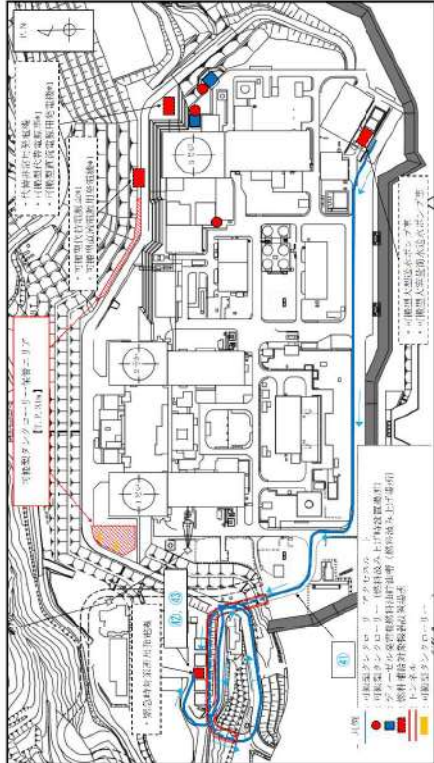
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-39 可搬型タンクローリー (フェーザー) 燃料供給経路シミュレーションにより補給する場合 (移動及び輸送ルート (19.21))</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

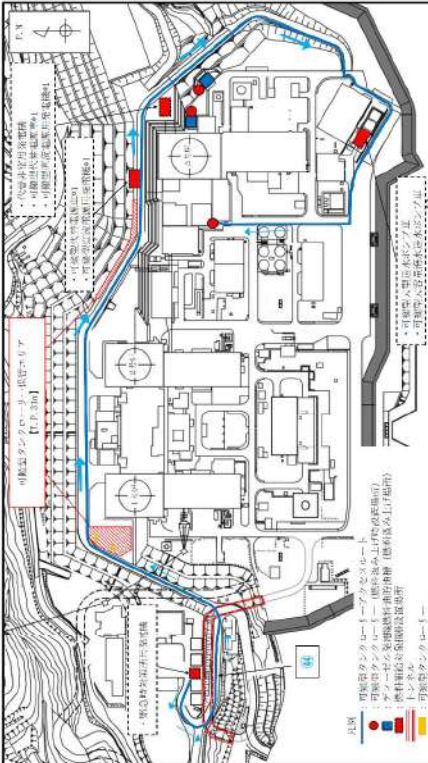
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-40 可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート(20-21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰 囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給 が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後 の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する。交流 電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると 仮定する。 ※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリ オと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故 等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2 台 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 1 台 熱交換器ユニット 1 台</p> <p>事象発生から約 45 時間以降に原子炉格納容器ベントに至るこ とを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニッ ト及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は原 子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うことと する。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量につい て</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用 の大容量送水ポンプ (タイプ I) について実負荷での燃料消費量 から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電 設備軽油タンクへの補給にタンクローリ 1 台、熱交換器ユニット 及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) 設備へ の補給にタンクローリ 1 台で行うことを想定する。熱交換器ユニ ヲット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) は、原子炉格納容器除熱 等に必要な流量は約 1,200m³/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去 系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実 施する状況において必要な流量は 600m³/h (0.7MPa) 以下である ため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱 交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ I) の流量を絞る ことにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は 50 条第 2 項に要求により、原子 炉格納容器内の圧力を大気中に逃がす ための設備である原子炉格納容器フィ ルタベント系を設けている。一方、PWR アイスコンデンサ型格納容器を有しな い泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ（タイプI）の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^{\text{※}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$16\text{h}-12\text{h}=4\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は$12\text{h} \div 4\text{h}=3$回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7. 1mSv/h × (45 ÷ 60) h = 5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSv となり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。 高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約3時間毎の給油間隔としている。 大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠(可搬型タンクローリー)に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電圧車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

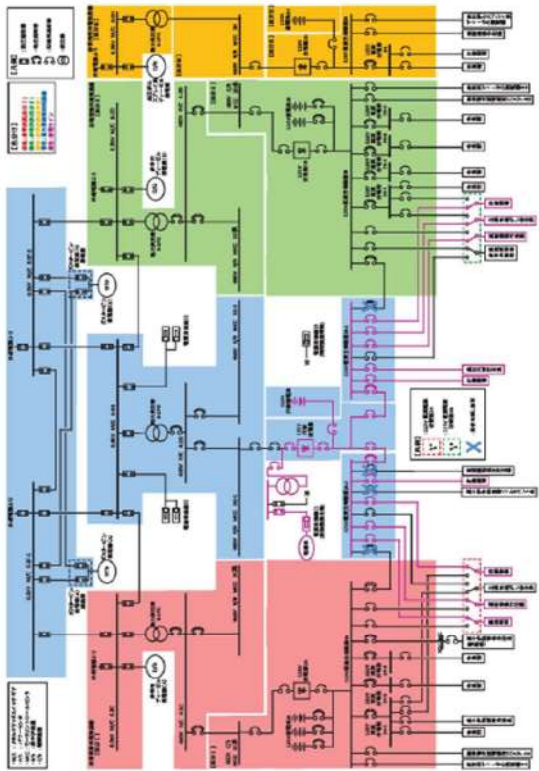
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

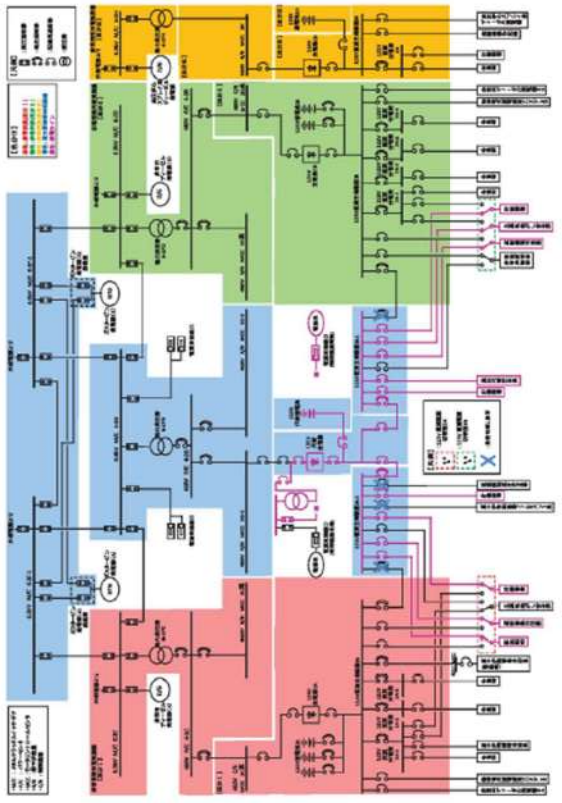
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 941 1146 981">図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋北側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 957 1164 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 1982 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.12.1 後備変圧器系統図 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

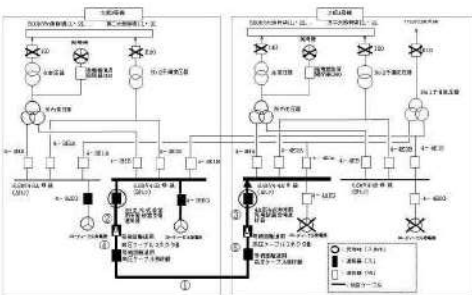

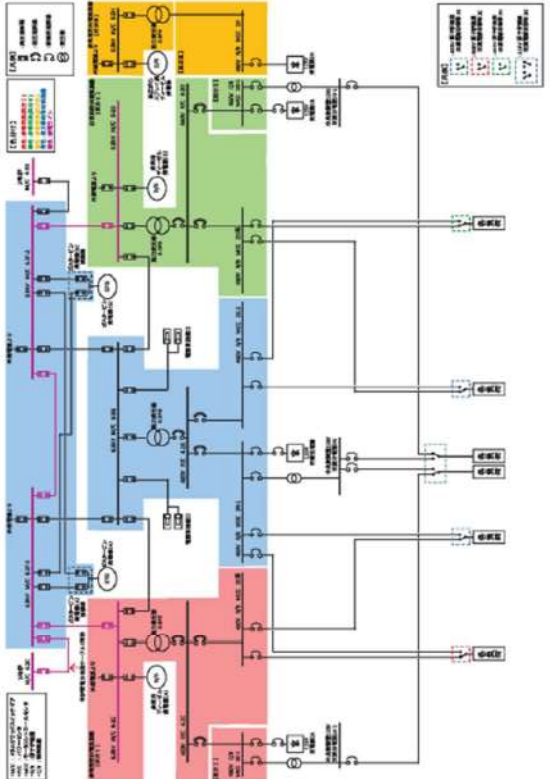
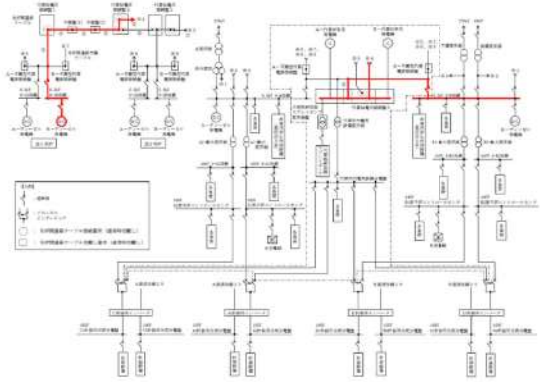
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル（常設）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（緊急用電気品建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（原子炉建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3～6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備） ・大飯は複数号炉が同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 ・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。 女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル 女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：予備ケーブル （以降、「設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）」と記載する。）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ビット ・女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯審査実績の反映） ・女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。</p>

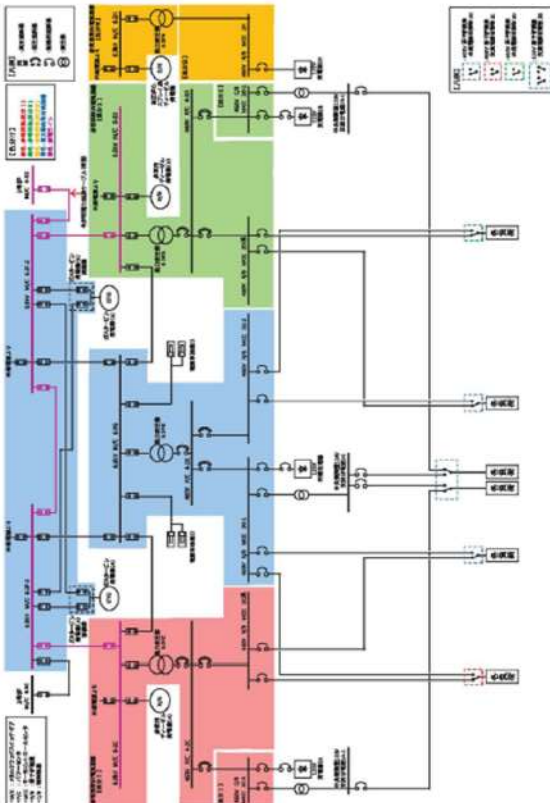
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要</p> <p>(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。</p>  <p>設計基準対称設備から追加した箇所</p> <table border="1" data-bbox="168 566 548 678"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)の種類</th> <th>大飯3号炉</th> <th>大飯4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td></td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>約50m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>-</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続盤</td> <td>各1面</td> <td>各1面</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 連結方法</p> <p>常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p> 	電路(ケーブル、コネクタ)の種類	大飯3号炉	大飯4号炉	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条		約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	約50m	-	③ FR-CSHVT 3c-80sq 2条	-	約100m	④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続盤	各1面	各1面	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設)~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>号炉間連絡ケーブル</p> <table border="1" data-bbox="1344 742 1724 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約180m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約300m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約20m</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約200m</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約370m</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約150m</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約230m</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約180m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1.2 連結方法</p> <p>号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p>		電路 (ケーブル)	敷設長さ	①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m	②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m	③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m	④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m	⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m	⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m	⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m	⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p> <p>【大飯・女川】 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 女川：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>【大飯・女川】 設備構成の相違 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</p>
電路(ケーブル、コネクタ)の種類	大飯3号炉	大飯4号炉																																											
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条		約50m																																											
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	約50m	-																																											
③ FR-CSHVT 3c-80sq 2条	-	約100m																																											
④ 号機間電力融通ケーブルコネクタ盤及び接続盤	各1面	各1面																																											
	電路 (ケーブル)	敷設長さ																																											
①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m																																											
②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m																																											
③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m																																											
④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m																																											
⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m																																											
⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m																																											
⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m																																											
⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 973 1153 1045"> 図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3D系～号炉間電力融通ケーブル(常設) ～非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 2139 279"> 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 </p> <p data-bbox="1848 287 2139 343"> 【女川】 記載方針の相違 (大飯審査実績の反映) </p>

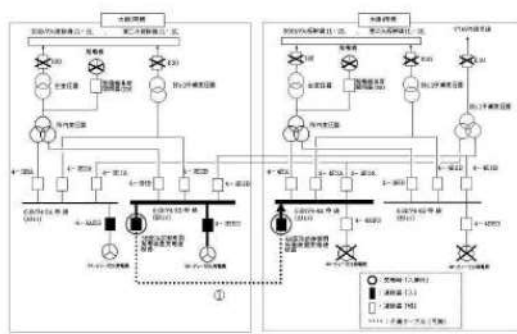
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要

(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。




予備ケーブルの仕様、配備数

ケーブル種別	コネクタの種類	大飯3、4号炉	配備数量 (本)
FR-C330VT	3c-38sq	2条	1 (予備1)

(2). 連結方法

号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。

予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。



女川原子力発電所2号炉

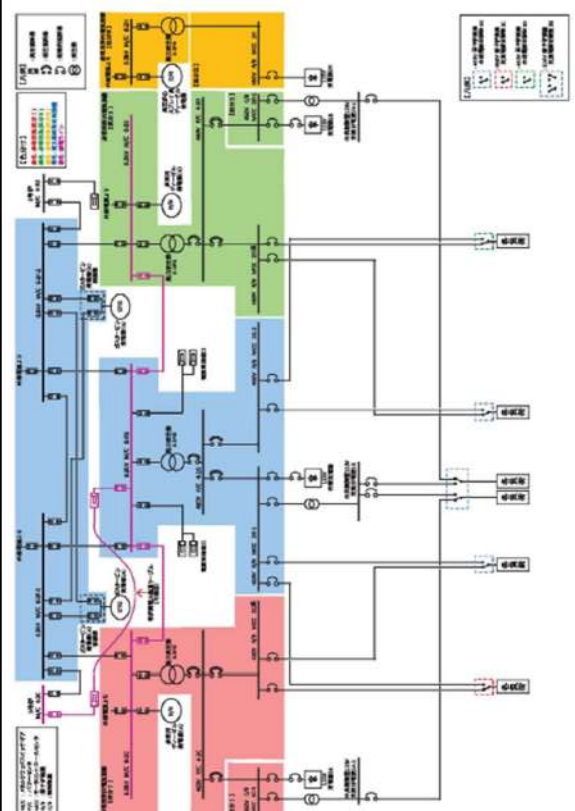
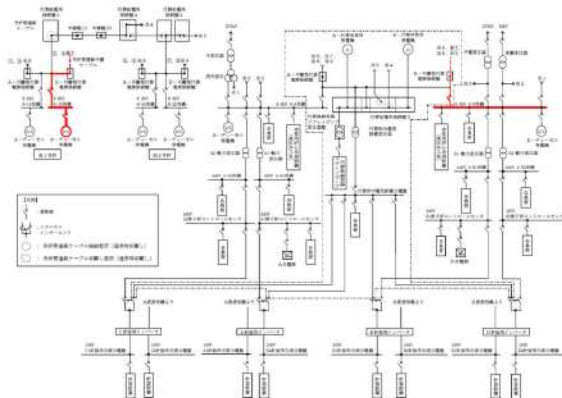


図 57-12-5 号炉間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線 3C 系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)

泊発電所3号炉

2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要

2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。




号炉間連絡予備ケーブルの仕様、配備数

可搬型代替電源接続盤	電路 (ケーブル)	敷設長さ	配備数量 (組)
① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約 570m	1 (予備1)
	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約 450m	1 (予備1)
④ 1号炉B	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約 570m	1 (予備1)
	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約 450m	1 (予備1)
⑤ 2号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約 450m	1 (予備1)
	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約 340m	1 (予備1)
⑦ 2号炉B	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約 450m	1 (予備1)
	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約 310m	1 (予備1)

2.2.2 連結方法

号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。

号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び5m倉庫・車庫に保管。



相違理由

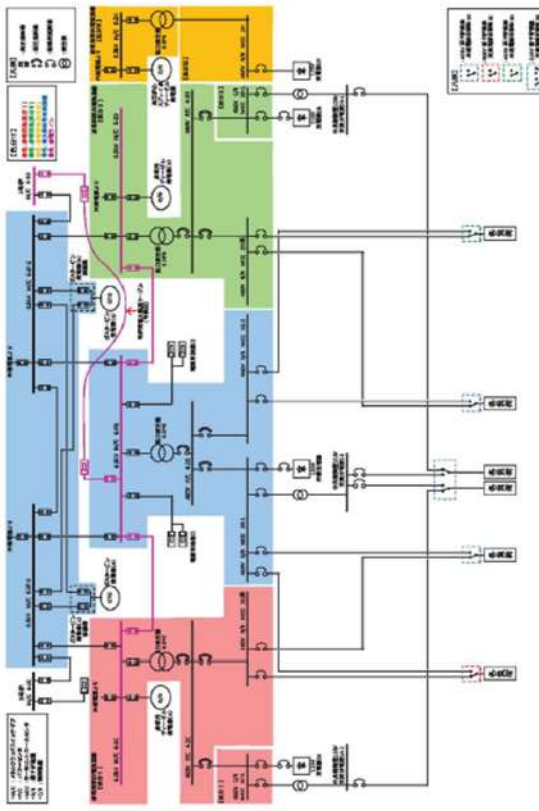
【女川】
 記載の充実(大飯審査実績の反映)

【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号間連絡予備ケーブル

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 965 1153 1029"> 図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 316 2139 339">記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・施設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>350A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③ 号機間電力融通ケーブル(常設) (1型コネクタ)</td> <td>475A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 375 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考・施設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-28sq 2条</td> <td>330A</td> <td>約90m</td> </tr> </tbody> </table> <p>必要容量(kW) = $\sqrt{3}VI\cos\theta$ $I = 1,759,000 / \sqrt{3} \times 6,600 \times 0.8 \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 694 638 981"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・施設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m	③ 号機間電力融通ケーブル(常設) (1型コネクタ)	475A		電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・施設長さ	① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	330A	約90m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>号機間連絡ケーブル</p> <table border="1" data-bbox="1276 231 1803 279"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：施設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>号機間連絡予備ケーブル</p> <table border="1" data-bbox="1276 311 1803 359"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考：施設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時の必要容量電流約234A(負荷容量2,139kW)を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = $\sqrt{3}VI\cos\theta$ から、I[A]を求める。 $I[A] = 2,139 / \sqrt{3} \times 6.6 \times 0.8 \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間連絡ケーブルは約2,560kW、号機間連絡予備ケーブルでは約2,970kW相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.1 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1276 821 1803 1284"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,096kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A充電器を含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B充電器を含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A充電器を含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B充電器を含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計 (連続負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考：施設長さ(最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考：施設長さ(最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,096kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)	22kW (B充電器を含む)	22kW (A充電器を含む)	22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	合計 (連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 設備名称の相違 ・女川：号機間電力融通ケーブル（常設） 一泊：号機間連絡ケーブル ・女川：号機間電力融通ケーブル(可搬型) 一泊：号機間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失</p> <p>【大飯、女川】 運用の相違 ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・施設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																				
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																				
③ 号機間電力融通ケーブル(常設) (1型コネクタ)	475A																																																																																					
電路(ケーブル、コネクタ)種別	許容電流容量	参考・施設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-28sq 2条	330A	約90m																																																																																				
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																					
充電器 (A, B)	77																																																																																					
	77																																																																																					
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																					
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																					
高圧注入ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																					
中央制御室空調ファン	19																																																																																					
中央制御室循環ファン	11																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																					
合計 (kW)	1,759																																																																																					
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考：施設長さ(最長)																																																																																				
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																				
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考：施設長さ(最長)																																																																																				
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																				
負荷名称	負荷容量																																																																																					
高圧注入ポンプ	1,096kW																																																																																					
充電器 (A, B)	113kW																																																																																					
	113kW																																																																																					
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器を含む)																																																																																					
	22kW (B充電器を含む)																																																																																					
	22kW (A充電器を含む)																																																																																					
	22kW (B充電器を含む)																																																																																					
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																					
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																					
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																					
中央制御室照明等	23kW																																																																																					
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																					
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																																					
合計 (連続負荷)	1,645kW																																																																																					
(最大負荷)	2,139kW																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

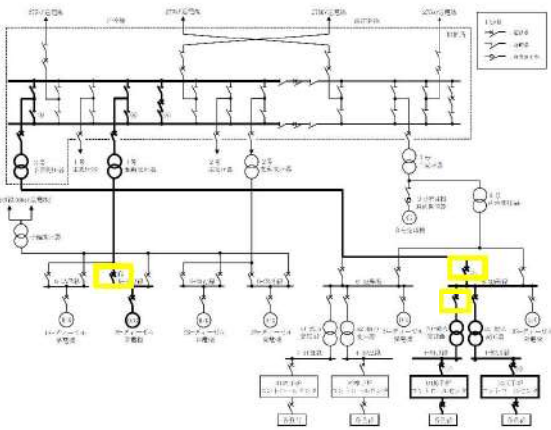
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷 (格納容器過温破損) 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td style="text-align: right;">780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (S A)) </td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">88</td> </tr> <tr> <td>仮設代替低圧注水ポンプ</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td style="text-align: right;">70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td style="text-align: right;">3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td style="text-align: right;">1^{※3}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(kW)</td> <td style="text-align: right;">1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)		(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (S A))	88	仮設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ (A、B)	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷 (格納容器過温破損) 約540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実(大飯審査実績を参照)</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																														
余熱除去ポンプ	270																														
充てん/高圧注入ポンプ	780																														
充電器(A,B)																															
(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明 (S A))	88																														
仮設代替低圧注水ポンプ	160																														
アニュラス循環ファン	15																														
制御建屋送気ファン	55																														
制御建屋循環ファン	22																														
中央制御室非常用循環ファン	15																														
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																														
燃料油移送ポンプ (A、B)	3 ^{※3}																														
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 ^{※3}																														
合計(kW)	1,567																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> 	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 ・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違

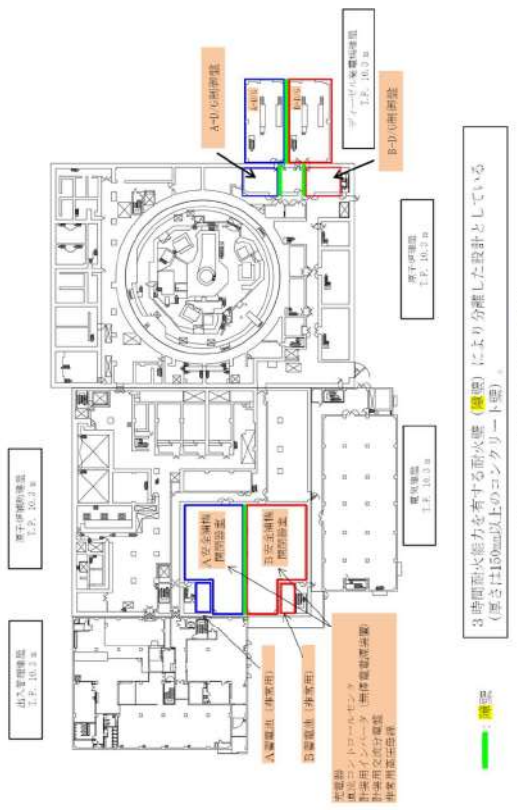
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能をうしなうことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>			<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を失うことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：うしなう→泊：失う</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>																		
共通要因	対応(備後)方針	状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応(備後)方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設の数置かれた敷地において、基準津波による遡上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうが、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。</td> <td>電気制御等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> <td>内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。</td> </tr> <tr> <td>火山灰 電巻</td> <td>火山灰、電巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。</td> <td>火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電巻影響評価にて確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応(備後)方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の数置かれた敷地において、基準津波による遡上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうが、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気制御等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	溢水	想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	火山灰 電巻	火山灰、電巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電巻影響評価にて確認している。	
共通要因	対応(備後)方針	状況																				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。																				
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設の数置かれた敷地において、基準津波による遡上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうが、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気制御等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する、200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。																				
溢水	想定すべ全溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水溢等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補機用機室、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。																				
火山灰 電巻	火山灰、電巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山影響評価にて確認している。電巻及びその相伴事象によって安全性を損なうことのない設計であることを電巻影響評価にて確認している。																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 855" style="border: 2px solid black; height: 425px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="168 869 515 885">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		 <p data-bbox="1724 327 1769 805">3時間耐久能力を有する耐火壁 (緑色) により分離した設計としている (厚さは150mm以上のコンクリート壁)。</p> <p data-bbox="1780 454 1803 694">図 57.13.1 非常用所内電気設備の配置図</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 196">記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 225">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 229 1960 253">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 367" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、非常用所内電気設備の2系統が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p>		<p>57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

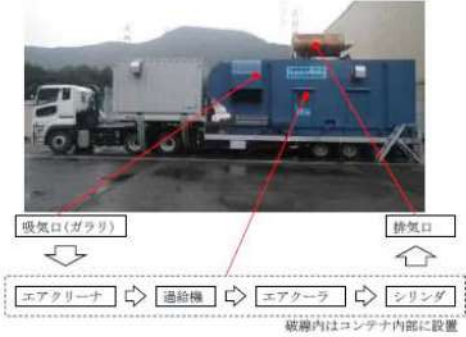
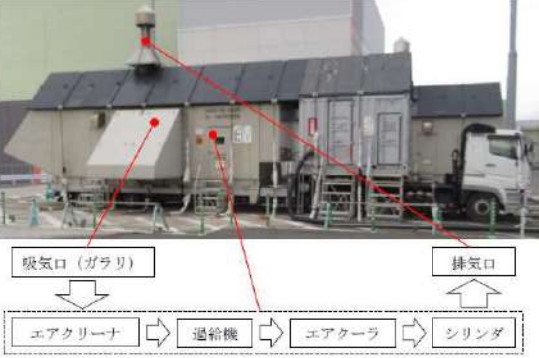
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破砕しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 ブランド名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護→泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に→泊：さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>図 57. 14. 1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA58H-9 r.6.0
提出年月日	令和5年5月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

58条

令和5年5月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第58条 計装設備(補足説明資料)

大飯発電所3/4号炉

58-1 SA設備基準適合性一覧表

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能
	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能

女川原子力発電所2号炉

58-1 SA設備基準適合性一覧表

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能
	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能

泊発電所3号炉

58-1 SA設備基準適合性一覧表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能
	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能	監視・制御・指示・警報機能

相違理由

【女川、大飯】記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-1から再掲

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目			
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目		
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目		
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

補58-1-1 から再掲

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表（常設）

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-1 から再掲

項目	設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様	
	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様
設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様	
	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様
設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様	
	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様
設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様	設計仕様

相違理由

-項目1「素子」欄記載は互換品の場合、互換品を記載してください。
 ・「」は互換品に該当する素子/部品を指すことを示し、欄外に互換品を記載してください。
 ・「」は互換品に該当する素子/部品を指すことを示し、欄外に互換品を記載してください。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		設計仕様		相違理由
	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	
監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	

項目	設計仕様		設計仕様		設計仕様		相違理由
	項目	仕様	項目	仕様	項目	仕様	
監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	

項目	設計仕様		設計仕様		相違理由
	項目	仕様	項目	仕様	
監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	監視・制御・警報装置	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	項目内容		項目内容		項目内容		項目内容		項目内容		項目内容		項目内容	
		項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容	項目内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目名	項目内容	項目内容	項目内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目名	項目内容	項目内容	項目内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備
	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

注1: 計装設備の項目名は、計装設備の項目名に一致するものとする。
 注2: 計装設備の項目名は、計装設備の項目名に一致するものとする。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉

補58-1-1から再掲

項目	項目1		項目2		項目3		項目4		項目5		項目6		項目7		項目8		項目9		項目10		項目11		項目12		項目13		項目14		項目15		項目16		項目17		
	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	項目	説明	
計装設備	監視機能	監視対象項目	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置	監視装置

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	項目名	項目内容	適合性
運転	監視機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
	保護機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
停止	停止機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
	停止機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
検査	検査機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
	検査機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
予備	予備機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
	予備機能	原子炉室内 (SAB監視)	B
その他	その他	原子炉室内 (SAB監視)	B
	その他	原子炉室内 (SAB監視)	B

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	項目名	項目内容	適合性
運転	監視機能	原子炉室内	B
	保護機能	原子炉室内	B
停止	停止機能	原子炉室内	B
	停止機能	原子炉室内	B
検査	検査機能	原子炉室内	B
	検査機能	原子炉室内	B
予備	予備機能	原子炉室内	B
	予備機能	原子炉室内	B
その他	その他	原子炉室内	B
	その他	原子炉室内	B

相違理由

項目	相違理由
監視機能	監視対象項目
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置
監視機能	監視装置

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

1. 記号「A」は、相違が生じる箇所内記号に該当する箇所を示す。
 2. 「/」は、記号が異なる箇所を示す。記号が異なる箇所は、相違が生じる箇所を示す。
 3. 「/」は、記号が異なる箇所を示す。記号が異なる箇所は、相違が生じる箇所を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-1から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目名	規格	適合性		備考
			適合	適合しない	
計装設備	運転監視用計器	計器類	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電圧計	適合	適合しない	
		電流計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		
保護設備	保護継電器	保護継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	過電流継電器	適合	適合しない	
		過電圧継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	低電圧継電器	適合	適合しない	
		逆潮流継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
同期検出継電器		適合	適合しない		
制御設備	制御盤	制御盤	適合	適合しない	
	制御盤	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	制御盤	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	制御盤	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
		水位計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		

項目	項目名	規格	適合性		備考
			適合	適合しない	
計装設備	運転監視用計器	計器類	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電圧計	適合	適合しない	
		電流計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		
保護設備	保護継電器	保護継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	過電流継電器	適合	適合しない	
		過電圧継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	低電圧継電器	適合	適合しない	
		逆潮流継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
同期検出継電器		適合	適合しない		
制御設備	制御盤	制御盤	適合	適合しない	
	制御盤	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	制御盤	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	制御盤	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
		水位計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		

項目	項目名	規格	適合性		備考
			適合	適合しない	
計装設備	運転監視用計器	計器類	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電圧計	適合	適合しない	
		電流計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	運転監視用計器	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		
保護設備	保護継電器	保護継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	過電流継電器	適合	適合しない	
		過電圧継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	低電圧継電器	適合	適合しない	
		逆潮流継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
		同期検出継電器	適合	適合しない	
	保護継電器	同期検出継電器	適合	適合しない	
同期検出継電器		適合	適合しない		
制御設備	制御盤	制御盤	適合	適合しない	
	制御盤	電力計	適合	適合しない	
		有功電力計	適合	適合しない	
	制御盤	无功電力計	適合	適合しない	
		電力因数計	適合	適合しない	
	制御盤	温度計	適合	適合しない	
		圧力計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
		水位計	適合	適合しない	
	制御盤	流量計	適合	適合しない	
水位計		適合	適合しない		

※記号「A」は「計装設備」の記載内容に「計器類」が記載されていることを示す。
 ※「/」は「計装設備」の記載内容に「計器類」が記載されていることを示す。計器類の記載内容が「計器類」であることを示す。
 ※「/」は「計装設備」の記載内容に「計器類」が記載されていることを示す。計器類の記載内容が「計器類」であることを示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-1から再掲

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (落成)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-5 から再掲

項目	計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

相違理由

※項目に「計装設備」以外の記載がある場合は、当該項目は比較対象外です。
 ※「/」は同一項目に異なる内容が記載されていることを示し、異なる内容を併記して記載せず、相違内容を併記しての記載です。
 ※「/」は同一項目に異なる内容が記載されていることを示し、異なる内容を併記しての記載です。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-5 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
炉内温度計測
炉内圧力計測
...

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
炉内温度計測
炉内圧力計測
...

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
炉内温度計測
炉内圧力計測
...

相違理由

* 灰色は「女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容」を示す。
 * 赤字は「設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)」を示す。
 * 青字は「記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)」を示す。
 * 緑字は「記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)」を示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-5 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時		異常発生時	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

- 項目は「表」欄記載の項目名を指し、内容は欄記載の項目名と一致する。
 - 「/」は2つの項目に適用する内容が1つに併記されていることを示し、欄名も併記されていることを示す。併記内容が1つにのみ適用する場合は「/」は省略する。
 - 「/」は2つの項目に適用する内容が1つに併記されていることを示し、欄名も併記されていることを示す。併記内容が1つにのみ適用する場合は「/」は省略する。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-5から再掲

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status. Includes a blue box with the text '補58-1-5から再掲'.

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table titled '女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)' showing compliance status for various equipment.

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

Table titled '泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)' showing compliance status for various equipment.

相違理由

注1)「本表」欄に「あり」と記載している項目は、以下の記載事項に該当する。
注2)「なし」と記載している項目は、本表の記載事項に該当しない。
注3)「あり」と記載している項目は、本表の記載事項に該当するが、本表の記載事項とは異なる。
注4)「あり」と記載している項目は、本表の記載事項に該当するが、本表の記載事項とは異なる。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-5 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		検査		その他	
	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備のその他	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

項目	設計	製造	設置	運用	保守	検査	その他
計装設備	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備のその他	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

項目	設計	製造	設置	運用	保守	検査	その他
計装設備	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の保守	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の運用	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備の検査	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合
計装設備のその他	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

*記号は「A」を除き、数字及びアルファベット、記号の組み合わせで示す。
 「-」は計装設備の適合性を示さないことを意味し、適合性を示していないことを意味する。
 「-」は計装設備の適合性を示さないことを意味し、適合性を示していないことを意味する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補58-1-5 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止		備考
	仕様	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	
機器の選定	
機器の設置	
機器の運用	
機器の保守	
機器の廃止	

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止		備考
	仕様	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	
機器の選定	
機器の設置	
機器の運用	
機器の保守	
機器の廃止	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止		備考
	仕様	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	
機器の選定	
機器の設置	
機器の運用	
機器の保守	
機器の廃止	

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉設備等及び関連設備</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">環境条件における機器の設置</td> <td>高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋及び炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(右記に機能に影響する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない*</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>地震機への影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td rowspan="4">試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>代替手段</td> <td>本記の用途として使用一切禁止</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td rowspan="4">他の影響(予知)</td> <td>その他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>予知(検知)</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">設計SAの考慮</td> <td>輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 重要設計事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">設置の禁止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="3">環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災</td> <td>固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>予備トク故障</td> <td>対策(予備トクあり)→異なる駆動源又は冷却源</td> <td>C+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 駆動経路図、図-3 配置図</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性区分	第1項	環境条件における機器の設置	高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉建屋及び炉室内	B	質量	(右記に機能に影響する)	-	海水	海水を通水しない*	対応性	地震機への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	関連資料	図-3 配置図	-	操作性	操作手室	対応性	関連資料	-	-	第3項	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査	代替手段	本記の用途として使用一切禁止	なし	関連資料	図-4 系統図	第5項	他の影響(予知)	その他	A+	予知(検知)	対応性	関連資料	-	関連資料	-	第4項	設置場所	操作手室	対応性	関連資料	-	第7項	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 重要設計事項	第2項	設置の禁止	(使用しない設備)	-	関連資料	-	第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)	D	予備トク故障	対策(予備トクあり)→異なる駆動源又は冷却源	C+	関連資料	図-2 駆動経路図、図-3 配置図	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計装設備</th> <th>原子炉設備等及び関連設備</th> <th>適合性区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">環境条件における機器の設置</td> <td>高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋及び炉室内</td> <td>A</td> <td>(適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(右記に機能に影響する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通水しない*</td> <td>✓</td> <td>(適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>地震機への影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が低下しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手室</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td rowspan="4">試験・検査(検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>F</td> <td>(適合性区分)Bより厳格・検査設備資料</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>代替手段</td> <td>本記の用途として機能せず(予知)→(検知)→(予知)</td> <td>B+</td> <td>(適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td rowspan="4">他の影響(予知)</td> <td>その他</td> <td>B+</td> <td>(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>予知(検知)</td> <td>対応性</td> <td>✓</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手室</td> <td>✓</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">設計SAの考慮</td> <td>輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの</td> <td>C</td> <td>(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 重要設計事項</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">設置の禁止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="3">環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災</td> <td>固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)</td> <td>B</td> <td>(適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>予備トク故障</td> <td>✓</td> <td>(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 駆動経路図、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性区分	相違理由	第1項	環境条件における機器の設置	高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉建屋及び炉室内	A	(適合性区分)Bより厳格	質量	(右記に機能に影響する)	-	-	海水	海水を通水しない*	✓	(適合性区分)Bより厳格	地震機への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	-	電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	-	関連資料	図-3 配置図	-	-	操作性	操作手室	✓	-	関連資料	-	-	-	第3項	試験・検査(検査性、系統構成、外部入力)	計測制御設備	F	(適合性区分)Bより厳格・検査設備資料	関連資料	図-5 試験及び検査	-	代替手段	本記の用途として機能せず(予知)→(検知)→(予知)	B+	(適合性区分)Bより厳格	関連資料	図-4 系統図	-	第5項	他の影響(予知)	その他	B+	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格	予知(検知)	対応性	✓	関連資料	-	-	関連資料	-	-	第4項	設置場所	操作手室	✓	-	関連資料	-	-	第7項	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	C	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格	関連資料	図-6 重要設計事項	-	第2項	設置の禁止	(使用しない設備)	-	-	関連資料	-	-	第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)	B	(適合性区分)Bより厳格	予備トク故障	✓	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格	関連資料	図-2 駆動経路図、図-3 配置図	-	<p>相違理由</p> <p>---項目は「A」が「B」より厳格な内容、Bが「C」より厳格な内容を示す。 * ()は「A」が「B」より厳格な内容を示す。 * ()は「A」が「B」より厳格な内容を示す。</p>
項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性区分																																																																																																																																																																																					
第1項	環境条件における機器の設置	高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉建屋及び炉室内	B																																																																																																																																																																																				
		質量	(右記に機能に影響する)	-																																																																																																																																																																																				
		海水	海水を通水しない*	対応性																																																																																																																																																																																				
		地震機への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																																																																				
		電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-																																																																																																																																																																																				
		関連資料	図-3 配置図	-																																																																																																																																																																																				
		操作性	操作手室	対応性																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																				
		第3項	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																			
				関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																																																																																																																			
代替手段	本記の用途として使用一切禁止			なし																																																																																																																																																																																				
関連資料	図-4 系統図																																																																																																																																																																																							
第5項	他の影響(予知)	その他	A+																																																																																																																																																																																					
		予知(検知)	対応性																																																																																																																																																																																					
		関連資料	-																																																																																																																																																																																					
		関連資料	-																																																																																																																																																																																					
第4項	設置場所	操作手室	対応性																																																																																																																																																																																					
		関連資料	-																																																																																																																																																																																					
第7項	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																					
		関連資料	図-6 重要設計事項																																																																																																																																																																																					
第2項	設置の禁止	(使用しない設備)	-																																																																																																																																																																																					
		関連資料	-																																																																																																																																																																																					
第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)	D																																																																																																																																																																																					
		予備トク故障	対策(予備トクあり)→異なる駆動源又は冷却源	C+																																																																																																																																																																																				
		関連資料	図-2 駆動経路図、図-3 配置図																																																																																																																																																																																					
項目名	計装設備	原子炉設備等及び関連設備	適合性区分	相違理由																																																																																																																																																																																				
第1項	環境条件における機器の設置	高度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	原子炉建屋及び炉室内	A	(適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																			
		質量	(右記に機能に影響する)	-	-																																																																																																																																																																																			
		海水	海水を通水しない*	✓	(適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																			
		地震機への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれがない)	-	-																																																																																																																																																																																			
		電磁的障害	(電磁気により機能が低下しない)	-	-																																																																																																																																																																																			
		関連資料	図-3 配置図	-	-																																																																																																																																																																																			
		操作性	操作手室	✓	-																																																																																																																																																																																			
		関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																			
		第3項	試験・検査(検査性、系統構成、外部入力)	計測制御設備	F	(適合性区分)Bより厳格・検査設備資料																																																																																																																																																																																		
				関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																		
代替手段	本記の用途として機能せず(予知)→(検知)→(予知)			B+	(適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																			
関連資料	図-4 系統図			-																																																																																																																																																																																				
第5項	他の影響(予知)	その他	B+	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																				
		予知(検知)	対応性	✓																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																				
第4項	設置場所	操作手室	✓	-																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																				
第7項	設計SAの考慮	輸入部品等への対応を本記の目的として設置するもの	C	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																				
		関連資料	図-6 重要設計事項	-																																																																																																																																																																																				
第2項	設置の禁止	(使用しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																				
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																																				
第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐害、火災	固有設備(又は閉鎖でも認知でもない設備)→対象(同一目的のSA設備を含む)	B	(適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																				
		予備トク故障	✓	(適合性区分)Bより厳格 (適合性区分)Bより厳格																																																																																																																																																																																				
		関連資料	図-2 駆動経路図、図-3 配置図	-																																																																																																																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																	
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名・計装設備</th> <th>原子炉稼働監視装置ディスプレイ画面</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧</td> <td>原子炉稼働監視装置内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>(高圧に機能も発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>配管漏からの影響</td> <td>(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線径により機能も異なる)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配管図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>操作不要</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験止性</td> <td>本来の用途として使用、切替不要</td> <td>取B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予知 (稼働時)</td> <td>対応性</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装場所</td> <td>操作不要</td> <td>対応性</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3種</td> <td rowspan="10">第4号機</td> <td>系図SAの保護</td> <td>最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 保護設定機能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運用の禁止 (非用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4種</td> <td rowspan="10">第5号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予部-1系統降</td> <td>対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配管図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備		原子炉稼働監視装置ディスプレイ画面	類型化区分	第1種	第1号機	監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧	原子炉稼働監視装置内	D	高圧	(高圧に機能も発揮する)	—	海水	海水を過水しない	対応性	配管漏からの影響	(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)	—	電線経路表	(電線径により機能も異なる)	—	関連資料	図-2 配管図	—	第2号機	操作不要	対応性	関連資料	—	—	第2種	第3号機	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査	—	試験止性	本来の用途として使用、切替不要	取B	関連資料	図-4 系統図	—	系統設計	その他	Aa	予知 (稼働時)	対応性	対応性	関連資料	—	—	計装場所	操作不要	対応性	関連資料	—	—	第3種	第4号機	系図SAの保護	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 保護設定機能	—	運用の禁止 (非用しない設備)	—	—	関連資料	—	—	第4種	第5号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内	Aa	予部-1系統降	対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険	Ca	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配管図	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名・計装設備</th> <th>監視装置ディスプレイ画面</th> <th>類型化区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧</td> <td>原子炉稼働監視装置内</td> <td>A</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>(高圧に機能も発揮する)</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>✓</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>配管漏からの影響</td> <td>(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線径により機能も異なる)</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配管図</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>操作不要</td> <td>✓</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2種</td> <td rowspan="10">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> <td>「女川2号炉参照(図-3)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>Na</td> <td>「女川2号炉参照(図-3)参照」</td> </tr> <tr> <td>試験止性</td> <td>本来の用途として使用、切替不要</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-3)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>その他</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td>予知 (稼働時)</td> <td>対応性</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td>計装場所</td> <td>操作不要</td> <td>✓</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-4)参照」</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3種</td> <td rowspan="10">第4号機</td> <td>系図SAの保護</td> <td>最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの</td> <td>K</td> <td>「女川2号炉参照(図-6)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 保護設定機能</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-6)参照」</td> </tr> <tr> <td>運用の禁止 (非用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-6)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-6)参照」</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4種</td> <td rowspan="10">第5号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>予部-1系統降</td> <td>対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配管図</td> <td>—</td> <td>「女川2号炉参照(図-2)参照」</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備		監視装置ディスプレイ画面	類型化区分	相違理由	第1種	第1号機	監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧	原子炉稼働監視装置内	A	「女川2号炉参照(図-2)参照」	高圧	(高圧に機能も発揮する)	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	海水	海水を過水しない	✓	「女川2号炉参照(図-2)参照」	配管漏からの影響	(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	電線経路表	(電線径により機能も異なる)	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	関連資料	図-2 配管図	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	第2号機	操作不要	✓	「女川2号炉参照(図-2)参照」	関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	第2種	第3号機	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	J	「女川2号炉参照(図-3)参照」	関連資料	図-3 試験及び検査	Na	「女川2号炉参照(図-3)参照」	試験止性	本来の用途として使用、切替不要	—	「女川2号炉参照(図-3)参照」	関連資料	図-4 系統図	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」	系統設計	その他	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」	予知 (稼働時)	対応性	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」	関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」	計装場所	操作不要	✓	「女川2号炉参照(図-4)参照」	関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」	第3種	第4号機	系図SAの保護	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	K	「女川2号炉参照(図-6)参照」	関連資料	図-6 保護設定機能	—	「女川2号炉参照(図-6)参照」	運用の禁止 (非用しない設備)	—	—	「女川2号炉参照(図-6)参照」	関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-6)参照」	第4種	第5号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	予部-1系統降	対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配管図	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」	
項目名・計装設備		原子炉稼働監視装置ディスプレイ画面	類型化区分																																																																																																																																																																																																	
第1種	第1号機	監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧	原子炉稼働監視装置内	D																																																																																																																																																																																																
		高圧	(高圧に機能も発揮する)	—																																																																																																																																																																																																
		海水	海水を過水しない	対応性																																																																																																																																																																																																
		配管漏からの影響	(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)	—																																																																																																																																																																																																
		電線経路表	(電線径により機能も異なる)	—																																																																																																																																																																																																
		関連資料	図-2 配管図	—																																																																																																																																																																																																
		第2号機	操作不要	対応性																																																																																																																																																																																																
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																
		第2種	第3号機	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																														
				関連資料	図-3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																														
試験止性	本来の用途として使用、切替不要			取B																																																																																																																																																																																																
関連資料	図-4 系統図			—																																																																																																																																																																																																
系統設計	その他			Aa																																																																																																																																																																																																
予知 (稼働時)	対応性			対応性																																																																																																																																																																																																
関連資料	—			—																																																																																																																																																																																																
計装場所	操作不要			対応性																																																																																																																																																																																																
関連資料	—			—																																																																																																																																																																																																
第3種	第4号機			系図SAの保護	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																														
		関連資料	図-6 保護設定機能	—																																																																																																																																																																																																
		運用の禁止 (非用しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																																
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																																																
		第4種	第5号機	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																																														
				予部-1系統降	対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険	Ca																																																																																																																																																																																														
				関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配管図	—																																																																																																																																																																																														
				項目名・計装設備		監視装置ディスプレイ画面	類型化区分	相違理由																																																																																																																																																																																												
				第1種	第1号機	監視・保護・圧力・漏洩水の監視・強制降圧	原子炉稼働監視装置内	A	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																											
						高圧	(高圧に機能も発揮する)	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																											
海水	海水を過水しない					✓	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
配管漏からの影響	(配管機能等から電磁響により機能を生じおそれない)					—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
電線経路表	(電線径により機能も異なる)					—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
関連資料	図-2 配管図					—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
第2号機	操作不要	✓	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																																	
関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																																	
第2種	第3号機	試験・検査 (検査性、系統構成・再投入力)	計装制御設備			J	「女川2号炉参照(図-3)参照」																																																																																																																																																																																													
		関連資料	図-3 試験及び検査			Na	「女川2号炉参照(図-3)参照」																																																																																																																																																																																													
		試験止性	本来の用途として使用、切替不要	—	「女川2号炉参照(図-3)参照」																																																																																																																																																																																															
		関連資料	図-4 系統図	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		系統設計	その他	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		予知 (稼働時)	対応性	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		計装場所	操作不要	✓	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		関連資料	—	—	「女川2号炉参照(図-4)参照」																																																																																																																																																																																															
		第3種	第4号機	系図SAの保護	最大事故第一の目的を本来の目的として設置するもの	K	「女川2号炉参照(図-6)参照」																																																																																																																																																																																													
関連資料	図-6 保護設定機能			—	「女川2号炉参照(図-6)参照」																																																																																																																																																																																															
運用の禁止 (非用しない設備)	—			—	「女川2号炉参照(図-6)参照」																																																																																																																																																																																															
関連資料	—			—	「女川2号炉参照(図-6)参照」																																																																																																																																																																																															
第4種	第5号機			環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	防止設備一対象 (代替対策は設備あり) → 屋内	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
				予部-1系統降	対象 (予部-1系あり) → 緊急の駆動停止は危険	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													
				関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配管図	—	「女川2号炉参照(図-2)参照」																																																																																																																																																																																													

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体	原子炉本体

※記号「A」は、警報発生時の対応手段、対応手段を指す記号です。
 ※「1」は、法人の組織に依存する実施手段を指す記号です。警報発生時の対応手段を指す記号です。実施手段を指す記号は、実施手段を指す記号です。
 ※「2」は、法人の組織に依存する実施手段を指す記号です。警報発生時の対応手段を指す記号です。実施手段を指す記号は、実施手段を指す記号です。

第58条 計装設備 (補足説明資料)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-21 から再掲

項目	運用		保守		検査		修理		その他	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
運転・保守・検査・修理	運転	運転手	運転手	運転手	運転手	運転手	運転手	運転手	運転手	運転手
	保守	保守手	保守手	保守手	保守手	保守手	保守手	保守手	保守手	保守手
検査	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手
	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手	検査手
修理	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手
	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手	修理手

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	内容	適合性	
運転・保守・検査・修理	運転	運転手	A	
	保守	保守手	A	
	検査	検査手	A	
	修理	修理手	A	
	その他	運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
		運転・保守・検査・修理	修理手	A
		運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
		運転・保守・検査・修理	修理手	A
		運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
運転・保守・検査・修理		修理手	A	
運転・保守・検査・修理		運転手	A	
運転・保守・検査・修理		保守手	A	
運転・保守・検査・修理		検査手	A	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	内容	適合性	
運転・保守・検査・修理	運転	運転手	A	
	保守	保守手	A	
	検査	検査手	A	
	修理	修理手	A	
	その他	運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
		運転・保守・検査・修理	修理手	A
		運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
		運転・保守・検査・修理	修理手	A
		運転・保守・検査・修理	運転手	A
		運転・保守・検査・修理	保守手	A
		運転・保守・検査・修理	検査手	A
運転・保守・検査・修理		修理手	A	
運転・保守・検査・修理		運転手	A	
運転・保守・検査・修理		保守手	A	
運転・保守・検査・修理		検査手	A	

*記号は「A」は運転・保守・検査・修理の項目に該当する項目を示す。
 *「/」は水中に設置される設備の取付位置を示すことあり、取付位置の相違により適合性が異なる場合がある。
 *「/」は設備の取付位置を示すことあり、設備の取付位置の相違により適合性が異なる場合がある。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

補58-1-21 から再掲

項目	監視		警報		指示		制御		保護	
	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水流量	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水電導度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水pH	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水硬度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水溶解酸素	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気率	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覽表（常設）

項目	監視		警報		指示		制御		保護	
	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水流量	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水電導度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水pH	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水硬度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水溶解酸素	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気率	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覽表（常設）

項目	監視		警報		指示		制御		保護	
	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
炉内圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水温度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水圧力	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水流量	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水電導度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水pH	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水硬度	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水溶解酸素	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気率	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気不足	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護
冷却水脱気過多	監視	警報	指示	制御	保護	監視	警報	指示	制御	保護

相違理由

・記号は「A」が警報発生時の警報内容、「C」は指示警報発生時。
 ・「/」は表中記載した警報発生時の警報発生内容と一致することから、警報発生時の警報発生内容として記載せず、詳細は参照しての記号とする。
 ・「/」は表中記載した警報発生内容と一致することから、警報発生時の警報発生内容として記載せず。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-21 から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	仕様	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質	品質
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

*記号「A」: 設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれか1つに該当する相違。
 *記号「B」: 設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれか2つに該当する相違。
 *記号「C」: 設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれか3つに該当する相違。
 *記号「D」: 設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれか4つに該当する相違。
 *記号「E」: 設計・製造・検査・運用・保守・廃止のいずれか5つに該当する相違。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-21 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覽表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覽表 (常設)

項目	項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目		項目	
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

*1:同じ「A」が重複する場合、この表では「A」で示す。
 *2:「L」は「L」の項目に該当する表の項目に「L」が付くこととし、重複する場合は「L」で示す。
 *3:「L」は「L」の項目に該当する表の項目に「L」が付くこととし、重複する場合は「L」で示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-21 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備名	規格	適合性
第1号炉	構造・形状・圧力/容積の範囲/放射線	炉下中核的容積内	A
	質量	(右記) 確認を要する	-
	海水	海水を過熱しない	対応性
	地震揺動からの影響	(右記) 確認を要する/より機軸を失うおそれがない	-
	電磁的障害	(電磁界により機能に影響を及ぼさない)	-
	閉鎖材料	鉛-2 鉛置換	-
	操作性	操作不要	対応性
	閉鎖材料	-	-
	試験・検査 (検査性、承認機関・外部入力)	計測制御設備	K
	閉鎖材料	鉛-2 試験用鉛置換	-
第2号炉	試験・検査 (検査性、承認機関・外部入力)	計測制御設備	K
	閉鎖材料	鉛-2 試験用鉛置換	-
	試験性	本来の用途として運用-試験不能	対応性
	閉鎖材料	鉛-4 鉛置換	-
	設計	寸法	Aa
	寸法 (検査性)	検査性	対応性
	閉鎖材料	-	-
	設置場所	操作不要	対応性
	閉鎖材料	-	-
	建設さAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
第3号炉	建設さAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	閉鎖材料	鉛-6 鉛置換鉛置換	-
	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-
	閉鎖材料	-	-
	緊急停止 (緊急停止)	緊急設備 (又は防止でも緊急でもない設備) 一対一 (同一目的) のSA設備 (鉛7)	B
	予備トランジスタ	対応 (予備トランジスタ) 一貫化を駆動装置とは共通	Ca
	閉鎖材料	鉛-2 鉛置換鉛置換、鉛-3 鉛置換	-

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設備名	規格	適合性
第1号炉	構造・形状・圧力/容積の範囲/放射線	炉下中核的容積内	A
	質量	(右記) 確認を要する	-
	海水	海水を過熱しない	対応性
	地震揺動からの影響	(右記) 確認を要する/より機軸を失うおそれがない	-
	電磁的障害	(電磁界により機能に影響を及ぼさない)	-
	閉鎖材料	鉛-2 鉛置換	-
	操作性	操作不要	対応性
	閉鎖材料	-	-
	試験・検査 (検査性、承認機関・外部入力)	計測制御設備	K
	閉鎖材料	鉛-2 試験用鉛置換	-
第2号炉	試験・検査 (検査性、承認機関・外部入力)	計測制御設備	K
	閉鎖材料	鉛-2 試験用鉛置換	-
	試験性	本来の用途として運用-試験不能	対応性
	閉鎖材料	鉛-4 鉛置換	-
	設計	寸法	Aa
	寸法 (検査性)	検査性	対応性
	閉鎖材料	-	-
	設置場所	操作不要	対応性
	閉鎖材料	-	-
	建設さAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
第3号炉	建設さAの設置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	閉鎖材料	鉛-6 鉛置換鉛置換	-
	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-
	閉鎖材料	-	-
	緊急停止 (緊急停止)	緊急設備 (又は防止でも緊急でもない設備) 一対一 (同一目的) のSA設備 (鉛7)	B
	予備トランジスタ	対応 (予備トランジスタ) 一貫化を駆動装置とは共通	Ca
	閉鎖材料	鉛-2 鉛置換鉛置換、鉛-3 鉛置換	-

1) 右記「B」は、緊急停止や緊急停止内容に設計が異なる場合を示す。
 2) 「A」は、緊急停止や緊急停止内容に設計が異なる場合を示す。緊急停止の発生も防止は設計する。緊急停止の発生も防止は設計する。緊急停止の発生も防止は設計する。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	設計		製造		検査		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設備の構造	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の材質	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の寸法	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の位置	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の形状	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の色	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の重量	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の寿命	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止
設備の廃止	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置	設置	運用	運用	保守	保守	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
設備の構造	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の材質	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の寸法	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の位置	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の形状	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の色	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の重量	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の寿命	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の廃止	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	検査	設置	運用	保守	廃止
設備の構造	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の材質	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の寸法	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の位置	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の形状	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の色	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の重量	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の寿命	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置
設備の廃止	設計	設計	製造	製造	検査	検査	設置

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-21 から再掲

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内監視
炉外監視
...

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内監視
炉外監視
...

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様	内容	仕様
炉内監視
炉外監視
...

*記号「A」: 参照項目を記載内容に記す旨を明示せず。
 *「/」: 注文中に記載する取扱いが異なることとなり、参照先内容が記す内容と異なる。参照先内容として記載する。対象が異なる場合は記載する。
 *「/」: 設備名称が異なることとなり、設備名称が異なることを示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

項目	監視		警報		警報		警報		警報		警報		警報		警報		警報		
	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	監視	警報	
監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視	監視
警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報	警報

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	設計設備	設計設備内常設設備基準適合性	相違理由
設計設備	監視・警報・出力・圧力・レベルの監視・記録機能	原子炉建屋屋上計装室内	相違なし
	貯蔵	（有償）機能を提供する	—
	雨水	雨水を遮断しない	相違あり
	施設面からの影響	（周辺機器等から影響等により機能と支障を及ぼさない）	—
	電磁的障害	（電磁波により機能が損なわれない）	—
	関連資料	図-3 配線図	相違なし
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	図-2 配線図	相違なし
	試験・検査・保守・修理・系統構成・再投入力	計装制御設備	B
	関連資料	図-5 試験及び検査	相違なし
設計設備	記憶機能	本機の用途として適用・試験可能	B
	関連資料	図-4 系統図	相違なし
	系統設計	系統設計と同様の系統構成	A、D
	その他（機能別）	検査等	相違あり
	関連資料	—	相違なし
	設計設備	中央制御室操作	相違なし
	関連資料	図-2 配線図	相違なし
	設計S/Aの容量	設計基準計装設計の系統及び機能の容量等計10分	相違なし
	関連資料	図-6 容量設定関係	相違なし
	共用の禁止	（共用しない設備）	—
関連資料	—	相違なし	
設計設備	環境条件、自然現象、人為事	線形設備（X線防止でも線形でもない設備）一層（同一目的の554設備あり）	B
	半径10m内設置	貯蔵（半径10m以内）一層（同一目的の554設備あり）	C
	関連資料	図-2 系統図、図-5 試験及び検査	相違なし
	設計設備	（有償）機能を提供する	—
	雨水	雨水を遮断しない	相違あり
	施設面からの影響	（周辺機器等から影響等により機能と支障を及ぼさない）	—
	電磁的障害	（電磁波により機能が損なわれない）	—
	関連資料	図-3 配線図	相違なし
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	図-2 配線図	相違なし

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	設計設備	設計設備内常設設備基準適合性	相違理由
設計設備	監視・警報・出力・圧力・レベルの監視・記録機能	原子炉建屋屋上計装室内	相違なし
	貯蔵	（有償）機能を提供する	—
	雨水	雨水を遮断しない	相違あり
	施設面からの影響	（周辺機器等から影響等により機能と支障を及ぼさない）	—
	電磁的障害	（電磁波により機能が損なわれない）	—
	関連資料	図-3 配線図	相違なし
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	図-2 配線図	相違なし
	試験・検査・保守・修理・系統構成・再投入力	計装制御設備	B
	関連資料	図-5 試験及び検査	相違なし
設計設備	記憶機能	本機の用途として適用・試験可能	B
	関連資料	図-4 系統図	相違なし
	系統設計	系統設計と同様の系統構成	A、D
	その他（機能別）	検査等	相違あり
	関連資料	—	相違なし
	設計設備	中央制御室操作	相違なし
	関連資料	図-2 配線図	相違なし
	設計S/Aの容量	設計基準計装設計の系統及び機能の容量等計10分	相違なし
	関連資料	図-6 容量設定関係	相違なし
	共用の禁止	（共用しない設備）	—
関連資料	—	相違なし	
設計設備	環境条件、自然現象、人為事	線形設備（X線防止でも線形でもない設備）一層（同一目的の554設備あり）	B
	半径10m内設置	貯蔵（半径10m以内）一層（同一目的の554設備あり）	C
	関連資料	図-2 系統図、図-5 試験及び検査	相違なし
	設計設備	（有償）機能を提供する	—
	雨水	雨水を遮断しない	相違あり
	施設面からの影響	（周辺機器等から影響等により機能と支障を及ぼさない）	—
	電磁的障害	（電磁波により機能が損なわれない）	—
	関連資料	図-3 配線図	相違なし
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	図-2 配線図	相違なし

・項目「B」は、監視及び警報機能（監視）及び警報機能（警報）を指す。
 ・「/」は、同一設備に異なる2種類の機能が搭載されていることを示す。監視及び警報機能は、それぞれ異なるCANDU設備と、同一設備に搭載されていることを示す。監視及び警報機能は、それぞれ異なるCANDU設備と、同一設備に搭載されていることを示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

項目	計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）

項目	計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		計装設備		
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

・記号「凡」は、参照すべき項目を指し、記号は省略し得る。
 ・「/」は、同一項目に異なる記載内容を示すこととなり、参照先の項目とは区別せず、相違点を示してのみ区別する。
 ・「1」は、当該項目の相違点を示すこととなり、当該項目の項目が記号に示す通り。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>機内装置内要因及び特徴等(注1)(注2)</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号機</td> <td>温度・湿度・圧力・放射線の監視</td> <td>炉子や炉屋原子炉機内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>流量</td> <td>(普通)機能と兼用する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>液位</td> <td>液位を過剰しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により) 機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置特性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>系統図</td> <td>他機上回線の系統構成</td> <td>A/B</td> </tr> <tr> <td>その他 (電磁的) 関連資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>設計SAの容量</td> <td>設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>制御の禁止 (共用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)</td> <td>防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)</td> <td>A/B</td> </tr> <tr> <td>その他(1) 系統図</td> <td>対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内</td> <td>C/B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図表図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	機内装置内要因及び特徴等(注1)(注2)	適合性区分	第1号機	温度・湿度・圧力・放射線の監視	炉子や炉屋原子炉機内	B	流量	(普通)機能と兼用する	—	液位	液位を過剰しない	対象外	他設備からの影響	(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない	—	電磁的妨害	(電磁波により) 機能を失うおそれがない	—	関連資料	図-3 配線図		第2号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	計装制御設備	K	関連資料	図-2 試験及び検査		第4号機	設置特性	本来の用途として使用・設置不要	対象外	関連資料	図-4 系統図		第5号機	系統図	他機上回線の系統構成	A/B	その他 (電磁的) 関連資料	対象外	対象外	第6号機	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第7号機	設計SAの容量	設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分	B	関連資料	図-6 容量設定機		第8号機	制御の禁止 (共用しない設備)	—	—	関連資料	—		第9号機	環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)	防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)	A/B	その他(1) 系統図	対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内	C/B	関連資料	図-2 系統図表図、図-3 配線図		<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>機内装置内要因及び特徴等 (注1)(注2)</th> <th>適合性区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号機</td> <td>温度・湿度・圧力・放射線の監視</td> <td>炉子や炉屋原子炉機内</td> <td>B</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>流量</td> <td>(普通)機能と兼用する</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>液位</td> <td>液位を過剰しない</td> <td>対象外</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により) 機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置特性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>対象外</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>系統図</td> <td>他機上回線の系統構成</td> <td>A/B</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>その他 (電磁的) 関連資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>設計SAの容量</td> <td>設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分</td> <td>B</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>制御の禁止 (共用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)</td> <td>防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)</td> <td>A/B</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>その他(1) 系統図</td> <td>対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内</td> <td>C/B</td> <td>(機内装置内要因) (注1) 共通</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図表図、図-3 配線図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	機内装置内要因及び特徴等 (注1)(注2)	適合性区分	相違理由	第1号機	温度・湿度・圧力・放射線の監視	炉子や炉屋原子炉機内	B	(機内装置内要因) (注1) 共通	流量	(普通)機能と兼用する	—		液位	液位を過剰しない	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通	他設備からの影響	(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない	—		電磁的妨害	(電磁波により) 機能を失うおそれがない	—		第2号機	操作性	操作不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	—		第3号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	計装制御設備	K	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	図-2 試験及び検査			第4号機	設置特性	本来の用途として使用・設置不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	図-4 系統図			第5号機	系統図	他機上回線の系統構成	A/B	(機内装置内要因) (注1) 共通	その他 (電磁的) 関連資料	対象外	対象外		第6号機	設置場所	操作不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	—			第7号機	設計SAの容量	設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分	B	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	図-6 容量設定機			第8号機	制御の禁止 (共用しない設備)	—	—		関連資料	—			第9号機	環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)	防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)	A/B	(機内装置内要因) (注1) 共通	その他(1) 系統図	対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内	C/B	(機内装置内要因) (注1) 共通	関連資料	図-2 系統図表図、図-3 配線図			
項目名・計装設備	機内装置内要因及び特徴等(注1)(注2)	適合性区分																																																																																																																																																																																						
第1号機	温度・湿度・圧力・放射線の監視	炉子や炉屋原子炉機内	B																																																																																																																																																																																					
	流量	(普通)機能と兼用する	—																																																																																																																																																																																					
	液位	液位を過剰しない	対象外																																																																																																																																																																																					
	他設備からの影響	(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない	—																																																																																																																																																																																					
	電磁的妨害	(電磁波により) 機能を失うおそれがない	—																																																																																																																																																																																					
関連資料	図-3 配線図																																																																																																																																																																																							
第2号機	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																					
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第3号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-2 試験及び検査																																																																																																																																																																																						
第4号機	設置特性	本来の用途として使用・設置不要	対象外																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図																																																																																																																																																																																						
第5号機	系統図	他機上回線の系統構成	A/B																																																																																																																																																																																					
	その他 (電磁的) 関連資料	対象外	対象外																																																																																																																																																																																					
第6号機	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																					
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第7号機	設計SAの容量	設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-6 容量設定機																																																																																																																																																																																						
第8号機	制御の禁止 (共用しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																					
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第9号機	環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)	防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)	A/B																																																																																																																																																																																					
	その他(1) 系統図	対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内	C/B																																																																																																																																																																																					
	関連資料	図-2 系統図表図、図-3 配線図																																																																																																																																																																																						
項目名・計装設備	機内装置内要因及び特徴等 (注1)(注2)	適合性区分	相違理由																																																																																																																																																																																					
第1号機	温度・湿度・圧力・放射線の監視	炉子や炉屋原子炉機内	B	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	流量	(普通)機能と兼用する	—																																																																																																																																																																																					
	液位	液位を過剰しない	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	他設備からの影響	(異状機器等から) 悪影響により機能を失うおそれがない	—																																																																																																																																																																																					
	電磁的妨害	(電磁波により) 機能を失うおそれがない	—																																																																																																																																																																																					
第2号機	操作性	操作不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第3号機	試験・検査 (検査性、事故発生・再発防止)	計装制御設備	K	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-2 試験及び検査																																																																																																																																																																																						
第4号機	設置特性	本来の用途として使用・設置不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-4 系統図																																																																																																																																																																																						
第5号機	系統図	他機上回線の系統構成	A/B	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	その他 (電磁的) 関連資料	対象外	対象外																																																																																																																																																																																					
第6号機	設置場所	操作不要	対象外	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第7号機	設計SAの容量	設計基準対象機種の記載及び機種の容量等が十分	B	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-6 容量設定機																																																																																																																																																																																						
第8号機	制御の禁止 (共用しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																					
	関連資料	—																																																																																																																																																																																						
第9号機	環境条件、自然現象、人為等 (地震、雷害、火災)	防止設備(対象 (汽部対策設備あり) 一機内)	A/B	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	その他(1) 系統図	対象 (その他) 一機内(汽部対策設備あり) 一機内	C/B	(機内装置内要因) (注1) 共通																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-2 系統図表図、図-3 配線図																																																																																																																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)	泊発電所3号炉 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)	相違理由																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>起動継続モード</th> <th>類型区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内</td> <td>原子力施設内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を遵守しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波)により機能が阻害されない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>動作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種</td> <td>試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>切替と程</td> <td>本業の用途として機能-切替不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>他 系統図</td> <td>系統図2回線の系統構成</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>その他(無効物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>事故SAの発生</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 保護設定関係</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実働の禁止</td> <td>(非用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災</td> <td>防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>A、a</td> </tr> <tr> <td>サボート記録</td> <td>対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間</td> <td>C、a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		起動継続モード	類型区分	第1種	環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内	原子力施設内	A	用途	(有線)機能を実現する	-	基本	基本を遵守しない	対象外	他設備からの影響	(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない	-	電磁的障害	(電磁波)により機能が阻害されない	-	関連資料	図-3 配線図	-	動作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第2種	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計測制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査	-	切替と程	本業の用途として機能-切替不要	対象外	関連資料	図-4 系統図	-	第3種	他 系統図	系統図2回線の系統構成	A、d	その他(無効物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第4種	事故SAの発生	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	H	関連資料	図-6 保護設定関係	-	実働の禁止	(非用しない設備)	-	関連資料	-	-	第5種	環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内	A、a	サボート記録	対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間	C、a	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>起動継続モード</th> <th>類型区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内</td> <td>原子力施設内</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を遵守しない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波)により機能が阻害されない</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2種</td> <td>試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)</td> <td>計測制御設備</td> <td>F</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替と程</td> <td>本業の用途として機能-切替不要</td> <td>B、d</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>他 系統図</td> <td>系統図</td> <td>B、d</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>その他(無効物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>事故SAの発生</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>F</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 保護設定関係</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実働の禁止</td> <td>(非用しない設備)</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災</td> <td>防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内</td> <td>B、d</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>サボート記録</td> <td>対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間</td> <td>F</td> <td>1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		起動継続モード	類型区分	相違理由	第1種	環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内	原子力施設内	A		用途	(有線)機能を実現する	-		基本	基本を遵守しない	対象外		他設備からの影響	(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない	-		電磁的障害	(電磁波)により機能が阻害されない	-		関連資料	図-3 配線図	-		動作性	操作不要	対象外		関連資料	-	-		第2種	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計測制御設備	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)	関連資料	図-5 試験及び検査	-		切替と程	本業の用途として機能-切替不要	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査)	関連資料	図-4 系統図	-		第3種	他 系統図	系統図	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)	その他(無効物)	対象外	-		関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-		設置場所	操作不要	対象外		関連資料	-	-		第4種	事故SAの発生	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)	関連資料	図-6 保護設定関係	-		実働の禁止	(非用しない設備)	-		関連資料	-	-		第5種	環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)	サボート記録	対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-		
設備名・計装設備		起動継続モード	類型区分																																																																																																																																																																																											
第1種	環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内	原子力施設内	A																																																																																																																																																																																											
	用途	(有線)機能を実現する	-																																																																																																																																																																																											
	基本	基本を遵守しない	対象外																																																																																																																																																																																											
	他設備からの影響	(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない	-																																																																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波)により機能が阻害されない	-																																																																																																																																																																																											
	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																											
	動作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
	第2種	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																										
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																										
切替と程		本業の用途として機能-切替不要	対象外																																																																																																																																																																																											
関連資料		図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																											
第3種	他 系統図	系統図2回線の系統構成	A、d																																																																																																																																																																																											
	その他(無効物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
関連資料	-	-																																																																																																																																																																																												
第4種	事故SAの発生	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	H																																																																																																																																																																																											
	関連資料	図-6 保護設定関係	-																																																																																																																																																																																											
	実働の禁止	(非用しない設備)	-																																																																																																																																																																																											
関連資料	-	-																																																																																																																																																																																												
第5種	環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内	A、a																																																																																																																																																																																											
	サボート記録	対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間	C、a																																																																																																																																																																																											
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																											
設備名・計装設備		起動継続モード	類型区分	相違理由																																																																																																																																																																																										
第1種	環境・自然・電力・原子力 / 原子力施設内	原子力施設内	A																																																																																																																																																																																											
	用途	(有線)機能を実現する	-																																																																																																																																																																																											
	基本	基本を遵守しない	対象外																																																																																																																																																																																											
	他設備からの影響	(異種機器等からの影響)により機能喪失のおそれがない	-																																																																																																																																																																																											
	電磁的障害	(電磁波)により機能が阻害されない	-																																																																																																																																																																																											
	関連資料	図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																											
	動作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
	第2種	試験・検査 (製造時、定期検成・再検入時)	計測制御設備	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)																																																																																																																																																																																									
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																										
切替と程		本業の用途として機能-切替不要	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査)																																																																																																																																																																																										
関連資料		図-4 系統図	-																																																																																																																																																																																											
第3種	他 系統図	系統図	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)																																																																																																																																																																																										
	その他(無効物)	対象外	-																																																																																																																																																																																											
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																											
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
関連資料	-	-																																																																																																																																																																																												
第4種	事故SAの発生	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)																																																																																																																																																																																										
	関連資料	図-6 保護設定関係	-																																																																																																																																																																																											
	実働の禁止	(非用しない設備)	-																																																																																																																																																																																											
関連資料	-	-																																																																																																																																																																																												
第5種	環境条件、自然現象、人為事 業、嵐、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) 一部内	B、d	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)																																																																																																																																																																																										
	サボート記録	対象 (サボート記録あり) 一基なら機能喪失は長時間	F	1 (構造材料等) (2) (試験・検査) (3) (試験・検査)																																																																																																																																																																																										
	関連資料	図-2 制御系統図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																																																											

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・高度・圧力・電圧の制限・防振</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(有償)試験と実用する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転に及ぼす影響</td> <td>運転を停止しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の影響</td> <td>(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電線径)より機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>設計仕様</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>系統設計</td> <td>設備設計段階の系統構成</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>共用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)</td> <td>C,B</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>関連資料</td> <td>00-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	環境・高度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A	設備	(有償)試験と実用する	-	運転に及ぼす影響	運転を停止しない	対象外	施設中心の影響	(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない	-	電磁干渉	(電線径)より機能が損なわれない	-	関連資料	00-2 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)	計測制御設備	B	第4項	設計仕様	本来の用途として使用し検査不要	B	第5項	系統設計	設備設計段階の系統構成	A,B	第6項	その他 (種別物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第7項	設置場所	操作不要	対象外	第8項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分	H	第9項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-	第10項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A,B	第11項	その他 (種別物)	対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)	C,B	第12項	関連資料	00-2 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・高度・圧力・電圧の制限・防振</td> <td>炉子炉格納容器内</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(有償)試験と実用する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運転に及ぼす影響</td> <td>運転を停止しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の影響</td> <td>(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁干渉</td> <td>(電線径)より機能が損なわれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>設計仕様</td> <td>本来の用途として使用し検査不要</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>系統設計</td> <td>設備設計段階の系統構成</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>共用の禁止 (共用しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内</td> <td>A,B</td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>その他 (種別物)</td> <td>対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)</td> <td>C,B</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>関連資料</td> <td>00-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	環境・高度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A	設備	(有償)試験と実用する	-	運転に及ぼす影響	運転を停止しない	対象外	施設中心の影響	(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない	-	電磁干渉	(電線径)より機能が損なわれない	-	関連資料	00-2 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	第3項	試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)	計測制御設備	B	第4項	設計仕様	本来の用途として使用し検査不要	B	第5項	系統設計	設備設計段階の系統構成	A,B	第6項	その他 (種別物)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第7項	設置場所	操作不要	対象外	第8項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分	H	第9項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-	第10項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A,B	第11項	その他 (種別物)	対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)	C,B	第12項	関連資料	00-2 配線図	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																												
第1項	環境・高度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A																																																																																																																																												
	設備	(有償)試験と実用する	-																																																																																																																																												
	運転に及ぼす影響	運転を停止しない	対象外																																																																																																																																												
	施設中心の影響	(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない	-																																																																																																																																												
	電磁干渉	(電線径)より機能が損なわれない	-																																																																																																																																												
	関連資料	00-2 配線図	-																																																																																																																																												
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																											
	第3項	試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)	計測制御設備	B																																																																																																																																											
	第4項	設計仕様	本来の用途として使用し検査不要	B																																																																																																																																											
	第5項	系統設計	設備設計段階の系統構成	A,B																																																																																																																																											
第6項	その他 (種別物)	対象外	対象外																																																																																																																																												
	関連資料	-	-																																																																																																																																												
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																												
第8項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分	H																																																																																																																																												
第9項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																																																																												
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A,B																																																																																																																																												
第11項	その他 (種別物)	対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)	C,B																																																																																																																																												
第12項	関連資料	00-2 配線図	-																																																																																																																																												
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																												
第1項	環境・高度・圧力・電圧の制限・防振	炉子炉格納容器内	A																																																																																																																																												
	設備	(有償)試験と実用する	-																																																																																																																																												
	運転に及ぼす影響	運転を停止しない	対象外																																																																																																																																												
	施設中心の影響	(運転機数等)から影響をより機能を失うおそれがない	-																																																																																																																																												
	電磁干渉	(電線径)より機能が損なわれない	-																																																																																																																																												
	関連資料	00-2 配線図	-																																																																																																																																												
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																											
	第3項	試験・検査 (保守性、事故防止・再発防止)	計測制御設備	B																																																																																																																																											
	第4項	設計仕様	本来の用途として使用し検査不要	B																																																																																																																																											
	第5項	系統設計	設備設計段階の系統構成	A,B																																																																																																																																											
第6項	その他 (種別物)	対象外	対象外																																																																																																																																												
	関連資料	-	-																																																																																																																																												
第7項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																												
第8項	設計SAの位置	設計基準対象設計の系統及び機種の容量等が十分	H																																																																																																																																												
第9項	共用の禁止 (共用しない設備)	-	-																																																																																																																																												
第10項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、火災	防止設備-対象 (代替対策設備あり) - 炉内	A,B																																																																																																																																												
第11項	その他 (種別物)	対象 (予部-1系あり) - 消化器駆動装置 (圧力調整)	C,B																																																																																																																																												
第12項	関連資料	00-2 配線図	-																																																																																																																																												

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

項目	設計		製造		検査		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目		内容	適合性
設計	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目		内容	適合性
設計	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
	検査	検査	検査
運用	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止
	廃止	廃止	廃止

相違理由

* 記号「A」: 設計内容が本表の設計内容に比べて劣る設計内容を示す。
 * 記号「B」: 設計内容が本表の設計内容に比べて劣る設計内容を示す。
 * 記号「C」: 設計内容が本表の設計内容に比べて劣る設計内容を示す。
 * 記号「D」: 設計内容が本表の設計内容に比べて劣る設計内容を示す。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-35から再掲

項目	項目		項目		項目		項目		項目		項目	
	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

* 記号は「B」は整備等がBWR固有の設備であり、BWR固有の設備であることを示す。
 * () はBWR固有の設備であることを示す。BWR固有の設備であることを示す。
 * () はBWR固有の設備であることを示す。BWR固有の設備であることを示す。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名:計装設備</th> <th>フィードバック装置(広域機)</th> <th>階層化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第1号機</td> <td>構造条件における規定</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>{対応に機能を実現する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を越えない</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>{電磁界により機能が損なわれない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>階層性</td> <td>機体不要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>試験・検査(既設機、系統構成・再投入)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>本機の用途として使用一回終了後</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 表紙図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>構造条件</td> <td>その機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>干渉(機動物)</td> <td>設置外</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>機体不要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号機</td> <td>要設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 要設容量表</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>{許さない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>構造条件、自然現象、人為等</td> <td>図1記載一致(代替材料の記載あり)一部内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>対象「モード1」のみ</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 要設容量表、図-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名:計装設備		フィードバック装置(広域機)	階層化区分	第1号機	構造条件における規定	原子炉建屋原子炉室内	B	重量	{対応に機能を実現する}	-	高さ	基本を越えない	対応外	地震揺動からの影響	{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}	-	電磁的障害	{電磁界により機能が損なわれない}	-	関連資料	図-2 配置図	-	階層性	機体不要	対応外	関連資料	-	-	第3号機	試験・検査(既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K	関連資料	図-5 試験及び検査	-	設置条件	本機の用途として使用一回終了後	Ba	第4号機	関連資料	図-4 表紙図	-	構造条件	その機	Aa	第5号機	干渉(機動物)	設置外	対応外	関連資料	-	-	第6号機	設置場所	機体不要	対応外	関連資料	-	-	第1号機	要設SAの容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 要設容量表	-	第2号機	取扱いの禁止	{許さない設備}	-	関連資料	-	-	第3号機	構造条件、自然現象、人為等	図1記載一致(代替材料の記載あり)一部内	Aa	取扱いの禁止	対象「モード1」のみ	Ca	関連資料	図-2 要設容量表、図-3 配置図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>設備仕様</th> <th>階層化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第1号機</td> <td>構造条件(設置場所、高さ、重量)</td> <td>B</td> <td>{機体不要(機体不要)}</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>-</td> <td>{対応に機能を実現する}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>-</td> <td>{基本を越えない}</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>-</td> <td>{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>-</td> <td>{電磁界により機能が損なわれない}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>階層性</td> <td>機体不要</td> <td>対応外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>試験・検査(既設機、系統構成、再投入)</td> <td>J</td> <td>{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>Ba</td> <td>{本機の用途として使用一回終了後}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>構造条件</td> <td>Ba</td> <td>{機体不要(機体不要)}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>干渉(機動物)</td> <td>-</td> <td>{設置外}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>-</td> <td>{機体不要}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号機</td> <td>要設SAの容量</td> <td>A</td> <td>{機体不要(機体不要)}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>-</td> <td>{許さない設備}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号機</td> <td>構造条件、自然現象、人為等</td> <td>Ba</td> <td>{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>C</td> <td>{対象「モード1」のみ}</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	設備仕様	階層化区分	備考	第1号機	構造条件(設置場所、高さ、重量)	B	{機体不要(機体不要)}	重量	-	{対応に機能を実現する}	高さ	-	{基本を越えない}	地震揺動からの影響	-	{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}	電磁的障害	-	{電磁界により機能が損なわれない}	関連資料	-	-	階層性	機体不要	対応外	関連資料	-	-	第3号機	試験・検査(既設機、系統構成、再投入)	J	{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}	関連資料	-	-	設置条件	Ba	{本機の用途として使用一回終了後}	第4号機	構造条件	Ba	{機体不要(機体不要)}	関連資料	-	-	第5号機	干渉(機動物)	-	{設置外}	関連資料	-	-	第6号機	設置場所	-	{機体不要}	関連資料	-	-	第1号機	要設SAの容量	A	{機体不要(機体不要)}	関連資料	-	-	第2号機	取扱いの禁止	-	{許さない設備}	関連資料	-	-	第3号機	構造条件、自然現象、人為等	Ba	{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}	取扱いの禁止	C	{対象「モード1」のみ}	関連資料	-	-	
設備名:計装設備		フィードバック装置(広域機)	階層化区分																																																																																																																																																																								
第1号機	構造条件における規定	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																								
	重量	{対応に機能を実現する}	-																																																																																																																																																																								
	高さ	基本を越えない	対応外																																																																																																																																																																								
	地震揺動からの影響	{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}	-																																																																																																																																																																								
	電磁的障害	{電磁界により機能が損なわれない}	-																																																																																																																																																																								
	関連資料	図-2 配置図	-																																																																																																																																																																								
	階層性	機体不要	対応外																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
	第3号機	試験・検査(既設機、系統構成・再投入)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																							
		関連資料	図-5 試験及び検査	-																																																																																																																																																																							
		設置条件	本機の用途として使用一回終了後	Ba																																																																																																																																																																							
	第4号機	関連資料	図-4 表紙図	-																																																																																																																																																																							
		構造条件	その機	Aa																																																																																																																																																																							
第5号機	干渉(機動物)	設置外	対応外																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第6号機	設置場所	機体不要	対応外																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第1号機	要設SAの容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																								
	関連資料	図-6 要設容量表	-																																																																																																																																																																								
第2号機	取扱いの禁止	{許さない設備}	-																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第3号機	構造条件、自然現象、人為等	図1記載一致(代替材料の記載あり)一部内	Aa																																																																																																																																																																								
	取扱いの禁止	対象「モード1」のみ	Ca																																																																																																																																																																								
	関連資料	図-2 要設容量表、図-3 配置図	-																																																																																																																																																																								
設備名	設備仕様	階層化区分	備考																																																																																																																																																																								
第1号機	構造条件(設置場所、高さ、重量)	B	{機体不要(機体不要)}																																																																																																																																																																								
	重量	-	{対応に機能を実現する}																																																																																																																																																																								
	高さ	-	{基本を越えない}																																																																																																																																																																								
	地震揺動からの影響	-	{周辺機器等からの影響により機能を示すおそれがない}																																																																																																																																																																								
	電磁的障害	-	{電磁界により機能が損なわれない}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
	階層性	機体不要	対応外																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
	第3号機	試験・検査(既設機、系統構成、再投入)	J	{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}																																																																																																																																																																							
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																							
		設置条件	Ba	{本機の用途として使用一回終了後}																																																																																																																																																																							
	第4号機	構造条件	Ba	{機体不要(機体不要)}																																																																																																																																																																							
		関連資料	-	-																																																																																																																																																																							
第5号機	干渉(機動物)	-	{設置外}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第6号機	設置場所	-	{機体不要}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第1号機	要設SAの容量	A	{機体不要(機体不要)}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第2号機	取扱いの禁止	-	{許さない設備}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								
第3号機	構造条件、自然現象、人為等	Ba	{機体不要(機体不要) 試験・検査設備}																																																																																																																																																																								
	取扱いの禁止	C	{対象「モード1」のみ}																																																																																																																																																																								
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を反映する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を基本とし、</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>形状・構造からの影響</td> <td>(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配管図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・使用不要</td> <td>B3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 信頼性</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>その他 (駆動機)</td> <td>その他</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置SAの位置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定管理</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共通しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電</td> <td>防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他 (駆動機)</td> <td>対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)</td> <td>C4</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 駆動機図、第1-3 配管図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉室内	B	質量	(圧力に機能を反映する)	-	高さ	基本を基本とし、	対象外	形状・構造からの影響	(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-3 配管図	-	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4項	信頼性	本来の用途として使用・使用不要	B3	関連資料	第1-4 信頼性	-	第5項	その他 (駆動機)	その他	A4	関連資料	-	対象外	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第7項	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-6 設置設定管理	-	第8項	取扱いの禁止	(共通しない設備)	-	関連資料	-	-	第3項	環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電	防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内	A4	その他 (駆動機)	対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)	C4	関連資料	第1-2 駆動機図、第1-3 配管図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・形状・圧力・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> <td>(構造・形状・圧力・放射線)</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を反映する)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>基本を基本とし、</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>形状・構造からの影響</td> <td>(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> <td>(検査性・系統構成・外部入力)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・使用不要</td> <td>B3</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 信頼性</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>その他 (駆動機)</td> <td>その他</td> <td>A4</td> <td>(駆動機)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置SAの位置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-6 設置設定管理</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>(共通しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電</td> <td>防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内</td> <td>A4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他 (駆動機)</td> <td>対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)</td> <td>C4</td> <td>(駆動機)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 駆動機図、第1-3 配管図</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	項目内容	適合性	備考	第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉室内	B	(構造・形状・圧力・放射線)	質量	(圧力に機能を反映する)	-	-	高さ	基本を基本とし、	対象外	-	形状・構造からの影響	(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない	-	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれない)	-	-	関連資料	第1-3 配管図	-	-	操作性	操作不要	対象外	-	関連資料	-	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	計測制御設備	J	(検査性・系統構成・外部入力)	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-	第4項	信頼性	本来の用途として使用・使用不要	B3	-	関連資料	第1-4 信頼性	-	-	第5項	その他 (駆動機)	その他	A4	(駆動機)	関連資料	-	対象外	-	第6項	設置場所	操作不要	対象外	-	関連資料	-	-	-	第7項	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	-	関連資料	第1-6 設置設定管理	-	-	第8項	取扱いの禁止	(共通しない設備)	-	-	関連資料	-	-	-	第3項	環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電	防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内	A4	-	その他 (駆動機)	対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)	C4	(駆動機)	関連資料	第1-2 駆動機図、第1-3 配管図	-	-	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	項目内容	適合性																																																																																																																																																																																											
第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																																																																																																											
	質量	(圧力に機能を反映する)	-																																																																																																																																																																																											
	高さ	基本を基本とし、	対象外																																																																																																																																																																																											
	形状・構造からの影響	(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない	-																																																																																																																																																																																											
	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-3 配管図	-																																																																																																																																																																																											
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
	第2項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																										
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																																										
第4項	信頼性	本来の用途として使用・使用不要	B3																																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-4 信頼性	-																																																																																																																																																																																											
第5項	その他 (駆動機)	その他	A4																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	対象外																																																																																																																																																																																											
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
第7項	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																											
	関連資料	第1-6 設置設定管理	-																																																																																																																																																																																											
第8項	取扱いの禁止	(共通しない設備)	-																																																																																																																																																																																											
	関連資料	-	-																																																																																																																																																																																											
第3項	環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電	防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内	A4																																																																																																																																																																																											
	その他 (駆動機)	対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)	C4																																																																																																																																																																																											
関連資料	第1-2 駆動機図、第1-3 配管図	-																																																																																																																																																																																												
項目	項目名	項目内容	適合性	備考																																																																																																																																																																																										
第1項	構造・形状・圧力・放射線	原子炉建屋原子炉室内	B	(構造・形状・圧力・放射線)																																																																																																																																																																																										
	質量	(圧力に機能を反映する)	-	-																																																																																																																																																																																										
	高さ	基本を基本とし、	対象外	-																																																																																																																																																																																										
	形状・構造からの影響	(形状・構造等からの影響)により機能を生じおそれない	-	-																																																																																																																																																																																										
	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれない)	-	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	第1-3 配管図	-	-																																																																																																																																																																																										
	操作性	操作不要	対象外	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																										
	第2項	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	計測制御設備	J	(検査性・系統構成・外部入力)																																																																																																																																																																																									
		関連資料	第1-3 試験及び検査	-	-																																																																																																																																																																																									
第4項	信頼性	本来の用途として使用・使用不要	B3	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	第1-4 信頼性	-	-																																																																																																																																																																																										
第5項	その他 (駆動機)	その他	A4	(駆動機)																																																																																																																																																																																										
	関連資料	-	対象外	-																																																																																																																																																																																										
第6項	設置場所	操作不要	対象外	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																										
第7項	設置SAの位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	第1-6 設置設定管理	-	-																																																																																																																																																																																										
第8項	取扱いの禁止	(共通しない設備)	-	-																																																																																																																																																																																										
	関連資料	-	-	-																																																																																																																																																																																										
第3項	環境条件、自然現象、人為事象、盗火、盗電	防止設備・対策 (代替材料は別途あり) - 屋内	A4	-																																																																																																																																																																																										
	その他 (駆動機)	対象 (第1-3 項あり) - 電気系統等 (別途あり)	C4	(駆動機)																																																																																																																																																																																										
関連資料	第1-2 駆動機図、第1-3 配管図	-	-	-																																																																																																																																																																																										

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計画設備</th> <th>フェール安全装置用日本標準</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]</td> <td>原子炉建屋等内部機内</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(初期に機能を実現する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>検査を適さない</td> <td>検査済</td> </tr> <tr> <td>施設構造上の影響</td> <td>[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路</td> <td>[電線径により機能を実現可能]</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 鉛製閉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作物</td> <td>中央制御室操作 制御室</td> <td>A B1</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—3 鉛製閉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—3 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—4 承認閉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5種</td> <td>遮断設計 [その他]</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>遮断設計 [その他 (遮断物)]</td> <td>遮断物</td> <td>検査済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作</td> <td>Aa B1</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 鉛製閉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—6 常設設定閉鎖</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9種</td> <td>閉鎖の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災</td> <td>防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他—対象</td> <td>対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計画設備	フェール安全装置用日本標準	規格化区分	第1種	環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]	原子炉建屋等内部機内	D	異常	(初期に機能を実現する)	—	検査	検査を適さない	検査済	施設構造上の影響	[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]	—	電線経路	[電線径により機能を実現可能]	—	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	第2種	操作物	中央制御室操作 制御室	A B1	閉鎖材料	閉—3 鉛製閉	—	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]	計測制御設備	K	閉鎖材料	閉—3 試験及び検査	—	第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止	Bb	閉鎖材料	閉—4 承認閉	—	第5種	遮断設計 [その他]	その他	Aa	遮断設計 [その他 (遮断物)]	遮断物	検査済	第6種	閉鎖材料	—	—	閉鎖材料	—	—	第7種	閉鎖材料	検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	Aa B1	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	第8種	常設SAの設置	最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	閉鎖材料	閉—6 常設設定閉鎖	—	第9種	閉鎖の禁止	(利用しない設備)	—	閉鎖材料	—	—	第10種	環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災	防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内	Aa	その他—対象	対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)	Ca	第11種	閉鎖材料	閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>計画設備</th> <th>フェール安全装置用日本標準</th> <th>規格化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1種</td> <td>環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]</td> <td>原子炉建屋等内部機内</td> <td>D</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(初期に機能を実現する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>検査を適さない</td> <td>検査済</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設構造上の影響</td> <td>[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線経路</td> <td>[電線径により機能を実現可能]</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 鉛製閉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>操作物</td> <td>中央制御室操作 制御室</td> <td>A B1</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—3 鉛製閉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—3 試験及び検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>閉鎖特性</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—4 承認閉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5種</td> <td>遮断設計 [その他]</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>遮断設計 [その他 (遮断物)]</td> <td>遮断物</td> <td>検査済</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作</td> <td>Aa B1</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 鉛製閉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8種</td> <td>常設SAの設置</td> <td>最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—6 常設設定閉鎖</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9種</td> <td>閉鎖の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>閉鎖材料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10種</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災</td> <td>防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内</td> <td>Aa</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td>その他—対象</td> <td>対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)</td> <td>Bb</td> <td>[検査済材料] (K) 検査済</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11種</td> <td>閉鎖材料</td> <td>閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	計画設備	フェール安全装置用日本標準	規格化区分	備考	第1種	環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]	原子炉建屋等内部機内	D	[検査済材料] (K) 検査済	異常	(初期に機能を実現する)	—	—	検査	検査を適さない	検査済	—	施設構造上の影響	[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]	—	—	電線経路	[電線径により機能を実現可能]	—	—	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	—	第2種	操作物	中央制御室操作 制御室	A B1	[検査済材料] (K) 検査済	閉鎖材料	閉—3 鉛製閉	—	—	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]	計測制御設備	K	[検査済材料] (K) 検査済	閉鎖材料	閉—3 試験及び検査	—	—	第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止	Bb	—	閉鎖材料	閉—4 承認閉	—	—	第5種	遮断設計 [その他]	その他	Aa	[検査済材料] (K) 検査済	遮断設計 [その他 (遮断物)]	遮断物	検査済	—	第6種	閉鎖材料	—	—	—	閉鎖材料	—	—	—	第7種	閉鎖材料	検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	Aa B1	[検査済材料] (K) 検査済	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	—	第8種	常設SAの設置	最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	—	閉鎖材料	閉—6 常設設定閉鎖	—	—	第9種	閉鎖の禁止	(利用しない設備)	—	—	閉鎖材料	—	—	—	第10種	環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災	防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内	Aa	[検査済材料] (K) 検査済	その他—対象	対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)	Bb	[検査済材料] (K) 検査済	第11種	閉鎖材料	閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉	—	—	<p>相違理由</p>
項目名	計画設備	フェール安全装置用日本標準	規格化区分																																																																																																																																																																																																														
第1種	環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]	原子炉建屋等内部機内	D																																																																																																																																																																																																														
	異常	(初期に機能を実現する)	—																																																																																																																																																																																																														
	検査	検査を適さない	検査済																																																																																																																																																																																																														
	施設構造上の影響	[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]	—																																																																																																																																																																																																														
	電線経路	[電線径により機能を実現可能]	—																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—																																																																																																																																																																																																														
	第2種	操作物	中央制御室操作 制御室	A B1																																																																																																																																																																																																													
		閉鎖材料	閉—3 鉛製閉	—																																																																																																																																																																																																													
	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																																													
		閉鎖材料	閉—3 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																													
第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止	Bb																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	閉—4 承認閉	—																																																																																																																																																																																																														
第5種	遮断設計 [その他]	その他	Aa																																																																																																																																																																																																														
	遮断設計 [その他 (遮断物)]	遮断物	検査済																																																																																																																																																																																																														
第6種	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																																																														
第7種	閉鎖材料	検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	Aa B1																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—																																																																																																																																																																																																														
第8種	常設SAの設置	最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	閉—6 常設設定閉鎖	—																																																																																																																																																																																																														
第9種	閉鎖の禁止	(利用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																														
	閉鎖材料	—	—																																																																																																																																																																																																														
第10種	環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災	防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内	Aa																																																																																																																																																																																																														
	その他—対象	対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)	Ca																																																																																																																																																																																																														
第11種	閉鎖材料	閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉	—																																																																																																																																																																																																														
	項目名	計画設備	フェール安全装置用日本標準	規格化区分	備考																																																																																																																																																																																																												
第1種	環境・震度・圧力 [機体の試験・試験設備]	原子炉建屋等内部機内	D	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																													
	異常	(初期に機能を実現する)	—	—																																																																																																																																																																																																													
	検査	検査を適さない	検査済	—																																																																																																																																																																																																													
	施設構造上の影響	[施設構造等から影響を受けず機能を実現可能]	—	—																																																																																																																																																																																																													
	電線経路	[電線径により機能を実現可能]	—	—																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	—																																																																																																																																																																																																													
	第2種	操作物	中央制御室操作 制御室	A B1	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																												
		閉鎖材料	閉—3 鉛製閉	—	—																																																																																																																																																																																																												
	第3種	試験・検査 [検査性、承認構成・承認入力]	計測制御設備	K	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																												
		閉鎖材料	閉—3 試験及び検査	—	—																																																																																																																																																																																																												
第4種	閉鎖特性	本来の用途として使用一切禁止	Bb	—																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	閉—4 承認閉	—	—																																																																																																																																																																																																													
第5種	遮断設計 [その他]	その他	Aa	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																													
	遮断設計 [その他 (遮断物)]	遮断物	検査済	—																																																																																																																																																																																																													
第6種	閉鎖材料	—	—	—																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	—	—	—																																																																																																																																																																																																													
第7種	閉鎖材料	検査済 (遠隔で操作可能) 中央制御室操作	Aa B1	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	閉—2 鉛製閉	—	—																																																																																																																																																																																																													
第8種	常設SAの設置	最大事故等への対処を本来の目的として設置するもの	A	—																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	閉—6 常設設定閉鎖	—	—																																																																																																																																																																																																													
第9種	閉鎖の禁止	(利用しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																																													
	閉鎖材料	—	—	—																																																																																																																																																																																																													
第10種	環境条件、自然現象、人為事 故、盗難、火災	防止設備—対象 (放射線計測機等) →機内	Aa	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																													
	その他—対象	対象 (サボ—) 等あり → 異なった駆動装置 (圧力調整機)	Bb	[検査済材料] (K) 検査済																																																																																																																																																																																																													
第11種	閉鎖材料	閉—2 常設設定閉鎖、閉—3 鉛製閉	—	—																																																																																																																																																																																																													

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画設備</th> <th>フェール位置又は状態</th> <th>動作位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>炉内/炉外</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(形状に相違を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造を考慮しない</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>熱伝導からの影響</td> <td>(構造相違等による影響により機能を示すことがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号機</td> <td>試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験点検表</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計算条件</td> <td>本機の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 非破壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>別添付</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号機</td> <td>設計者の承認</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設計書</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>設置の停止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>図-2 設置位置図、図-3 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画設備	フェール位置又は状態	動作位置	第1号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	炉内/炉外	C	質量	(形状に相違を覚悟する)	—	構造	構造を考慮しない	別添付	熱伝導からの影響	(構造相違等による影響により機能を示すことがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-3 配線図	—	設置場所	操作室	別添付	関連資料	—	—	第2号機	試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	図-5 試験点検表	—	計算条件	本機の用途として使用一切禁止	Bb	関連資料	図-4 非破壊	—	第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	その他	Aa	質量	別添付	別添付	構造	—	—	関連資料	—	—	第4号機	設置場所	操作室	別添付	関連資料	—	—	第1号機	設計者の承認	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設計書	—	第2号機	設置の停止	(表示しない設備)	—	関連資料	—	—	第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内	Aa	質量	材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理	Ca	第4号機	設置場所	図-2 設置位置図、図-3 配線図	—	関連資料	—	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画設備</th> <th>動作位置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>炉内/炉外</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(形状に相違を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造を考慮しない</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>熱伝導からの影響</td> <td>(構造相違等による影響により機能を示すことがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号機</td> <td>試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計算条件</td> <td>本機の用途として使用一切禁止</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>別添付</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号機</td> <td>設計者の承認</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>設置の停止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線</td> <td>計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作室</td> <td>別添付</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画設備	動作位置	備考	第1号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	炉内/炉外	Ba	質量	(形状に相違を覚悟する)	—	構造	構造を考慮しない	別添付	熱伝導からの影響	(構造相違等による影響により機能を示すことがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	設置場所	操作室	別添付	関連資料	—	—	第2号機	試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)	計測制御設備	J	関連資料	—	—	計算条件	本機の用途として使用一切禁止	Ba	関連資料	—	—	第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	その他	Ba	質量	別添付	別添付	構造	—	—	関連資料	—	—	第4号機	設置場所	操作室	別添付	関連資料	—	—	第1号機	設計者の承認	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—	—	第2号機	設置の停止	(表示しない設備)	—	関連資料	—	—	第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内	Aa	質量	材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理	Ca	第4号機	設置場所	操作室	別添付	関連資料	—	—	<p>相違理由</p>
項目	計画設備	フェール位置又は状態	動作位置																																																																																																																																																																																				
第1号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	炉内/炉外	C																																																																																																																																																																																				
	質量	(形状に相違を覚悟する)	—																																																																																																																																																																																				
	構造	構造を考慮しない	別添付																																																																																																																																																																																				
	熱伝導からの影響	(構造相違等による影響により機能を示すことがない)	—																																																																																																																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-3 配線図	—																																																																																																																																																																																				
	設置場所	操作室	別添付																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
	第2号機	試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)	計測制御設備	K																																																																																																																																																																																			
		関連資料	図-5 試験点検表	—																																																																																																																																																																																			
計算条件		本機の用途として使用一切禁止	Bb																																																																																																																																																																																				
関連資料		図-4 非破壊	—																																																																																																																																																																																				
第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	その他	Aa																																																																																																																																																																																				
	質量	別添付	別添付																																																																																																																																																																																				
	構造	—	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第4号機	設置場所	操作室	別添付																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第1号機	設計者の承認	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																				
	関連資料	図-6 設置設計書	—																																																																																																																																																																																				
第2号機	設置の停止	(表示しない設備)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																																				
	質量	材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理	Ca																																																																																																																																																																																				
第4号機	設置場所	図-2 設置位置図、図-3 配線図	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
項目	計画設備	動作位置	備考																																																																																																																																																																																				
第1号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	炉内/炉外	Ba																																																																																																																																																																																				
	質量	(形状に相違を覚悟する)	—																																																																																																																																																																																				
	構造	構造を考慮しない	別添付																																																																																																																																																																																				
	熱伝導からの影響	(構造相違等による影響により機能を示すことがない)	—																																																																																																																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
	設置場所	操作室	別添付																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
	第2号機	試験・検査 (検査性、非破壊検査/外部入力)	計測制御設備	J																																																																																																																																																																																			
		関連資料	—	—																																																																																																																																																																																			
計算条件		本機の用途として使用一切禁止	Ba																																																																																																																																																																																				
関連資料		—	—																																																																																																																																																																																				
第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	その他	Ba																																																																																																																																																																																				
	質量	別添付	別添付																																																																																																																																																																																				
	構造	—	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第4号機	設置場所	操作室	別添付																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第1号機	設計者の承認	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第2号機	設置の停止	(表示しない設備)	—																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				
第3号機	構造・形状・圧力・屋外の天候/放射線	計装設備の対象 (対象対象設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																																				
	質量	材質 (サポート系あり) → 異なる材料/加工/処理	Ca																																																																																																																																																																																				
第4号機	設置場所	操作室	別添付																																																																																																																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																															
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>(自然) 機能と互換する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>海水に浸さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置高さ</td> <td>設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置面積</td> <td>(電圧高により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-2 配管同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-4 系統同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>承認検定</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置条件</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置条件</td> <td>重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-6 装置認定設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設置条件</td> <td>禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-7 承認設備同, 防-2 配管同</td> <td>Ca</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	第1項	環境条件	その他の建屋内	C	設置条件	(自然) 機能と互換する	-	設置位置	海水に浸さない	対象外	設置高さ	設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない	-	設置面積	(電圧高により機能に影響を及ぼさない)	-	設置材料	防-2 配管同	-	操作性	操作不要	対象外	設置材料	-	-	試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)	計装制御設備	K	設置材料	防-3 試験及び検査	-	第4項	設置条件	本来の用途として使用一切不要	Ba	設置材料	防-4 系統同	-	第5項	承認検定	その他	Aa	その他 (承認物)	対象外	対象外	設置材料	-	-	第6項	設置条件	操作不要	対象外	設置材料	-	-	第7項	設置条件	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	設置材料	防-6 装置認定設備	-	設置材料	-	-	第8項	設置条件	禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内	Aa	設置材料	防-7 承認設備同, 防-2 配管同	Ca	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>内容</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件</td> <td>建屋内</td> <td>Ba</td> <td>【実質的な相違なし】</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>(自然) 機能と互換する</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置位置</td> <td>海水に浸さない</td> <td>A</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置高さ</td> <td>設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置面積</td> <td>(電圧高により機能に影響を及ぼさない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-2 配管同</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> <td>【実質的な相違なし】</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-3 試験及び検査</td> <td>Ba</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Ba</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-4 系統同</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>承認検定</td> <td>その他</td> <td>Ba</td> <td>【実質的な相違なし】</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認物)</td> <td>対象外</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置条件</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置条件</td> <td>重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>K</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-6 装置認定設備</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>設置条件</td> <td>禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内</td> <td>Ba</td> <td>【実質的な相違なし】</td> </tr> <tr> <td>設置材料</td> <td>防-7 承認設備同, 防-2 配管同</td> <td>Ca</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	内容	適合性	備考	第1項	環境条件	建屋内	Ba	【実質的な相違なし】	設置条件	(自然) 機能と互換する	-	-	設置位置	海水に浸さない	A	-	設置高さ	設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない	-	-	設置面積	(電圧高により機能に影響を及ぼさない)	-	-	設置材料	防-2 配管同	-	-	操作性	操作不要	対象外	-	設置材料	-	-	-	試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)	計装制御設備	J	【実質的な相違なし】	設置材料	防-3 試験及び検査	Ba	-	第4項	設置条件	本来の用途として使用一切不要	Ba	-	設置材料	防-4 系統同	-	-	第5項	承認検定	その他	Ba	【実質的な相違なし】	その他 (承認物)	対象外	-	-	設置材料	-	-	-	第6項	設置条件	操作不要	対象外	-	設置材料	-	-	-	第7項	設置条件	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	K	-	設置材料	防-6 装置認定設備	-	-	設置材料	-	-	-	第8項	設置条件	禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内	Ba	【実質的な相違なし】	設置材料	防-7 承認設備同, 防-2 配管同	Ca	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	内容	適合性																																																																																																																																																																															
第1項	環境条件	その他の建屋内	C																																																																																																																																																																															
	設置条件	(自然) 機能と互換する	-																																																																																																																																																																															
	設置位置	海水に浸さない	対象外																																																																																																																																																																															
	設置高さ	設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない	-																																																																																																																																																																															
	設置面積	(電圧高により機能に影響を及ぼさない)	-																																																																																																																																																																															
	設置材料	防-2 配管同	-																																																																																																																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																															
	設置材料	-	-																																																																																																																																																																															
	試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)	計装制御設備	K																																																																																																																																																																															
	設置材料	防-3 試験及び検査	-																																																																																																																																																																															
第4項	設置条件	本来の用途として使用一切不要	Ba																																																																																																																																																																															
	設置材料	防-4 系統同	-																																																																																																																																																																															
第5項	承認検定	その他	Aa																																																																																																																																																																															
	その他 (承認物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																															
設置材料	-	-																																																																																																																																																																																
第6項	設置条件	操作不要	対象外																																																																																																																																																																															
	設置材料	-	-																																																																																																																																																																															
第7項	設置条件	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																																															
	設置材料	防-6 装置認定設備	-																																																																																																																																																																															
設置材料	-	-																																																																																																																																																																																
第8項	設置条件	禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内	Aa																																																																																																																																																																															
	設置材料	防-7 承認設備同, 防-2 配管同	Ca																																																																																																																																																																															
項目	項目名	内容	適合性	備考																																																																																																																																																																														
第1項	環境条件	建屋内	Ba	【実質的な相違なし】																																																																																																																																																																														
	設置条件	(自然) 機能と互換する	-	-																																																																																																																																																																														
	設置位置	海水に浸さない	A	-																																																																																																																																																																														
	設置高さ	設置高さ等から感震等により機能を失うおそれがない	-	-																																																																																																																																																																														
	設置面積	(電圧高により機能に影響を及ぼさない)	-	-																																																																																																																																																																														
	設置材料	防-2 配管同	-	-																																																																																																																																																																														
	操作性	操作不要	対象外	-																																																																																																																																																																														
	設置材料	-	-	-																																																																																																																																																																														
	試験・検査 (検査性, 承認検定・再検人力)	計装制御設備	J	【実質的な相違なし】																																																																																																																																																																														
	設置材料	防-3 試験及び検査	Ba	-																																																																																																																																																																														
第4項	設置条件	本来の用途として使用一切不要	Ba	-																																																																																																																																																																														
	設置材料	防-4 系統同	-	-																																																																																																																																																																														
第5項	承認検定	その他	Ba	【実質的な相違なし】																																																																																																																																																																														
	その他 (承認物)	対象外	-	-																																																																																																																																																																														
設置材料	-	-	-																																																																																																																																																																															
第6項	設置条件	操作不要	対象外	-																																																																																																																																																																														
	設置材料	-	-	-																																																																																																																																																																														
第7項	設置条件	重大事象第一の対応を本来の目的として設置するもの	K	-																																																																																																																																																																														
	設置材料	防-6 装置認定設備	-	-																																																																																																																																																																														
設置材料	-	-	-																																																																																																																																																																															
第8項	設置条件	禁止設備-対象 (代替対象設備あり) → 屋内	Ba	【実質的な相違なし】																																																																																																																																																																														
	設置材料	防-7 承認設備同, 防-2 配管同	Ca	-																																																																																																																																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>高圧機器と高圧受電線入込施設</th> <th>製造化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機</td> <td>炉内/炉外</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>質量</td> <td>(計測)機能と受電線</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>設計値からの影響</td> <td>(測定)機能と受電線</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>電圧降下</td> <td>(電圧)により機能と受電線</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>操作機</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>試験・検査 (検査性、柔軟性・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>調整と性</td> <td>本来の用途として使用(調整不要)</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 調整図</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>過剰設計</td> <td>保護設計/調整の必要無し</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>立の機(調整機)</td> <td>調整機</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-6 調整設定機</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災</td> <td>防止設備(対策(代替制御設備あり))→炉内</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>予部→予部</td> <td>対策(予部→予部あり)→異状を監視/計装制御</td> </tr> <tr> <td>第23号機</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 準備図、図-3 配線図</td> </tr> </tbody> </table>	項目	高圧機器と高圧受電線入込施設	製造化区分	第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉内/炉外	第2号機	質量	(計測)機能と受電線	第3号機	設計値からの影響	(測定)機能と受電線	第4号機	電圧降下	(電圧)により機能と受電線	第5号機	関連資料	図-3 配線図	第6号機	操作機	操作不要	第7号機	関連資料	-	第8号機	試験・検査 (検査性、柔軟性・外部入力)	計装制御設備	第9号機	関連資料	図-3 試験及び検査	第10号機	調整と性	本来の用途として使用(調整不要)	第11号機	関連資料	図-4 調整図	第12号機	過剰設計	保護設計/調整の必要無し	第13号機	立の機(調整機)	調整機	第14号機	関連資料	-	第15号機	調整機	操作不要	第16号機	関連資料	-	第17号機	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	第18号機	関連資料	図-6 調整設定機	第19号機	共用の禁止	(共用しない設備)	第20号機	関連資料	-	第21号機	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災	防止設備(対策(代替制御設備あり))→炉内	第22号機	予部→予部	対策(予部→予部あり)→異状を監視/計装制御	第23号機	関連資料	図-2 準備図、図-3 配線図	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>製造化区分</th> <th>製造機材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号機</td> <td>電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機</td> <td>炉内/炉外</td> <td>計装制御設備</td> </tr> <tr> <td>第2号機</td> <td>質量</td> <td>(計測)機能と受電線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3号機</td> <td>設計値からの影響</td> <td>(測定)機能と受電線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第4号機</td> <td>電圧降下</td> <td>(電圧)により機能と受電線</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第5号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第8号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第9号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第10号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第11号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第12号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第13号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第14号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第15号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第16号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第17号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第18号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第19号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第20号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第21号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第22号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第23号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第24号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第25号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第26号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第27号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第28号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第29号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第30号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第31号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第32号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第33号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第34号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第35号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第36号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第37号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第38号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第39号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第40号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第41号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第42号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第43号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第44号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第45号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第46号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第47号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第48号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第49号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第50号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第51号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第52号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第53号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第54号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第55号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第56号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第57号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第58号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第59号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第60号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第61号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第62号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第63号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第64号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第65号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第66号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第67号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第68号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第69号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第70号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第71号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第72号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第73号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第74号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第75号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第76号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第77号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第78号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第79号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第80号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第81号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第82号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第83号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第84号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第85号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第86号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第87号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第88号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第89号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第90号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第91号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第92号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第93号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第94号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第95号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第96号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第97号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第98号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第99号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第100号機</td> <td>調整機</td> <td>操作不要</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目	製造化区分	製造機材	第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉内/炉外	計装制御設備	第2号機	質量	(計測)機能と受電線	-	第3号機	設計値からの影響	(測定)機能と受電線	-	第4号機	電圧降下	(電圧)により機能と受電線	-	第5号機	調整機	操作不要	-	第6号機	調整機	操作不要	-	第7号機	調整機	操作不要	-	第8号機	調整機	操作不要	-	第9号機	調整機	操作不要	-	第10号機	調整機	操作不要	-	第11号機	調整機	操作不要	-	第12号機	調整機	操作不要	-	第13号機	調整機	操作不要	-	第14号機	調整機	操作不要	-	第15号機	調整機	操作不要	-	第16号機	調整機	操作不要	-	第17号機	調整機	操作不要	-	第18号機	調整機	操作不要	-	第19号機	調整機	操作不要	-	第20号機	調整機	操作不要	-	第21号機	調整機	操作不要	-	第22号機	調整機	操作不要	-	第23号機	調整機	操作不要	-	第24号機	調整機	操作不要	-	第25号機	調整機	操作不要	-	第26号機	調整機	操作不要	-	第27号機	調整機	操作不要	-	第28号機	調整機	操作不要	-	第29号機	調整機	操作不要	-	第30号機	調整機	操作不要	-	第31号機	調整機	操作不要	-	第32号機	調整機	操作不要	-	第33号機	調整機	操作不要	-	第34号機	調整機	操作不要	-	第35号機	調整機	操作不要	-	第36号機	調整機	操作不要	-	第37号機	調整機	操作不要	-	第38号機	調整機	操作不要	-	第39号機	調整機	操作不要	-	第40号機	調整機	操作不要	-	第41号機	調整機	操作不要	-	第42号機	調整機	操作不要	-	第43号機	調整機	操作不要	-	第44号機	調整機	操作不要	-	第45号機	調整機	操作不要	-	第46号機	調整機	操作不要	-	第47号機	調整機	操作不要	-	第48号機	調整機	操作不要	-	第49号機	調整機	操作不要	-	第50号機	調整機	操作不要	-	第51号機	調整機	操作不要	-	第52号機	調整機	操作不要	-	第53号機	調整機	操作不要	-	第54号機	調整機	操作不要	-	第55号機	調整機	操作不要	-	第56号機	調整機	操作不要	-	第57号機	調整機	操作不要	-	第58号機	調整機	操作不要	-	第59号機	調整機	操作不要	-	第60号機	調整機	操作不要	-	第61号機	調整機	操作不要	-	第62号機	調整機	操作不要	-	第63号機	調整機	操作不要	-	第64号機	調整機	操作不要	-	第65号機	調整機	操作不要	-	第66号機	調整機	操作不要	-	第67号機	調整機	操作不要	-	第68号機	調整機	操作不要	-	第69号機	調整機	操作不要	-	第70号機	調整機	操作不要	-	第71号機	調整機	操作不要	-	第72号機	調整機	操作不要	-	第73号機	調整機	操作不要	-	第74号機	調整機	操作不要	-	第75号機	調整機	操作不要	-	第76号機	調整機	操作不要	-	第77号機	調整機	操作不要	-	第78号機	調整機	操作不要	-	第79号機	調整機	操作不要	-	第80号機	調整機	操作不要	-	第81号機	調整機	操作不要	-	第82号機	調整機	操作不要	-	第83号機	調整機	操作不要	-	第84号機	調整機	操作不要	-	第85号機	調整機	操作不要	-	第86号機	調整機	操作不要	-	第87号機	調整機	操作不要	-	第88号機	調整機	操作不要	-	第89号機	調整機	操作不要	-	第90号機	調整機	操作不要	-	第91号機	調整機	操作不要	-	第92号機	調整機	操作不要	-	第93号機	調整機	操作不要	-	第94号機	調整機	操作不要	-	第95号機	調整機	操作不要	-	第96号機	調整機	操作不要	-	第97号機	調整機	操作不要	-	第98号機	調整機	操作不要	-	第99号機	調整機	操作不要	-	第100号機	調整機	操作不要	-	
項目	高圧機器と高圧受電線入込施設	製造化区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉内/炉外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第2号機	質量	(計測)機能と受電線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第3号機	設計値からの影響	(測定)機能と受電線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第4号機	電圧降下	(電圧)により機能と受電線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第5号機	関連資料	図-3 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第6号機	操作機	操作不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第7号機	関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第8号機	試験・検査 (検査性、柔軟性・外部入力)	計装制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第9号機	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第10号機	調整と性	本来の用途として使用(調整不要)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第11号機	関連資料	図-4 調整図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第12号機	過剰設計	保護設計/調整の必要無し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第13号機	立の機(調整機)	調整機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第14号機	関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第15号機	調整機	操作不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第16号機	関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第17号機	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第18号機	関連資料	図-6 調整設定機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第19号機	共用の禁止	(共用しない設備)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第20号機	関連資料	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第21号機	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災	防止設備(対策(代替制御設備あり))→炉内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第22号機	予部→予部	対策(予部→予部あり)→異状を監視/計装制御																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第23号機	関連資料	図-2 準備図、図-3 配線図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
項目	項目	製造化区分	製造機材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第1号機	電圧・電流・圧力・温度の測定/計測機	炉内/炉外	計装制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第2号機	質量	(計測)機能と受電線	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第3号機	設計値からの影響	(測定)機能と受電線	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第4号機	電圧降下	(電圧)により機能と受電線	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第5号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第6号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第7号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第8号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第9号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第10号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第11号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第12号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第13号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第14号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第15号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第16号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第17号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第18号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第19号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第20号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第21号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第22号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第23号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第24号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第25号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第26号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第27号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第28号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第29号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第30号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第31号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第32号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第33号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第34号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第35号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第36号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第37号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第38号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第39号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第40号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第41号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第42号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第43号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第44号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第45号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第46号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第47号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第48号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第49号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第50号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第51号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第52号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第53号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第54号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第55号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第56号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第57号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第58号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第59号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第60号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第61号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第62号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第63号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第64号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第65号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第66号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第67号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第68号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第69号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第70号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第71号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第72号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第73号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第74号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第75号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第76号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第77号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第78号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第79号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第80号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第81号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第82号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第83号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第84号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第85号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第86号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第87号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第88号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第89号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第90号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第91号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第92号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第93号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第94号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第95号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第96号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第97号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第98号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第99号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第100号機	調整機	操作不要	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

補58-1-64 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)

Table with 3 columns: 項目名・計装設備, 可搬型計装設備, 適合性評価. Rows include 監視・保護・注力/炉内の大熱/炉内制御, 測定, 警報, 制御, etc.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with 3 columns: 項目名・計装設備, 可搬型計装設備, 適合性評価. Rows include 監視・保護・注力/炉内の大熱/炉内制御, 測定, 警報, 制御, etc.

* 項目名(注)は、監視・保護・注力(炉内の大熱/炉内制御)に該当する場合は、項目名を省略して記載する。
* (注)は、注力(炉内の大熱/炉内制御)に該当する場合は、項目名を省略して記載する。
* (注)は、注力(炉内の大熱/炉内制御)に該当する場合は、項目名を省略して記載する。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覽表 (常設)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覽表 (可動)

項目	第一号機		第二号機		第三号機		第四号機		第五号機		第六号機		第七号機		第八号機	
	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様
計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備	計装設備

項目	設備	仕様	適合性
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
	電圧検出装置	電圧検出装置	B
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
	電圧検出装置	電圧検出装置	B

項目	設備	仕様	適合性
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
	電圧検出装置	電圧検出装置	B
計装設備	電圧検出装置	電圧検出装置	B
	電圧検出装置	電圧検出装置	B

※ 備考1: 「A」は、設備が本表記載の仕様と異なる場合、その仕様を記載してください。
 ※ 備考2: 「B」は、設備が本表記載の仕様と異なる場合、その仕様を記載してください。また、設備の構造や材質についても記載してください。
 ※ 備考3: 「C」は、設備が本表記載の仕様と異なる場合、その仕様を記載してください。また、設備の構造や材質についても記載してください。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-35 から再掲

項目	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可動)

項目	設計	製造	設置	運用	保守	廃止
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

補 58-1-35 から再掲

項目	設計		製造		検査		設置		運用		保守		廃止	
	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準	内容	基準
設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計	設計
製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造	製造
検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査	検査
設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用	運用
保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	内容	適合性
設計	設計	設計
製造	製造	製造
検査	検査	検査
設置	設置	設置
運用	運用	運用
保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)

項目	内容	適合性
設計	設計	設計
製造	製造	製造
検査	検査	検査
設置	設置	設置
運用	運用	運用
保守	保守	保守
廃止	廃止	廃止

相違理由

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

補58-1-28 から再掲

項目	項目名	設計		製造		設置		運用		保守		廃止	
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
計装設備	計装設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の運用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の保守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計装設備の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)

項目	項目名	適合性	理由
計装設備	計装設備	○	計装設備の機能
	計装設備の機能	○	計装設備の機能
	計装設備の構造	○	計装設備の構造
	計装設備の設置	○	計装設備の設置
	計装設備の運用	○	計装設備の運用
	計装設備の保守	○	計装設備の保守
	計装設備の廃止	○	計装設備の廃止
	計装設備の機能	○	計装設備の機能
	計装設備の構造	○	計装設備の構造
	計装設備の設置	○	計装設備の設置

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(可動)

項目	項目名	適合性	理由
計装設備	計装設備	○	計装設備の機能
	計装設備の機能	○	計装設備の機能
	計装設備の構造	○	計装設備の構造
	計装設備の設置	○	計装設備の設置
	計装設備の運用	○	計装設備の運用
	計装設備の保守	○	計装設備の保守
	計装設備の廃止	○	計装設備の廃止
	計装設備の機能	○	計装設備の機能
	計装設備の構造	○	計装設備の構造
	計装設備の設置	○	計装設備の設置

- 1 - 計装設備の機能等に関する記載内容については、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 - 2 - 計装設備の機能等に関する記載内容については、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 - 3 - 計装設備の機能等に関する記載内容については、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																															
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>高圧機器基本規格(2017)適用状況</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(負荷に機能と影響する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の影響</td> <td>(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により機能に影響はない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td>試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 承認図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>承認設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認性)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第7項</td> <td>承認するAの設備</td> <td>無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 設置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(取扱いしない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災</td> <td>防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>水質・水質汚濁</td> <td>対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 承認図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	高圧機器基本規格(2017)適用状況	適合性	第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉棟内	B	震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B	負荷	(負荷に機能と影響する)	-	海水	海水を通さない	対応済	地震発生時の影響	(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)	-	電磁的妨害	(電磁波により機能に影響はない)	-	関連資料	図-1 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対応済	第3項	関連資料	-	-	第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-1 試験及び検査	-	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	Bb	関連資料	図-1 承認図	-	承認設計	その他	Aa	その他 (承認性)	対応済	対応済	関連資料	-	-	第5項	設置場所	操作不要	対応済	第6項	関連資料	-	-	第7項	承認するAの設備	無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-1 設置設定図	-	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	-	関連資料	-	-	第8項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災	防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内	Aa	水質・水質汚濁	対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない	Ca	関連資料	図-2 承認図、図-3 配線図	-	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目名</th> <th>高圧機器基本規格(2017)適用状況</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(負荷に機能と影響する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>地震発生時の影響</td> <td>(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により機能に影響はない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5項</td> <td>承認設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (承認性)</td> <td>対応済</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対応済</td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>承認するAの設備</td> <td>無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取扱い禁止</td> <td>(取扱いしない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災</td> <td>防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>水質・水質汚濁</td> <td>対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 承認図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	高圧機器基本規格(2017)適用状況	適合性	第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉棟内	B	震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B	負荷	(負荷に機能と影響する)	-	海水	海水を通さない	対応済	地震発生時の影響	(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)	-	電磁的妨害	(電磁波により機能に影響はない)	-	関連資料	図-1 配線図	-	第2項	操作性	操作不要	対応済	第3項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装制御設備	B	第4項	信頼性	本来の用途として使用・設置不要	Bb	第5項	承認設計	その他	Aa	その他 (承認性)	対応済	対応済	関連資料	-	-	第6項	設置場所	操作不要	対応済	第7項	承認するAの設備	無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの	A	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	-	関連資料	-	-	第8項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災	防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内	Aa	水質・水質汚濁	対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない	Ca	関連資料	図-2 承認図、図-3 配線図	-	<p>相違理由</p>
項目	項目名	高圧機器基本規格(2017)適用状況	適合性																																																																																																																																																															
第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																															
	震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																															
	負荷	(負荷に機能と影響する)	-																																																																																																																																																															
	海水	海水を通さない	対応済																																																																																																																																																															
	地震発生時の影響	(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)	-																																																																																																																																																															
	電磁的妨害	(電磁波により機能に影響はない)	-																																																																																																																																																															
	関連資料	図-1 配線図	-																																																																																																																																																															
	第2項	操作性	操作不要	対応済																																																																																																																																																														
	第3項	関連資料	-	-																																																																																																																																																														
	第4項	試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																														
関連資料		図-1 試験及び検査	-																																																																																																																																																															
信頼性		本来の用途として使用・設置不要	Bb																																																																																																																																																															
関連資料		図-1 承認図	-																																																																																																																																																															
承認設計		その他	Aa																																																																																																																																																															
その他 (承認性)		対応済	対応済																																																																																																																																																															
関連資料		-	-																																																																																																																																																															
第5項		設置場所	操作不要	対応済																																																																																																																																																														
第6項		関連資料	-	-																																																																																																																																																														
第7項		承認するAの設備	無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																														
	関連資料	図-1 設置設定図	-																																																																																																																																																															
	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	-																																																																																																																																																															
	関連資料	-	-																																																																																																																																																															
	第8項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災	防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内	Aa																																																																																																																																																														
		水質・水質汚濁	対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない	Ca																																																																																																																																																														
		関連資料	図-2 承認図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																														
		項目	項目名	高圧機器基本規格(2017)適用状況	適合性																																																																																																																																																													
	第1項	環境条件における健全性	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																														
		震度・震度・圧力・暴風の天候・放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																																																																																														
負荷		(負荷に機能と影響する)	-																																																																																																																																																															
海水		海水を通さない	対応済																																																																																																																																																															
地震発生時の影響		(周辺機器等から影響を受けず機能と安全が保たれている)	-																																																																																																																																																															
電磁的妨害		(電磁波により機能に影響はない)	-																																																																																																																																																															
関連資料		図-1 配線図	-																																																																																																																																																															
第2項		操作性	操作不要	対応済																																																																																																																																																														
第3項		試験・検査 (検査性、承認機構・外部入力)	計装制御設備	B																																																																																																																																																														
第4項		信頼性	本来の用途として使用・設置不要	Bb																																																																																																																																																														
第5項	承認設計	その他	Aa																																																																																																																																																															
	その他 (承認性)	対応済	対応済																																																																																																																																																															
	関連資料	-	-																																																																																																																																																															
	第6項	設置場所	操作不要	対応済																																																																																																																																																														
	第7項	承認するAの設備	無人装置等への対応と本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																																														
	取扱い禁止	(取扱いしない設備)	-																																																																																																																																																															
	関連資料	-	-																																																																																																																																																															
	第8項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、天災	防止設備(対象(対象対象設備あり)) - 屋内	Aa																																																																																																																																																														
		水質・水質汚濁	対応 (水質汚濁あり) - 異なった駆動装置は設置しない	Ca																																																																																																																																																														
		関連資料	図-2 承認図、図-3 配線図	-																																																																																																																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)	泊発電所3号炉 泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表 (可搬)	相違理由																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号条 計装設備</th> <th>適用規格等又は日本規格等</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号条</td> <td rowspan="10">構成要件に該当する</td> <td>構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等</td> <td>その他の構内内</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(暫定) 備付と見做す</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を違えない</td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(施設等からの影響等により備付と見做す)</td> </tr> <tr> <td>電圧の降伏</td> <td>(電圧降伏により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>第1-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号条</td> <td rowspan="2">関連資料</td> <td>操作手順</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号条</td> <td rowspan="2">試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験凡用検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号条</td> <td rowspan="2">留置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bk</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号条</td> <td rowspan="3">遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号条</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手前</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号条</td> <td rowspan="2">遮断装置の位置</td> <td>遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 設置位置関係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号条</td> <td rowspan="2">遮断の禁止</td> <td>(其用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号条</td> <td rowspan="3">遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予部一ト遮断</td> <td>対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図</td> </tr> </tbody> </table>	第3号条 計装設備		適用規格等又は日本規格等	規格化区分	第1号条	構成要件に該当する	構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等	その他の構内内	設備	(暫定) 備付と見做す	基本	基本を違えない	施設等からの影響	(施設等からの影響等により備付と見做す)	電圧の降伏	(電圧降伏により機能が損なわれない)	保護資料	第1-2 配線図	第2号条	関連資料	操作手順	見替等	—	—	第3号条	試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	第1-3 試験凡用検査	第4号条	留置之地	本来の用途として使用一切禁止	Bk	関連資料	第1-4 系統図	第5号条	遮断装置	その他	Aa	その他 (種別別)	見替等	関連資料	—	第6号条	設置場所	操作手前	見替等	関連資料	—	第7号条	遮断装置の位置	遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-5 設置位置関係	第8号条	遮断の禁止	(其用しない設備)	—	関連資料	—	第9号条	遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災	防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内	Aa	予部一ト遮断	対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設	関連資料	第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号条 計装設備</th> <th>適用規格等又は日本規格等</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号条</td> <td rowspan="10">構成要件に該当する</td> <td>構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等</td> <td>その他の構内内</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>(暫定) 備付と見做す</td> </tr> <tr> <td>基本</td> <td>基本を違えない</td> </tr> <tr> <td>施設等からの影響</td> <td>(施設等からの影響等により備付と見做す)</td> </tr> <tr> <td>電圧の降伏</td> <td>(電圧降伏により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>保護資料</td> <td>第1-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号条</td> <td rowspan="2">関連資料</td> <td>操作手順</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号条</td> <td rowspan="2">試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-3 試験凡用検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号条</td> <td rowspan="2">留置之地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bk</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号条</td> <td rowspan="3">遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号条</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作手前</td> <td>見替等</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号条</td> <td rowspan="2">遮断装置の位置</td> <td>遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 設置位置関係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号条</td> <td rowspan="2">遮断の禁止</td> <td>(其用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号条</td> <td rowspan="3">遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災</td> <td>防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予部一ト遮断</td> <td>対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図</td> </tr> </tbody> </table>	第3号条 計装設備		適用規格等又は日本規格等	規格化区分	第1号条	構成要件に該当する	構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等	その他の構内内	設備	(暫定) 備付と見做す	基本	基本を違えない	施設等からの影響	(施設等からの影響等により備付と見做す)	電圧の降伏	(電圧降伏により機能が損なわれない)	保護資料	第1-2 配線図	第2号条	関連資料	操作手順	見替等	—	—	第3号条	試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	J	関連資料	第1-3 試験凡用検査	第4号条	留置之地	本来の用途として使用一切禁止	Bk	関連資料	第1-4 系統図	第5号条	遮断装置	その他	Aa	その他 (種別別)	見替等	関連資料	—	第6号条	設置場所	操作手前	見替等	関連資料	—	第7号条	遮断装置の位置	遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第1-5 設置位置関係	第8号条	遮断の禁止	(其用しない設備)	—	関連資料	—	第9号条	遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災	防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内	Aa	予部一ト遮断	対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設	関連資料	第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図	<p>注1) A、B、Cは規格化区分の略称であり、BWR固有の設備や対応手段を示す。 注2) 注1)の規格化区分は、本表の注1)に示す通りである。BWR固有の設備や対応手段を示す。 注3) 注1)の規格化区分は、本表の注1)に示す通りである。BWR固有の設備や対応手段を示す。</p>
第3号条 計装設備		適用規格等又は日本規格等	規格化区分																																																																																																																																												
第1号条	構成要件に該当する	構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等	その他の構内内																																																																																																																																												
		設備	(暫定) 備付と見做す																																																																																																																																												
		基本	基本を違えない																																																																																																																																												
		施設等からの影響	(施設等からの影響等により備付と見做す)																																																																																																																																												
		電圧の降伏	(電圧降伏により機能が損なわれない)																																																																																																																																												
		保護資料	第1-2 配線図																																																																																																																																												
		第2号条	関連資料	操作手順	見替等																																																																																																																																										
				—	—																																																																																																																																										
		第3号条	試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																										
				関連資料	第1-3 試験凡用検査																																																																																																																																										
第4号条	留置之地	本来の用途として使用一切禁止	Bk																																																																																																																																												
		関連資料	第1-4 系統図																																																																																																																																												
第5号条	遮断装置	その他	Aa																																																																																																																																												
		その他 (種別別)	見替等																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第6号条	設置場所	操作手前	見替等																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第7号条	遮断装置の位置	遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																												
		関連資料	第1-5 設置位置関係																																																																																																																																												
第8号条	遮断の禁止	(其用しない設備)	—																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第9号条	遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災	防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内	Aa																																																																																																																																												
		予部一ト遮断	対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設																																																																																																																																												
		関連資料	第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図																																																																																																																																												
第3号条 計装設備		適用規格等又は日本規格等	規格化区分																																																																																																																																												
第1号条	構成要件に該当する	構成・構造・圧力・電圧の文脈・取組等	その他の構内内																																																																																																																																												
		設備	(暫定) 備付と見做す																																																																																																																																												
		基本	基本を違えない																																																																																																																																												
		施設等からの影響	(施設等からの影響等により備付と見做す)																																																																																																																																												
		電圧の降伏	(電圧降伏により機能が損なわれない)																																																																																																																																												
		保護資料	第1-2 配線図																																																																																																																																												
		第2号条	関連資料	操作手順	見替等																																																																																																																																										
				—	—																																																																																																																																										
		第3号条	試験・検査 (施設性、事故検出・外部入力)	計装制御設備	J																																																																																																																																										
				関連資料	第1-3 試験凡用検査																																																																																																																																										
第4号条	留置之地	本来の用途として使用一切禁止	Bk																																																																																																																																												
		関連資料	第1-4 系統図																																																																																																																																												
第5号条	遮断装置	その他	Aa																																																																																																																																												
		その他 (種別別)	見替等																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第6号条	設置場所	操作手前	見替等																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第7号条	遮断装置の位置	遮断装置第一の対相を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																																																												
		関連資料	第1-5 設置位置関係																																																																																																																																												
第8号条	遮断の禁止	(其用しない設備)	—																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第9号条	遮断要件、自然現象、人為事故、洪水、火災	防止設備一対象 (代替対策設備あり) 一屋内	Aa																																																																																																																																												
		予部一ト遮断	対象 (予部一ト並あり) 一異なと駆動装置は合設																																																																																																																																												
		関連資料	第1-7 駆動装置図、第1-8 配線図																																																																																																																																												

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)						
第4号表	計装設備	代名義機名簿(ポンプ組立機名)		型式		型式	型式			
		第1号表	環境条件における健全性	環境・気象・圧力・振動の予測・設計値	その他の屋内	—	C	—	—	
				高さ	(有熱)機能を実現する	—	—	—	—	
				海水	海水を遮水しない	対策済	—	—	—	
				施設幅からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	—	—	—	
				電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれる)	—	—	—	—	
				防護材料	防—3 配置済	—	—	—	—	
				操作性	操作不要	対策済	—	—	—	
				関連資料	—	—	—	—	—	
				第2号表	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入力)	計装機設計書	—	K	—	—
				関連資料		防—2 試験及び検査	—	—	—	—
		第3号表	信頼上性	本来の用途として取得・設置不要	—	防5	—	—		
		関連資料		防—4 承認済	—	—	—	—		
		第5号表	遮断装置	遮断設計	その他	—	Aa	—		
				その他(機密物)	対策済	—	—	—		
				関連資料	—	—	—	—		
第16号表	防護場所	操作不要	対策済	—	—	—				
		関連資料	—	—	—	—				
第17号表	専設SAの設置	専設SA等の設置を本来の目的として設置するもの	—	A	—	—				
		関連資料	防—9 設置設定書	—	—	—				
		遮断の禁止 (取用しない設備)	—	—	—	—				
第18号表	遮断装置	—	—	—	—	—				
第19号表		遮断装置	強制設備 (又は防止でも緩和でもない設備) →対象 (同一目的のSA設備あり)	—	B	—	—			
	モード転換		対象 (モード転換あり) →同一目的の設備あり	—	Ca	—				
第20号表	遮断装置	防—2 承認済	防—2 承認済	—	—	—				
		防—2 承認済	防—2 承認済	—	—	—				

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 70%;">記号</th> <th style="width: 20%;">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>構造・配置・圧力・駆動の系統・取組</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>海水を通水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(送出機器等から影響を受けたり機能喪失おそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線配線表</td> <td>(電線表)より機能が異なる(ない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本系の用途として常用・留置手続</td> <td>B, k</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計関係の系統構成</td> <td>A, d</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設定図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>取組の禁止</td> <td>(共有しない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td>運用手続, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災</td> <td>防止設備-対象 (代替対策施設あり) -屋外</td> <td>A, k</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象 (手続-)とあり) -兼た在運転時(1)設備</td> <td>C, a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-7 準備試験図, 図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	記号	相違理由	第1項	構造・配置・圧力・駆動の系統・取組	原子炉建屋原子炉室内	B	配管	(有線)機能を実現する	-	配管	海水を通水しない	対象外	施設間からの影響	(送出機器等から影響を受けたり機能喪失おそれがない)	-	電線配線表	(電線表)より機能が異なる(ない)	-	関連資料	図-3 配線図		第2項	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	図-6 試験及び検査		第4項	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	B, k	関連資料	図-4 系統図		第5項	系統設計	系統設計関係の系統構成	A, d	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	設置場所	操作手続	対象外	関連資料	-		第7項	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	関連資料	図-6 設置設定図		第8項	取組の禁止	(共有しない)設備	-	関連資料	-		第9項	運用手続, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災	防止設備-対象 (代替対策施設あり) -屋外	A, k	その他 (種別別)	対象 (手続-)とあり) -兼た在運転時(1)設備	C, a	関連資料	図-7 準備試験図, 図-2 配線図		
項目	記号	相違理由																																																																																					
第1項	構造・配置・圧力・駆動の系統・取組	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																				
	配管	(有線)機能を実現する	-																																																																																				
	配管	海水を通水しない	対象外																																																																																				
	施設間からの影響	(送出機器等から影響を受けたり機能喪失おそれがない)	-																																																																																				
	電線配線表	(電線表)より機能が異なる(ない)	-																																																																																				
	関連資料	図-3 配線図																																																																																					
	第2項	操作性	操作手続	対象外																																																																																			
		関連資料	-																																																																																				
	第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																			
		関連資料	図-6 試験及び検査																																																																																				
第4項	信頼性	本系の用途として常用・留置手続	B, k																																																																																				
	関連資料	図-4 系統図																																																																																					
第5項	系統設計	系統設計関係の系統構成	A, d																																																																																				
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第6項	設置場所	操作手続	対象外																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第7項	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																				
	関連資料	図-6 設置設定図																																																																																					
第8項	取組の禁止	(共有しない)設備	-																																																																																				
	関連資料	-																																																																																					
第9項	運用手続, 自然現象, 人為事象, 風水, 火災	防止設備-対象 (代替対策施設あり) -屋外	A, k																																																																																				
	その他 (種別別)	対象 (手続-)とあり) -兼た在運転時(1)設備	C, a																																																																																				
	関連資料	図-7 準備試験図, 図-2 配線図																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第0号 計装設備</th> <th style="text-align: center;">真円中心スプレッドポンプ組立圧力</th> <th style="text-align: center;">型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="text-align: center;">構造</td> <td>原子炉建屋原子炉格納</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要素</td> <td>(圧力に機能を実現する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機能</td> <td>水を過熱しない</td> <td style="text-align: center;">相違あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的障害</td> <td>(周辺機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-3 配管図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="text-align: center;">操作性</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">相違あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-3 試験及び検査</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td style="text-align: center;">信頼性</td> <td>本系の用途として使用一回停止</td> <td style="text-align: center;">B3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td style="text-align: center;">基礎設計</td> <td>制御部と同様の基礎構成</td> <td style="text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (異動機)</td> <td>相違あり</td> <td style="text-align: center;">相違あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td>操作不要</td> <td style="text-align: center;">相違あり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td style="text-align: center;">保守点検の容易</td> <td>設計基準対象施設の本組及び機器の設置等が十分</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-8 設置設定書</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取扱いの禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8号</td> <td style="text-align: center;">自然現象・自然現象・人為事象、漏れ、火災</td> <td>計装設備-対象 (計装制御設備あり) -格納</td> <td style="text-align: center;">A4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">モード転換</td> <td>対象 (モード転換あり) -異動機駆動機は非対象</td> <td style="text-align: center;">C4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>第1-2 制御設備図、第1-3 配管図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	第0号 計装設備		真円中心スプレッドポンプ組立圧力	型式記号	第1号	構造	原子炉建屋原子炉格納	B	要素	(圧力に機能を実現する)	-	機能	水を過熱しない	相違あり	電磁的障害	(周辺機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-	関連資料	第1-3 配管図	-	第2号	操作性	操作不要	相違あり	関連資料	-	-	第3号	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	B	関連資料	第1-3 試験及び検査	-	第4号	信頼性	本系の用途として使用一回停止	B3	関連資料	第1-4 系統図	-	第5号	基礎設計	制御部と同様の基礎構成	A4	その他 (異動機)	相違あり	相違あり	関連資料	-	-	第6号	設置場所	操作不要	相違あり	関連資料	-	-	第7号	保守点検の容易	設計基準対象施設の本組及び機器の設置等が十分	B	関連資料	第1-8 設置設定書	-	取扱いの禁止	(適用しない設備)	-	第8号	自然現象・自然現象・人為事象、漏れ、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) -格納	A4	モード転換	対象 (モード転換あり) -異動機駆動機は非対象	C4	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配管図	-		
第0号 計装設備		真円中心スプレッドポンプ組立圧力	型式記号																																																																														
第1号	構造	原子炉建屋原子炉格納	B																																																																														
	要素	(圧力に機能を実現する)	-																																																																														
	機能	水を過熱しない	相違あり																																																																														
	電磁的障害	(周辺機器等から電磁波により機能を失うおそれがない)	-																																																																														
	関連資料	第1-3 配管図	-																																																																														
第2号	操作性	操作不要	相違あり																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
第3号	試験・検査 (保安性、系統構成・負投入力)	計装制御設備	B																																																																														
	関連資料	第1-3 試験及び検査	-																																																																														
第4号	信頼性	本系の用途として使用一回停止	B3																																																																														
	関連資料	第1-4 系統図	-																																																																														
第5号	基礎設計	制御部と同様の基礎構成	A4																																																																														
	その他 (異動機)	相違あり	相違あり																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
第6号	設置場所	操作不要	相違あり																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
第7号	保守点検の容易	設計基準対象施設の本組及び機器の設置等が十分	B																																																																														
	関連資料	第1-8 設置設定書	-																																																																														
	取扱いの禁止	(適用しない設備)	-																																																																														
第8号	自然現象・自然現象・人為事象、漏れ、火災	計装設備-対象 (計装制御設備あり) -格納	A4																																																																														
	モード転換	対象 (モード転換あり) -異動機駆動機は非対象	C4																																																																														
	関連資料	第1-2 制御設備図、第1-3 配管図	-																																																																														

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="674 172 1220 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>機器からスタートイネポート項目以内</th> <th>型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号機</td> <td rowspan="5">機軸・機軸・圧力 計装設備</td> <td>機軸・機軸・圧力 計装設備</td> <td>機軸・機軸・圧力計装設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(負荷に機軸を要する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を感知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線の障害により機軸が損なわれるおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)</td> <td>計装設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>試験・検査</td> <td>本来の用途として使用・試験不能</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>系統図</td> <td>機軸計/系統の系統構成</td> <td>A d</td> </tr> <tr> <td>予知 (機軸計)</td> <td>機軸計</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>試験場所</td> <td>機軸</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号機</td> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象機軸計の系統及び機軸の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 装置設置関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統の停止</td> <td>(有用しない) 設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第8号機</td> <td rowspan="2">機軸</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機軸</td> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>A a</td> </tr> <tr> <td>機軸</td> <td>機軸</td> <td>C a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 系統図, 20-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目以内	型式化区分	第1号機	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力計装設備	B	負荷	(負荷に機軸を要する)	-	海水	海水を感知しない	対象外	施設内からの影響	(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線の障害により機軸が損なわれるおそれがない)	-	関連資料	20-2 配線図		第2号機	機軸	機軸	対象外	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)	計装設備	B	関連資料	20-1 試験及び検査		第4号機	試験・検査	本来の用途として使用・試験不能	対象	関連資料	20-4 系統図		第5号機	系統図	機軸計/系統の系統構成	A d	予知 (機軸計)	機軸計	対象外	関連資料	-		第6号機	試験場所	機軸	対象外	関連資料	-		第7号機	常設SAの設置	設計基準対象機軸計の系統及び機軸の容量等が十分	B	関連資料	20-4 装置設置関係		系統の停止	(有用しない) 設備	-	第8号機	機軸	機軸	機軸	A a	機軸	機軸	C a	機軸	機軸	機軸	A a	機軸	機軸	C a	関連資料	20-2 系統図, 20-3 配線図			
設備名・計装設備		機器からスタートイネポート項目以内	型式化区分																																																																																										
第1号機	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力 計装設備	機軸・機軸・圧力計装設備	B																																																																																									
		負荷	(負荷に機軸を要する)	-																																																																																									
		海水	海水を感知しない	対象外																																																																																									
		施設内からの影響	(機軸の機軸等からの影響により機軸を失うおそれがない)	-																																																																																									
		電線の障害	(電線の障害により機軸が損なわれるおそれがない)	-																																																																																									
	関連資料	20-2 配線図																																																																																											
	第2号機	機軸	機軸	対象外																																																																																									
		関連資料	-																																																																																										
	第3号機	試験・検査 (機軸計、系統構成・外部入力)	計装設備	B																																																																																									
		関連資料	20-1 試験及び検査																																																																																										
第4号機	試験・検査	本来の用途として使用・試験不能	対象																																																																																										
	関連資料	20-4 系統図																																																																																											
第5号機	系統図	機軸計/系統の系統構成	A d																																																																																										
	予知 (機軸計)	機軸計	対象外																																																																																										
	関連資料	-																																																																																											
第6号機	試験場所	機軸	対象外																																																																																										
	関連資料	-																																																																																											
第7号機	常設SAの設置	設計基準対象機軸計の系統及び機軸の容量等が十分	B																																																																																										
	関連資料	20-4 装置設置関係																																																																																											
	系統の停止	(有用しない) 設備	-																																																																																										
第8号機	機軸	機軸	機軸	A a																																																																																									
		機軸	機軸	C a																																																																																									
	機軸	機軸	機軸	A a																																																																																									
		機軸	機軸	C a																																																																																									
関連資料	20-2 系統図, 20-3 配線図																																																																																												

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3号機 - 計装設備</th> <th>機器機組およびポンプ組の圧力</th> <th>相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号機</td> <td>環境条件における異常 (温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線)</td> <td>炉子中体層炉子中体内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(有償に機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮断しない*</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>地震揺動からの影響</td> <td>(周辺機組等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧降下により機能が損なわれる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、点検機械・点検人力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置土地</td> <td>本来の用途として使用一切禁止</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号機</td> <td>事故防止 (事故防止)</td> <td>事故防止回路の事故防止</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (放射線)</td> <td>放射線</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>相違あり</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1号機</td> <td>常設 SA の設置</td> <td>設計基準に準拠した事故及び機組の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 設置設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災</td> <td>防止設備 - 対象 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>事故防止 (事故防止)</td> <td>事故 (事故-) あり - 安全な駆動時には急停止</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3号機 - 計装設備		機器機組およびポンプ組の圧力	相違状況	第1号機	環境条件における異常 (温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線)	炉子中体層炉子中体内	B	設置	(有償に機能を喪失する)	-	海水	海水を遮断しない*	相違あり	地震揺動からの影響	(周辺機組等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれる)	-	関連資料	図-3 配線図		第2号機	操作性	操作不要	相違あり	関連資料	-		第3号機	試験・検査 (検査性、点検機械・点検人力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5号機	事故防止 (事故防止)	事故防止回路の事故防止	Aa	その他 (放射線)	放射線	相違あり	第6号機	設置場所	操作不要	相違あり	関連資料	-		第1号機	常設 SA の設置	設計基準に準拠した事故及び機組の設置等が十分	B	関連資料	図-4 設置設定機		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第2号機	関連資料	-		環境条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	防止設備 - 対象 (代替対策設備あり) - 屋内	A*	第3号機	事故防止 (事故防止)	事故 (事故-) あり - 安全な駆動時には急停止	C*	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図			
第3号機 - 計装設備		機器機組およびポンプ組の圧力	相違状況																																																																																		
第1号機	環境条件における異常 (温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線)	炉子中体層炉子中体内	B																																																																																		
	設置	(有償に機能を喪失する)	-																																																																																		
	海水	海水を遮断しない*	相違あり																																																																																		
	地震揺動からの影響	(周辺機組等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																		
	電圧の降下	(電圧降下により機能が損なわれる)	-																																																																																		
	関連資料	図-3 配線図																																																																																			
第2号機	操作性	操作不要	相違あり																																																																																		
	関連資料	-																																																																																			
第3号機	試験・検査 (検査性、点検機械・点検人力)	計装制御設備	K																																																																																		
	関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																			
第4号機	設置土地	本来の用途として使用一切禁止	Bb																																																																																		
	関連資料	図-4 系統図																																																																																			
第5号機	事故防止 (事故防止)	事故防止回路の事故防止	Aa																																																																																		
	その他 (放射線)	放射線	相違あり																																																																																		
第6号機	設置場所	操作不要	相違あり																																																																																		
	関連資料	-																																																																																			
第1号機	常設 SA の設置	設計基準に準拠した事故及び機組の設置等が十分	B																																																																																		
	関連資料	図-4 設置設定機																																																																																			
	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																		
第2号機	関連資料	-																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事故、漏洩、火災	防止設備 - 対象 (代替対策設備あり) - 屋内	A*																																																																																		
第3号機	事故防止 (事故防止)	事故 (事故-) あり - 安全な駆動時には急停止	C*																																																																																		
	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図																																																																																			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>項目内容</th> <th>適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>第1項 第1項 環境条件 (風速・風向・圧力、地震の方向/振幅)</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 荷重</td> <td>(有動)積載を考慮する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 漏水</td> <td>漏水を考慮しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 地震動からの影響</td> <td>(固有周期等から懸念等により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 設置材料</td> <td>第1-2 配管同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)</td> <td>非開閉試験設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 閉鎖材料</td> <td>第1-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>第2項 第2項 閉鎖材料</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 閉鎖材料</td> <td>第1-4 系統同</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 遮断</td> <td>その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 遮断 (駆動性)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 遮断材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 設計上の考慮</td> <td>他人等誤作動の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 閉鎖材料</td> <td>第1-6 設置指定場所</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 遮断の禁止</td> <td>(取組しない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項 第3項 第3項</td> <td>第3項 第3項 閉鎖材料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第3項 第3項 環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備(対象(代替対策試験あり))一層内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>第3項 第3項 干渉(干渉)防止</td> <td>対象(干渉)とある) - 異なる駆動装置は油圧油</td> <td>C*</td> </tr> <tr> <td>第3項 第3項 閉鎖材料</td> <td>第1-2 駆動試験同、第1-3 配管同</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	項目内容	適合状況	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 環境条件 (風速・風向・圧力、地震の方向/振幅)	原子炉建屋原子炉室内	B	第1項 第1項 荷重	(有動)積載を考慮する	-	第1項 第1項 漏水	漏水を考慮しない	対象外	第1項 第1項 地震動からの影響	(固有周期等から懸念等により機能を失うおそれがない)	-	第1項 第1項 電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	第1項 第1項 設置材料	第1-2 配管同	-	第1項 第1項 操作性	操作不要	対象外	第1項 第1項 閉鎖材料	-	-	第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	非開閉試験設備	K	第1項 第1項 閉鎖材料	第1-2 試験及び検査	-	第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項	第2項 第2項 閉鎖材料	本来の用途として使用一切不要	Bb	第2項 第2項 閉鎖材料	第1-4 系統同	-	第2項 第2項 遮断	その他	A*	第2項 第2項 遮断 (駆動性)	対象外	対象外	第2項 第2項 遮断材料	-	-	第2項 第2項 設置場所	操作不要	対象外	第2項 第2項 閉鎖材料	-	-	第2項 第2項 設計上の考慮	他人等誤作動の対応を本来の目的として設置するもの	A	第2項 第2項 閉鎖材料	第1-6 設置指定場所	-	第2項 第2項 遮断の禁止	(取組しない)設備	-	第3項 第3項 第3項	第3項 第3項 閉鎖材料	-	-	第3項 第3項 環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備(対象(代替対策試験あり))一層内	A*	第3項 第3項 干渉(干渉)防止	対象(干渉)とある) - 異なる駆動装置は油圧油	C*	第3項 第3項 閉鎖材料	第1-2 駆動試験同、第1-3 配管同	-		
項目名	項目内容	適合状況																																																																															
第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	第1項 第1項 環境条件 (風速・風向・圧力、地震の方向/振幅)	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																														
	第1項 第1項 荷重	(有動)積載を考慮する	-																																																																														
	第1項 第1項 漏水	漏水を考慮しない	対象外																																																																														
	第1項 第1項 地震動からの影響	(固有周期等から懸念等により機能を失うおそれがない)	-																																																																														
	第1項 第1項 電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-																																																																														
	第1項 第1項 設置材料	第1-2 配管同	-																																																																														
	第1項 第1項 操作性	操作不要	対象外																																																																														
	第1項 第1項 閉鎖材料	-	-																																																																														
	第1項 第1項 試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	非開閉試験設備	K																																																																														
	第1項 第1項 閉鎖材料	第1-2 試験及び検査	-																																																																														
第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項	第2項 第2項 閉鎖材料	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																														
	第2項 第2項 閉鎖材料	第1-4 系統同	-																																																																														
	第2項 第2項 遮断	その他	A*																																																																														
	第2項 第2項 遮断 (駆動性)	対象外	対象外																																																																														
	第2項 第2項 遮断材料	-	-																																																																														
	第2項 第2項 設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	第2項 第2項 閉鎖材料	-	-																																																																														
	第2項 第2項 設計上の考慮	他人等誤作動の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																														
	第2項 第2項 閉鎖材料	第1-6 設置指定場所	-																																																																														
	第2項 第2項 遮断の禁止	(取組しない)設備	-																																																																														
第3項 第3項 第3項	第3項 第3項 閉鎖材料	-	-																																																																														
	第3項 第3項 環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備(対象(代替対策試験あり))一層内	A*																																																																														
	第3項 第3項 干渉(干渉)防止	対象(干渉)とある) - 異なる駆動装置は油圧油	C*																																																																														
第3項 第3項 閉鎖材料	第1-2 駆動試験同、第1-3 配管同	-																																																																															

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3項 計装設備</th> <th>原子炉建屋内外各部位</th> <th>相違点 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)</td> <td>原子炉建屋炉心内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>負荷</td> <td>(有期)機能と発揮する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>過渡 に お け る 機 能</td> <td>機能を達成しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>機器類からの影響</td> <td>(同じ機器類からの影響量により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 特性</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td>設置上の 関連資料</td> <td>本案の用途として適合・適合不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>20-4 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td>遮断 要 求 の 機 能 の 実 現</td> <td>その他 (遮断機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>遮断 機 能 の 実 現</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6項</td> <td>設置場所 の 選 定</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置する の 意 図</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>20-6 設置認定書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実用 の 禁 止</td> <td>(実用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、腐食、火災</td> <td>緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>予部→予部 の 機 能 の 実 現</td> <td>対象 (予部→予部あり) → 異なる機能又は再発防止</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3項 計装設備		原子炉建屋内外各部位	相違点 区分	第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	原子炉建屋炉心内	B	負荷	(有期)機能と発揮する	—	過渡 に お け る 機 能	機能を達成しない	対象外	機器類からの影響	(同じ機器類からの影響量により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害 特性	(電磁波により機能が損なわれること)	—	関連資料	20-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)	計装制御設備	K	関連資料	20-2 試験及び検査		第4項	設置上の 関連資料	本案の用途として適合・適合不要	Bb	20-4 系統図			第5項	遮断 要 求 の 機 能 の 実 現	その他 (遮断機)	対象外	遮断 機 能 の 実 現	—		関連資料	—		第6項	設置場所 の 選 定	操作不要	対象外	関連資料	—		設置する の 意 図	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	第7項	関連資料	20-6 設置認定書類		実用 の 禁 止	(実用しない設備)	—	関連資料	—		第8項	環境条件、自然現象、人為事 業、腐食、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)	B	予部→予部 の 機 能 の 実 現	対象 (予部→予部あり) → 異なる機能又は再発防止	Ca	関連資料	20-2 配置図		20-2 配置図				
第3項 計装設備		原子炉建屋内外各部位	相違点 区分																																																																																							
第1項	環境条件 (温度・湿度・圧力・電界の大きさ・放射線)	原子炉建屋炉心内	B																																																																																							
	負荷	(有期)機能と発揮する	—																																																																																							
	過渡 に お け る 機 能	機能を達成しない	対象外																																																																																							
	機器類からの影響	(同じ機器類からの影響量により機能を失うおそれがない)	—																																																																																							
	電磁的障害 特性	(電磁波により機能が損なわれること)	—																																																																																							
関連資料	20-2 配置図																																																																																									
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																							
	関連資料	—																																																																																								
	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・再発防止)	計装制御設備	K																																																																																						
		関連資料	20-2 試験及び検査																																																																																							
	第4項	設置上の 関連資料	本案の用途として適合・適合不要	Bb																																																																																						
20-4 系統図																																																																																										
第5項	遮断 要 求 の 機 能 の 実 現	その他 (遮断機)	対象外																																																																																							
	遮断 機 能 の 実 現	—																																																																																								
	関連資料	—																																																																																								
第6項	設置場所 の 選 定	操作不要	対象外																																																																																							
	関連資料	—																																																																																								
	設置する の 意 図	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																							
第7項	関連資料	20-6 設置認定書類																																																																																								
	実用 の 禁 止	(実用しない設備)	—																																																																																							
	関連資料	—																																																																																								
第8項	環境条件、自然現象、人為事 業、腐食、火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でない設備) → 対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																							
	予部→予部 の 機 能 の 実 現	対象 (予部→予部あり) → 異なる機能又は再発防止	Ca																																																																																							
	関連資料	20-2 配置図																																																																																								
	20-2 配置図																																																																																									

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名・計装設備</th> <th>静的無模式本装置総合装置動作監視装置</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1項</td> <td>環境・機械・圧力・電界の火災・漏洩</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>(有線)に機能を実現する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>基本を適合しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)</td> <td>計装検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4項</td> <td>取替方法</td> <td>本来の用途として使用・留置可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5項</td> <td>想定事故</td> <td>その他</td> <td>Na</td> </tr> <tr> <td>その他 (相動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7項</td> <td>施設SAの位置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 管理設定情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示の禁止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災</td> <td>該当設備 (Gは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>干渉 (干渉) 系故障</td> <td>対象 (干渉) 系あり) 一異なる駆動源への冷却器</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-7 制御系統図、図-2 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備		静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分	第1項	環境・機械・圧力・電界の火災・漏洩	原子炉建屋原子炉棟内	B	用途	(有線)に機能を実現する	—	構造	基本を適合しない	対象外	施設間からの影響	(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-2 配線図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第2項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	取替方法	本来の用途として使用・留置可能	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	想定事故	その他	Na	その他 (相動物)	対象外	対象外	関連資料	—		第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第7項	施設SAの位置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 管理設定情報		表示の禁止	(表示しない設備)	—	第8項	関連資料	—		環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災	該当設備 (Gは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B	干渉 (干渉) 系故障	対象 (干渉) 系あり) 一異なる駆動源への冷却器	Ca	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配線図			
設備名・計装設備		静的無模式本装置総合装置動作監視装置	相違化区分																																																																																			
第1項	環境・機械・圧力・電界の火災・漏洩	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																			
	用途	(有線)に機能を実現する	—																																																																																			
	構造	基本を適合しない	対象外																																																																																			
	施設間からの影響	(固有機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																			
	関連資料	図-2 配線図																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
	第2項	試験・検査 (検査性、事前検出・内装人力)	計装検査設備	K																																																																																		
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																			
第4項	取替方法	本来の用途として使用・留置可能	Bb																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図																																																																																				
第5項	想定事故	その他	Na																																																																																			
	その他 (相動物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	—																																																																																				
第7項	施設SAの位置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																			
	関連資料	図-6 管理設定情報																																																																																				
	表示の禁止	(表示しない設備)	—																																																																																			
第8項	関連資料	—																																																																																				
	環境条件、自然現象、人為事象、腐食、火災	該当設備 (Gは禁止でも緩和できない設備) 一対象 (同一目的のSA設備あり)	B																																																																																			
	干渉 (干渉) 系故障	対象 (干渉) 系あり) 一異なる駆動源への冷却器	Ca																																																																																			
	関連資料	図-7 制御系統図、図-2 配線図																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">箇所名: 計装設備</th> <th style="width: 70%;">核種管理内外部監視設備</th> <th style="width: 20%;">型式化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1編 第1号</td> <td>監視・警報・圧力・放射線</td> <td>炉子制御室炉子制御室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>監視</td> <td>(有線に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>保安を確保しない</td> <td>保安外</td> </tr> <tr> <td>電源供給への影響</td> <td>(炉子制御室等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線の障害</td> <td>(電線断線により機能を損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作機</td> <td>中央制御室操作機</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>始動条件</td> <td>本来の用途として使用しない状態</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>遮断設計</td> <td>遮断設計/同様の遮断機</td> <td>A、d</td> </tr> <tr> <td>遮断機 (機軸物)</td> <td>保安外</td> <td>保安外</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>計装備内</td> <td>中央制御室操作機</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>関連資料</td> <td>図-3 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第11号</td> <td>事故SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の前及び機軸の容量等の十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 容量設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第13号</td> <td>事故、環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>事故</td> <td>対象 (事故一) 及び (事故二) 異なる事故機軸又は機軸</td> <td>C、d</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 事故機軸図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		箇所名: 計装設備	核種管理内外部監視設備	型式化区分	第1編 第1号	監視・警報・圧力・放射線	炉子制御室炉子制御室内	B	監視	(有線に機能を実現する)	-	保安	保安を確保しない	保安外	電源供給への影響	(炉子制御室等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-	電線の障害	(電線断線により機能を損なわれない)	-	関連資料	図-3 配線図		第2号	操作機	中央制御室操作機	A	第3号	関連資料	図-3 配線図		第4号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第5号	始動条件	本来の用途として使用しない状態	Bb	第6号	関連資料	図-4 系統図		第7号	遮断設計	遮断設計/同様の遮断機	A、d	遮断機 (機軸物)	保安外	保安外	第8号	関連資料	-		第9号	計装備内	中央制御室操作機	B	第10号	関連資料	図-3 配線図		第11号	事故SAの容量	設計基準対象施設の前及び機軸の容量等の十分	H	関連資料	図-6 容量設定機		共用の禁止	(共用しない設備)	-	第12号	関連資料	-		第13号	事故、環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B	事故	対象 (事故一) 及び (事故二) 異なる事故機軸又は機軸	C、d	関連資料	図-2 事故機軸図、図-3 配線図		
箇所名: 計装設備	核種管理内外部監視設備	型式化区分																																																																																									
第1編 第1号	監視・警報・圧力・放射線	炉子制御室炉子制御室内	B																																																																																								
	監視	(有線に機能を実現する)	-																																																																																								
	保安	保安を確保しない	保安外																																																																																								
	電源供給への影響	(炉子制御室等から悪影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																								
	電線の障害	(電線断線により機能を損なわれない)	-																																																																																								
	関連資料	図-3 配線図																																																																																									
	第2号	操作機	中央制御室操作機	A																																																																																							
	第3号	関連資料	図-3 配線図																																																																																								
	第4号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																							
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																								
第5号	始動条件	本来の用途として使用しない状態	Bb																																																																																								
第6号	関連資料	図-4 系統図																																																																																									
第7号	遮断設計	遮断設計/同様の遮断機	A、d																																																																																								
	遮断機 (機軸物)	保安外	保安外																																																																																								
第8号	関連資料	-																																																																																									
第9号	計装備内	中央制御室操作機	B																																																																																								
第10号	関連資料	図-3 配線図																																																																																									
第11号	事故SAの容量	設計基準対象施設の前及び機軸の容量等の十分	H																																																																																								
	関連資料	図-6 容量設定機																																																																																									
	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																								
第12号	関連資料	-																																																																																									
第13号	事故、環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	核防護 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対象 (同一目的の設備あり)	B																																																																																								
	事故	対象 (事故一) 及び (事故二) 異なる事故機軸又は機軸	C、d																																																																																								
	関連資料	図-2 事故機軸図、図-3 配線図																																																																																									

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="674 172 1220 794"> <thead> <tr> <th>設備名・計装設備</th> <th>使用燃料/炉内/炉外 (ヒートサーキス)</th> <th>相違化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件に起因する</td> <td>炉子炉壁原子炉内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>音速</td> <td>{音速に依存する}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を感測しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>計装箇所の影響</td> <td>{計装箇所からの影響により機能喪失が認められない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧的障害</td> <td>{電圧値により機能喪失が認められない}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-2 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、革様検査、再進入力)</td> <td>計装箇所設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として設置・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-4 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>影響 (その他 (稼働時))</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-3 設置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設5人作業</td> <td>基本構造等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-6 常設設定資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示の禁止</td> <td>{表示しない設備}</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7号炉</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>計装設備一式 (代替計装設備あり) 一組内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備-1系設備</td> <td>対象 (予備-1系あり) 一組となる稼働停止設備</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第-2 設置図、第-1 設置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備名・計装設備	使用燃料/炉内/炉外 (ヒートサーキス)	相違化区分	第1号炉			環境条件に起因する	炉子炉壁原子炉内	B	音速	{音速に依存する}	-	漏水	漏水を感測しない	対象外	計装箇所の影響	{計装箇所からの影響により機能喪失が認められない}	-	電圧的障害	{電圧値により機能喪失が認められない}	-	関連資料	第-2 設置図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第2号炉			試験・検査 (検査性、革様検査、再進入力)	計装箇所設備	K	関連資料	第-2 試験及び検査		第3号炉			設置条件	本来の用途として設置・設置不要	Bb	関連資料	第-4 設置図		第4号炉			影響 (その他 (稼働時))	対象外	対象外	関連資料	-		第5号炉			設置場所	操作不要	対象外	関連資料	第-3 設置図		第6号炉			常設5人作業	基本構造等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	第-6 常設設定資料		表示の禁止	{表示しない設備}	-	関連資料	-		第7号炉			環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	計装設備一式 (代替計装設備あり) 一組内	Aa	予備-1系設備	対象 (予備-1系あり) 一組となる稼働停止設備	Ca	関連資料	第-2 設置図、第-1 設置図			
設備名・計装設備	使用燃料/炉内/炉外 (ヒートサーキス)	相違化区分																																																																																														
第1号炉																																																																																																
環境条件に起因する	炉子炉壁原子炉内	B																																																																																														
音速	{音速に依存する}	-																																																																																														
漏水	漏水を感測しない	対象外																																																																																														
計装箇所の影響	{計装箇所からの影響により機能喪失が認められない}	-																																																																																														
電圧的障害	{電圧値により機能喪失が認められない}	-																																																																																														
関連資料	第-2 設置図																																																																																															
操作性	操作不要	対象外																																																																																														
関連資料	-																																																																																															
第2号炉																																																																																																
試験・検査 (検査性、革様検査、再進入力)	計装箇所設備	K																																																																																														
関連資料	第-2 試験及び検査																																																																																															
第3号炉																																																																																																
設置条件	本来の用途として設置・設置不要	Bb																																																																																														
関連資料	第-4 設置図																																																																																															
第4号炉																																																																																																
影響 (その他 (稼働時))	対象外	対象外																																																																																														
関連資料	-																																																																																															
第5号炉																																																																																																
設置場所	操作不要	対象外																																																																																														
関連資料	第-3 設置図																																																																																															
第6号炉																																																																																																
常設5人作業	基本構造等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																														
関連資料	第-6 常設設定資料																																																																																															
表示の禁止	{表示しない設備}	-																																																																																														
関連資料	-																																																																																															
第7号炉																																																																																																
環境条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	計装設備一式 (代替計装設備あり) 一組内	Aa																																																																																														
予備-1系設備	対象 (予備-1系あり) 一組となる稼働停止設備	Ca																																																																																														
関連資料	第-2 設置図、第-1 設置図																																																																																															

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名 / 計装設備</th> <th>使用対象物/システム名称/設置 (ポイント/形式)</th> <th>設置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>環境・高度・圧力・電界の対策/放射線</td> <td>原子炉建屋原子炉棟内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>高集</td> <td>(取込に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取水</td> <td>取水と連動しない*</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>電圧降下への影響</td> <td>(降圧機等からの影響により機能を生じない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧調整</td> <td>(電圧機により機能が生じない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>30-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>操作盤</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>30-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td>空野点検</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>30-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号機</td> <td>系統設計</td> <td>系統設計図書の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (感測物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号機</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第7号機</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第8号機</td> <td>閉鎖装置</td> <td>30-4 系統設定機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第9号機</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災</td> <td>禁止設備-対象 (代替対策設備あり) → 壁内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第10号機</td> <td>予備電源系統</td> <td>対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は設置</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>30-2 系統図参照、30-2 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名 / 計装設備		使用対象物/システム名称/設置 (ポイント/形式)	設置状況	第1号機	環境・高度・圧力・電界の対策/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B	高集	(取込に機能を実現する)	-	取水	取水と連動しない*	対象外	電圧降下への影響	(降圧機等からの影響により機能を生じない)	-	電圧調整	(電圧機により機能が生じない)	-	閉鎖装置	30-2 配線図		第2号機	操作盤	操作不要	対象外	閉鎖装置	-		第3号機	試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K	閉鎖装置	30-2 試験及び検査		第4号機	空野点検	本来の用途として使用一切不要	Bb	閉鎖装置	30-4 系統図		第5号機	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa	その他 (感測物)	対象外	対象外	第6号機	閉鎖装置	-		閉鎖装置	操作不要	対象外	第7号機	閉鎖装置	-		常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B	第8号機	閉鎖装置	30-4 系統設定機		点検の禁止	(適用しない設備)	-	第9号機	閉鎖装置	-		環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災	禁止設備-対象 (代替対策設備あり) → 壁内	Aa	第10号機	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は設置	Ca	閉鎖装置	30-2 系統図参照、30-2 配線図			
項目名 / 計装設備		使用対象物/システム名称/設置 (ポイント/形式)	設置状況																																																																																						
第1号機	環境・高度・圧力・電界の対策/放射線	原子炉建屋原子炉棟内	B																																																																																						
	高集	(取込に機能を実現する)	-																																																																																						
	取水	取水と連動しない*	対象外																																																																																						
	電圧降下への影響	(降圧機等からの影響により機能を生じない)	-																																																																																						
	電圧調整	(電圧機により機能が生じない)	-																																																																																						
	閉鎖装置	30-2 配線図																																																																																							
第2号機	操作盤	操作不要	対象外																																																																																						
	閉鎖装置	-																																																																																							
第3号機	試験・検査 (緊急性、系統構成・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																						
	閉鎖装置	30-2 試験及び検査																																																																																							
第4号機	空野点検	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																																						
	閉鎖装置	30-4 系統図																																																																																							
第5号機	系統設計	系統設計図書の系統構成	Aa																																																																																						
	その他 (感測物)	対象外	対象外																																																																																						
第6号機	閉鎖装置	-																																																																																							
	閉鎖装置	操作不要	対象外																																																																																						
第7号機	閉鎖装置	-																																																																																							
	常設SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等が十分	B																																																																																						
第8号機	閉鎖装置	30-4 系統設定機																																																																																							
	点検の禁止	(適用しない設備)	-																																																																																						
第9号機	閉鎖装置	-																																																																																							
	環境条件、自然現象、人為的現象、嵐波、火災	禁止設備-対象 (代替対策設備あり) → 壁内	Aa																																																																																						
第10号機	予備電源系統	対象 (予備電源あり) → 異状監視装置は設置	Ca																																																																																						
	閉鎖装置	30-2 系統図参照、30-2 配線図																																																																																							

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">設備仕様(メーカー)と設置環境(設置場所)</th> <th style="width: 30%;">相違状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号機</td> <td>環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>炉子と建屋炉子の中</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>設置条件</td> <td>(設置)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮るしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺機器からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が低下しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 設置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号機</td> <td>試験・検査 (検査性、点検状況・点検人力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>- K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号機</td> <td>設置工程</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号機</td> <td>地震設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (設置物)</td> <td>設置内</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号機</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号機</td> <td>取扱いの留意</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-6 設置設定図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号機</td> <td>取扱いの禁止</td> <td>(取扱いしない)設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号機</td> <td>設置環境 (環境条件、自然現象、人為事象、騒音、火災)</td> <td>計装設備一式 (計装対象機器あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備・予知</td> <td>対象 (予備・予知あり) 一層内の監視装置は監視機</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 設置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			項目	設備仕様(メーカー)と設置環境(設置場所)	相違状況	第1号機	環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子と建屋炉子の中	無	設置条件	(設置)機能を実現する	-	雨水	雨水を遮るしない	対象外	周辺機器からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-	関連資料	図-3 設置図	-	第2号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3号機	試験・検査 (検査性、点検状況・点検人力)	計測制御設備	- K	関連資料	図-3 試験及び検査	-	第4号機	設置工程	本来の用途として使用一切不要	Bb	関連資料	図-4 系統図	-	第5号機	地震設計	その他	Aa	その他 (設置物)	設置内	対象外	関連資料	-	-	第6号機	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第7号機	取扱いの留意	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	図-6 設置設定図	-	第8号機	取扱いの禁止	(取扱いしない)設備	-	関連資料	-	-	第9号機	設置環境 (環境条件、自然現象、人為事象、騒音、火災)	計装設備一式 (計装対象機器あり) 一層内	Aa	予備・予知	対象 (予備・予知あり) 一層内の監視装置は監視機	Ca	関連資料	図-2 系統図、図-3 設置図	-		
項目	設備仕様(メーカー)と設置環境(設置場所)	相違状況																																																																																							
第1号機	環境・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	炉子と建屋炉子の中	無																																																																																						
	設置条件	(設置)機能を実現する	-																																																																																						
	雨水	雨水を遮るしない	対象外																																																																																						
	周辺機器からの影響	(周辺機器等からの影響により機能を失うおそれない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が低下しない)	-																																																																																						
	関連資料	図-3 設置図	-																																																																																						
第2号機	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第3号機	試験・検査 (検査性、点検状況・点検人力)	計測制御設備	- K																																																																																						
	関連資料	図-3 試験及び検査	-																																																																																						
第4号機	設置工程	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																																						
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																						
第5号機	地震設計	その他	Aa																																																																																						
	その他 (設置物)	設置内	対象外																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第6号機	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第7号機	取扱いの留意	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	図-6 設置設定図	-																																																																																						
第8号機	取扱いの禁止	(取扱いしない)設備	-																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第9号機	設置環境 (環境条件、自然現象、人為事象、騒音、火災)	計装設備一式 (計装対象機器あり) 一層内	Aa																																																																																						
	予備・予知	対象 (予備・予知あり) 一層内の監視装置は監視機	Ca																																																																																						
	関連資料	図-2 系統図、図-3 設置図	-																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">設備名: 計装設備</th> <th style="text-align: left;">使用済燃料プールの監視メカ</th> <th style="text-align: center;">相違区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1組</td> <td>構造・電気・圧力 / プールの監視 / 異常検</td> <td>原子炉内監視装置内</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(BWRに機能と同等する)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>両方共通なし</td> <td style="text-align: center;">同等性</td> </tr> <tr> <td>監視装置への影響</td> <td>(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれあり)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>(電圧降下により機能が低下するおそれあり)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>00-3 監視図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2組</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td style="text-align: center;">同等性</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>試験・検査 (稼働性、系統構成・内漏入内)</td> <td>計装制御設備</td> <td style="text-align: center;">K</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>00-5 試験及び検査</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号機</td> <td>知覚支持</td> <td>本組の閉鎖として使用一切禁止</td> <td style="text-align: center;">B1</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>00-4 系統図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号機</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (機器類)</td> <td>同等性</td> <td style="text-align: center;">同等性</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号機</td> <td>計装場所</td> <td>操作手続</td> <td style="text-align: center;">同等性</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号機</td> <td>設計上の考慮</td> <td>重大事故等への対処を本組の目的として設置するもの</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>00-6 停機設定機</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号機</td> <td>使用の禁止</td> <td>(使用しない設備)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号機</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、論争、火災</td> <td>防止設備-対象 (汽質対策設備あり) - 炉内</td> <td style="text-align: center;">A+</td> </tr> <tr> <td>予備ト送故障</td> <td>同機 (予備ト送あり) - 補充圧縮機又は圧縮機</td> <td style="text-align: center;">C+</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>00-2 監視図詳細、00-3 監視図</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>				設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視メカ	相違区分	第4号機	第1組	構造・電気・圧力 / プールの監視 / 異常検	原子炉内監視装置内	B	異常	(BWRに機能と同等する)	-	保安	両方共通なし	同等性	監視装置への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれあり)	-	電圧降下	(電圧降下により機能が低下するおそれあり)	-	閉鎖資料	00-3 監視図	-	閉鎖資料	-	-	第2組	操作性	操作手続	同等性	閉鎖資料	-	-	第3号機	試験・検査 (稼働性、系統構成・内漏入内)	計装制御設備	K	閉鎖資料	00-5 試験及び検査	-	第4号機	知覚支持	本組の閉鎖として使用一切禁止	B1	閉鎖資料	00-4 系統図	-	第5号機	その他	その他	A+	その他 (機器類)	同等性	同等性	閉鎖資料	-	-	第6号機	計装場所	操作手続	同等性	閉鎖資料	-	-	第1号機	設計上の考慮	重大事故等への対処を本組の目的として設置するもの	A	閉鎖資料	00-6 停機設定機	-	第2号機	使用の禁止	(使用しない設備)	-	閉鎖資料	-	-	第3号機	環境条件、自然現象、人為事故、論争、火災	防止設備-対象 (汽質対策設備あり) - 炉内	A+	予備ト送故障	同機 (予備ト送あり) - 補充圧縮機又は圧縮機	C+	閉鎖資料	00-2 監視図詳細、00-3 監視図	-
設備名: 計装設備		使用済燃料プールの監視メカ	相違区分																																																																																									
第4号機	第1組	構造・電気・圧力 / プールの監視 / 異常検	原子炉内監視装置内	B																																																																																								
		異常	(BWRに機能と同等する)	-																																																																																								
		保安	両方共通なし	同等性																																																																																								
		監視装置への影響	(周辺機器等からの影響等により機能を失うおそれあり)	-																																																																																								
		電圧降下	(電圧降下により機能が低下するおそれあり)	-																																																																																								
		閉鎖資料	00-3 監視図	-																																																																																								
		閉鎖資料	-	-																																																																																								
	第2組	操作性	操作手続	同等性																																																																																								
		閉鎖資料	-	-																																																																																								
		第3号機	試験・検査 (稼働性、系統構成・内漏入内)	計装制御設備	K																																																																																							
閉鎖資料			00-5 試験及び検査	-																																																																																								
第4号機	知覚支持	本組の閉鎖として使用一切禁止	B1																																																																																									
	閉鎖資料	00-4 系統図	-																																																																																									
第5号機	その他	その他	A+																																																																																									
	その他 (機器類)	同等性	同等性																																																																																									
	閉鎖資料	-	-																																																																																									
第6号機	計装場所	操作手続	同等性																																																																																									
	閉鎖資料	-	-																																																																																									
第1号機	設計上の考慮	重大事故等への対処を本組の目的として設置するもの	A																																																																																									
	閉鎖資料	00-6 停機設定機	-																																																																																									
第2号機	使用の禁止	(使用しない設備)	-																																																																																									
	閉鎖資料	-	-																																																																																									
第3号機	環境条件、自然現象、人為事故、論争、火災	防止設備-対象 (汽質対策設備あり) - 炉内	A+																																																																																									
	予備ト送故障	同機 (予備ト送あり) - 補充圧縮機又は圧縮機	C+																																																																																									
	閉鎖資料	00-2 監視図詳細、00-3 監視図	-																																																																																									

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第58条 計装設備 (補足説明資料)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第58条 計装設備</th> <th>常設のシステム機器 (サブシステム機器, 制御系機器, 計装系機器)</th> <th>機能化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項 第2項 第3項 第4項</td> <td>機能・容量・圧力 / 異常の発生・抑制</td> <td>その他の機能内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>(直ちに機能を喪失する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td>保安を確保しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(施設機能等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁的により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-1 配線図</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手順 (計装系設置を除く) 操作マニュアル備付 (緊急時用機器, 計装系設置)</td> <td>対象外 自己</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-1 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>試験・検査 (検査性, 記録機能・作業入力)</td> <td>通信機能設備</td> <td>M</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-1 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>学習と性</td> <td>本来の用途として使用・保管手順</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-1 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>系統図</td> <td>保護設計と回路の系統構成</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>その他 (機器類)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手順 (計装系設置を除く) 設備 (設置環境) (緊急時用機器, 計装系設置)</td> <td>対象外 AA</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-1 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>誤作 SA の影響</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>異常の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>地震発生, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災</td> <td>緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対策 (同一目的の設備 なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>予部2 並列時</td> <td>対策 (予部1系あり) 一異なる駆動源又は冷却源</td> <td>CA</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">第1-2 単機線図, 第3-3 配線図</td> </tr> </tbody> </table>			第58条 計装設備		常設のシステム機器 (サブシステム機器, 制御系機器, 計装系機器)	機能化 区分	第1項 第2項 第3項 第4項	機能・容量・圧力 / 異常の発生・抑制	その他の機能内	C	保護	(直ちに機能を喪失する)	-	保安	保安を確保しない	対象外	施設からの影響	(施設機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-1 配線図		第2項	操作性	操作手順 (計装系設置を除く) 操作マニュアル備付 (緊急時用機器, 計装系設置)	対象外 自己	第3項	関連資料	第1-1 配線図		第4項	試験・検査 (検査性, 記録機能・作業入力)	通信機能設備	M	関連資料	第1-1 試験及び検査		第5項	学習と性	本来の用途として使用・保管手順	B	関連資料	第1-1 系統図		第6項	系統図	保護設計と回路の系統構成	A	その他 (機器類)	対象外	対象外	関連資料	-		第7項	設置場所	操作手順 (計装系設置を除く) 設備 (設置環境) (緊急時用機器, 計装系設置)	対象外 AA	関連資料	第1-1 配線図		第8項	誤作 SA の影響	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	E	関連資料	-		第9項	異常の禁止	(未用しない設備)	-	関連資料	-		第10項	地震発生, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対策 (同一目的の設備 なし)	対象外	予部2 並列時	対策 (予部1系あり) 一異なる駆動源又は冷却源	CA	関連資料	第1-2 単機線図, 第3-3 配線図	
第58条 計装設備		常設のシステム機器 (サブシステム機器, 制御系機器, 計装系機器)	機能化 区分																																																																																						
第1項 第2項 第3項 第4項	機能・容量・圧力 / 異常の発生・抑制	その他の機能内	C																																																																																						
	保護	(直ちに機能を喪失する)	-																																																																																						
	保安	保安を確保しない	対象外																																																																																						
	施設からの影響	(施設機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	-																																																																																						
関連資料	第1-1 配線図																																																																																								
第2項	操作性	操作手順 (計装系設置を除く) 操作マニュアル備付 (緊急時用機器, 計装系設置)	対象外 自己																																																																																						
第3項	関連資料	第1-1 配線図																																																																																							
第4項	試験・検査 (検査性, 記録機能・作業入力)	通信機能設備	M																																																																																						
	関連資料	第1-1 試験及び検査																																																																																							
第5項	学習と性	本来の用途として使用・保管手順	B																																																																																						
	関連資料	第1-1 系統図																																																																																							
第6項	系統図	保護設計と回路の系統構成	A																																																																																						
	その他 (機器類)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第7項	設置場所	操作手順 (計装系設置を除く) 設備 (設置環境) (緊急時用機器, 計装系設置)	対象外 AA																																																																																						
	関連資料	第1-1 配線図																																																																																							
第8項	誤作 SA の影響	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	E																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第9項	異常の禁止	(未用しない設備)	-																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第10項	地震発生, 自然現象, 人為事 故, 漏電, 火災	緩和設備 (又は防止でも緩和でもない設備) 一対策 (同一目的の設備 なし)	対象外																																																																																						
	予部2 並列時	対策 (予部1系あり) 一異なる駆動源又は冷却源	CA																																																																																						
関連資料	第1-2 単機線図, 第3-3 配線図																																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (可搬型)																																																																																																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">計装設備</th> <th>可搬型計装設備</th> <th>階層化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1項</td> <td>設置・配置・互角 / 互角の欠陥 / 設計機</td> <td>その他の階層内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>(互角に機能を見解する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機材</td> <td>機材を適合しない</td> <td>取替機材</td> </tr> <tr> <td>他の階層からの影響</td> <td>(他の階層等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路等</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室機材</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td rowspan="10">第2項</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験し性</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B.b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第3項</td> <td rowspan="10">第3項</td> <td>取替設計</td> <td>適宜に取替又は分解</td> <td>A.b</td> </tr> <tr> <td>その他 (取替機材)</td> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室機材</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項</td> <td rowspan="10">第4項</td> <td>可搬型Aの設置</td> <td>その他の階層</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型Aの接続性</td> <td>図-3、図-9 接続</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5項</td> <td rowspan="10">第5項</td> <td>取替し性</td> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(取替機材の高くなるおそれのない階層を優先)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第6項</td> <td rowspan="10">第6項</td> <td>保管場所</td> <td>屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>(アキセル等)</td> <td>取替機材</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第7項</td> <td rowspan="10">第7項</td> <td>取替機材、自然現象、人為事象、盗水、火災</td> <td>図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 屋内</td> <td>A.a</td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取替機材</td> <td>取替機材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計装設備		可搬型計装設備	階層化区分	第1項	第1項	設置・配置・互角 / 互角の欠陥 / 設計機	その他の階層内	C	設置	(互角に機能を見解する)	-	機材	機材を適合しない	取替機材	他の階層からの影響	(他の階層等から影響により機能を失うおそれがない)	-	電線経路等	(電線径により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-3 配置図		設置場所	中央制御室機材	A	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		第2項	第2項	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		試験し性	本来の用途として使用一切不要	B.b	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		第3項	第3項	取替設計	適宜に取替又は分解	A.b	その他 (取替機材)	取替機材	取替機材	関連資料	図-3 配置図		設置場所	中央制御室機材	B	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		第4項	第4項	可搬型Aの設置	その他の階層	C	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		可搬型Aの接続性	図-3、図-9 接続	A	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		第5項	第5項	取替し性	取替機材	取替機材	関連資料	図-9 可搬型計装設備について		設置場所	(取替機材の高くなるおそれのない階層を優先)	-	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		第6項	第6項	保管場所	屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)	A.a	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		取替機材	(アキセル等)	取替機材	関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について		第7項	第7項	取替機材、自然現象、人為事象、盗水、火災	図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 屋内	A.a	取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材		取替機材	取替機材			
計装設備		可搬型計装設備	階層化区分																																																																																																																																							
第1項	第1項	設置・配置・互角 / 互角の欠陥 / 設計機	その他の階層内	C																																																																																																																																						
		設置	(互角に機能を見解する)	-																																																																																																																																						
		機材	機材を適合しない	取替機材																																																																																																																																						
		他の階層からの影響	(他の階層等から影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																																																																						
		電線経路等	(電線径により機能が損なわれない)	-																																																																																																																																						
		関連資料	図-3 配置図																																																																																																																																							
		設置場所	中央制御室機材	A																																																																																																																																						
		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																							
		第2項	第2項	試験・検査 (健全性、系統構造・再投入力)	計装制御設備	K																																																																																																																																				
				関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																																																																					
試験し性	本来の用途として使用一切不要			B.b																																																																																																																																						
関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																									
第3項	第3項			取替設計	適宜に取替又は分解	A.b																																																																																																																																				
				その他 (取替機材)	取替機材	取替機材																																																																																																																																				
				関連資料	図-3 配置図																																																																																																																																					
				設置場所	中央制御室機材	B																																																																																																																																				
				関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																					
				第4項	第4項	可搬型Aの設置	その他の階層	C																																																																																																																																		
		関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																							
		可搬型Aの接続性	図-3、図-9 接続			A																																																																																																																																				
		関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																							
		第5項	第5項			取替し性	取替機材	取替機材																																																																																																																																		
関連資料	図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																									
設置場所	(取替機材の高くなるおそれのない階層を優先)					-																																																																																																																																				
関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																									
第6項	第6項					保管場所	屋内 (非重要部の考慮対象設備あり)	A.a																																																																																																																																		
						関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																			
				取替機材	(アキセル等)	取替機材																																																																																																																																				
				関連資料	図-3 配置図、図-9 可搬型計装設備について																																																																																																																																					
				第7項	第7項	取替機材、自然現象、人為事象、盗水、火災	図-3 計装・検査 (代替制御設備あり) → 屋内	A.a																																																																																																																																		
						取替機材	取替機材																																																																																																																																			
		取替機材	取替機材																																																																																																																																							
		取替機材	取替機材																																																																																																																																							
		取替機材	取替機材																																																																																																																																							
		取替機材	取替機材																																																																																																																																							
取替機材	取替機材																																																																																																																																									
取替機材	取替機材																																																																																																																																									
取替機材	取替機材																																																																																																																																									
取替機材	取替機材																																																																																																																																									

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 175 1220 798"> <thead> <tr> <th>項目名・計装設備</th> <th>※2号炉専用</th> <th>基準記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号機</td> <td>環境条件 / 施設の大抵 / 放射線</td> <td>その他の構内内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>(常設に機器と兼用する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>湿度</td> <td>発生を遮るしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的妨害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、承認構成・再投入性)</td> <td>計装制御設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3号機</td> <td>設置条件</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>B+</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 承認図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>他内他</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>その他 (風動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4号機</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置する人の位置</td> <td>他人事故第一の対処を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5号機</td> <td>互阻の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事故、盗水、火災</td> <td>計装設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内</td> <td>A+</td> </tr> <tr> <td>干渉-1系故障</td> <td>対象外 (干渉-1系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 承認図参照、20-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名・計装設備	※2号炉専用	基準記号	第1号機	環境条件 / 施設の大抵 / 放射線	その他の構内内	C	温度	(常設に機器と兼用する)	—	湿度	発生を遮るしない	対象外	他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的妨害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	20-1 配置図	—	第2号機	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入性)	計装制御設備	C	関連資料	20-2 試験及び検査	—	第3号機	設置条件	本来の用途として使用一切不要	B+	関連資料	20-1 承認図	—	地震	他内他	A+	その他 (風動物)	対象外	対象外	第4号機	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	設置する人の位置	他人事故第一の対処を本来の目的として設置するもの	A	第5号機	互阻の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	環境条件、自然現象、人為事故、盗水、火災	計装設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	A+	干渉-1系故障	対象外 (干渉-1系なし)	対象外	関連資料	20-1 承認図参照、20-2 配置図	—		
項目名・計装設備	※2号炉専用	基準記号																																																																														
第1号機	環境条件 / 施設の大抵 / 放射線	その他の構内内	C																																																																													
	温度	(常設に機器と兼用する)	—																																																																													
	湿度	発生を遮るしない	対象外																																																																													
	他設備からの影響	(同じ機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																													
	電磁的妨害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																													
関連資料	20-1 配置図	—																																																																														
第2号機	操作性	操作不要	対象外																																																																													
	関連資料	—	—																																																																													
	試験・検査 (検査性、承認構成・再投入性)	計装制御設備	C																																																																													
	関連資料	20-2 試験及び検査	—																																																																													
第3号機	設置条件	本来の用途として使用一切不要	B+																																																																													
	関連資料	20-1 承認図	—																																																																													
	地震	他内他	A+																																																																													
	その他 (風動物)	対象外	対象外																																																																													
第4号機	関連資料	—	—																																																																													
	設置場所	操作不要	対象外																																																																													
	関連資料	—	—																																																																													
	設置する人の位置	他人事故第一の対処を本来の目的として設置するもの	A																																																																													
第5号機	互阻の禁止	(共用しない設備)	—																																																																													
	関連資料	—	—																																																																													
	環境条件、自然現象、人為事故、盗水、火災	計装設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	A+																																																																													
	干渉-1系故障	対象外 (干渉-1系なし)	対象外																																																																													
関連資料	20-1 承認図参照、20-2 配置図	—																																																																														

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 167 1223 798"> <thead> <tr> <th>系統名:計装設備</th> <th>*2号炉専用電圧</th> <th>警戒化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>環境・保安・圧力・放射線</td> <td>その他の領域内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>負重</td> <td>(有流に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を透過しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心の地震</td> <td>(周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>保護手段</td> <td>本器の用途として使用し得る状態</td> <td>第5</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断設計</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (建築物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>計量場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>事故シナリオの対策</td> <td>重大事故等への対処を本器の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>用途</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>防止設備・対策 (放射線制御設備あり) 一屋内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線</td> <td>放射線 (放射線透過なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>00-2 事故シナリオ、00-1 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分	第1項	環境・保安・圧力・放射線	その他の領域内	C	負重	(有流に機能を発揮する)	-	海水	海水を透過しない	対象外	施設中心の地震	(周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	00-2 配線図		操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計測制御設備	K	関連資料	00-2 試験及び検査		第4項	保護手段	本器の用途として使用し得る状態	第5	関連資料	00-4 系統図		第5項	遮断設計	その他	Aa	その他 (建築物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	計量場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第1項	事故シナリオの対策	重大事故等への対処を本器の目的として設置するもの	A	関連資料	-		第2項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	関連資料	-		第5項	用途	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	Aa	放射線	防止設備・対策 (放射線制御設備あり) 一屋内		放射線	放射線 (放射線透過なし)	対象外	関連資料	00-2 事故シナリオ、00-1 配線図			
系統名:計装設備	*2号炉専用電圧	警戒化区分																																																																																							
第1項	環境・保安・圧力・放射線	その他の領域内	C																																																																																						
	負重	(有流に機能を発揮する)	-																																																																																						
	海水	海水を透過しない	対象外																																																																																						
	施設中心の地震	(周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																						
	関連資料	00-2 配線図																																																																																							
	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
	第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・外部入力)	計測制御設備	K																																																																																					
		関連資料	00-2 試験及び検査																																																																																						
第4項	保護手段	本器の用途として使用し得る状態	第5																																																																																						
	関連資料	00-4 系統図																																																																																							
第5項	遮断設計	その他	Aa																																																																																						
	その他 (建築物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第6項	計量場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第1項	事故シナリオの対策	重大事故等への対処を本器の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第2項	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																						
	関連資料	-																																																																																							
第5項	用途	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	Aa																																																																																						
	放射線	防止設備・対策 (放射線制御設備あり) 一屋内																																																																																							
	放射線	放射線 (放射線透過なし)	対象外																																																																																						
関連資料	00-2 事故シナリオ、00-1 配線図																																																																																								

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">表題等・計装設備</th> <th style="width: 60%;">内容等</th> <th style="width: 30%;">規定化状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(圧力に機能を発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>放射線からの影響</td> <td>(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)</td> <td>計装設備設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱上特</td> <td>本系の構造として従前一切特不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>系統設計</td> <td>系統図と同様の系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機器物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td>設置寸入の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td>運用の停止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8項</td> <td>環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災</td> <td>防止設備・対策 (対策対象機器あり) 一箇内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>非正常系設備</td> <td>対象外 (非正常系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表題等・計装設備	内容等	規定化状況	第1項	環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	その他の機器内	C	質量	(圧力に機能を発揮する)	-	漏水	漏水を遮断しない	対象外	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	関連資料	第1-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装設備設備	K	関連資料	第1-5 試験及び検査		取扱上特	本系の構造として従前一切特不要	Bb	関連資料	第1-4 系統図		第4項	系統設計	系統図と同様の系統構成	Aa	その他 (機器物)	対象外	対象外	関連資料	-		第5項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	-		第6項	設置寸入の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H	関連資料	-		第7項	運用の停止	(利用しない設備)	-	関連資料	-		第8項	環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備・対策 (対策対象機器あり) 一箇内	Aa	非正常系設備	対象外 (非正常系なし)	対象外	関連資料	第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図			
表題等・計装設備	内容等	規定化状況																																																																																				
第1項	環境・運用・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	その他の機器内	C																																																																																			
	質量	(圧力に機能を発揮する)	-																																																																																			
	漏水	漏水を遮断しない	対象外																																																																																			
	放射線からの影響	(放射線等からの影響により機能を失ふおそれがない)	-																																																																																			
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																			
	関連資料	第1-2 配置図																																																																																				
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第3項	試験・検査 (検査性, 系統構成・再投入力)	計装設備設備	K																																																																																			
	関連資料	第1-5 試験及び検査																																																																																				
	取扱上特	本系の構造として従前一切特不要	Bb																																																																																			
	関連資料	第1-4 系統図																																																																																				
第4項	系統設計	系統図と同様の系統構成	Aa																																																																																			
	その他 (機器物)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第5項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第6項	設置寸入の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	H																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第7項	運用の停止	(利用しない設備)	-																																																																																			
	関連資料	-																																																																																				
第8項	環境条件, 自然現象; 人為事 故, 漏洩, 火災	防止設備・対策 (対策対象機器あり) 一箇内	Aa																																																																																			
	非正常系設備	対象外 (非正常系なし)	対象外																																																																																			
	関連資料	第1-2 系統結線図, 第1-3 配置図																																																																																				

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1218 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号 計装設備</th> <th>※20号機電圧</th> <th>類型記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1号</td> <td>環境・風況・圧力 / 屋外の天候・日照線</td> <td>その他の種別内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>高度</td> <td>(有線) 機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機油</td> <td>機油を過剰しない</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>熱設備からの影響</td> <td>(温度調節等) からの悪影響により機能を失うおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧変動) により機能が失われるおそれがない</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>調整と相</td> <td>本来の用途として使用一切せず</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統図</td> <td>系統図上同様の式符機油</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機油等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象内</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td>保守点検の作業</td> <td>設計基準特種設備の点検及び調整の作業等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常の発生</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第10号</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災</td> <td>防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予備電源設備</td> <td>対象外 (予備電源なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第0号 計装設備		※20号機電圧	類型記号	第1号	環境・風況・圧力 / 屋外の天候・日照線	その他の種別内	C	高度	(有線) 機能を実現する	-	機油	機油を過剰しない	対象内	熱設備からの影響	(温度調節等) からの悪影響により機能を失うおそれがない	-	電圧の降下	(電圧変動) により機能が失われるおそれがない	-	関連資料	図-1 配線図	-	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-2 試験及び検査	-	第3号	調整と相	本来の用途として使用一切せず	Ba	関連資料	図-4 系統図	-	第5号	系統図	系統図上同様の式符機油	Aa	その他 (機油等)	対象外	対象外	関連資料	-	-	第6号	設置場所	操作不要	対象内	関連資料	-	-	第7号	保守点検の作業	設計基準特種設備の点検及び調整の作業等が十分	B	関連資料	-	-	異常の発生	(表示しない設備)	-	第10号	関連資料	-	-	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図	-		
第0号 計装設備		※20号機電圧	類型記号																																																																																			
第1号	環境・風況・圧力 / 屋外の天候・日照線	その他の種別内	C																																																																																			
	高度	(有線) 機能を実現する	-																																																																																			
	機油	機油を過剰しない	対象内																																																																																			
	熱設備からの影響	(温度調節等) からの悪影響により機能を失うおそれがない	-																																																																																			
	電圧の降下	(電圧変動) により機能が失われるおそれがない	-																																																																																			
	関連資料	図-1 配線図	-																																																																																			
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
	試験・検査 (検査性、事故検出・劣化入力)	計装制御設備	B																																																																																			
	関連資料	図-2 試験及び検査	-																																																																																			
第3号	調整と相	本来の用途として使用一切せず	Ba																																																																																			
	関連資料	図-4 系統図	-																																																																																			
第5号	系統図	系統図上同様の式符機油	Aa																																																																																			
	その他 (機油等)	対象外	対象外																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第6号	設置場所	操作不要	対象内																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
第7号	保守点検の作業	設計基準特種設備の点検及び調整の作業等が十分	B																																																																																			
	関連資料	-	-																																																																																			
	異常の発生	(表示しない設備)	-																																																																																			
第10号	関連資料	-	-																																																																																			
	環境条件、自然現象、人為事象、雷害、火災	防犯設備-対象 (代替対策設備あり) 一層内	Aa																																																																																			
	予備電源設備	対象外 (予備電源なし)	対象外																																																																																			
	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図	-																																																																																			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
女川原子力発電所2号炉 SA基準適合性一覧表 (常設)																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">計装設備</th> <th style="width: 50%;">4-2項目相違点</th> <th style="width: 10%;">数量化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1編</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1章 設備</td> <td>環境・気候・圧力 / 異常の検出/制御機</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>前室</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏洩</td> <td>海水不通水なし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(閉込機能等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電線経路表</td> <td>(電線束により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2章 作</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3章 保</td> <td>試験・検査 (構造性、信頼性確保→再投入時)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-5 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4章 保</td> <td>切替処理</td> <td>本系の用途として使用一切の手順</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5章 防</td> <td>系統設計</td> <td>保護設計と関係の系統構成</td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>その他(機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6章 防</td> <td>設備場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7章 防</td> <td>実設シムの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示の禁止</td> <td>(表示しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8章 防</td> <td>表示</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災</td> <td>対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>ゼロポート系設備</td> <td>対象外 (ゼロポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図、図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目名	計装設備	4-2項目相違点	数量化区分	第1編	第1章 設備	環境・気候・圧力 / 異常の検出/制御機	その他の建屋内	C	前室	(有線)機能を実現する	-	漏洩	海水不通水なし	対象外	他設備からの影響	(閉込機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電線経路表	(電線束により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配線図		第2章 作	操作性	操作手続	対象外	関連資料	-		第3章 保	試験・検査 (構造性、信頼性確保→再投入時)	計装制御設備	B	関連資料	図-5 試験及び検査		第4章 保	切替処理	本系の用途として使用一切の手順	対象	関連資料	図-4 系統図		第5章 防	系統設計	保護設計と関係の系統構成	A4	その他(機動物)	対象外	対象外	関連資料	-		第6章 防	設備場所	操作手続	対象外	関連資料	-		第7章 防	実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	-		表示の禁止	(表示しない設備)	-	第8章 防	表示	-		環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)	対象外	ゼロポート系設備	対象外 (ゼロポート系なし)	対象外	関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図	
項目名	計装設備	4-2項目相違点	数量化区分																																																																																					
第1編	第1章 設備	環境・気候・圧力 / 異常の検出/制御機	その他の建屋内	C																																																																																				
		前室	(有線)機能を実現する	-																																																																																				
		漏洩	海水不通水なし	対象外																																																																																				
		他設備からの影響	(閉込機能等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																				
		電線経路表	(電線束により機能が損なわれない)	-																																																																																				
		関連資料	図-2 配線図																																																																																					
	第2章 作	操作性	操作手続	対象外																																																																																				
		関連資料	-																																																																																					
	第3章 保	試験・検査 (構造性、信頼性確保→再投入時)	計装制御設備	B																																																																																				
		関連資料	図-5 試験及び検査																																																																																					
第4章 保	切替処理	本系の用途として使用一切の手順	対象																																																																																					
	関連資料	図-4 系統図																																																																																						
第5章 防	系統設計	保護設計と関係の系統構成	A4																																																																																					
	その他(機動物)	対象外	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第6章 防	設備場所	操作手続	対象外																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
第7章 防	実設シムの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																					
	関連資料	-																																																																																						
	表示の禁止	(表示しない設備)	-																																																																																					
第8章 防	表示	-																																																																																						
	環境条件、自然現象、人為事象、漏洩、火災	対象外 (共通事項の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																					
	ゼロポート系設備	対象外 (ゼロポート系なし)	対象外																																																																																					
関連資料	図-2 系統図、図-3 配線図																																																																																							

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第0項</th> <th style="width: 10%;">計装設備</th> <th style="width: 60%;">対応設備等</th> <th style="width: 20%;">相違比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常検</td> <td>その他の構築内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>異常</td> <td>(自動に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮断しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>駆動機からの影響</td> <td>(異山機等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧の降下</td> <td>(電圧低下により機能が失われる)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-3 試験機/検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>本来の用途として設置 - 試験不要</td> <td>注1)</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>系統設計</td> <td>保護設計/同様の保護構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (機動機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>駆動機Aの保護</td> <td>設計基準対象機種の保護及び機種の取替等の十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>(取用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td>閉鎖装置</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災</td> <td>防止設備 - 対策 (代替対象設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>干渉 - トモ送線</td> <td>対象外 (干渉 - トモ送線)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖装置</td> <td>加-2 系統図参照、加-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			第0項	計装設備	対応設備等	相違比較	第1項	監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常検	その他の構築内	C	異常	(自動に機能を実現する)	-	海水	海水を遮断しない	対象外	駆動機からの影響	(異山機等からの影響により機能を失うおそれがない)	-	電圧の降下	(電圧低下により機能が失われる)	-	閉鎖装置	加-3 配線図	-	操作性	操作不要	対象外	閉鎖装置	-	-	第2項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K	閉鎖装置	加-3 試験機/検査	-	閉鎖装置	本来の用途として設置 - 試験不要	注1)	閉鎖装置	加-4 系統図	-	第3項	系統設計	保護設計/同様の保護構成	Aa	その他 (機動機)	対象外	対象外	閉鎖装置	-	-	閉鎖装置	操作不要	対象外	第4項	閉鎖装置	-	-	駆動機Aの保護	設計基準対象機種の保護及び機種の取替等の十分	B	閉鎖装置	-	-	閉鎖装置	(取用しない設備)	-	第5項	閉鎖装置	-	-	異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災	防止設備 - 対策 (代替対象設備あり) - 屋内	Aa	干渉 - トモ送線	対象外 (干渉 - トモ送線)	対象外	閉鎖装置	加-2 系統図参照、加-3 配線図	-		
第0項	計装設備	対応設備等	相違比較																																																																																			
第1項	監視・測定・圧力 / 異常の検出 / 異常検	その他の構築内	C																																																																																			
	異常	(自動に機能を実現する)	-																																																																																			
	海水	海水を遮断しない	対象外																																																																																			
	駆動機からの影響	(異山機等からの影響により機能を失うおそれがない)	-																																																																																			
	電圧の降下	(電圧低下により機能が失われる)	-																																																																																			
	閉鎖装置	加-3 配線図	-																																																																																			
	操作性	操作不要	対象外																																																																																			
	閉鎖装置	-	-																																																																																			
	第2項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入等)	計装制御設備	K																																																																																		
		閉鎖装置	加-3 試験機/検査	-																																																																																		
閉鎖装置		本来の用途として設置 - 試験不要	注1)																																																																																			
閉鎖装置		加-4 系統図	-																																																																																			
第3項	系統設計	保護設計/同様の保護構成	Aa																																																																																			
	その他 (機動機)	対象外	対象外																																																																																			
	閉鎖装置	-	-																																																																																			
	閉鎖装置	操作不要	対象外																																																																																			
第4項	閉鎖装置	-	-																																																																																			
	駆動機Aの保護	設計基準対象機種の保護及び機種の取替等の十分	B																																																																																			
	閉鎖装置	-	-																																																																																			
	閉鎖装置	(取用しない設備)	-																																																																																			
第5項	閉鎖装置	-	-																																																																																			
	異常条件、自然現象、人為事象、漏電、火災	防止設備 - 対策 (代替対象設備あり) - 屋内	Aa																																																																																			
	干渉 - トモ送線	対象外 (干渉 - トモ送線)	対象外																																																																																			
	閉鎖装置	加-2 系統図参照、加-3 配線図	-																																																																																			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第0号 計装設備</th> <th>4号機発電機</th> <th>相違点 該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線</td> <td>その他の機室内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防塵</td> <td>(有防に機室を隔離する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防振</td> <td>機室を遮るしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>絶縁からの影響</td> <td>(機室機器等からの電磁界により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 配置図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検性・再入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-3 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>切替と控</td> <td>本来の用途として使用一切不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>系統図</td> <td>系統図上同様の表示機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(相違点)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの注意</td> <td>設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱いの禁止</td> <td>(該当しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>危険条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災</td> <td>禁止設備一対象 (防護対象設備あり) 一機内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td>予部(一)再故障</td> <td>対象外 (予部(一)をなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>30-2 準備結線図、30-3 配置図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	第0号 計装設備		4号機発電機	相違点 該当	第1項	環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線	その他の機室内	C	防塵	(有防に機室を隔離する)	-	防振	機室を遮るしない	対象外	絶縁からの影響	(機室機器等からの電磁界により機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-	関連資料	30-2 配置図	-	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	第3項	試験・検査 (検査性、点検性・再入力)	計装制御設備	K	関連資料	30-3 試験及び検査	-	第4項	切替と控	本来の用途として使用一切不要	Bb	関連資料	30-4 系統図	-	第5項	系統図	系統図上同様の表示機	Aa	その他(相違点)	対象外	対象外	第6項	関連資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第7項	関連資料	-	-	取扱いの注意	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	第8項	関連資料	-	-	取扱いの禁止	(該当しない設備)	-	第9項	関連資料	-	-	危険条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	禁止設備一対象 (防護対象設備あり) 一機内	Aa	第10項	予部(一)再故障	対象外 (予部(一)をなし)	対象外	関連資料	30-2 準備結線図、30-3 配置図	-		
第0号 計装設備		4号機発電機	相違点 該当																																																																																						
第1項	環境・居住・圧力 場所の大抵/放射線	その他の機室内	C																																																																																						
	防塵	(有防に機室を隔離する)	-																																																																																						
	防振	機室を遮るしない	対象外																																																																																						
	絶縁からの影響	(機室機器等からの電磁界により機能を失うおそれがない)	-																																																																																						
	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-																																																																																						
	関連資料	30-2 配置図	-																																																																																						
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	-	-																																																																																						
第3項	試験・検査 (検査性、点検性・再入力)	計装制御設備	K																																																																																						
	関連資料	30-3 試験及び検査	-																																																																																						
第4項	切替と控	本来の用途として使用一切不要	Bb																																																																																						
	関連資料	30-4 系統図	-																																																																																						
第5項	系統図	系統図上同様の表示機	Aa																																																																																						
	その他(相違点)	対象外	対象外																																																																																						
第6項	関連資料	-	-																																																																																						
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
第7項	関連資料	-	-																																																																																						
	取扱いの注意	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
第8項	関連資料	-	-																																																																																						
	取扱いの禁止	(該当しない設備)	-																																																																																						
第9項	関連資料	-	-																																																																																						
	危険条件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	禁止設備一対象 (防護対象設備あり) 一機内	Aa																																																																																						
第10項	予部(一)再故障	対象外 (予部(一)をなし)	対象外																																																																																						
	関連資料	30-2 準備結線図、30-3 配置図	-																																																																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">項目説明</th> <th style="width: 50%;">対応状況</th> <th style="width: 10%;">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第4章</td> <td rowspan="10">計装設備</td> <td>温度・湿度・圧力・放射線等の記録・監視機能</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>流量</td> <td>(有線)機能を実現する</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>液位</td> <td>液位を過剰しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>配管漏れ等の検出</td> <td>(漏れ検知等から影響により機能不全と見做されていない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>(電圧降下により機能に影響はない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、点検構成、外部入力)</td> <td>計装機器設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第5章</td> <td rowspan="10">遮断装置</td> <td>遮断特性</td> <td>本来の用途として使用一切不可</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断設計</td> <td>保護設計図書の記載構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (遮断物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手順</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計SAの位置</td> <td>設計基準対象機器の記載及び機器内設置等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用の禁止</td> <td>(利用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6章</td> <td rowspan="3">計装設備</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、過電、火災</td> <td>防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>系統一系故障</td> <td>対象外 (系統一系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 系統図、20-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	項目説明	対応状況	適合性	第4章	計装設備	温度・湿度・圧力・放射線等の記録・監視機能	その他の機器内	C	流量	(有線)機能を実現する	-	液位	液位を過剰しない	対象外	配管漏れ等の検出	(漏れ検知等から影響により機能不全と見做されていない)	-	電圧降下	(電圧降下により機能に影響はない)	-	関連資料	20-3 配管図		操作性	操作手順	対象外	関連資料	-		試験・検査 (検査性、点検構成、外部入力)	計装機器設備	K	関連資料	20-3 試験及び検査		第5章	遮断装置	遮断特性	本来の用途として使用一切不可	Ba	関連資料	20-4 系統図		遮断設計	保護設計図書の記載構成	Aa	その他 (遮断物)	対象外	対象外	関連資料	-		設置場所	操作手順	対象外	関連資料	-		設計SAの位置	設計基準対象機器の記載及び機器内設置等が十分	B	関連資料	-		利用の禁止	(利用しない設備)	-	関連資料	-		第6章	計装設備	環境条件、自然現象、人為事象、過電、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa	系統一系故障	対象外 (系統一系なし)	対象外	関連資料	20-2 系統図、20-3 配管図	
項目	項目説明	対応状況	適合性																																																																																		
第4章	計装設備	温度・湿度・圧力・放射線等の記録・監視機能	その他の機器内	C																																																																																	
		流量	(有線)機能を実現する	-																																																																																	
		液位	液位を過剰しない	対象外																																																																																	
		配管漏れ等の検出	(漏れ検知等から影響により機能不全と見做されていない)	-																																																																																	
		電圧降下	(電圧降下により機能に影響はない)	-																																																																																	
		関連資料	20-3 配管図																																																																																		
		操作性	操作手順	対象外																																																																																	
		関連資料	-																																																																																		
		試験・検査 (検査性、点検構成、外部入力)	計装機器設備	K																																																																																	
		関連資料	20-3 試験及び検査																																																																																		
第5章	遮断装置	遮断特性	本来の用途として使用一切不可	Ba																																																																																	
		関連資料	20-4 系統図																																																																																		
		遮断設計	保護設計図書の記載構成	Aa																																																																																	
		その他 (遮断物)	対象外	対象外																																																																																	
		関連資料	-																																																																																		
		設置場所	操作手順	対象外																																																																																	
		関連資料	-																																																																																		
		設計SAの位置	設計基準対象機器の記載及び機器内設置等が十分	B																																																																																	
		関連資料	-																																																																																		
		利用の禁止	(利用しない設備)	-																																																																																	
関連資料	-																																																																																				
第6章	計装設備	環境条件、自然現象、人為事象、過電、火災	防止設備一式 (代替対策設備あり) - 屋内	Aa																																																																																	
		系統一系故障	対象外 (系統一系なし)	対象外																																																																																	
		関連資料	20-2 系統図、20-3 配管図																																																																																		

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1220 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1項</th> <th colspan="2">1254番機主母線2号機</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1項</td> <td rowspan="7">第1項</td> <td>電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能</td> <td>その他の機器内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>保護</td> <td>(電圧に検出を発生する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>過電圧</td> <td>発生を通知しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(隣接機器等から電圧等に2重検出を発生しない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電圧降下</td> <td>(電圧値により検出が検出されない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第1項</td> <td rowspan="7">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>故障特性</td> <td>本来の用途として使用・故障手続</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">第5項</td> <td>設計設計</td> <td>本施設と同様の設計構造</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="3">第1項</td> <td>設計SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等10分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>利用の禁止 (装置しない設備)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td rowspan="3">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">第3項</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災</td> <td>防止設備・対策 (対策対象施設あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外 (サブ-1) 通知なし</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1項		1254番機主母線2号機		類型化区分	第1項	第1項	電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能	その他の機器内	C	保護	(電圧に検出を発生する)	-	過電圧	発生を通知しない	対象外	施設内からの影響	(隣接機器等から電圧等に2重検出を発生しない)	-	電圧降下	(電圧値により検出が検出されない)	-	関連資料	図-2 配線図		第2項	操作性	操作手続	対象外	第1項	第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)	計装制御設備	K	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	故障特性	本来の用途として使用・故障手続	Bb	第4項	関連資料	図-4 系統図		第5項	第5項	設計設計	本施設と同様の設計構造	Aa	その他 (種別別)	対象外	対象外	関連資料	-		第6項	設置場所	操作手続	対象外	第6項	関連資料	-		第1項	第1項	設計SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等10分	H	関連資料	-		第2項	利用の禁止 (装置しない設備)	-	-	第2項	第2項	関連資料	-		第3項	第3項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対策 (対策対象施設あり) 一層内	Aa	その他 (種別別)	対象外 (サブ-1) 通知なし	対象外	第3項	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図			
第1項		1254番機主母線2号機		類型化区分																																																																																												
第1項	第1項	電圧・電流・圧力・漏洩の検出・監視機能	その他の機器内	C																																																																																												
		保護	(電圧に検出を発生する)	-																																																																																												
		過電圧	発生を通知しない	対象外																																																																																												
		施設内からの影響	(隣接機器等から電圧等に2重検出を発生しない)	-																																																																																												
		電圧降下	(電圧値により検出が検出されない)	-																																																																																												
		関連資料	図-2 配線図																																																																																													
		第2項	操作性	操作手続	対象外																																																																																											
第1項	第3項	試験・検査 (検査性, 事故検出・外部入力)	計装制御設備	K																																																																																												
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																																													
		第4項	故障特性	本来の用途として使用・故障手続	Bb																																																																																											
		第4項	関連資料	図-4 系統図																																																																																												
		第5項	第5項	設計設計	本施設と同様の設計構造	Aa																																																																																										
				その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																										
				関連資料	-																																																																																											
第6項	設置場所	操作手続	対象外																																																																																													
第6項	関連資料	-																																																																																														
第1項	第1項	設計SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等10分	H																																																																																												
		関連資料	-																																																																																													
		第2項	利用の禁止 (装置しない設備)	-	-																																																																																											
第2項	第2項	関連資料	-																																																																																													
		第3項	第3項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 盗電, 火災	防止設備・対策 (対策対象施設あり) 一層内	Aa																																																																																										
				その他 (種別別)	対象外 (サブ-1) 通知なし	対象外																																																																																										
第3項	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配線図																																																																																														

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
	女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">項目名</th> <th style="width: 30%;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>第1項 構造</td> <td>その他の構体内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項 構造</td> <td>高さ・保圧・圧力 / 屋外の天候・防制線</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防風</td> <td>(有効) (構造を考慮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項 構造</td> <td>漏水</td> <td>発生を避けない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項 構造</td> <td>電磁干渉</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-1 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)</td> <td>目視検査設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>切替装置</td> <td>本来の用途として使用一切装置</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断装置</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>設計者の位置</td> <td>重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td>利用の禁止</td> <td>(表用しない・設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防火設備・対策 (代替制御設備あり) 一層内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (種別別)</td> <td>対象外 (半導体・圧入)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図参照、図-3 配置図</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			項目	項目名	規格化区分	第1項	第1項 構造	その他の構体内	C	第1項 構造	高さ・保圧・圧力 / 屋外の天候・防制線	—	防風	(有効) (構造を考慮する)	—	第1項 構造	漏水	発生を避けない	対象外	施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)	—	第1項 構造	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	図-1 配置図	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	第2項	関連資料	—	—	第3項	試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)	目視検査設備	K	関連資料	図-2 試験及び検査	—	第4項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb	関連資料	図-4 系統図	—	第5項	遮断装置	その他	Aa	その他 (種別別)	対象外	対象外	第5項	遮断装置	—	—	関連資料	—	—	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第7項	設計者の位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—	—	第8項	利用の禁止	(表用しない・設備)	—	関連資料	—	—	第9項	天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防火設備・対策 (代替制御設備あり) 一層内	Aa	その他 (種別別)	対象外 (半導体・圧入)	対象外	第9項	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	—		
項目	項目名	規格化区分																																																																																																		
第1項	第1項 構造	その他の構体内	C																																																																																																	
	第1項 構造	高さ・保圧・圧力 / 屋外の天候・防制線	—																																																																																																	
		防風	(有効) (構造を考慮する)	—																																																																																																
	第1項 構造	漏水	発生を避けない	対象外																																																																																																
		施設周辺の影響	(周辺施設等から悪影響に与り機能を失うおそれがない)	—																																																																																																
	第1項 構造	電磁干渉	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																
		関連資料	図-1 配置図	—																																																																																																
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																
	第2項	関連資料	—	—																																																																																																
	第3項	試験・検査 (検査性、点検検視・再入力)	目視検査設備	K																																																																																																
関連資料		図-2 試験及び検査	—																																																																																																	
第4項	切替装置	本来の用途として使用一切装置	Bb																																																																																																	
	関連資料	図-4 系統図	—																																																																																																	
第5項	遮断装置	その他	Aa																																																																																																	
	その他 (種別別)	対象外	対象外																																																																																																	
第5項	遮断装置	—	—																																																																																																	
	関連資料	—	—																																																																																																	
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																	
	関連資料	—	—																																																																																																	
第7項	設計者の位置	重大事象等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																	
	関連資料	—	—																																																																																																	
第8項	利用の禁止	(表用しない・設備)	—																																																																																																	
	関連資料	—	—																																																																																																	
第9項	天候条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防火設備・対策 (代替制御設備あり) 一層内	Aa																																																																																																	
	その他 (種別別)	対象外 (半導体・圧入)	対象外																																																																																																	
第9項	関連資料	図-2 系統図参照、図-3 配置図	—																																																																																																	

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第58条:計装設備</th> <th style="width: 70%;">BWR適用基準(2014年版)</th> <th style="width: 20%;">類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>(遮蔽に機能不全を導く)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を含まない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(周辺施設等からの遮断等により機能し失われがたい)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波)より機能が損なわれない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-3 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適合性</td> <td>適合手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)</td> <td>計測制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同等性</td> <td>本案の規定として適用(一部手続)</td> <td>注1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>遮断装置</td> <td>その他</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(機動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>計測場所</td> <td>操作手続</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>取組の禁止</td> <td>(表題しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>遮断事件、自然現象、人為事 故、爆発、火災</td> <td>防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>予部-3 蒸気発生</td> <td>対象外 (予部-3 蒸気発生)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>20-2 制御設備図、20-3 配管図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第58条:計装設備	BWR適用基準(2014年版)	類型化区分	第1項	地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線	その他の建屋内	C	遮蔽	(遮蔽に機能不全を導く)	—	海水	海水を含まない	対象外	施設間からの影響	(周辺施設等からの遮断等により機能し失われがたい)	—	電磁的障害	(電磁波)より機能が損なわれない	—	関連資料	20-3 配管図		適合性	適合手続	対象外	関連資料	—		第2項	試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)	計測制御設備	B	関連資料	20-1 試験及び検査		同等性	本案の規定として適用(一部手続)	注1	第3項	遮断装置	その他	Aa	その他(機動物)	対象外	対象外	関連資料	—		第4項	計測場所	操作手続	対象外	関連資料	—		施設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	第5項	取組の禁止	(表題しない設備)	—	関連資料	—		第6項	遮断事件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外	Aa	予部-3 蒸気発生	対象外 (予部-3 蒸気発生)	対象外	関連資料	20-2 制御設備図、20-3 配管図		
第58条:計装設備	BWR適用基準(2014年版)	類型化区分																																																																												
第1項	地震・風速・圧力 異常時の入風/放射線	その他の建屋内	C																																																																											
	遮蔽	(遮蔽に機能不全を導く)	—																																																																											
	海水	海水を含まない	対象外																																																																											
	施設間からの影響	(周辺施設等からの遮断等により機能し失われがたい)	—																																																																											
	電磁的障害	(電磁波)より機能が損なわれない	—																																																																											
	関連資料	20-3 配管図																																																																												
	適合性	適合手続	対象外																																																																											
	関連資料	—																																																																												
	第2項	試験・検査 (検査性、記録達成・外部入力)	計測制御設備	B																																																																										
		関連資料	20-1 試験及び検査																																																																											
同等性		本案の規定として適用(一部手続)	注1																																																																											
第3項	遮断装置	その他	Aa																																																																											
	その他(機動物)	対象外	対象外																																																																											
	関連資料	—																																																																												
第4項	計測場所	操作手続	対象外																																																																											
	関連資料	—																																																																												
	施設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																											
第5項	取組の禁止	(表題しない設備)	—																																																																											
	関連資料	—																																																																												
	第6項	遮断事件、自然現象、人為事 故、爆発、火災	防止設備-対象 (汽機対策設備あり) -屋外	Aa																																																																										
予部-3 蒸気発生		対象外 (予部-3 蒸気発生)	対象外																																																																											
関連資料		20-2 制御設備図、20-3 配管図																																																																												

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名・計装設備</th> <th>2500ボルト主母線電圧</th> <th>調整状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>温度・湿度・圧力・電圧の監視・制御装置</td> <td>その他の建屋内</td> <td>-C</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>保護</td> <td>(異常に機能が発揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>海水</td> <td>海水を過水しない</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>施設からの影響</td> <td>(隣の機房等からの影響により機能が失われおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項</td> <td>関連資料</td> <td>30-1 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2項</td> <td>第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>操作時間</td> <td>操作手続</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>試験・検査 (検査性, 事故検出・再投入力)</td> <td>非強制試験装置</td> <td>-K</td> </tr> <tr> <td>第2項 第2項 第2項 第2項</td> <td>関連資料</td> <td>30-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>第3項 第3項</td> <td>設計仕様</td> <td>本来の用途として使用一個数不足</td> <td>注6</td> </tr> <tr> <td>第3項 第3項</td> <td>関連資料</td> <td>30-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td>第4項 第4項 第4項</td> <td>系統設計</td> <td>実施設と同様の系統構成</td> <td>A, J</td> </tr> <tr> <td>第4項 第4項 第4項</td> <td>その他 (埋設物)</td> <td>知照係</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第4項 第4項 第4項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>第5項 第5項</td> <td>設置場所</td> <td>操作手続</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第5項 第5項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>第6項 第6項</td> <td>施設SAの設置</td> <td>重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第6項 第6項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td>第7項 第7項</td> <td>共用の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第7項 第7項</td> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8項</td> <td>第8項 第8項 第8項</td> <td>環境条件, 自然現象, 人為事象, 嵐波, 火災</td> <td>知照係 (共通期間の共通対策設備なし)</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第8項 第8項 第8項</td> <td>予部(予)部故障</td> <td>知照係 (予部(予)部なし)</td> <td>知照係</td> </tr> <tr> <td>第8項 第8項 第8項</td> <td>関連資料</td> <td>30-2 事故試験報告, 30-3 配線図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名・計装設備	2500ボルト主母線電圧	調整状況	第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	温度・湿度・圧力・電圧の監視・制御装置	その他の建屋内	-C	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	保護	(異常に機能が発揮する)	-	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	海水	海水を過水しない	知照係	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	施設からの影響	(隣の機房等からの影響により機能が失われおそれがない)	-	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	関連資料	30-1 配線図		第2項	第2項 第2項 第2項 第2項	操作時間	操作手続	知照係	第2項 第2項 第2項 第2項	関連資料	-		第2項 第2項 第2項 第2項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再投入力)	非強制試験装置	-K	第2項 第2項 第2項 第2項	関連資料	30-1 試験及び検査		第3項	第3項 第3項	設計仕様	本来の用途として使用一個数不足	注6	第3項 第3項	関連資料	30-4 系統図		第4項	第4項 第4項 第4項	系統設計	実施設と同様の系統構成	A, J	第4項 第4項 第4項	その他 (埋設物)	知照係	知照係	第4項 第4項 第4項	関連資料	-		第5項	第5項 第5項	設置場所	操作手続	知照係	第5項 第5項	関連資料	-		第6項	第6項 第6項	施設SAの設置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A	第6項 第6項	関連資料	-		第7項	第7項 第7項	共用の禁止	(共用しない設備)	-	第7項 第7項	関連資料	-		第8項	第8項 第8項 第8項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 嵐波, 火災	知照係 (共通期間の共通対策設備なし)	知照係	第8項 第8項 第8項	予部(予)部故障	知照係 (予部(予)部なし)	知照係	第8項 第8項 第8項	関連資料	30-2 事故試験報告, 30-3 配線図			
項目	設備名・計装設備	2500ボルト主母線電圧	調整状況																																																																																																												
第1項	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	温度・湿度・圧力・電圧の監視・制御装置	その他の建屋内	-C																																																																																																											
	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	保護	(異常に機能が発揮する)	-																																																																																																											
	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	海水	海水を過水しない	知照係																																																																																																											
	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	施設からの影響	(隣の機房等からの影響により機能が失われおそれがない)	-																																																																																																											
	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																																											
	第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項	関連資料	30-1 配線図																																																																																																												
第2項	第2項 第2項 第2項 第2項	操作時間	操作手続	知照係																																																																																																											
	第2項 第2項 第2項 第2項	関連資料	-																																																																																																												
	第2項 第2項 第2項 第2項	試験・検査 (検査性, 事故検出・再投入力)	非強制試験装置	-K																																																																																																											
	第2項 第2項 第2項 第2項	関連資料	30-1 試験及び検査																																																																																																												
第3項	第3項 第3項	設計仕様	本来の用途として使用一個数不足	注6																																																																																																											
	第3項 第3項	関連資料	30-4 系統図																																																																																																												
第4項	第4項 第4項 第4項	系統設計	実施設と同様の系統構成	A, J																																																																																																											
	第4項 第4項 第4項	その他 (埋設物)	知照係	知照係																																																																																																											
	第4項 第4項 第4項	関連資料	-																																																																																																												
第5項	第5項 第5項	設置場所	操作手続	知照係																																																																																																											
	第5項 第5項	関連資料	-																																																																																																												
第6項	第6項 第6項	施設SAの設置	重大事故第一の対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																																											
	第6項 第6項	関連資料	-																																																																																																												
第7項	第7項 第7項	共用の禁止	(共用しない設備)	-																																																																																																											
	第7項 第7項	関連資料	-																																																																																																												
第8項	第8項 第8項 第8項	環境条件, 自然現象, 人為事象, 嵐波, 火災	知照係 (共通期間の共通対策設備なし)	知照係																																																																																																											
	第8項 第8項 第8項	予部(予)部故障	知照係 (予部(予)部なし)	知照係																																																																																																											
	第8項 第8項 第8項	関連資料	30-2 事故試験報告, 30-3 配線図																																																																																																												

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部番号</th> <th style="width: 10%;">計装設備</th> <th style="width: 60%;">参照仕様書又は仕様書</th> <th style="width: 20%;">類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4工系</td> <td rowspan="5">第1項</td> <td>環境・気候・圧力 / 電界の放射 / 放射線</td> <td>その他の構築内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>腐蝕</td> <td>(対策に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を発生しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設周辺の影響</td> <td>(周辺施設等から放射線により機能を生ずるおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁界により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (耐久性, 予設検成・再進入力)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-3 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>設置条件</td> <td>本車の構造として設置・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第5項</td> <td>配線設計</td> <td>配線設計図様から配線図</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他 (振動等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td>施設とAの容量</td> <td>設計基準対象範囲の非純及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>実際の停止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3項</td> <td>設置条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災</td> <td>対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>ケーブル系図様</td> <td>対象外 (ケーブル系図なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 系統図, 図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				部番号	計装設備	参照仕様書又は仕様書	類型化区分	第4工系	第1項	環境・気候・圧力 / 電界の放射 / 放射線	その他の構築内	C	腐蝕	(対策に機能を実現する)	-	漏水	漏水を発生しない	対象外	施設周辺の影響	(周辺施設等から放射線により機能を生ずるおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-	関連資料	図-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-		第3項	試験・検査 (耐久性, 予設検成・再進入力)	計装制御設備	B	関連資料	図-3 試験及び検査		第4項	設置条件	本車の構造として設置・設置不要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	配線設計	配線設計図様から配線図	Aa	その他 (振動等)	対象外	対象外	関連資料	-		設置場所	操作不要	対象外	第1項	施設とAの容量	設計基準対象範囲の非純及び機器の容量等が十分	B	第2項	実際の停止	(適用しない設備)	-	第3項	設置条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)	対象外	ケーブル系図様	対象外 (ケーブル系図なし)	対象外	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配置図	
部番号	計装設備	参照仕様書又は仕様書	類型化区分																																																																												
第4工系	第1項	環境・気候・圧力 / 電界の放射 / 放射線	その他の構築内	C																																																																											
		腐蝕	(対策に機能を実現する)	-																																																																											
		漏水	漏水を発生しない	対象外																																																																											
		施設周辺の影響	(周辺施設等から放射線により機能を生ずるおそれがない)	-																																																																											
		電磁的障害	(電磁界により機能が損なわれない)	-																																																																											
	関連資料	図-2 配置図																																																																													
	第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																											
		関連資料	-																																																																												
	第3項	試験・検査 (耐久性, 予設検成・再進入力)	計装制御設備	B																																																																											
		関連資料	図-3 試験及び検査																																																																												
第4項	設置条件	本車の構造として設置・設置不要	Bb																																																																												
	関連資料	図-4 系統図																																																																													
第5項	配線設計	配線設計図様から配線図	Aa																																																																												
	その他 (振動等)	対象外	対象外																																																																												
	関連資料	-																																																																													
	設置場所	操作不要	対象外																																																																												
第1項	施設とAの容量	設計基準対象範囲の非純及び機器の容量等が十分	B																																																																												
第2項	実際の停止	(適用しない設備)	-																																																																												
第3項	設置条件, 自然現象, 人為事象, 洪水, 火災	対象外 (共通設計の考慮対象設備なし)	対象外																																																																												
	ケーブル系図様	対象外 (ケーブル系図なし)	対象外																																																																												
	関連資料	図-2 系統図, 図-3 配置図																																																																													

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																				
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="667 172 1227 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目名:計装設備</th> <th>高圧電源がA供給系 ADR入口圧力</th> <th>調整区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">機</td> <td rowspan="10">機</td> <td>構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機</td> <td>原子炉建屋原子炉室内</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>直産</td> <td>(直産に機能も実装する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>注</td> <td>海水を過水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>施設中心の影響</td> <td>(周辺施設等から遮断室により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>閉鎖資料</td> <td>第1-2 配線図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)</td> <td>計装制御設備</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>第1-2 試験及び検査</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>設置方法</td> <td>本来の用途として使用・設置不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>第1-4 系統図</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>承認設計</td> <td>承認設計同様の承認機械</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その他(無動物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>装置SAの設置</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の設置等40台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取替の禁止</td> <td>(其用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>閉鎖資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>自然災害、自然現象、人為事 故、爆発、火災</td> <td>対象外(共通制因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10項</td> <td rowspan="2">機</td> <td>承認一上承認機</td> <td>対象外(予備一上承認機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>閉鎖資料</td> <td>第1-2 系統図、第1-3 配線図</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名:計装設備		高圧電源がA供給系 ADR入口圧力	調整区分	第1項	機	機	構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機	原子炉建屋原子炉室内	B	直産	(直産に機能も実装する)	-	注	海水を過水しない	対象外	設計	施設中心の影響	(周辺施設等から遮断室により機能を失うおそれがない)	-	機	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	機	閉鎖資料	第1-2 配線図	-	第2項	機	操作性	操作不要	対象外	閉鎖資料	-	-	第3項	機	試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)	計装制御設備	B	閉鎖資料	第1-2 試験及び検査	-	第4項	機	設置方法	本来の用途として使用・設置不要	Bb	閉鎖資料	第1-4 系統図	-	第5項	機	承認設計	承認設計同様の承認機械	Bb	その他(無動物)	対象外	対象外	第6項	機	閉鎖資料	-	-	設置場所	操作不要	対象外	第7項	機	閉鎖資料	-	-	装置SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等40台	B	第8項	機	閉鎖資料	-	-	取替の禁止	(其用しない設備)	-	第9項	機	閉鎖資料	-	-	自然災害、自然現象、人為事 故、爆発、火災	対象外(共通制因の考慮対象設備なし)	対象外	第10項	機	承認一上承認機	対象外(予備一上承認機)	対象外	閉鎖資料	第1-2 系統図、第1-3 配線図	-		
項目名:計装設備		高圧電源がA供給系 ADR入口圧力	調整区分																																																																																																				
第1項	機	機	構造・強度・圧力 /異常の検出・検知機	原子炉建屋原子炉室内	B																																																																																																		
			直産	(直産に機能も実装する)	-																																																																																																		
			注	海水を過水しない	対象外																																																																																																		
			設計	施設中心の影響	(周辺施設等から遮断室により機能を失うおそれがない)				-																																																																																														
			機	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)				-																																																																																														
			機	閉鎖資料	第1-2 配線図				-																																																																																														
			第2項	機	操作性				操作不要	対象外																																																																																													
					閉鎖資料				-	-																																																																																													
			第3項	機	試験・検査 (検査機、承認機械・再投入等)	計装制御設備	B																																																																																																
					閉鎖資料	第1-2 試験及び検査	-																																																																																																
第4項	機	設置方法	本来の用途として使用・設置不要	Bb																																																																																																			
		閉鎖資料	第1-4 系統図	-																																																																																																			
第5項	機	承認設計	承認設計同様の承認機械	Bb																																																																																																			
		その他(無動物)	対象外	対象外																																																																																																			
第6項	機	閉鎖資料	-	-																																																																																																			
		設置場所	操作不要	対象外																																																																																																			
第7項	機	閉鎖資料	-	-																																																																																																			
		装置SAの設置	設計基準対象施設の系統及び機器の設置等40台	B																																																																																																			
第8項	機	閉鎖資料	-	-																																																																																																			
		取替の禁止	(其用しない設備)	-																																																																																																			
第9項	機	閉鎖資料	-	-																																																																																																			
		自然災害、自然現象、人為事 故、爆発、火災	対象外(共通制因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																																			
第10項	機	承認一上承認機	対象外(予備一上承認機)	対象外																																																																																																			
		閉鎖資料	第1-2 系統図、第1-3 配線図	-																																																																																																			

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表 (常設)</p> <table border="1" data-bbox="672 172 1223 798"> <thead> <tr> <th colspan="2">第3条 計装設備</th> <th>代替高圧電源等・供給系要素等・供給系要素の無人化圧力</th> <th>型式記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td>環境条件 (震度・風速・圧力・電界の上限/下限)</td> <td>その他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>(有防) (機能も劣化する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>振動を減少しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設中心からの影響</td> <td>(隣接施設からの影響等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれること)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、事故検出・再投入性)</td> <td>計装制御設備</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>信頼性</td> <td>本来の用途として使用・信頼不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-4 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td>遮断装置 (その他(遮断物))</td> <td>その他</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>設計S Aの位置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>初期の禁止 (蒸気しない(設備))</td> <td>(蒸気しない(設備))</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水圧</td> <td>防圧設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内</td> <td>A*</td> </tr> <tr> <td>干渉(干渉距離)</td> <td>対象外 (干渉→干渉なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>図-2 制御設備図、図-3 配置図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第3条 計装設備		代替高圧電源等・供給系要素等・供給系要素の無人化圧力	型式記号	第1項	環境条件 (震度・風速・圧力・電界の上限/下限)	その他の建屋内	C	構造	(有防) (機能も劣化する)	—	振動	振動を減少しない	対象外	施設中心からの影響	(隣接施設からの影響等により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—	関連資料	図-2 配置図		第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入性)	計装制御設備	K	関連資料	図-2 試験及び検査		第4項	信頼性	本来の用途として使用・信頼不要	Bb	関連資料	図-4 系統図		第5項	遮断装置 (その他(遮断物))	その他	A*	関連資料	—		設置場所	操作不要	対象外	第1項	設計S Aの位置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	—		第2項	初期の禁止 (蒸気しない(設備))	(蒸気しない(設備))	—	関連資料	—		第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水圧	防圧設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	A*	干渉(干渉距離)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配置図			
第3条 計装設備		代替高圧電源等・供給系要素等・供給系要素の無人化圧力	型式記号																																																																														
第1項	環境条件 (震度・風速・圧力・電界の上限/下限)	その他の建屋内	C																																																																														
	構造	(有防) (機能も劣化する)	—																																																																														
	振動	振動を減少しない	対象外																																																																														
	施設中心からの影響	(隣接施設からの影響等により機能を失うおそれがない)	—																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれること)	—																																																																														
	関連資料	図-2 配置図																																																																															
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	関連資料	—																																																																															
第3項	試験・検査 (検査性、事故検出・再投入性)	計装制御設備	K																																																																														
	関連資料	図-2 試験及び検査																																																																															
第4項	信頼性	本来の用途として使用・信頼不要	Bb																																																																														
	関連資料	図-4 系統図																																																																															
第5項	遮断装置 (その他(遮断物))	その他	A*																																																																														
	関連資料	—																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
第1項	設計S Aの位置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																														
	関連資料	—																																																																															
第2項	初期の禁止 (蒸気しない(設備))	(蒸気しない(設備))	—																																																																														
	関連資料	—																																																																															
第3項	環境条件、自然現象、人為事象、嵐波、水圧	防圧設備-対象 (代替対象設備あり) 一層内	A*																																																																														
	干渉(干渉距離)	対象外 (干渉→干渉なし)	対象外																																																																														
	関連資料	図-2 制御設備図、図-3 配置図																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第2号 操作の確実性について</p> <p>注：設置ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A②、A③、A④等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1号 第2号 操作の確実性について</p>	<p>【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】記載分類記号等の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

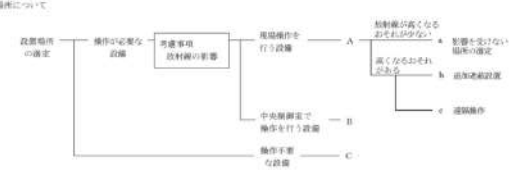
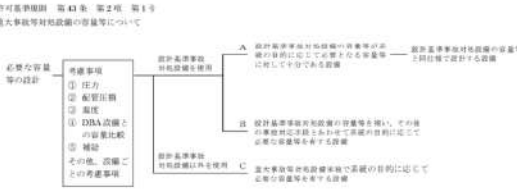
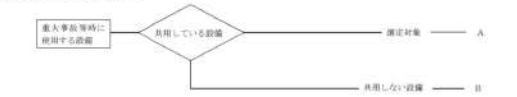
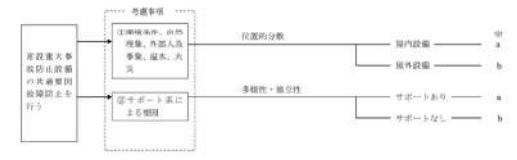

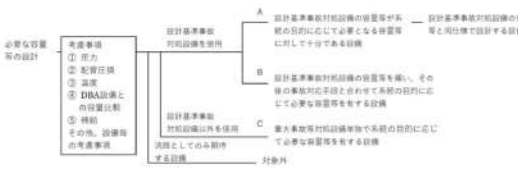
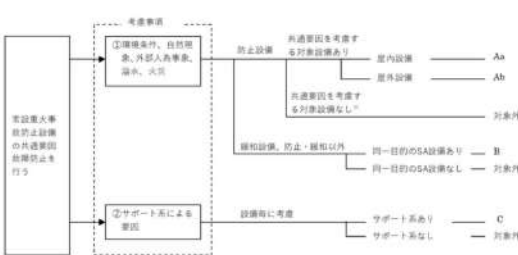
第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A②等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の影響防止について</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α又はβを記載する。（例：①α、①β、②α、②β）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1276 606 1792 702"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p> 	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>相違理由</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

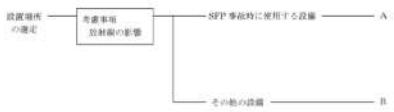





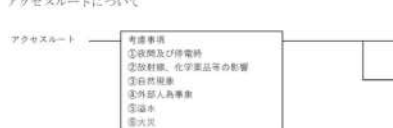
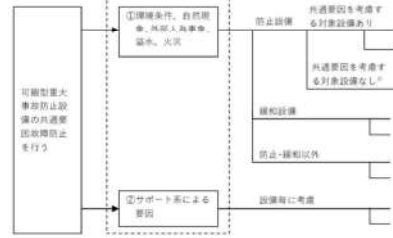
第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉構造層の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直電装置設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉構造層の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直電装置設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備容量</p> <p>【考慮事項】 ① プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を奪取されない時間確保を要するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（外観目視、検油、検温、メータチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を奪取されない時間確保を要する設備 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、検油、検温、メータチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ①、②以外 — c</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉構造層の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉構造層の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備容量も自前で設計方針とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 直結かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他設置 — D 接続なし — E</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の直設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 直結かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>母線供給 — 原子のボルト・ネジによる接続 — A 通信・計装用送電線 — 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口継手 — ボルト締フランジ接続 — B 小口継手 — より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装用配管 — 専用の接続方法による接続 — D</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外入事故</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（窓等） — C 接続箇所なし — D</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・洪水、火災 ・自然現象 ・外入事故</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A その他（窓等） — 対象外</p>	<p>相違理由</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 58-2 配置図 3号炉	女川原子力発電所2号炉 58-3 配置図	泊発電所3号炉 58-2 配置図	相違理由																																																																																																																																										
	表 58-3-1 配置図一覧表(1/4) <table border="1" data-bbox="672 247 1229 1029"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉圧力容器温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-3, 4, 5</td></tr> <tr><td>原子炉圧力</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉圧力 (SA)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (広域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (燃料)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (SA広域)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>原子炉水位 (SA燃料)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>高圧代替注水系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>代替蒸気冷却ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1, 2</td></tr> <tr><td>低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量</td><td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器代替スプレィ流量</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部注水流量</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>ドライウェル温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2, 3, 4, 5</td></tr> <tr><td>圧力調整室内空気温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>サブレーションプール水温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5	原子炉圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉水位 (広域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (燃料)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA広域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	原子炉水位 (SA燃料)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	代替蒸気冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉格納容器代替スプレィ流量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉格納容器下部注水流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	ドライウェル温度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5	圧力調整室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	サブレーションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1	原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2	第1表 配置図一覧表 (1/3) <table border="1" data-bbox="1256 263 1814 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1次冷却材温度 (広域—高温側)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>1次冷却材温度 (広域—低温側)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>1次冷却材圧力 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>加圧器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>原子炉容器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>高圧注入流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P.2, 8</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>低圧注入流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P.2, 8</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量</td><td>原子炉補助建屋 T.P.10, 3</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>B—格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用)</td><td>原子炉補助建屋 T.P.2, 8</td><td>第2図</td></tr> <tr><td>格納容器内温度</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器圧力</td><td>周辺補機棟 T.P.17, 8</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>格納容器圧力 (AM用)</td><td>周辺補機棟 T.P.24, 8</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンプ水位 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器再循環サンプ水位 (狭域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>原子炉下部キャビティ水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第8図</td></tr> <tr><td>出力領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>中間領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>中性子源領域中性子束</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>蒸気発生器水位 (狭域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第6図</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	1次冷却材温度 (広域—高温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材温度 (広域—低温側)	原子炉格納容器内	第5図	1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図	加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図	高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図	低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図	代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量	原子炉補助建屋 T.P.10, 3	第3図	B—格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図	格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図	原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P.17, 8	第5図	格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P.24, 8	第6図	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図	格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図	原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図	格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)	原子炉格納容器内	第8図	出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図	蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図	<p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・泊では、女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
原子炉圧力容器温度	原子炉格納容器内	図58-3-3, 4, 5																																																																																																																																											
原子炉圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉圧力 (SA)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉水位 (広域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (燃料)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA広域)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
原子炉水位 (SA燃料)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量)	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
減圧冷却低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
代替蒸気冷却ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																																											
高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																																																											
低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																																											
原子炉格納容器代替スプレィ流量	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部注水流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																																											
ドライウェル温度	原子炉格納容器内	図58-3-2, 3, 4, 5																																																																																																																																											
圧力調整室内空気温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
サブレーションプール水温度	原子炉格納容器内	図58-3-1																																																																																																																																											
原子炉格納容器下部温度	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																																											
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域—高温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材温度 (広域—低温側)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
1次冷却材圧力 (広域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
加圧器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
高圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図																																																																																																																																											
低圧注入流量	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図																																																																																																																																											
代替格納容器スプレィポンプ出口積算流量	原子炉補助建屋 T.P.10, 3	第3図																																																																																																																																											
B—格納容器スプレィ冷却器出口積算流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.2, 8	第2図																																																																																																																																											
格納容器内温度	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
原子炉格納容器圧力	周辺補機棟 T.P.17, 8	第5図																																																																																																																																											
格納容器圧力 (AM用)	周辺補機棟 T.P.24, 8	第6図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (広域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器水位	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
原子炉下部キャビティ水位	原子炉格納容器内	第3図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)	原子炉格納容器内	第8図																																																																																																																																											
出力領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中間領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
中性子源領域中性子束	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																																											
蒸気発生器水位 (狭域)	原子炉格納容器内	第6図																																																																																																																																											

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
	<p>表58-3-1 配置図一覧表(2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ドライウェル圧力</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力制御室圧力</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>圧力制御室水位</td><td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器下部水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>ドライウェル水位</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (D/W)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>格納容器内水素濃度 (S/C)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>格納容器内常圧気放射線モニタ (D/W)</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>格納容器内常圧気放射線モニタ (S/C)</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-2</td></tr> <tr><td>起動領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>平均出力領域モニタ</td><td>原子炉格納容器内</td><td>図58-3-7</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水位 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>フィルタ装置入口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口圧力 (広帯域)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置水温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>フィルタ装置出口水素濃度</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>耐圧強化ベント系放射線モニタ</td><td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-5</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器入口温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器出口温度</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-4</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系系統流量</td><td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>図58-3-1</td></tr> <tr><td>残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量</td><td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td><td>図58-3-3</td></tr> <tr><td>廃水貯蔵タンク水位</td><td>屋外 (CST連絡トンネル/バルブ室)</td><td>図58-3-8</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力制御室圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	圧力制御室水位	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1	原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5	格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2	格納容器内常圧気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	格納容器内常圧気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7	フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-4	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5	フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5	残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	残留熱除去系熱交換器出口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	原子炉補機冷却水系系統流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3	廃水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トンネル/バルブ室)	図58-3-8	<p>第1表 配置図一覧表(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>蒸気発生器水位 (広域)</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水流量</td><td>周辺補機棟 T.P.10.3m</td><td>第3図</td></tr> <tr><td>主蒸気ライン圧力</td><td>周辺補機棟 T.P.33.1m</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク水位</td><td>周辺補機棟 T.P.43.6m</td><td>第9図</td></tr> <tr><td>燃料取扱用水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P.24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>ほう酸タンク水位</td><td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td><td>第5図</td></tr> <tr><td>補助給水ビット水位</td><td>周辺補機棟 T.P.24.8m</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット温度 (AM用)</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ</td><td>燃料取扱棟</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ寒冷装置</td><td>原子炉補助建屋 T.P.33.1m (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P.33.1m に 保管)</td><td>第7図</td></tr> <tr><td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット</td><td>周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)</td><td>第6図</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第5, 9図</td></tr> <tr><td>格納容器水素イグナイタ温度監視装置</td><td>原子炉格納容器内</td><td>第3, 5, 6, 8, 9図</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)</td><td>周辺補機棟 T.P.43.6m (周辺補機棟 T.P.43.6m 及び 緊急時対策所 待機所内に保管)</td><td>第9, 10図</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位 (可搬型)</td><td>燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P.33.1m に保管)</td><td>第7図</td></tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	蒸気発生器水位 (広域)	原子炉格納容器内	第5図	補助給水流量	周辺補機棟 T.P.10.3m	第3図	主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P.33.1m	第7図	原子炉補機冷却水サージタンク水位	周辺補機棟 T.P.43.6m	第9図	燃料取扱用水ビット水位	周辺補機棟 T.P.24.8m	第6図	ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	第5図	補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P.24.8m	第6図	使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図	使用済燃料ビット監視カメラ寒冷装置	原子炉補助建屋 T.P.33.1m (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P.33.1m に 保管)	第7図	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)	第6図	可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)	第6図	原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図	格納容器水素イグナイタ温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P.43.6m (周辺補機棟 T.P.43.6m 及び 緊急時対策所 待機所内に保管)	第9, 10図	使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P.33.1m に保管)	第7図	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では, 女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																															
ドライウェル圧力	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																															
圧力制御室圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																															
圧力制御室水位	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1																																																																																																																															
原子炉格納容器下部水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																															
ドライウェル水位	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																															
格納容器内水素濃度 (D/W)	原子炉格納容器内	図58-3-5																																																																																																																															
格納容器内水素濃度 (S/C)	原子炉格納容器内	図58-3-2																																																																																																																															
格納容器内常圧気放射線モニタ (D/W)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																															
格納容器内常圧気放射線モニタ (S/C)	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																																															
起動領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																															
平均出力領域モニタ	原子炉格納容器内	図58-3-7																																																																																																																															
フィルタ装置水位 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																															
フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-4																																																																																																																															
フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																															
フィルタ装置水温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																															
フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5																																																																																																																															
フィルタ装置出口水素濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																																															
耐圧強化ベント系放射線モニタ	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-5																																																																																																																															
残留熱除去系熱交換器入口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																															
残留熱除去系熱交換器出口温度	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																																															
原子炉補機冷却水系系統流量	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付属棟内)	図58-3-1																																																																																																																															
残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-3																																																																																																																															
廃水貯蔵タンク水位	屋外 (CST連絡トンネル/バルブ室)	図58-3-8																																																																																																																															
名称	取付箇所	図番号																																																																																																																															
蒸気発生器水位 (広域)	原子炉格納容器内	第5図																																																																																																																															
補助給水流量	周辺補機棟 T.P.10.3m	第3図																																																																																																																															
主蒸気ライン圧力	周辺補機棟 T.P.33.1m	第7図																																																																																																																															
原子炉補機冷却水サージタンク水位	周辺補機棟 T.P.43.6m	第9図																																																																																																																															
燃料取扱用水ビット水位	周辺補機棟 T.P.24.8m	第6図																																																																																																																															
ほう酸タンク水位	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	第5図																																																																																																																															
補助給水ビット水位	周辺補機棟 T.P.24.8m	第6図																																																																																																																															
使用済燃料ビット水位 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																															
使用済燃料ビット温度 (AM用)	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																															
使用済燃料ビット監視カメラ	燃料取扱棟	第7図																																																																																																																															
使用済燃料ビット監視カメラ寒冷装置	原子炉補助建屋 T.P.33.1m (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び 原子炉補助建屋 T.P.33.1m に 保管)	第7図																																																																																																																															
可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)	第6図																																																																																																																															
可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット	周辺補機棟 T.P.24.8m (周辺補機棟 T.P.24.8m に保管)	第6図																																																																																																																															
原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置	原子炉格納容器内	第5, 9図																																																																																																																															
格納容器水素イグナイタ温度監視装置	原子炉格納容器内	第3, 5, 6, 8, 9図																																																																																																																															
原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	周辺補機棟 T.P.43.6m (周辺補機棟 T.P.43.6m 及び 緊急時対策所 待機所内に保管)	第9, 10図																																																																																																																															
使用済燃料ビット水位 (可搬型)	燃料取扱棟 (燃料取扱棟及び周辺補機棟 T.P.33.1m に保管)	第7図																																																																																																																															

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
	<p>表58-3-1 配置図一覧表(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替止水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>直流駆動式圧注水系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>代替循環冷却ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-1</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-1, 2</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>復水移送ポンプ出口圧力</td> <td>原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> <td>原子炉建屋地上3階、地上1階、地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-2, 3, 4, 6</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>格納容器内常期気体濃度</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-5</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度(ライトバルブ式)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール上緊急開放射線モニタ(高線量、新線量)</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール監視カメラ</td> <td>原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-6</td> </tr> <tr> <td>6-2F-1母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2F-2母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2C母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2D母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>6-2H母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2C母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>4-2D母線電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2A電圧</td> <td>新設建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	高圧代替止水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	直流駆動式圧注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1	代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1	高圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2	低圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	復水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2	原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階、地上1階、地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	格納容器内常期気体濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール水位/温度(ライトバルブ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール上緊急開放射線モニタ(高線量、新線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6	6-2F-1母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2F-2母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	6-2H母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	4-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	4-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2A電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9	<p>第1表 配置図一覧表 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>取付箇所</th> <th>図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット可搬型エアモニタ</td> <td>周辺補機棟 T.P.33.1m, 原子炉補助建屋 T.P.33.1m 又は除外 (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P.33.1m に保管)</td> <td>第7図</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</td> <td>周辺補機棟 T.P.17.8m 又は 周辺補機棟 T.P.10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)</td> <td>第4, 5, 10図</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)</td> <td>第5, 10図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ及びB油冷却器補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.-1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.-1.7m</td> <td>第1図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P.2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)</td> <td>周辺補機棟 T.P.2.3m</td> <td>第2図</td> </tr> <tr> <td>6-A, B母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td>A, B-直流コントロールセンタ母線電圧</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>第3図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ伝送設備(発電所内)</td> <td>データ収集計算機</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> <td>第5図</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所指標所内</td> <td>第10図</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P.33.1m, 原子炉補助建屋 T.P.33.1m 又は除外 (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P.33.1m に保管)	第7図	可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P.17.8m 又は 周辺補機棟 T.P.10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)	第4, 5, 10図	可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P.17.8m (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)	第5, 10図	A-高圧注入ポンプ及びB油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	第1図	A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	第1図	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P.2.3m	第2図	原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P.2.3m	第2図	6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	第3図	A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	第3図	データ伝送設備(発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	第5図	データ表示端末	緊急時対策所指標所内	第10図	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊では、女川と同様にパラメータ名称及び該当する図番号を目次として記載している。</p>
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
高圧代替止水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																																																																																														
直流駆動式圧注水系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1																																																																																																														
代替循環冷却ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下3階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-1																																																																																																														
高圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
残留熱除去系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (A及びB) 原子炉建屋地下3階 (C) (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-1, 2																																																																																																														
低圧炉心スプレー系ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
復水移送ポンプ出口圧力	原子炉建屋地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2																																																																																																														
原子炉建屋内水素濃度	原子炉建屋地上3階、地上1階、地下1階、地下2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-2, 3, 4, 6																																																																																																														
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
格納容器内常期気体濃度	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-5																																																																																																														
使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール水位/温度(ライトバルブ式)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール上緊急開放射線モニタ(高線量、新線量)	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
使用済燃料プール監視カメラ	原子炉建屋地上3階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-6																																																																																																														
6-2F-1母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2F-2母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
6-2H母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2C母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
4-2D母線電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
125V直流主母線2A電圧	新設建屋地上3階	図58-3-9																																																																																																														
名称	取付箇所	図番号																																																																																																														
使用済燃料ピット可搬型エアモニタ	周辺補機棟 T.P.33.1m, 原子炉補助建屋 T.P.33.1m 又は除外 (周辺補機棟 T.P.33.1m 及び原子炉補助建屋 T.P.33.1m に保管)	第7図																																																																																																														
可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	周辺補機棟 T.P.17.8m 又は 周辺補機棟 T.P.10.3m (中間床) (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)	第4, 5, 10図																																																																																																														
可搬型計測器	原子炉補助建屋 T.P.17.8m (原子炉補助建屋 T.P.17.8m 及び緊急時対策所指標所内に保管)	第5, 10図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ及びB油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	第1図																																																																																																														
A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用)	原子炉補助建屋 T.P.-1.7m	第1図																																																																																																														
原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P.2.3m	第2図																																																																																																														
原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	周辺補機棟 T.P.2.3m	第2図																																																																																																														
6-A, B母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	第3図																																																																																																														
A, B-直流コントロールセンタ母線電圧	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	第3図																																																																																																														
データ伝送設備(発電所内)	データ収集計算機	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	第5図																																																																																																													
	データ表示端末	緊急時対策所指標所内	第10図																																																																																																													

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p style="text-align: center;">表 58-3-1 配置図一覧表(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">取付箇所</th> <th style="width: 30%;">図番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V直流主母線2B電圧</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2A-1電圧</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>125V直流主母線2D-1電圧</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>250V直流主母線電圧</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>MFCS125V直流主母線電圧</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td>代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)</td> <td>図58-3-4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全パラメータ表示システム (SPDS)</td> <td>ゲージ取 置装置</td> <td>新御建屋地上3階</td> <td>図58-3-9</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送 装置</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> <td>図58-3-10</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示 装置</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> <td>図58-3-10</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器</td> <td>新御建屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階</td> <td>図58-3-9, 10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	取付箇所	図番号	125V直流主母線2B電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2A-1電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9	125V直流主母線2D-1電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9	250V直流主母線電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9	MFCS125V直流主母線電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9	高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4	代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4	安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 置装置	新御建屋地上3階	図58-3-9	SPDS伝送 装置	緊急時対策建屋地下2階	図58-3-10	SPDS表示 装置	緊急時対策建屋地下2階	図58-3-10	可搬型計測器	新御建屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階	図58-3-9, 10		
名称	取付箇所	図番号																																						
125V直流主母線2B電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9																																						
125V直流主母線2A-1電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9																																						
125V直流主母線2D-1電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9																																						
250V直流主母線電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9																																						
MFCS125V直流主母線電圧	新御建屋地上3階	図58-3-9																																						
高圧空燃ガス供給系 ADS入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋原子炉棟内)	図58-3-4																																						
代替高圧空燃ガス供給系空燃ガス供給止め器入口圧力	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付風機内)	図58-3-4																																						
安全パラメータ表示システム (SPDS)	ゲージ取 置装置	新御建屋地上3階	図58-3-9																																					
	SPDS伝送 装置	緊急時対策建屋地下2階	図58-3-10																																					
	SPDS表示 装置	緊急時対策建屋地下2階	図58-3-10																																					
可搬型計測器	新御建屋地上3階、 緊急時対策建屋地下2階	図58-3-9, 10																																						

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

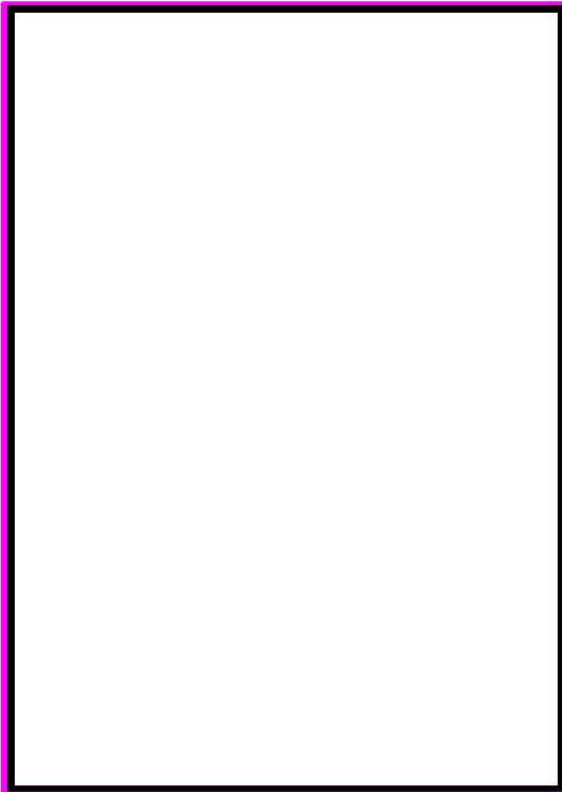
赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

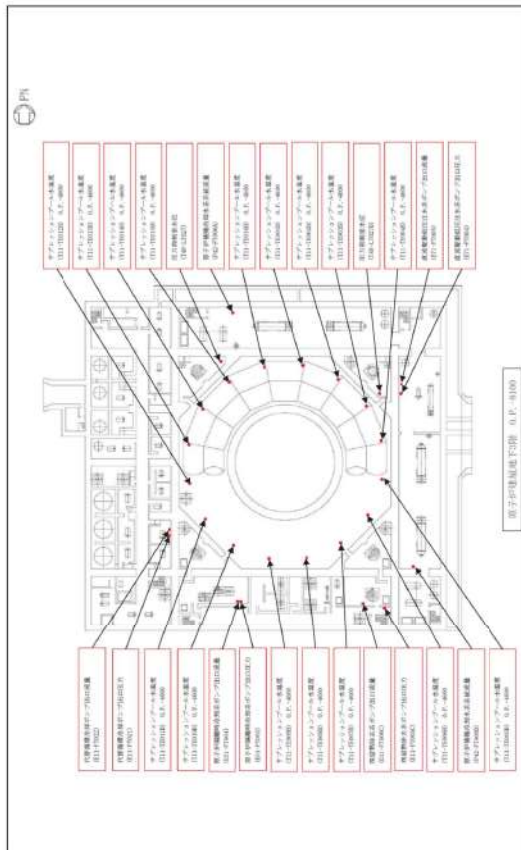
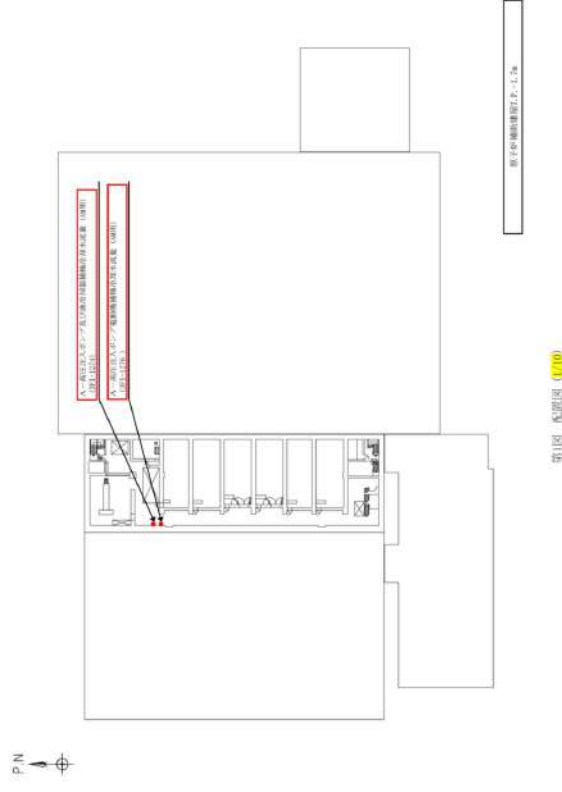


図58-3-1 配置図 (原子炉建屋地下3階)



【大飯, 女川】 配置設計の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 645 976" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1018 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="674 181 1211 1056" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-2 配置図 (原子炉建屋地下2路)</p> </div>	<div data-bbox="1256 181 1809 976" style="text-align: center;"> <p>図 58-3-3 配置図 (原子炉建屋地下2路)</p> </div>	<p>【大飯, 女川】 配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

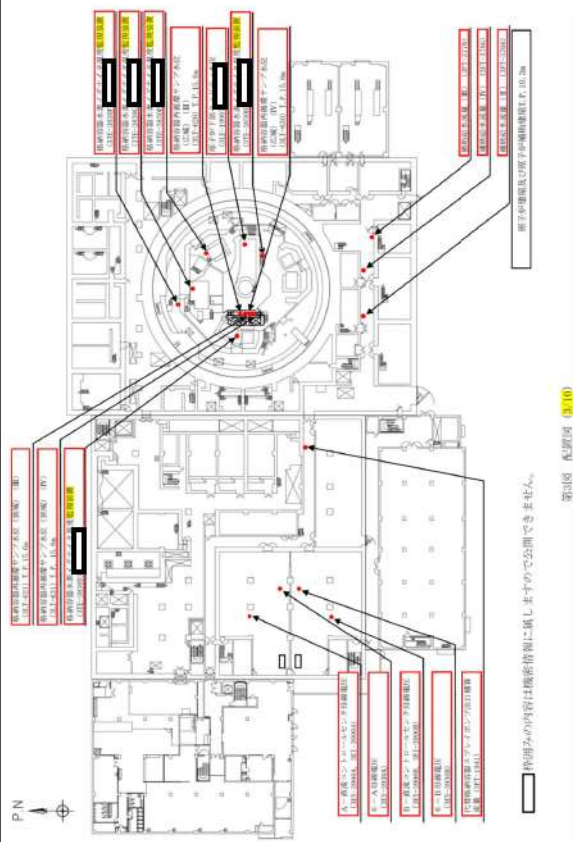
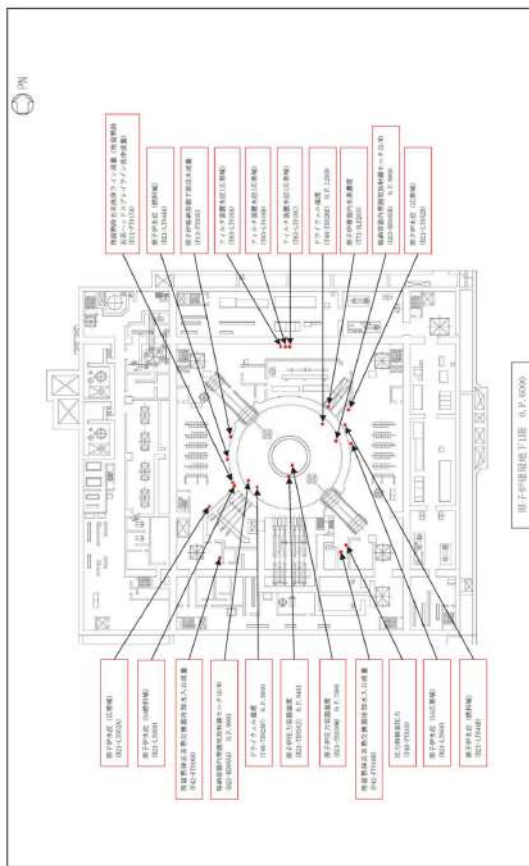
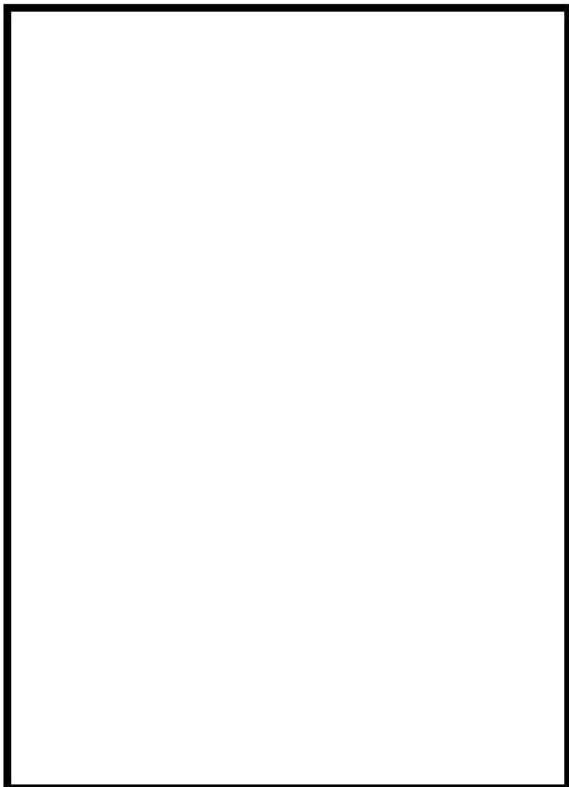
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



【大飯、女川】配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

枠囲いの内容は関係情報に属し、以下のとおりで公開できません。

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 975" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="80 1023 645 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="674 177 1196 1034" style="text-align: center;"> <p>図58-3-4 配置図 (原子炉建屋地上1階)</p> </div>	<div data-bbox="1249 177 1774 975" style="text-align: center;"> <p>第1図 配置図 (400)</p> </div>	<p>【大阪、女川】 配置設計の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

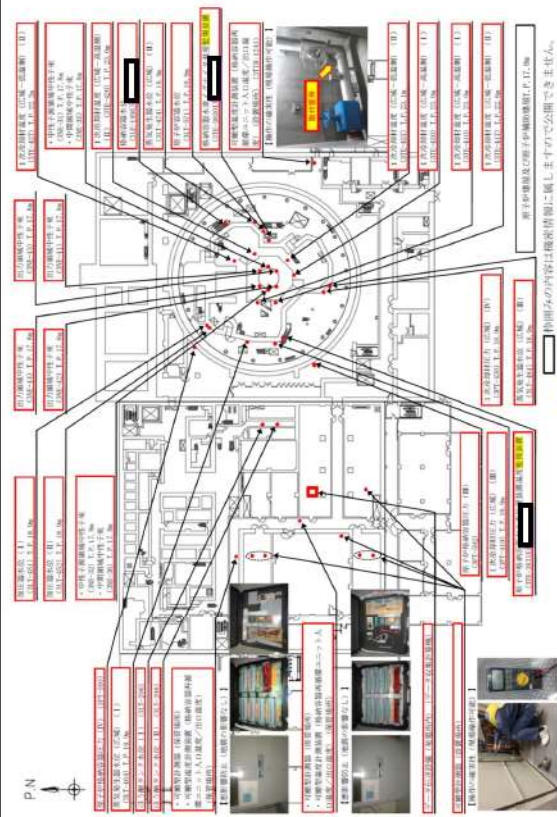
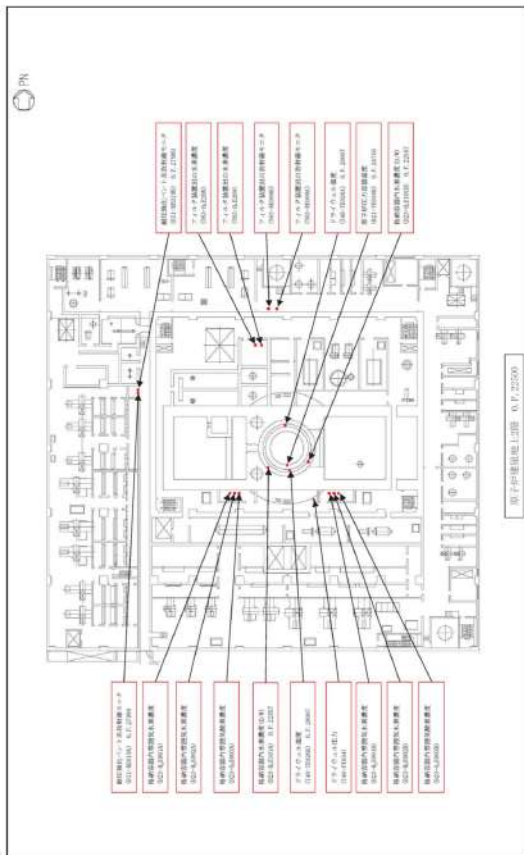
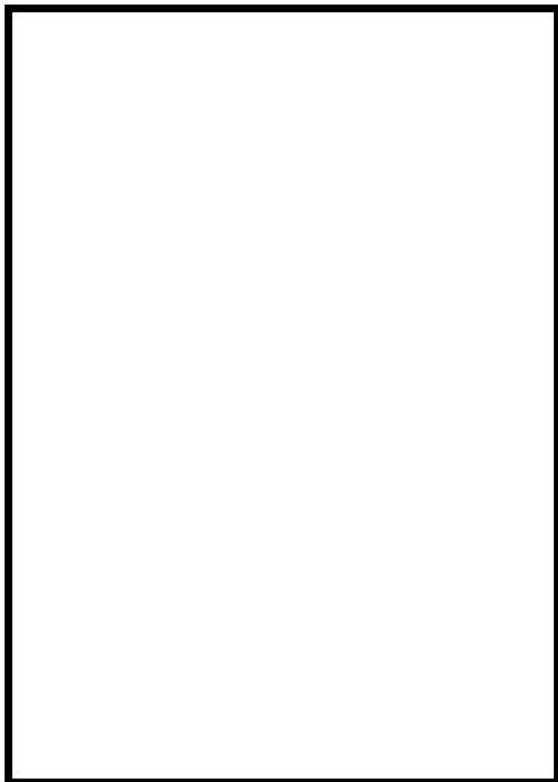
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



【大飯、女川】配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

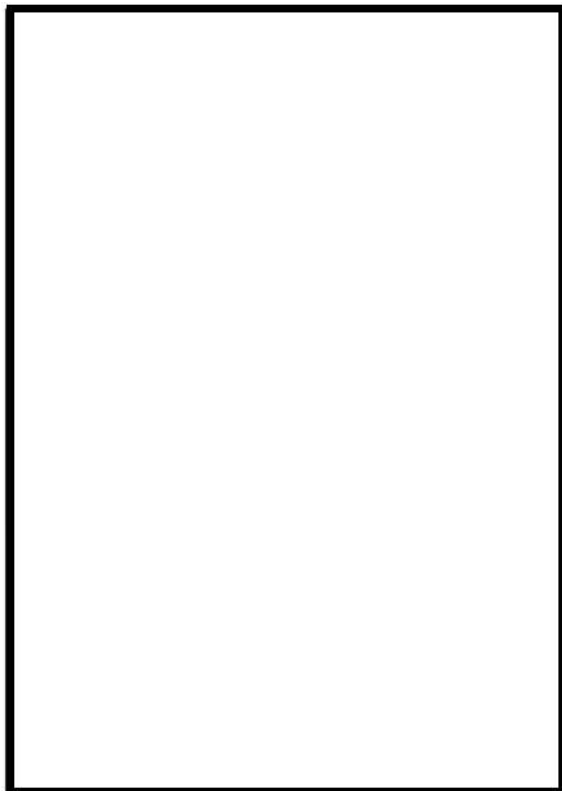
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

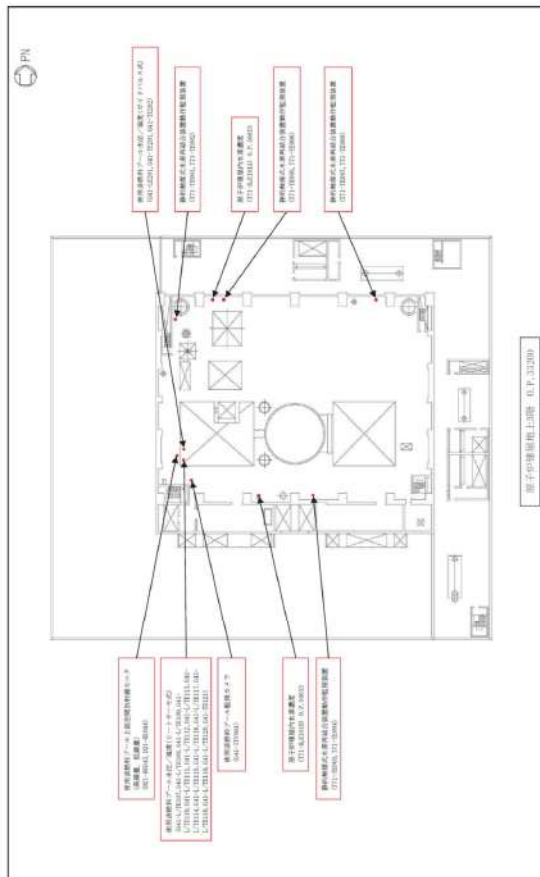
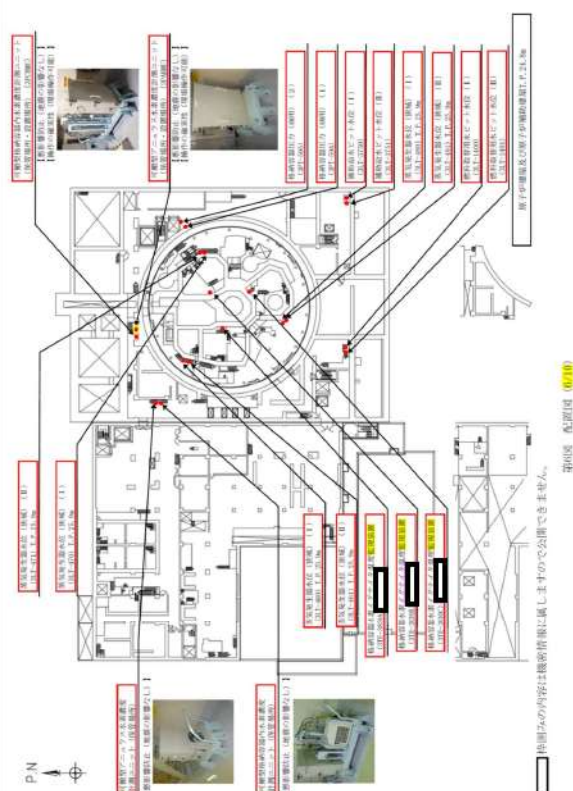


図 58-3-6 配置図 (原子力発電所地上3階)



【大飯、女川】配置設計の相違

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

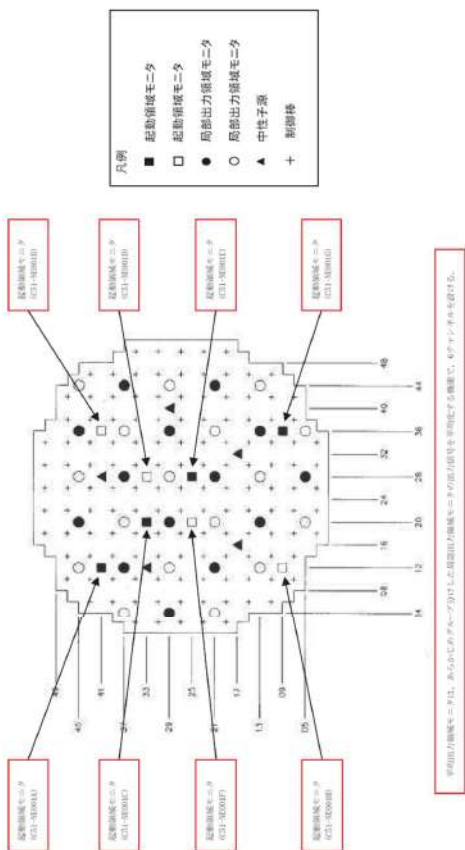
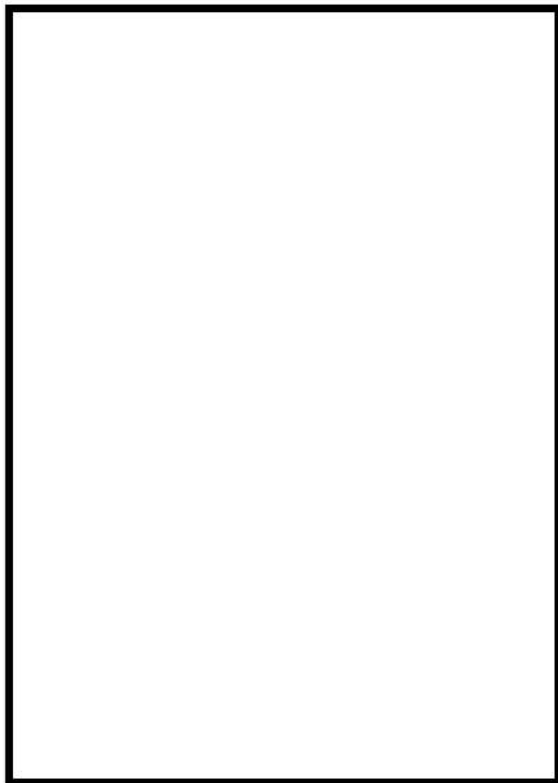
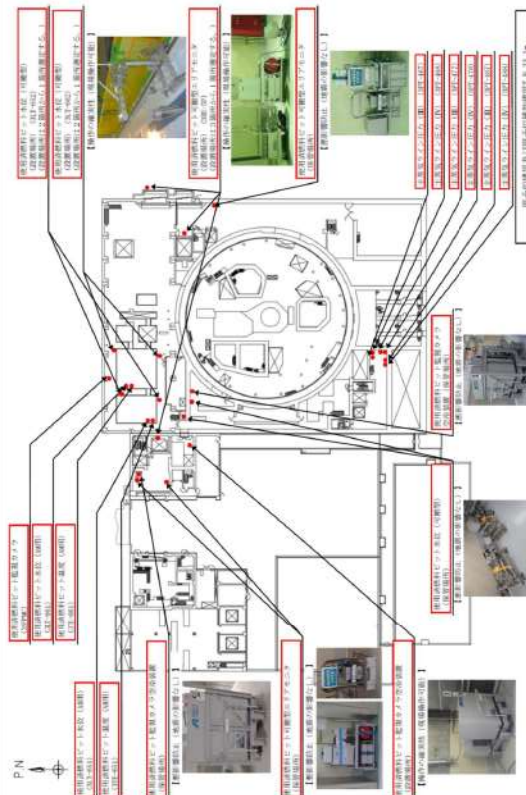


図 58-3-7 配置図 (核計装配置図)



【大飯, 女川】 配置設計の相違

枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

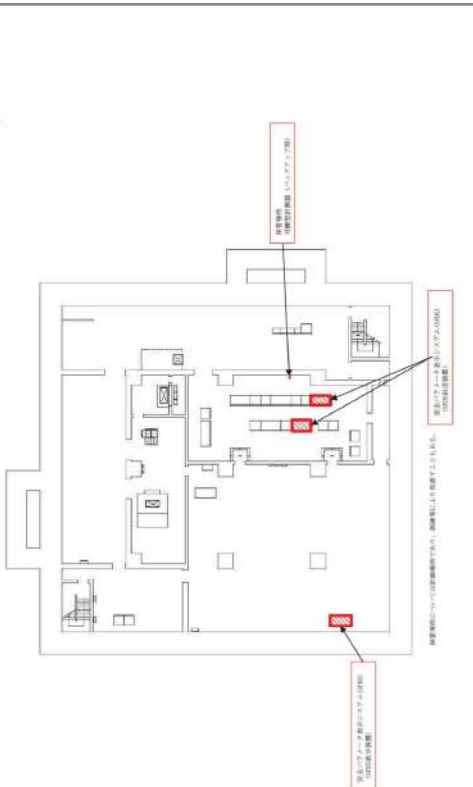
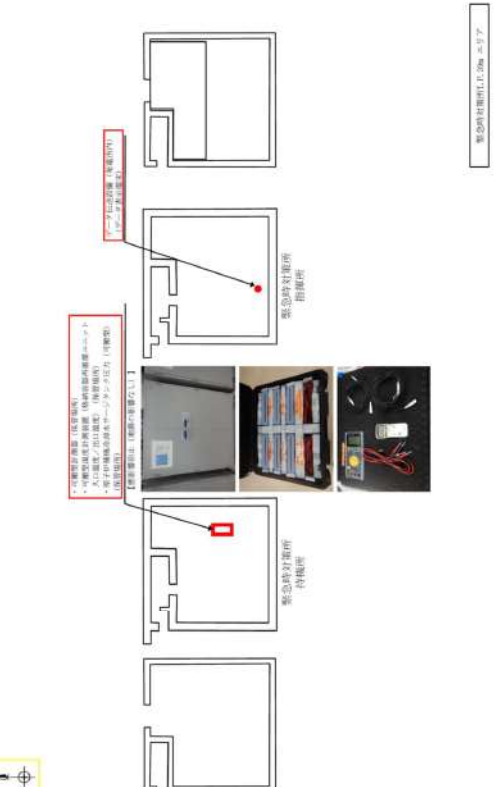
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 640 954" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 245px;"></div> <div data-bbox="91 995 640 1023" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="707 180 1167 930" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図 58-3-8 配置図 (屋外)</p> </div>	<div data-bbox="1261 188 1816 995" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図 58-4 配置図 (屋内)</p> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字:記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字:記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 638 970" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="85 1023 638 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="712 181 1169 938" style="border: 1px solid black; height: 474px; width: 204px;"></div> <div data-bbox="1173 181 1218 730" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="1256 181 1823 970"> </div>	<p>【大飯、女川】配置設計の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 183 638 965" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="78 1013 638 1053" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="672 167 1209 1045" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">緊急時対策建屋地下2階 0. E. 31000</p> <p style="text-align: center;">図 58-3-10 配置図 (緊急時対策建屋地下2階)</p> </div>	<div data-bbox="1254 183 1814 981" style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">緊急時対策建屋待機室</p> <p style="text-align: center;">第100図 配置図 (00000)</p> </div>	<p>【大飯、女川】 配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1024 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			<p>【大阪】配置設計の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3 / 4号炉 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 213 645 1007" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1050 631 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			<p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、ツインプラントであるため、4号炉の配置図を記載している。以降、同図において同じ。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 640 973" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1024 640 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 178 645 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="80 1018 645 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 636 970" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="85 1023 636 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 636 951" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="85 995 636 1024" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 640 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1021 640 1053" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 640 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="85 1023 640 1054" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 185 640 970" style="border: 2px solid black; height: 492px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="80 1018 640 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 970" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="85 1021 631 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

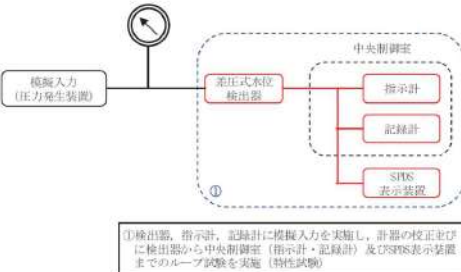
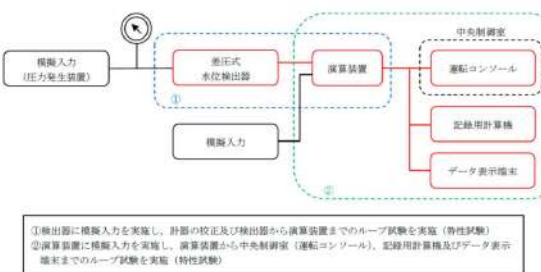
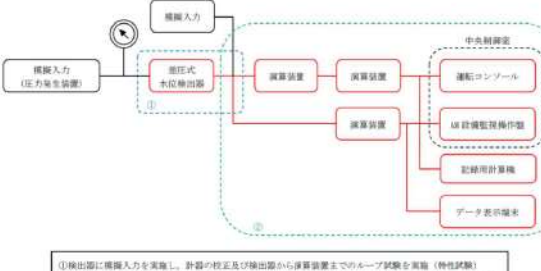
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 645 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="85 1024 631 1056" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲いの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

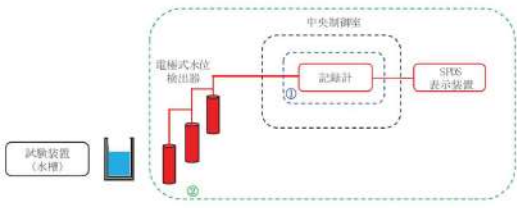
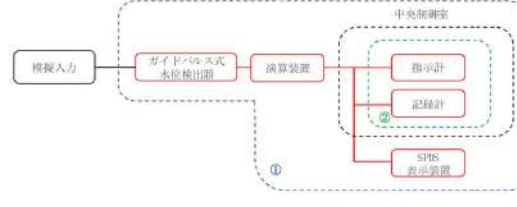
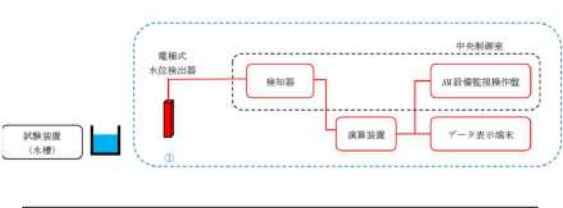
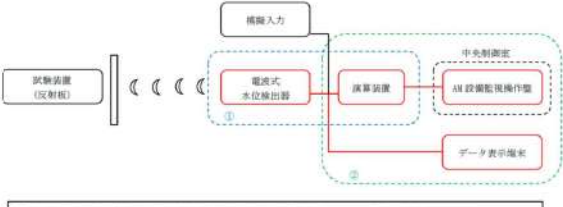
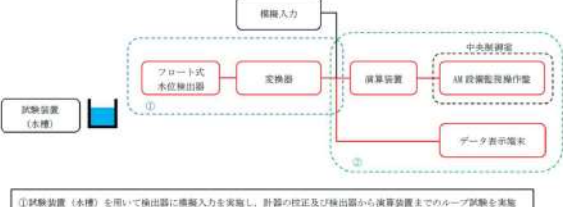
灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉 58-4 試験・検査説明資料 3号炉	女川原子力発電所2号炉 58-5 試験及び検査	泊発電所3号炉 58-3 試験・検査説明資料	相違理由
<p>計装設備の試験及び検査について</p> <p>計装設備は、発電用原子炉の停止中又は計器を除外可能な期間に試験及び検査をすることとしており、試験及び検査内容は図58-5-1~18のとおりである。</p>  <p>図58-5-1 水位計の試験及び検査</p>	<p>計装設備の試験及び検査について</p> <p>計装設備は、発電用原子炉の停止中又は計器を除外可能な期間に試験及び検査をすることとしており、試験及び検査内容は第1図~26図のとおりである。</p>  <p>第1図 水位計の試験及び検査</p> <p>(加圧器水位、蒸気発生器水位 (広域)、蒸気発生器水位 (狭域)、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、燃料取替用水ピット水位、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、補助給水ピット水位)</p>	<p>計装設備の試験及び検査について</p> <p>計装設備は、発電用原子炉の停止中又は計器を除外可能な期間に試験及び検査をすることとしており、試験及び検査内容は第1図~26図のとおりである。</p>  <p>第2図 水位計の試験及び検査 (原子炉容器水位)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川、大阪】資料構成の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映) ・女川に合わせた記載方針とするため、大阪は比較対象外としている。以降同資料において同じ。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・炉型の相違により、監視すべきパラメータが異なるため、パラメータを計測する機器の試験及び検査について図示する数量が異なる。</p> <p>【女川】設備構成の相違 ・パラメータを計測する機器の構成が異なるため、試験及び検査の方法も異なるものが一部あるものの、特性試験等の試験及び検査が実施できることについては女川と同様。以下、同資料において同じ。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：プラント状態監視設備機能検査 (2/2)【計装編】 要領書番号：03-16-140</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p>①記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室の記録計及びSPS表示装置で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-2 水位計の試験及び検査 (原子炉格納容器下部水位, ドライウェル水位)</p>  <p>①検出器に模擬入力を実施し、検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 並びにSPS表示装置までの水位確認を実施 (特性試験) ②指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">図 58-5-3 水位計の試験及び検査 (使用済燃料プール水位 (ガイドパルス式))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出器が動作することを、中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末で確認 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第3図 水位計の試験及び検査 (原子炉下部キャビティ水位, 格納容器水位)</p>  <p>①検出器に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第4図 水位計の試験及び検査 (使用済燃料ピット水位 (AM用))</p>  <p>①試験装置 (水槽) を用いて検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p style="text-align: center;">第5図 水位計の試験及び検査 (使用済燃料ピット水位 (可搬型))</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 638 1018" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="181 1038 539 1058" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>	<div data-bbox="683 159 1176 391" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="801 406 1176 462" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> ① 検出器、指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験) </div> <p data-bbox="784 470 1086 491" style="text-align: center;">図 58-5-4 圧力計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1254 183 1803 391" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1265 414 1780 470" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> ① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) </div> <p data-bbox="1433 486 1624 502" style="text-align: center;">第6図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1321 518 1736 574" style="text-align: center;">① 次冷却材圧力 (広域)、原子炉格納容器圧力、主蒸気ライン圧力</p> <div data-bbox="1254 638 1803 813" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1254 837 1803 885" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> ① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作装置) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) </div> <p data-bbox="1433 901 1624 917" style="text-align: center;">第7図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1422 925 1635 949" style="text-align: center;">(格納容器圧力 (AM用))</p> <div data-bbox="1310 1029 1758 1236" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1265 1284 1803 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> ① 圧力指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) </div> <p data-bbox="1400 1340 1668 1364" style="text-align: center;">第8図 圧力計の試験及び検査</p> <p data-bbox="1321 1388 1747 1412" style="text-align: center;">(原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型))</p>	<p data-bbox="1836 167 2027 191" style="color: red;">【女川】 設備構成の相違</p> <p data-bbox="1836 486 2161 566" style="color: red;">【女川】 記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1836 630 2027 654" style="color: red;">【女川】 設備構成の相違</p> <p data-bbox="1836 925 2161 1005" style="color: red;">【女川】 記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1836 1069 2027 1093" style="color: red;">【女川】 設備構成の相違</p> <p data-bbox="1836 1364 2161 1444" style="color: red;">【女川】 記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 236 629 1054" style="border: 2px solid black; height: 513px; width: 240px;"></div> <div data-bbox="174 1062 533 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 詳細の範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="689 156 1209 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 検出器、指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正並びに検出器から中央制御室 (指示計・記録計) 及びSHS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <p data-bbox="806 446 1086 470">図 58-5-5 流量計の試験及び検査</p>	<div data-bbox="1254 140 1814 454" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p data-bbox="1422 462 1624 486">第9図 流量計の試験及び検査 (高压注入流量, 低压注入流量, 補助给水流量)</p> </div> <div data-bbox="1254 614 1814 885" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 検出器に模擬入力を実施し、計器の校正及び検出器から演算装置までのループ試験を実施 (特性試験) ② 演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (M設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p data-bbox="1422 893 1624 917">第10図 流量計の試験及び検査 (代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量, B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用), 原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用), 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用))</p> </div> <div data-bbox="1299 1109 1769 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 流量指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> <p data-bbox="1400 1356 1646 1380">第11図 流量計の試験及び検査 (A-高压注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用), A-高压注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用))</p> </div>	<p data-bbox="1848 167 2027 191">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1848 486 2161 566">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1848 630 2027 654">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1848 925 2161 1005">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p data-bbox="1848 1125 2027 1149">【女川】設備構成の相違</p> <p data-bbox="1848 1388 2161 1468">【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

Table with 5 columns: 種別, 種名, 計装方式, 検出器, 点検及び試験の項目. It lists various temperature measurement points like '格納容器内部温度' and '1次冷却材温度' with their respective detection methods and inspection items.

女川原子力発電所2号炉

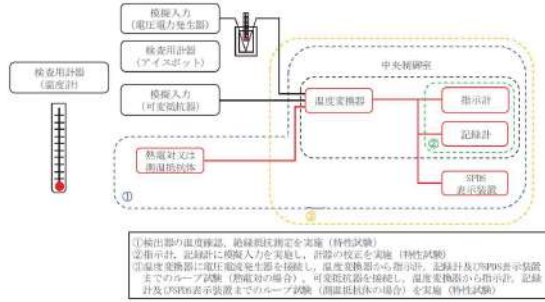


図 58-5-6 温度計の試験及び検査

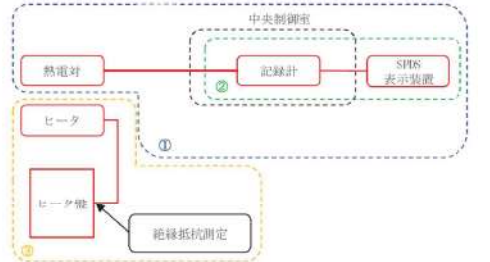


図 58-5-7 温度計の試験及び検査

(使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式))

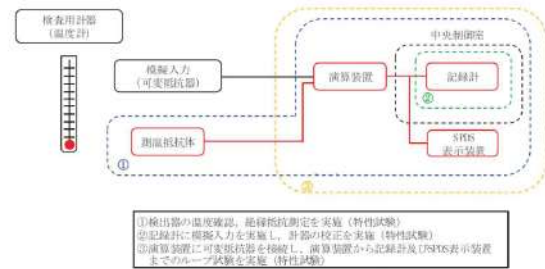
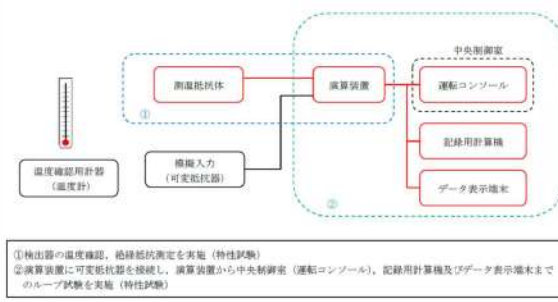


図 58-5-8 温度計の試験及び検査

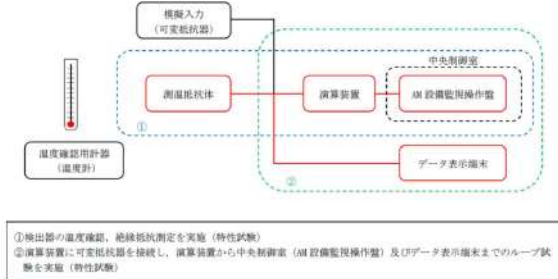
(使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式))

泊発電所3号炉



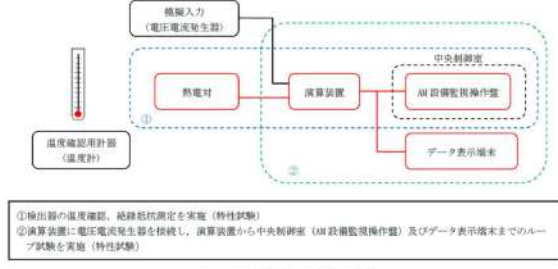
第12図 温度計の試験及び検査

①1次冷却材温度 (広域-高温側), 1次冷却材温度 (広域-低温側), 格納容器内温度)



第13図 温度計の試験及び検査

(使用済燃料ピット温度 (AM用))



第14図 温度計の試験及び検査

(原子炉格納容器内水素処理装置温度, 格納容器イグナイト温度)

相違理由

【女川】 設備構成の相違

【女川】 記載方針の相違
・泊は、熱電対を用いた温度計については第14図にて図示する。

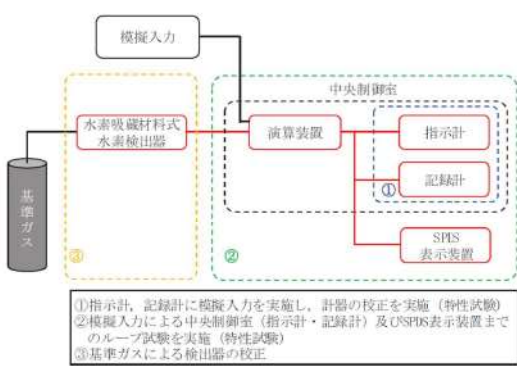
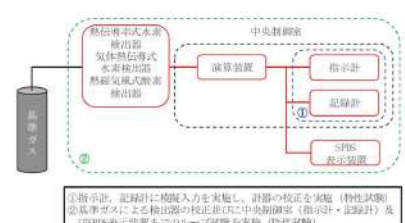
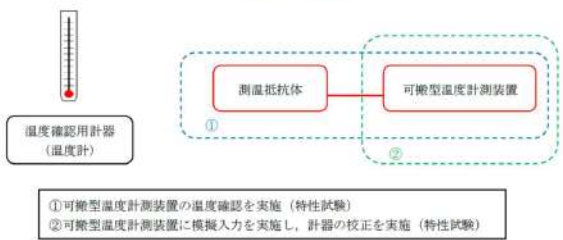
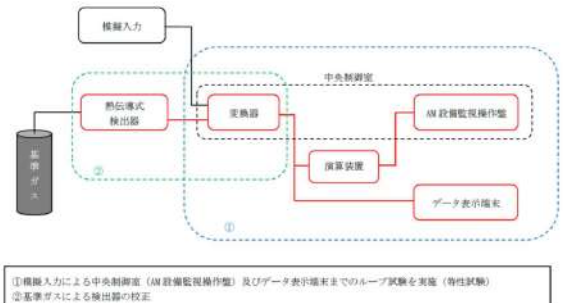
【女川】 記載方針の相違
・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。

【女川】 設備構成の相違

【女川】 設備構成の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 4</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：計測制御系監視機能検査 (2/3) [計装A編] 要領書番号：03-16-310</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p style="text-align: center;">図 58-5-9 水素濃度計の試験及び検査 (格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C))</p>  <p style="text-align: center;">図 58-5-10 水素及び酸素濃度計の試験及び検査 (格納容器内雰囲気水素濃度、格納容器内雰囲気酸素濃度、フィルタ装置出口水素濃度及び原子炉建屋水素濃度(気体熱伝導式))</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">第15図 温度計の試験及び検査 (可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度))</p>  <p style="text-align: center;">第16図 水素濃度計の試験及び検査 (可搬型格納容器水素濃度計測ユニット、 可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット)</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 638 1066" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div data-bbox="689 159 1205 375"> <p>①指示計、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②基準ガスによる検出器の校正並びに中央制御室 (指示計・記録計) 及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-11 水素濃度計の試験及び検査 (原子炉建屋水素濃度 (触媒式))</p> </div> <div data-bbox="689 598 1205 813"> <p>①記録計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②線源校正室にて標準線源を用いて検出器の線源校正並びに記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>図 58-5-12 放射線量率計の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1310 582 1780 774"> <p>①検出器内部線源を用いて検出器の電圧値確認を実施 (特性試験) ②前置増幅器に模擬入力を実施し、計器の校正並びに前置増幅器から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第 17 図 放射線量率計の試験及び検査 (格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)、 格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ))</p> </div> <div data-bbox="1265 1077 1803 1364"> <p>①標準線源を用いて検出器の線源校正を実施 (特性試験) ②信号処理部に模擬入力を実施し、信号処理部から変換器までのループ試験を実施 (特性試験) ③演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (AM設備監視操作盤) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> <p>第 18 図 放射線量率計の試験及び検査 (使用済燃料ピット可搬型エアモニタ)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

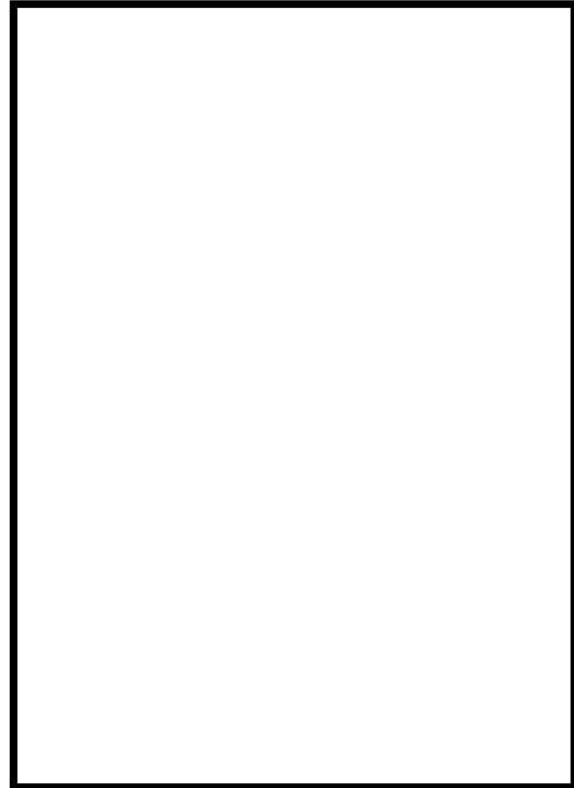
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



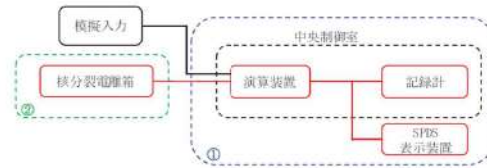
枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。



①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計のループ試験を実施 (特性試験)
 ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)

図 58-5-13 原子炉出力の試験及び検査

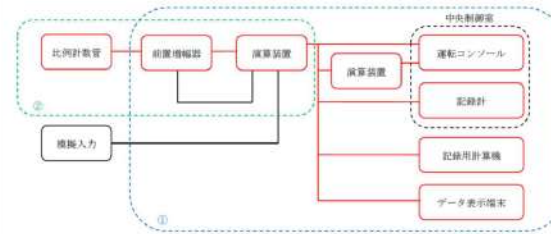
(起動領域モニタ)



①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から記録計及びSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)
 ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗測定を実施 (特性試験)

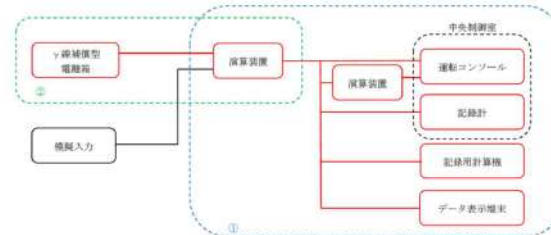
図 58-5-14 原子炉出力の試験及び検査

(平均出力領域モニタ)



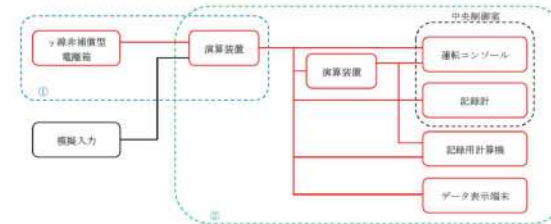
①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から前置増幅器、中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)
 ②検出器点検として、プラトー特性測定、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)

第19図 原子炉出力の試験及び検査
(中性子源領域中性子束)



①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)
 ②検出器点検として、補償特性測定、飽和特性試験、及び絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)

第20図 原子炉出力の試験及び検査
(中間領域中性子束)



①計測機器、記録計に模擬入力を実施し、計器の校正及び計測機器から中央制御室 (運転コンソール・記録計)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)
 ②検出器点検として、飽和特性試験、絶縁抵抗試験を実施 (特性試験)

第21図 原子炉出力の試験及び検査
(出力領域中性子束)

【女川】設備構成の相違

【女川】設備構成の相違

【女川】設備構成の相違

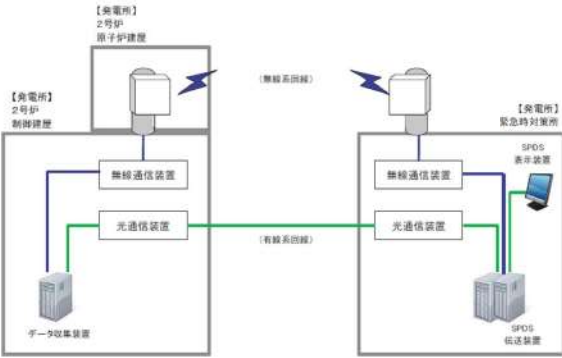

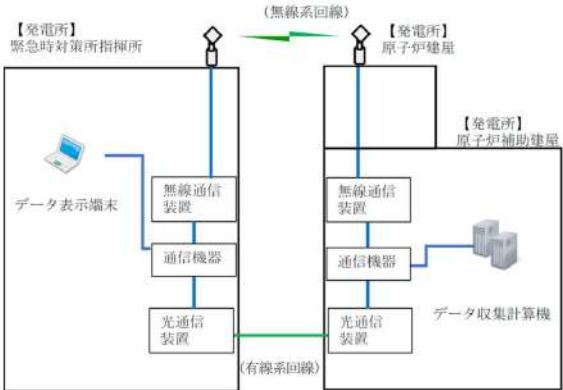

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 268 654 1069" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div data-bbox="705 143 1187 367"> </div> <div data-bbox="739 383 1153 446"> <p>①指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置からSPDS表示装置までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="795 454 1097 478"> <p>図 58-5-15 電圧計の試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 143 1814 367"> </div> <div data-bbox="1254 383 1814 446"> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール) 及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1433 454 1635 478"> <p>第 22 図 電圧計の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1433 486 1635 510"> <p>(6-A, B 母線電圧)</p> </div> <div data-bbox="1254 574 1814 798"> </div> <div data-bbox="1254 813 1814 877"> <p>①変換器に模擬入力を実施し、計器の校正及び変換器から中央制御室 (運転コンソール) までのループ試験を実施 (特性試験) ②演算装置に模擬入力を実施し、演算装置から中央制御室 (運転コンソール)、記録用計算機及びデータ表示端末までのループ試験を実施 (特性試験) ③指示計に模擬入力を実施し、計器の校正を実施 (特性試験)</p> </div> <div data-bbox="1433 917 1635 941"> <p>第 23 図 電圧計の試験及び検査</p> </div> <div data-bbox="1433 949 1724 973"> <p>(A, B-直流コントロール母線電圧)</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は計装設備ごとの設備構成に基づき試験及び検査内容を書き分けた。</p> <p>【女川】設備構成の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div data-bbox="705 1085 1187 1308"> </div> <div data-bbox="806 1276 1086 1316"> <p>①使用済燃料プール監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能試験)</p> </div> <div data-bbox="672 1332 1209 1356"> <p>図 58-5-16 使用済燃料プール監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<div data-bbox="1254 1085 1814 1308"> </div> <div data-bbox="1254 1356 1814 1404"> <p>①使用済燃料プール監視カメラの外観確認及び映像確認を実施 (機能・性能検査) ②使用済燃料プール監視カメラ冷却装置の外観確認及び性能確認を実施 (機能・性能検査)</p> </div> <div data-bbox="1321 1412 1747 1436"> <p>第 24 図 使用済燃料プール監視カメラの試験及び検査</p> </div>	<p>【女川】設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 58-5-17 安全パラメータ表示システム(SPDS)の試験及び検査</p>  <p>図 58-5-18 可搬型計測器の試験及び検査</p>	 <p>第 25 図 データ伝送設備 (発電所内) の試験及び検査</p>  <p>第 26 図 可搬型計測器の試験及び検査</p>	<p>【女川】設備構成の相違</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 252 654 1072" style="border: 2px solid black; height: 514px; width: 260px;"></div> <div data-bbox="116 1098 600 1126" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 256 224 399">備考 （□内は適用する設備の適用箇所）</th> <th data-bbox="224 256 656 399">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 399 224 526">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 399 656 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 526 224 654">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 526 656 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 654 224 782">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 654 656 782"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 782 224 909">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 782 656 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 909 224 1037">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 909 656 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1037 224 1165">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1037 656 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1165 224 1292">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1165 656 1292"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1292 224 1420">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1292 656 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1420 224 1471">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1420 656 1471"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="69 256 224 399">備考 （□内は適用する設備の適用箇所）</th> <th data-bbox="224 256 656 399">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="69 399 224 526">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 399 656 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 526 224 654">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 526 656 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 654 224 782">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 654 656 782"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 782 224 909">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 782 656 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 909 224 1037">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 909 656 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1037 224 1165">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1037 656 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1165 224 1292">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1165 656 1292"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1292 224 1420">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1292 656 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 1420 224 1471">一部先行実施</td> <td data-bbox="224 1420 656 1471"></td> </tr> </tbody> </table>	備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項	一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項	一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="656 256 806 399">備考 （□内は適用する設備の適用箇所）</th> <th data-bbox="806 256 1240 399">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="656 399 806 526">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 399 1240 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 526 806 654">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 526 1240 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 654 806 782">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 654 1240 782"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 782 806 909">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 782 1240 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 909 806 1037">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 909 1240 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1037 806 1165">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 1037 1240 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1165 806 1292">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 1165 1240 1292"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1292 806 1420">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 1292 1240 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="656 1420 806 1471">一部先行実施</td> <td data-bbox="806 1420 1240 1471"></td> </tr> </tbody> </table>	備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項	一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 256 1388 399">備考 （□内は適用する設備の適用箇所）</th> <th data-bbox="1388 256 1825 399">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 399 1388 526">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 399 1825 526"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 526 1388 654">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 526 1825 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 654 1388 782">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 654 1825 782"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 782 1388 909">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 782 1825 909"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 909 1388 1037">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 909 1825 1037"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1037 1388 1165">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 1037 1825 1165"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1165 1388 1292">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 1165 1825 1292"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1292 1388 1420">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 1292 1825 1420"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1420 1388 1471">一部先行実施</td> <td data-bbox="1388 1420 1825 1471"></td> </tr> </tbody> </table>	備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項	一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		一部先行実施		<p>相違理由</p>
備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項																																																																																		
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項																																																																																		
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項																																																																																		
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
備考 （□内は適用する設備の適用箇所）	特記事項																																																																																		
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			
一部先行実施																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：エリアモニタリング機能検査 要領書番号：03-16-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 格納容器内高レンジエリアモニタ (3R-91A.91B.92A.92B)</p> <p>検出部</p> <p>放射線量発生装置</p> <p>原子炉補助機</p> <p>※ モニタリングスイッチ位置 1. [アラーム] 2. [リレー] 3. [アラーム]</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：核計装設備検査 要領書番号：03-16-335</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 636 928" style="border: 2px solid black; height: 414px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="116 959 600 986" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 258 640 1056" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1069 604 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 252 640 1098" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="125 1114 613 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 272 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="116 1082 600 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 604 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 272 640 1070" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1082 595 1110" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 640 1046" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="116 1054 604 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

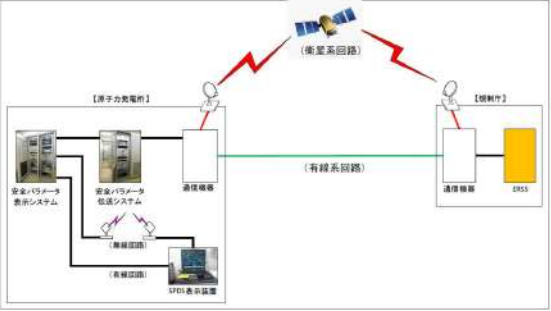
第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 604 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム</p> <p>試験・検査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験構成  <p>【試験・検査項目】</p> <table border="1" data-bbox="85 861 638 1173"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。</td> </tr> <tr> <td>据付検査</td> <td>工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>工事計画のとおりに据付け竣工されていること。</td> </tr> <tr> <td>通信性能検査</td> <td>通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。</td> <td>通信が正常にできること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	検査方法	判定基準	外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。	据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。	通信性能検査	通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。	通信が正常にできること。			
検査項目	検査方法	判定基準													
外観検査	各部の外観を目視（または品質記録）により確認する。	有害な欠陥（表面のかき傷、磨耗、クラック、腐食等の欠陥のうち、機器の健全性に影響を及ぼすもの）がないこと。													
据付検査	工事計画に記載されているとおりに据付けられていることを目視（または品質記録）により確認する。	工事計画のとおりに据付け竣工されていること。													
通信性能検査	通信が正常にできることを目視（または品質記録）により確認する。	通信が正常にできること。													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">4号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">備品名</th> <th style="width: 25%;">型式</th> <th style="width: 25%;">仕様</th> <th style="width: 25%;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料供給装置</td> <td>1. 型式</td> <td>1. 仕様</td> <td>1. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料供給装置</td> <td>2. 型式</td> <td>2. 仕様</td> <td>2. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>3. 燃料供給装置</td> <td>3. 型式</td> <td>3. 仕様</td> <td>3. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>4. 燃料供給装置</td> <td>4. 型式</td> <td>4. 仕様</td> <td>4. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>5. 燃料供給装置</td> <td>5. 型式</td> <td>5. 仕様</td> <td>5. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>6. 燃料供給装置</td> <td>6. 型式</td> <td>6. 仕様</td> <td>6. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>7. 燃料供給装置</td> <td>7. 型式</td> <td>7. 仕様</td> <td>7. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>8. 燃料供給装置</td> <td>8. 型式</td> <td>8. 仕様</td> <td>8. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>9. 燃料供給装置</td> <td>9. 型式</td> <td>9. 仕様</td> <td>9. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>10. 燃料供給装置</td> <td>10. 型式</td> <td>10. 仕様</td> <td>10. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>11. 燃料供給装置</td> <td>11. 型式</td> <td>11. 仕様</td> <td>11. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>12. 燃料供給装置</td> <td>12. 型式</td> <td>12. 仕様</td> <td>12. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>13. 燃料供給装置</td> <td>13. 型式</td> <td>13. 仕様</td> <td>13. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>14. 燃料供給装置</td> <td>14. 型式</td> <td>14. 仕様</td> <td>14. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>15. 燃料供給装置</td> <td>15. 型式</td> <td>15. 仕様</td> <td>15. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>16. 燃料供給装置</td> <td>16. 型式</td> <td>16. 仕様</td> <td>16. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>17. 燃料供給装置</td> <td>17. 型式</td> <td>17. 仕様</td> <td>17. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>18. 燃料供給装置</td> <td>18. 型式</td> <td>18. 仕様</td> <td>18. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>19. 燃料供給装置</td> <td>19. 型式</td> <td>19. 仕様</td> <td>19. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>20. 燃料供給装置</td> <td>20. 型式</td> <td>20. 仕様</td> <td>20. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>21. 燃料供給装置</td> <td>21. 型式</td> <td>21. 仕様</td> <td>21. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>22. 燃料供給装置</td> <td>22. 型式</td> <td>22. 仕様</td> <td>22. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>23. 燃料供給装置</td> <td>23. 型式</td> <td>23. 仕様</td> <td>23. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>24. 燃料供給装置</td> <td>24. 型式</td> <td>24. 仕様</td> <td>24. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>25. 燃料供給装置</td> <td>25. 型式</td> <td>25. 仕様</td> <td>25. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>26. 燃料供給装置</td> <td>26. 型式</td> <td>26. 仕様</td> <td>26. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>27. 燃料供給装置</td> <td>27. 型式</td> <td>27. 仕様</td> <td>27. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>28. 燃料供給装置</td> <td>28. 型式</td> <td>28. 仕様</td> <td>28. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>29. 燃料供給装置</td> <td>29. 型式</td> <td>29. 仕様</td> <td>29. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>30. 燃料供給装置</td> <td>30. 型式</td> <td>30. 仕様</td> <td>30. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>31. 燃料供給装置</td> <td>31. 型式</td> <td>31. 仕様</td> <td>31. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>32. 燃料供給装置</td> <td>32. 型式</td> <td>32. 仕様</td> <td>32. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>33. 燃料供給装置</td> <td>33. 型式</td> <td>33. 仕様</td> <td>33. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>34. 燃料供給装置</td> <td>34. 型式</td> <td>34. 仕様</td> <td>34. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>35. 燃料供給装置</td> <td>35. 型式</td> <td>35. 仕様</td> <td>35. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>36. 燃料供給装置</td> <td>36. 型式</td> <td>36. 仕様</td> <td>36. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>37. 燃料供給装置</td> <td>37. 型式</td> <td>37. 仕様</td> <td>37. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>38. 燃料供給装置</td> <td>38. 型式</td> <td>38. 仕様</td> <td>38. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>39. 燃料供給装置</td> <td>39. 型式</td> <td>39. 仕様</td> <td>39. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>40. 燃料供給装置</td> <td>40. 型式</td> <td>40. 仕様</td> <td>40. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>41. 燃料供給装置</td> <td>41. 型式</td> <td>41. 仕様</td> <td>41. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>42. 燃料供給装置</td> <td>42. 型式</td> <td>42. 仕様</td> <td>42. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>43. 燃料供給装置</td> <td>43. 型式</td> <td>43. 仕様</td> <td>43. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>44. 燃料供給装置</td> <td>44. 型式</td> <td>44. 仕様</td> <td>44. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>45. 燃料供給装置</td> <td>45. 型式</td> <td>45. 仕様</td> <td>45. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>46. 燃料供給装置</td> <td>46. 型式</td> <td>46. 仕様</td> <td>46. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>47. 燃料供給装置</td> <td>47. 型式</td> <td>47. 仕様</td> <td>47. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>48. 燃料供給装置</td> <td>48. 型式</td> <td>48. 仕様</td> <td>48. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>49. 燃料供給装置</td> <td>49. 型式</td> <td>49. 仕様</td> <td>49. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>50. 燃料供給装置</td> <td>50. 型式</td> <td>50. 仕様</td> <td>50. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>51. 燃料供給装置</td> <td>51. 型式</td> <td>51. 仕様</td> <td>51. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>52. 燃料供給装置</td> <td>52. 型式</td> <td>52. 仕様</td> <td>52. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>53. 燃料供給装置</td> <td>53. 型式</td> <td>53. 仕様</td> <td>53. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>54. 燃料供給装置</td> <td>54. 型式</td> <td>54. 仕様</td> <td>54. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>55. 燃料供給装置</td> <td>55. 型式</td> <td>55. 仕様</td> <td>55. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>56. 燃料供給装置</td> <td>56. 型式</td> <td>56. 仕様</td> <td>56. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>57. 燃料供給装置</td> <td>57. 型式</td> <td>57. 仕様</td> <td>57. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>58. 燃料供給装置</td> <td>58. 型式</td> <td>58. 仕様</td> <td>58. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>59. 燃料供給装置</td> <td>59. 型式</td> <td>59. 仕様</td> <td>59. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>60. 燃料供給装置</td> <td>60. 型式</td> <td>60. 仕様</td> <td>60. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>61. 燃料供給装置</td> <td>61. 型式</td> <td>61. 仕様</td> <td>61. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>62. 燃料供給装置</td> <td>62. 型式</td> <td>62. 仕様</td> <td>62. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>63. 燃料供給装置</td> <td>63. 型式</td> <td>63. 仕様</td> <td>63. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>64. 燃料供給装置</td> <td>64. 型式</td> <td>64. 仕様</td> <td>64. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>65. 燃料供給装置</td> <td>65. 型式</td> <td>65. 仕様</td> <td>65. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>66. 燃料供給装置</td> <td>66. 型式</td> <td>66. 仕様</td> <td>66. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>67. 燃料供給装置</td> <td>67. 型式</td> <td>67. 仕様</td> <td>67. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>68. 燃料供給装置</td> <td>68. 型式</td> <td>68. 仕様</td> <td>68. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>69. 燃料供給装置</td> <td>69. 型式</td> <td>69. 仕様</td> <td>69. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>70. 燃料供給装置</td> <td>70. 型式</td> <td>70. 仕様</td> <td>70. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>71. 燃料供給装置</td> <td>71. 型式</td> <td>71. 仕様</td> <td>71. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>72. 燃料供給装置</td> <td>72. 型式</td> <td>72. 仕様</td> <td>72. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>73. 燃料供給装置</td> <td>73. 型式</td> <td>73. 仕様</td> <td>73. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>74. 燃料供給装置</td> <td>74. 型式</td> <td>74. 仕様</td> <td>74. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>75. 燃料供給装置</td> <td>75. 型式</td> <td>75. 仕様</td> <td>75. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>76. 燃料供給装置</td> <td>76. 型式</td> <td>76. 仕様</td> <td>76. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>77. 燃料供給装置</td> <td>77. 型式</td> <td>77. 仕様</td> <td>77. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>78. 燃料供給装置</td> <td>78. 型式</td> <td>78. 仕様</td> <td>78. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>79. 燃料供給装置</td> <td>79. 型式</td> <td>79. 仕様</td> <td>79. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>80. 燃料供給装置</td> <td>80. 型式</td> <td>80. 仕様</td> <td>80. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>81. 燃料供給装置</td> <td>81. 型式</td> <td>81. 仕様</td> <td>81. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>82. 燃料供給装置</td> <td>82. 型式</td> <td>82. 仕様</td> <td>82. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>83. 燃料供給装置</td> <td>83. 型式</td> <td>83. 仕様</td> <td>83. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>84. 燃料供給装置</td> <td>84. 型式</td> <td>84. 仕様</td> <td>84. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>85. 燃料供給装置</td> <td>85. 型式</td> <td>85. 仕様</td> <td>85. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>86. 燃料供給装置</td> <td>86. 型式</td> <td>86. 仕様</td> <td>86. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>87. 燃料供給装置</td> <td>87. 型式</td> <td>87. 仕様</td> <td>87. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>88. 燃料供給装置</td> <td>88. 型式</td> <td>88. 仕様</td> <td>88. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>89. 燃料供給装置</td> <td>89. 型式</td> <td>89. 仕様</td> <td>89. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>90. 燃料供給装置</td> <td>90. 型式</td> <td>90. 仕様</td> <td>90. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>91. 燃料供給装置</td> <td>91. 型式</td> <td>91. 仕様</td> <td>91. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>92. 燃料供給装置</td> <td>92. 型式</td> <td>92. 仕様</td> <td>92. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>93. 燃料供給装置</td> <td>93. 型式</td> <td>93. 仕様</td> <td>93. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>94. 燃料供給装置</td> <td>94. 型式</td> <td>94. 仕様</td> <td>94. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>95. 燃料供給装置</td> <td>95. 型式</td> <td>95. 仕様</td> <td>95. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>96. 燃料供給装置</td> <td>96. 型式</td> <td>96. 仕様</td> <td>96. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>97. 燃料供給装置</td> <td>97. 型式</td> <td>97. 仕様</td> <td>97. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>98. 燃料供給装置</td> <td>98. 型式</td> <td>98. 仕様</td> <td>98. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>99. 燃料供給装置</td> <td>99. 型式</td> <td>99. 仕様</td> <td>99. 設置場所</td> </tr> <tr> <td>100. 燃料供給装置</td> <td>100. 型式</td> <td>100. 仕様</td> <td>100. 設置場所</td> </tr> </tbody> </table>	備品名	型式	仕様	設置場所	1. 燃料供給装置	1. 型式	1. 仕様	1. 設置場所	2. 燃料供給装置	2. 型式	2. 仕様	2. 設置場所	3. 燃料供給装置	3. 型式	3. 仕様	3. 設置場所	4. 燃料供給装置	4. 型式	4. 仕様	4. 設置場所	5. 燃料供給装置	5. 型式	5. 仕様	5. 設置場所	6. 燃料供給装置	6. 型式	6. 仕様	6. 設置場所	7. 燃料供給装置	7. 型式	7. 仕様	7. 設置場所	8. 燃料供給装置	8. 型式	8. 仕様	8. 設置場所	9. 燃料供給装置	9. 型式	9. 仕様	9. 設置場所	10. 燃料供給装置	10. 型式	10. 仕様	10. 設置場所	11. 燃料供給装置	11. 型式	11. 仕様	11. 設置場所	12. 燃料供給装置	12. 型式	12. 仕様	12. 設置場所	13. 燃料供給装置	13. 型式	13. 仕様	13. 設置場所	14. 燃料供給装置	14. 型式	14. 仕様	14. 設置場所	15. 燃料供給装置	15. 型式	15. 仕様	15. 設置場所	16. 燃料供給装置	16. 型式	16. 仕様	16. 設置場所	17. 燃料供給装置	17. 型式	17. 仕様	17. 設置場所	18. 燃料供給装置	18. 型式	18. 仕様	18. 設置場所	19. 燃料供給装置	19. 型式	19. 仕様	19. 設置場所	20. 燃料供給装置	20. 型式	20. 仕様	20. 設置場所	21. 燃料供給装置	21. 型式	21. 仕様	21. 設置場所	22. 燃料供給装置	22. 型式	22. 仕様	22. 設置場所	23. 燃料供給装置	23. 型式	23. 仕様	23. 設置場所	24. 燃料供給装置	24. 型式	24. 仕様	24. 設置場所	25. 燃料供給装置	25. 型式	25. 仕様	25. 設置場所	26. 燃料供給装置	26. 型式	26. 仕様	26. 設置場所	27. 燃料供給装置	27. 型式	27. 仕様	27. 設置場所	28. 燃料供給装置	28. 型式	28. 仕様	28. 設置場所	29. 燃料供給装置	29. 型式	29. 仕様	29. 設置場所	30. 燃料供給装置	30. 型式	30. 仕様	30. 設置場所	31. 燃料供給装置	31. 型式	31. 仕様	31. 設置場所	32. 燃料供給装置	32. 型式	32. 仕様	32. 設置場所	33. 燃料供給装置	33. 型式	33. 仕様	33. 設置場所	34. 燃料供給装置	34. 型式	34. 仕様	34. 設置場所	35. 燃料供給装置	35. 型式	35. 仕様	35. 設置場所	36. 燃料供給装置	36. 型式	36. 仕様	36. 設置場所	37. 燃料供給装置	37. 型式	37. 仕様	37. 設置場所	38. 燃料供給装置	38. 型式	38. 仕様	38. 設置場所	39. 燃料供給装置	39. 型式	39. 仕様	39. 設置場所	40. 燃料供給装置	40. 型式	40. 仕様	40. 設置場所	41. 燃料供給装置	41. 型式	41. 仕様	41. 設置場所	42. 燃料供給装置	42. 型式	42. 仕様	42. 設置場所	43. 燃料供給装置	43. 型式	43. 仕様	43. 設置場所	44. 燃料供給装置	44. 型式	44. 仕様	44. 設置場所	45. 燃料供給装置	45. 型式	45. 仕様	45. 設置場所	46. 燃料供給装置	46. 型式	46. 仕様	46. 設置場所	47. 燃料供給装置	47. 型式	47. 仕様	47. 設置場所	48. 燃料供給装置	48. 型式	48. 仕様	48. 設置場所	49. 燃料供給装置	49. 型式	49. 仕様	49. 設置場所	50. 燃料供給装置	50. 型式	50. 仕様	50. 設置場所	51. 燃料供給装置	51. 型式	51. 仕様	51. 設置場所	52. 燃料供給装置	52. 型式	52. 仕様	52. 設置場所	53. 燃料供給装置	53. 型式	53. 仕様	53. 設置場所	54. 燃料供給装置	54. 型式	54. 仕様	54. 設置場所	55. 燃料供給装置	55. 型式	55. 仕様	55. 設置場所	56. 燃料供給装置	56. 型式	56. 仕様	56. 設置場所	57. 燃料供給装置	57. 型式	57. 仕様	57. 設置場所	58. 燃料供給装置	58. 型式	58. 仕様	58. 設置場所	59. 燃料供給装置	59. 型式	59. 仕様	59. 設置場所	60. 燃料供給装置	60. 型式	60. 仕様	60. 設置場所	61. 燃料供給装置	61. 型式	61. 仕様	61. 設置場所	62. 燃料供給装置	62. 型式	62. 仕様	62. 設置場所	63. 燃料供給装置	63. 型式	63. 仕様	63. 設置場所	64. 燃料供給装置	64. 型式	64. 仕様	64. 設置場所	65. 燃料供給装置	65. 型式	65. 仕様	65. 設置場所	66. 燃料供給装置	66. 型式	66. 仕様	66. 設置場所	67. 燃料供給装置	67. 型式	67. 仕様	67. 設置場所	68. 燃料供給装置	68. 型式	68. 仕様	68. 設置場所	69. 燃料供給装置	69. 型式	69. 仕様	69. 設置場所	70. 燃料供給装置	70. 型式	70. 仕様	70. 設置場所	71. 燃料供給装置	71. 型式	71. 仕様	71. 設置場所	72. 燃料供給装置	72. 型式	72. 仕様	72. 設置場所	73. 燃料供給装置	73. 型式	73. 仕様	73. 設置場所	74. 燃料供給装置	74. 型式	74. 仕様	74. 設置場所	75. 燃料供給装置	75. 型式	75. 仕様	75. 設置場所	76. 燃料供給装置	76. 型式	76. 仕様	76. 設置場所	77. 燃料供給装置	77. 型式	77. 仕様	77. 設置場所	78. 燃料供給装置	78. 型式	78. 仕様	78. 設置場所	79. 燃料供給装置	79. 型式	79. 仕様	79. 設置場所	80. 燃料供給装置	80. 型式	80. 仕様	80. 設置場所	81. 燃料供給装置	81. 型式	81. 仕様	81. 設置場所	82. 燃料供給装置	82. 型式	82. 仕様	82. 設置場所	83. 燃料供給装置	83. 型式	83. 仕様	83. 設置場所	84. 燃料供給装置	84. 型式	84. 仕様	84. 設置場所	85. 燃料供給装置	85. 型式	85. 仕様	85. 設置場所	86. 燃料供給装置	86. 型式	86. 仕様	86. 設置場所	87. 燃料供給装置	87. 型式	87. 仕様	87. 設置場所	88. 燃料供給装置	88. 型式	88. 仕様	88. 設置場所	89. 燃料供給装置	89. 型式	89. 仕様	89. 設置場所	90. 燃料供給装置	90. 型式	90. 仕様	90. 設置場所	91. 燃料供給装置	91. 型式	91. 仕様	91. 設置場所	92. 燃料供給装置	92. 型式	92. 仕様	92. 設置場所	93. 燃料供給装置	93. 型式	93. 仕様	93. 設置場所	94. 燃料供給装置	94. 型式	94. 仕様	94. 設置場所	95. 燃料供給装置	95. 型式	95. 仕様	95. 設置場所	96. 燃料供給装置	96. 型式	96. 仕様	96. 設置場所	97. 燃料供給装置	97. 型式	97. 仕様	97. 設置場所	98. 燃料供給装置	98. 型式	98. 仕様	98. 設置場所	99. 燃料供給装置	99. 型式	99. 仕様	99. 設置場所	100. 燃料供給装置	100. 型式	100. 仕様	100. 設置場所			
備品名	型式	仕様	設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 燃料供給装置	1. 型式	1. 仕様	1. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2. 燃料供給装置	2. 型式	2. 仕様	2. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
3. 燃料供給装置	3. 型式	3. 仕様	3. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4. 燃料供給装置	4. 型式	4. 仕様	4. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
5. 燃料供給装置	5. 型式	5. 仕様	5. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
6. 燃料供給装置	6. 型式	6. 仕様	6. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
7. 燃料供給装置	7. 型式	7. 仕様	7. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
8. 燃料供給装置	8. 型式	8. 仕様	8. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
9. 燃料供給装置	9. 型式	9. 仕様	9. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
10. 燃料供給装置	10. 型式	10. 仕様	10. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
11. 燃料供給装置	11. 型式	11. 仕様	11. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
12. 燃料供給装置	12. 型式	12. 仕様	12. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
13. 燃料供給装置	13. 型式	13. 仕様	13. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
14. 燃料供給装置	14. 型式	14. 仕様	14. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
15. 燃料供給装置	15. 型式	15. 仕様	15. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
16. 燃料供給装置	16. 型式	16. 仕様	16. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
17. 燃料供給装置	17. 型式	17. 仕様	17. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
18. 燃料供給装置	18. 型式	18. 仕様	18. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
19. 燃料供給装置	19. 型式	19. 仕様	19. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
20. 燃料供給装置	20. 型式	20. 仕様	20. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
21. 燃料供給装置	21. 型式	21. 仕様	21. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
22. 燃料供給装置	22. 型式	22. 仕様	22. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
23. 燃料供給装置	23. 型式	23. 仕様	23. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
24. 燃料供給装置	24. 型式	24. 仕様	24. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
25. 燃料供給装置	25. 型式	25. 仕様	25. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
26. 燃料供給装置	26. 型式	26. 仕様	26. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
27. 燃料供給装置	27. 型式	27. 仕様	27. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28. 燃料供給装置	28. 型式	28. 仕様	28. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
29. 燃料供給装置	29. 型式	29. 仕様	29. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
30. 燃料供給装置	30. 型式	30. 仕様	30. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
31. 燃料供給装置	31. 型式	31. 仕様	31. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
32. 燃料供給装置	32. 型式	32. 仕様	32. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
33. 燃料供給装置	33. 型式	33. 仕様	33. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
34. 燃料供給装置	34. 型式	34. 仕様	34. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
35. 燃料供給装置	35. 型式	35. 仕様	35. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
36. 燃料供給装置	36. 型式	36. 仕様	36. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
37. 燃料供給装置	37. 型式	37. 仕様	37. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
38. 燃料供給装置	38. 型式	38. 仕様	38. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
39. 燃料供給装置	39. 型式	39. 仕様	39. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
40. 燃料供給装置	40. 型式	40. 仕様	40. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
41. 燃料供給装置	41. 型式	41. 仕様	41. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
42. 燃料供給装置	42. 型式	42. 仕様	42. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
43. 燃料供給装置	43. 型式	43. 仕様	43. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
44. 燃料供給装置	44. 型式	44. 仕様	44. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
45. 燃料供給装置	45. 型式	45. 仕様	45. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
46. 燃料供給装置	46. 型式	46. 仕様	46. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
47. 燃料供給装置	47. 型式	47. 仕様	47. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
48. 燃料供給装置	48. 型式	48. 仕様	48. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
49. 燃料供給装置	49. 型式	49. 仕様	49. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
50. 燃料供給装置	50. 型式	50. 仕様	50. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
51. 燃料供給装置	51. 型式	51. 仕様	51. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
52. 燃料供給装置	52. 型式	52. 仕様	52. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
53. 燃料供給装置	53. 型式	53. 仕様	53. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
54. 燃料供給装置	54. 型式	54. 仕様	54. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
55. 燃料供給装置	55. 型式	55. 仕様	55. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
56. 燃料供給装置	56. 型式	56. 仕様	56. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
57. 燃料供給装置	57. 型式	57. 仕様	57. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
58. 燃料供給装置	58. 型式	58. 仕様	58. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
59. 燃料供給装置	59. 型式	59. 仕様	59. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
60. 燃料供給装置	60. 型式	60. 仕様	60. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
61. 燃料供給装置	61. 型式	61. 仕様	61. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
62. 燃料供給装置	62. 型式	62. 仕様	62. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
63. 燃料供給装置	63. 型式	63. 仕様	63. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
64. 燃料供給装置	64. 型式	64. 仕様	64. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65. 燃料供給装置	65. 型式	65. 仕様	65. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
66. 燃料供給装置	66. 型式	66. 仕様	66. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
67. 燃料供給装置	67. 型式	67. 仕様	67. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
68. 燃料供給装置	68. 型式	68. 仕様	68. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
69. 燃料供給装置	69. 型式	69. 仕様	69. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
70. 燃料供給装置	70. 型式	70. 仕様	70. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
71. 燃料供給装置	71. 型式	71. 仕様	71. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
72. 燃料供給装置	72. 型式	72. 仕様	72. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
73. 燃料供給装置	73. 型式	73. 仕様	73. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
74. 燃料供給装置	74. 型式	74. 仕様	74. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
75. 燃料供給装置	75. 型式	75. 仕様	75. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
76. 燃料供給装置	76. 型式	76. 仕様	76. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
77. 燃料供給装置	77. 型式	77. 仕様	77. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
78. 燃料供給装置	78. 型式	78. 仕様	78. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
79. 燃料供給装置	79. 型式	79. 仕様	79. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
80. 燃料供給装置	80. 型式	80. 仕様	80. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
81. 燃料供給装置	81. 型式	81. 仕様	81. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
82. 燃料供給装置	82. 型式	82. 仕様	82. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
83. 燃料供給装置	83. 型式	83. 仕様	83. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
84. 燃料供給装置	84. 型式	84. 仕様	84. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
85. 燃料供給装置	85. 型式	85. 仕様	85. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
86. 燃料供給装置	86. 型式	86. 仕様	86. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
87. 燃料供給装置	87. 型式	87. 仕様	87. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
88. 燃料供給装置	88. 型式	88. 仕様	88. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
89. 燃料供給装置	89. 型式	89. 仕様	89. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
90. 燃料供給装置	90. 型式	90. 仕様	90. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
91. 燃料供給装置	91. 型式	91. 仕様	91. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
92. 燃料供給装置	92. 型式	92. 仕様	92. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
93. 燃料供給装置	93. 型式	93. 仕様	93. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
94. 燃料供給装置	94. 型式	94. 仕様	94. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
95. 燃料供給装置	95. 型式	95. 仕様	95. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
96. 燃料供給装置	96. 型式	96. 仕様	96. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
97. 燃料供給装置	97. 型式	97. 仕様	97. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
98. 燃料供給装置	98. 型式	98. 仕様	98. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
99. 燃料供給装置	99. 型式	99. 仕様	99. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
100. 燃料供給装置	100. 型式	100. 仕様	100. 設置場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：プラント状態監視設備機能検査 (2/2)【計装編】 要領書番号：04-15-140</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 276 645 978" style="border: 2px solid black; height: 440px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="116 986 604 1011" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 280 636 1123" style="border: 2px solid black; height: 528px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 1129 604 1155" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 控室の範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別又は名称</th> <th>実装名(標準名)</th> <th>用途又は機能の項目</th> <th>種別又は寸法</th> <th>種別又は寸法</th> <th>備考</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">種別又は名称</td> <td rowspan="10">実装名(標準名)</td> <td rowspan="10">用途又は機能の項目</td> <td rowspan="10">種別又は寸法</td> <td rowspan="10">種別又は寸法</td> <td rowspan="10">備考</td> <td rowspan="10">備考</td> </tr> <tr> <td>1.特性試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td>(1)本機は、監視用機器設置</td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>1F</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td>一部設置用機器設置</td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>1F</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td>一部設置用機器設置</td> </tr> <tr> <td>1.特性試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.特性試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>1F</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.特性試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">種別又は名称</td> <td rowspan="10">実装名(標準名)</td> <td rowspan="10">用途又は機能の項目</td> <td rowspan="10">種別又は寸法</td> <td rowspan="10">種別又は寸法</td> <td rowspan="10">備考</td> <td rowspan="10">備考</td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.運転・性能試験</td> <td>高</td> <td>1.5M</td> <td>1.5M</td> <td>プラント試験用監視用機器設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考	種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考	1.特性試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置	(1)本機は、監視用機器設置	1.運転・性能試験	高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置	一部設置用機器設置	1.運転・性能試験	高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置	一部設置用機器設置	1.特性試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.特性試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.特性試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考	1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置		1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置				
種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考																																																																																																																														
種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考																																																																																																																														
							1.特性試験								高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置	(1)本機は、監視用機器設置																																																																																																																	
							1.運転・性能試験								高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置	一部設置用機器設置																																																																																																																	
							1.運転・性能試験								高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置	一部設置用機器設置																																																																																																																	
							1.特性試験								高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																		
							1.特性試験								高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																		
							1.運転・性能試験								高	1F	1F	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																		
							1.運転・性能試験								高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																		
							1.特性試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
種別又は名称	実装名(標準名)	用途又は機能の項目	種別又は寸法	種別又は寸法	備考	備考																																																																																																																														
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									
							1.運転・性能試験	高	1.5M	1.5M	プラント試験用監視用機器設置																																																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：計測制御系監視機能検査 (2/3) [計装A編] 要領書番号：04-15-310</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 258 645 1145" style="border: 2px solid black; height: 556px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 1161 600 1184" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="107 1082 591 1107" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1072 604 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1082 600 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 268 647 1072" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="123 1082 611 1109" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>備考又は相違点</th> <th>機器名 (備考)</th> <th>品名及び仕様書の項目</th> <th>適合性</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20"> 機器又は相違点 1. 機器管理用設計 2. 設備管理用設計 3. 機器管理用設計 4. 設備管理用設計 5. 機器管理用設計 6. 設備管理用設計 7. 機器管理用設計 8. 設備管理用設計 9. 機器管理用設計 10. 設備管理用設計 11. 機器管理用設計 12. 設備管理用設計 13. 機器管理用設計 14. 設備管理用設計 15. 機器管理用設計 16. 設備管理用設計 17. 機器管理用設計 18. 設備管理用設計 19. 機器管理用設計 20. 設備管理用設計 </td> <td>2077Aモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Aモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Bモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Bモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Cモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Cモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Dモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Dモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Eモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Eモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Fモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Fモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Gモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Gモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Hモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Hモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Iモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Iモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Jモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Jモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Kモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Kモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Lモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Lモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Mモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Mモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Nモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Nモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Oモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Oモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Pモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Pモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Qモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Qモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Rモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Rモーターポンプ駆動機</td> </tr> <tr> <td>2077Sモーターポンプ駆動機</td> <td>1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験</td> <td>適合</td> <td>2077Sモーターポンプ駆動機</td> </tr> </tbody> </table>	備考又は相違点	機器名 (備考)	品名及び仕様書の項目	適合性	備考	機器又は相違点 1. 機器管理用設計 2. 設備管理用設計 3. 機器管理用設計 4. 設備管理用設計 5. 機器管理用設計 6. 設備管理用設計 7. 機器管理用設計 8. 設備管理用設計 9. 機器管理用設計 10. 設備管理用設計 11. 機器管理用設計 12. 設備管理用設計 13. 機器管理用設計 14. 設備管理用設計 15. 機器管理用設計 16. 設備管理用設計 17. 機器管理用設計 18. 設備管理用設計 19. 機器管理用設計 20. 設備管理用設計	2077Aモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Aモーターポンプ駆動機	2077Bモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Bモーターポンプ駆動機	2077Cモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Cモーターポンプ駆動機	2077Dモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Dモーターポンプ駆動機	2077Eモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Eモーターポンプ駆動機	2077Fモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Fモーターポンプ駆動機	2077Gモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Gモーターポンプ駆動機	2077Hモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Hモーターポンプ駆動機	2077Iモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Iモーターポンプ駆動機	2077Jモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Jモーターポンプ駆動機	2077Kモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Kモーターポンプ駆動機	2077Lモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Lモーターポンプ駆動機	2077Mモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Mモーターポンプ駆動機	2077Nモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Nモーターポンプ駆動機	2077Oモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Oモーターポンプ駆動機	2077Pモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Pモーターポンプ駆動機	2077Qモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Qモーターポンプ駆動機	2077Rモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Rモーターポンプ駆動機	2077Sモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Sモーターポンプ駆動機			
備考又は相違点	機器名 (備考)	品名及び仕様書の項目	適合性	備考																																																																																	
機器又は相違点 1. 機器管理用設計 2. 設備管理用設計 3. 機器管理用設計 4. 設備管理用設計 5. 機器管理用設計 6. 設備管理用設計 7. 機器管理用設計 8. 設備管理用設計 9. 機器管理用設計 10. 設備管理用設計 11. 機器管理用設計 12. 設備管理用設計 13. 機器管理用設計 14. 設備管理用設計 15. 機器管理用設計 16. 設備管理用設計 17. 機器管理用設計 18. 設備管理用設計 19. 機器管理用設計 20. 設備管理用設計	2077Aモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Aモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Bモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Bモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Cモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Cモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Dモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Dモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Eモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Eモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Fモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Fモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Gモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Gモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Hモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Hモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Iモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Iモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Jモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Jモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Kモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Kモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Lモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Lモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Mモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Mモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Nモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Nモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Oモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Oモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Pモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Pモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Qモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Qモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Rモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Rモーターポンプ駆動機																																																																																	
	2077Sモーターポンプ駆動機	1. 駆動機:「駆動機」 2. 特性試験	適合	2077Sモーターポンプ駆動機																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 0</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：放射線管理施設 検査名：エリアモニタリング機能検査 要領書番号：04-15-143</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 格納容器内高レベルモニタ (4R-91A.91B.92A.92B)</p> <p>格納容器内高レベルモニタ</p> <p>放射線監視装置</p> <p>原子炉補助装置</p> <p>格納容器内高レベル検出器</p> <p>放射線検出器</p> <p>高レベル監視装置</p> <p>放射線監視装置</p> <p>原子炉監視装置</p> <p>監視装置</p> <p>表示器</p> <p>警報装置</p> <p>モータ駆動スイッチ</p> <p>常時閉</p> <p>常時開</p> <p>常時閉</p> <p>注</p> <p>モータ駆動スイッチ</p> <p>1. 常時閉</p> <p>2. 常時開</p> <p>3. 常時閉</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大阪発電所 第4号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：核計装設備検査 要領書番号：04-15-335</p> <div style="border: 2px solid black; height: 300px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 268 645 1066" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="116 1072 600 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 651 1123" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="125 1145 613 1171" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 252 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="125 1066 613 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="116 1066 600 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 247 629 1029" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 249px;"></div> <div data-bbox="116 1038 600 1062" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第58条 計装設備（補足説明資料）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 256 640 1043" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="116 1054 600 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div>			